# 新 旧 対 照 表

1 目次 次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める(アンダーラインを付した部分は改正部分である。)。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
(注) 簿書様式は、 <u>令和2年12月22日</u> 現在の法令に基づくものである。	(注) 簿書様式は、 <u>令和2年6月26日</u> 現在の法令に基づくものである。
第1 共 通 関 係	第1 共 通 関 係
(1~1-2 省略) <u>1-3 同 (次葉の1) (通知用)</u> 1- <u>4</u> 同 (次葉 <u>の2</u> ) (通知用)     (2 省略)     3 不服申立て等について (贈与税) (通知用) <u>3-1 不服申立で等について (相続税) (通知用)</u> (4~7 省略)	(1~1-2 同左)       (新規)       1-3 同(次葉) (通知用)       (2 同左)       3 不服申立で等について(通知用)       (新規)       (4~7 同左)
(第2省略)	(第2 同左)
第3 贈 与 税 関 係	第3 贈 与 税 関 係
(1~2 省略) 2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和2年分)(第1表の付表1) 2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和2年分)(第1表の付表2) (2-2-1 省略) 2-3 令和2年分贈与税の申告書(第1表の2) (2-4 省略) 2-5 令和2年分贈与税の申告書(第1表の3) (2-6~7-11 省略) 8 令和2年分贈与税の修正申告書(第3表) (9 省略) 9-1 令和2年分贈与税の修正申告書(第3表)(別表の付表) (9-2~28 省略)	(1~2 同左) 2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和元年分)(第1表の付表1) 2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和元年分)(第1表の付表2) (2-2-1 同左) 2-3 令和元年分贈与税の申告書(第1表の2) (2-4 同左) 2-5 令和元年分贈与税の申告書(第1表の3) (2-6~7-11 同左) 8 令和元年分贈与税の修正申告書(第3表) (9 同左) 9-1 令和元年分贈与税の修正申告書(第3表)(別表の付表) (9-2~28 同左)

改 正 後	改正前
第4 譲渡 所得 関係	第4 譲渡 所 得 関 係
(1~4 省略)	(1~4 同左)       5 造成宅地の譲受け承認申請書       6 造成宅地の譲受け承認申請に対する承認(却下)所(通知用)       (7~54 同左)       (新規)
(第5~第7 省略)	(第5~第7 同左)
第8 納税猶予関係	第8 納税猶予関係
(1~140 省略) <u>140-1 必要経費不算入対価等の明細書</u> 14 <u>0-2</u> 事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出書)別紙【一定の事由により特定資産の 保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】 (141~146 省略)	(1~140 同左) <u>(新規)</u> 140 <u>-1</u> 事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出書)別紙【一定の事由により特定資産の 保有割合又は運用収入割合が基準割合以上となった場合】 (141~146 同左)
(第9~第11 省略)	(第9~第11 同左)

# 2 資産課税関係の申請・届出等の様式

第1 《共通関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 平成・令和 年分相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)	様式 1 のとおりとする。
1-1 平成・令和 年分加算税の額の計算明細書(相続税)(通知用)	様式 2 のとおりとする。
1-2 加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)(通知用)	様式 3 のとおりとする。
1-3 同(次葉の1)(通知用)	様式 4 のとおりとする。 (新規)
1-4 同(次葉の2)(通知用)	様式 5 のとおりとする。
3-1 不服申立て等について(相続税)(通知用)	様式 6 のとおりとする。 (新規)

第2 《相続税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改正事項
50 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)	様式 7 のとおりとする。
51 相続(包括遺贈を含む。)により承継する相続税及び加算税について(通知用)	様式 8 のとおりとする。

第3 《贈与税関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 令和 年分贈与税の申告書(第1表)	様式 9 のとおりとする。
2 同(控用)	様式 10 のとおりとする。
2-1 受益者が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和2年分)(第1表の付表1)	様式 11 のとおりとする。
2-2 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和2年分)(第1表の付表2)	様式 12 のとおりとする。
2-3 令和2年分贈与税の申告書(第1表の2)	様式 13 のとおりとする。
2-4 同(控用)	様式 14 のとおりとする。
2-5 令和2年分贈与税の申告書(第1表の3)	様式 15 のとおりとする。
2-6 同(控用)	様式 16 のとおりとする。
3 令和 年分贈与税の申告書(第2表)	様式 17 のとおりとする。
4 同(控用)	様式 18 のとおりとする。
5 死亡した者の令和 年分 贈与税の申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)	様式 19 のとおりとする。
7-1 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) [暦年課税]	様式 20 のとおりとする。
7-2-1 株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)〔相続時精算課税〕	様式 21 のとおりとする。
7-2-3 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) [暦年課税]	様式 22 のとおりとする。

7-2-5 特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) 〔相続時精算課税〕	様式 23 のとおりとする。
7-6 事業用資産納税猶予税額の計算書 [暦年課税]	様式 24 のとおりとする。
7-7 特定事業用資産等の明細書 [暦年課税]	様式 25 のとおりとする。
7-8 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕	様式 26 のとおりとする。
7-9 特定事業用資産等の明細書 [相続時精算課税]	様式 27 のとおりとする。
8 令和2年分贈与税の修正申告書(第3表)	様式 28 のとおりとする。
9 同(控用)	様式 29 のとおりとする。
9-1 令和 2 年分贈与税の修正申告書(第 3 表)(別表の付表)	様式 30 のとおりとする。
9-2 同(控用)	様式 31 のとおりとする。
11 相続時精算課税選択届出書	様式 32 のとおりとする。
12 同付表	様式 33 のとおりとする。
14 令和 年分農地等の贈与に関する確認書	様式 34 のとおりとする。
15 令和 年分特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書	様式 35 のとおりとする。
16 同付表	様式 36 のとおりとする。
18-1 相続(包括遺贈を含む。)により承継する贈与税及び加算税について(通知用)	様式 37 のとおりとする。
18-2 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書(第一表の二)(通知用)	様式 38 のとおりとする。
18-3 令和 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書(第一表の三)(通知用)	様式 39 のとおりとする。

第4 《譲渡所得関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 買換(代替)資産の明細書	様式 40 のとおりとする。
3-1 やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書	様式 41 のとおりとする。
3-3 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書【特定非常災害用】	様式 42 のとおりとする。
5 造成宅地の譲受け承認申請書	様式 43 のとおりとする。 (削除)
6 造成宅地の譲受け承認申請に対する承認(却下)書(通知用)	様式 44 のとおりとする。 (削除)
7 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表) 〔総合譲渡用〕	様式 45 のとおりとする。
10-7 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書(平成27年1月1日以後相続開始用)	様式 46 のとおりとする。
11 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書付表)	様式 47 のとおりとする。
12 公共事業用資産の買取り等の申出証明書	様式 48 のとおりとする。
13 公共事業用資産の買取り等の証明書	様式 49 のとおりとする。
14 優良住宅地等のための土地等の買取り証明書(租税特別措置法第31条の2第2項第1号、第2号該当)	様式 50 のとおりとする。
15 優良住宅地等のための土地等の買取り証明書(租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当)	様式 51 のとおりとする。
16 一団の宅地等の用に供する旨の確約書	様式 52 のとおりとする。

	,
18 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書	様式 53 のとおりとする。
20-1 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書【特定非常災害用】	様式 54 のとおりとする。
21 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書	様式 55 のとおりとする。
22 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)〔土地・建物用〕	様式 56 のとおりとする。
23 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)	様式 57 のとおりとする。
24 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)	様式 58 のとおりとする。
25 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書	様式 59 のとおりとする。
26 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)	様式 60 のとおりとする。
27 特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書	様式 61 のとおりとする。
29 居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)《確定申告書付表》【租税特別措	様式 62 のとおりとする。
置法第41条の5用】	
30 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和_年分)【租税特別措置法第41条の5用】	様式 63 のとおりとする。
31 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)《確定申告書付表》【租税特別措置法第41	様式 64 のとおりとする。
条の5の2用】	
32 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書(令和_年分)【租税特別措置法第41条の5の2用】	様式 65 のとおりとする。
33-1 平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書	様式 66 のとおりとする。
34 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書	様式 67 のとおりとする。
37 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)	様式 68 のとおりとする。
38 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書	様式 69 のとおりとする。
39 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書	様式 70 のとおりとする。
40 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書	様式 71 のとおりとする。
42 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書	様式 72 のとおりとする。
43 同(付表1 納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書)	様式 73 のとおりとする。
46 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表(2人以上の方が上記届出書を連署により提出	様式 74 のとおりとする。
する場合)	
47 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書	様式 75 のとおりとする。
55 配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書《確定申告書付表》	様式 76 のとおりとする。 (新規)

第6 《財産評価関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改正事項
1 平成・令和 年分 特定路線価設定申出書	様式 77 のとおりとする。

第8 《納税猶予関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
140-1 必要経費不算入対価等の明細書	様式 78 のとおりとする。 (新規)

第10 《更正の請求関係》中、次表の「様式」欄に掲げる申請・届出等の様式を「改正事項」欄に掲げるとおりに改める。

様 式	改 正 事 項
1 税の更正の請求書	様式 79 のとおりとする。
3-1 同(次 葉)(相続税−付表 2)	様式 80 のとおりとする。
3-1-1 同(次 葉)(相続税-付表2の2)	様式 81 のとおりとする。
3-5 同(次 葉)(相続税-付表6)	様式 82 のとおりとする。
5-1 同(次 葉)(贈与税-付表 2)	様式 83 のとおりとする。
5-2 同(次 葉)(贈与税-付表3)	様式 84 のとおりとする。

「改正前」の様式を「改正後」のとおり改める。	株式
改 正 後	改 正 前
# _ 号  (生 所 又 は 所在地 (納税地) 氏 名 又 は 名	第
年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)  年分 相続税 の 年 月 日	年分 相続税の加算税の賦課決定通知書(通知用)  年分 相続税の 年 月 日 納付すべき  本税の額に対する加算税について、下記のとおり 決定します。
記	記  1 この通知により納付すべき又は減少する加算税の額  前付すべき 加算 税 前 付 す べ き 重 加 算 税 減 少 す る 重 加 算 税 月 日までに同封の前付書により日本銀
円     円     円     行(本店 支店、代理店 飯 使局 を含む。))又は当税 務署へ納付してください。       2     加算税の計算       A 加算税の融資 となる税額     放展及定額 の利合 となる税額     変更決定後の販課決定額 の利合 となる税額     を要決定後の販課決定額 の利合 となる税額     を要託 を必る税額 の利合 となる税額     E 加算税の額 被少する     給付すべき 額 がすべき 額	円   行本店、支店、代理店及び歳入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署へ納付してください。   2 加算税の計算   加 算 税 重 加 算 税
□ 回程適則法に基づく計算 0,000 100 (A×B) 円 円 円 (D×E) 円 0,000 100 100 100 100 100 100 100 100 1	決定額 試選決定額 軽 減 額 業果決定務の 減少する 額     決定額 試選決定額 減少する 額       (1) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日) (日
X は加算	(①③に対する加算税の割合 100 5 100
3 この通知に係る処分の理由	3 この通知に係る処分の理由
(資 3-10-3- A 4 続一)	(教 3 – 10 – 3 – A 4 統一)
(〒3-10-3-14-8-7) (今212)	( )枚のうち( )枚目

3 資産課税関係の申請・届出等様式(対照表)

止	刖

氏名又は 名 称

\_\_\_\_年分 加算税の額の計算明細書(相続税)

改 正 後

あなたに通知した <u></u>年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書 (通知用) の「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

<				賦課決定額	Ą	変更決	定後の賦課	決定額	納付すべき
			A 加算税の基礎 となる税額	B 加算税 の割合	C 加算税の額	D 加算税の基礎 となる税額	E 加算税 の割合	F 加算税の額	減少する
① B	THE SERVE !!	G (注1)	0,000	100	(A×B) 円	0,000	100	(D×E) 円	
① 国税通則法に 基づく計算		H (注2)	0,000	5 100	(A×B) 円	0,000 円 0,000	5 100	(D×E) 円	/
	<ul> <li>② ①のうち国税通則法 第66条第2項に係る部分</li> <li>③ ①のうち国税通則法 第66条第4項に係る部分</li> </ul>		0,000 円 0,000	5 100	(A×B) 円	0,000	5 100	(D×E) 円	
			0,000	10	(A×B) 円	0,000	10	(D×E) 円	
		④ 5%控除額	0,000	5	(A×B) 円	0,000	5 100	(D×E) 円	
国外財産調書又は 財産債務調書に係る 控除又は加算		⑤ 5%加算額	0,000	5 100	(A×B) 円	0,000	5 100	(D×E) 円	
		⑥ 10%加算額	0,000	10	(A×B) 円	0,000	10	(D×E) 円	
	)から⑥の合計器 G+H+②+③-				Р			PI	P.

- (注)1 国税通則法第66条第1項の規定による加算税の基礎となる税額を記載しています。2 国税通則法第66条第6項の規定による加算税の基礎となる税額を記載しています。

年分 加算税の額の計算明細書(相続税)

あなたに通知した 年分 相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の 「納付すべき又は減少する無申告加算税」の額は、次のとおり計算しています。

$\sim$			賦 課	変更決定後の	国外財産調書又は即	<b>才産債務調書に係る</b>	納付すべき
			決定額	賦課決定額	4E jag 8ii	変更決定後の 軽 減 額	減少する 額
_		A	H	H	PI	B	/
Œ	加算税の基礎となる税額	(注1)	0,000	0,000			/
	ON SHAPE CAR CONTROL	В	PI	PI	0,000	0,000	/
		(注2)	0,000	0,000			/
	<ul><li>② ①に対する加算税の</li></ul>	C Aに対す る割合	100	100	5	5	/
	41.4	D Bに対す る割合		5 100	100	100	
3	①のうち国税通則法第66 規定による加算税の基礎と		0, 000	0,000			
	<ul><li>③ ③に対する加算税の割合</li></ul>		100	<u>5</u>		/	/
(5)	①のうち国税通期法第66条第4項の 規定による加算税の基礎となる税額 ⑥ ⑤に対する加算税の割合		0, 000	O, 000			
			10	10			/
7	加算税の額 (A×CとB×Dと③×④ との合計額)	と⑤×⑥	P	PI	P	н	Н

- (注)1 国税通則法第66条第1項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。
  - 2 国税通則法第66条第6項の規定の適用による加算税の基礎となる税額を記載しています。

## 改 正 後

改 正 前

氏名又は

加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) あなたに通知した 年分相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)のうち「国税 通則法に基づく計算」欄(①及び⑧)の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

-		_	A	В	С	D	Е	F
$\cap$			Α	D	C	型ペル又は仮装事由	E .	正当な事由があると
			前の額	後の額	隠べい又は	以外の事実のみに基	非正当事由	認められる事実のみ
			Hilloyapa	25(1) 491	仮装部分の額	づいて更正決定等が あったとした場合の額	部分の類	に基づいて更正決定 等があった場合の額
-	取得財産の価額	$\forall$	Ħ	円	※ 円		※ 円	400000000000000000000000000000000000000
課税	取得財産の動類(注1)	D		''	76 12			
価級					*		36	
格等の	债務控除額	2)						
91	純香産価額に加算される (	3)			*		搬	
100	所年課長分の借り対金価額	2/						
各人	製製価格(①-②+③) (3	Ð	,000	,000		FI 000,		円 ,000
の会		_	, 000	,000		,000		,000
뫍	相続税の総額の	5)	00	00		00		00
ř	ant des militari — des ess	+	FI	H	Д	"	FI	"
	取得財産の価額 (往1)	6	17	17	173		13	
١.	债務控除額	D						
あ	純養産価額に加算される。	20						
な	原年課長分の関与財産価額	8)						
た	課税価格(⑥一①+⑥) (	(E)				円		円
0	MESSISTED 0 - 07 Q	~	,000	,000		,000		,000
課	相統税額(	0						
税	法第18条の規定。	+						
価	による加算額	D						
		_						
格	税額控除額〔	12)						
华	ee 31 95 ee 6	75.						
Ø	差引税額(	ig.						
81	相続時精算課税分	80						
AN.	の贈与税額登除額	(5)	00	00	00	00	00	00
3"	医療法人持分	Œ.						
	税额控除额	+	,	12		^		52
	03-04-03 0	0	√ 00	12		00		- 00
Н		+						
±99	光 税 額 0			③(ローイ) 円	(四一個) 円	◎(ハーイ) 円	(30-20) 円	億(ニーイ) 円
1-14	700 BR U	9		00	00	00	00	00
Н		+	$\overline{}$				/過小(無)申告加算視分、	
[tu	算税の基礎の	a.			(重加等税分) (1万円未満の機数切拾で)		(1万円未満の施販切捨て)	
\ Ł	なる税額	100			四 0,000		円 0,000	
/		L			0,000		0,000	

- (注) 1 「取得財産の情報」には、「相総時精算課税適用財産の條頼」を含みます。
  2 上記消貨別編件の「※」の付いた各種には、あなたがその財産等を収得与したかどうかにかかわりなく、あなたが得べい又は仮装した財産等及びあなたた正当事前から、党が中等をとりませたがなった。いたかった財産等の金額等の金額を記載しています。
  - 3 弱ペい又は仮数部分の全額がない場合には、「(※)一仰)」とあるのは「(※)一仰)」として計算しています。

(資 3-13-2-A4 統一) (·\$·2.12) 氏名又は

## 加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)

通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の あなたに通知した 年分相続税の 「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

A	В	С	D	E	F	G	Н
前の額	後の額	隠べい又は仮 装部分の額	記べい又は仮装事由以外の事実のみに基づいて更正決定等があったとした 場合の 額	非正当事由 部 分 の 額	正当な事由がある と認められる事実 のみに基づいて更 正決定等があった 場合の額	国外財産調書に記 載がある国外財産 又は財産債務調書 に記載がある財産 に係る部分の額	Gが適用される国 外財産も対象の 外財産ものは基づいる 実正とした場合の 変正とした場合の 変更を ないたとした場合の 変更を ないたとした場合の 変更を ないたとした場合の がある。
円	円					₩ Н	
		**		*		**	
, 000	,000		円 , 000		, 000		円,000
00	00		00		00		00
円	円	FI		PI		円	
,000	,000		円 ,000		円 , 000	/	[F] ,000
						/	
						] /	
						] /	
00	00	00	00	00	00	] /	00
						]/	
イ 00	00		↑ 00		 00	/	3次
	⑱(ローイ) 円	(B-3) H	◎(ハーイ) 円	(第一21) 円	②(ニーイ)円	(3)-22) 円	②(ホーイ) 円
	00	面加算程分	00	00 /湯少(制)申告加算股份。	00	00 以及此意思者又以、	00
		(1万円未満の船散切拾て) 円 0,000		(1万円未満の電散場数で) 円 0,000		(対産債務調査に係る等分) し万円未満の離散切捨て 円 の、000	
	円 ,000 00 円 ,000	際の前 円 円 円 000、000、 000 000、000 000、000 000、000 000 00	前の額 後の額 総べい又は仮 要 部 分の 額 にいっては	前の額 後の額 盤べい又は仮 妻 の の	前の額 後の額 総ペンマは仮 表に かって 変 非正当事由 は かっ かっ の 額 分 の 額 京	前の額 後の額 整	前の額 後の額 遠へい又は仮 はなの事をのかまま 非正当事由 ままるの

- (注) 1 「取得財産の価額」には、「相続時精算課税適用財産の価額」を含みます。
  2 上記計算中の「審」の付かた各額には、あなたがその財産労を取得等したかどうかにかかわりなく、あなたが認べい又は仮装した財産等及びあなたに正当計算がなく過少に消を支援しているとしている。 の価額等の金額を記載しています。
  - 3 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(図ー型)」とあるのは「(図ー型)」として、「(図ー型)」とあるのは「(図ー型)」として計算しています。

(資 3-13-2- A4 統一) (令元.12)

( )枚のうち( )枚目

( )枚のうち( )枚目

		様式	4
改 正 後	改 正 前		
	(新規)		
(通 知用			
氏名又は 名			
加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次葉の1			
あなたに通知した 年分相続税の 通知害及び加算税の試課決定通知書(通知用)のうち[国外財産調告 又は財産債務調告に係る控除又は加算」欄の「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。			
G 5 分担除機能に対比す ロジ道用される個外別産又 1 0 及び13項目される個外別 K ( 0 人は13項目される個外別 K ( 0 人は23項目を表する個外別 ( 1 0 人は23項目を表する個外別 ( 1 0 人は23項目を表する個外別 ( 1 0 人は23項目を表する例外の ( 1 0 本表の心とした場合の M ( 1 0 本表の心とした場合の M ( 1 0 ) 本表の心とした。			
課取得財産の価額 (① 米 円 (元力) (			
A 機能等(0-0+0)     (00)       (計)     相続税の継額(5)			
取得財産の価額 ⑤ 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
2			
服 相 統 税 額 函 税 拡第18条の規定 (4) 個による加算額			
巻 税 額 控 除 額 ②			
17			
類 差 根 類 ①			
加 算 税 の 基 礎 (			
(注) 4 国外財産調査に比較がある国际財産及工政産債務調査に認識がある財産に係る認分の類をいいます。 5 国外財産調査が提出期限内に提出される場合又は同財財産制産に認定がいい場合等の国外財産に係る部分(6に該当するものを整きます。)の類をいいます。 6 国外財産調査が提出期限内に提出される場合又は同財財産制度に認識がない場合等の国外財産のうち、国外財産調査に記載すべき国外財産の取得等に 係る物理等の扱い等の分からに応じずその提出等をしなかった部分の類をいいます。 7 取得財産の信頼には、(回転時利益取扱風財産の信頼」を含みます。 8 上記代表別期 (次集日)、中の「前」の中の企会機は、高級法則の対象者がその財産等を取得等したかどうかにかかわりなく、5 等益除額、5 等加算額 又は105加算額に対応する部分の報をそれぞれ記載しています。 9 国へ以よ社会指的その側 (加減収の基金となる機関の計算知識等 (相談税)のの機 がない場合には、「(第一後)」とあるのは「(第一後)」として計算			
しています。 ( )枚のうち ( )枚目 (寮3-13-(-A4 統一) (*213)			

	様式   5
改 正 後	改正前
(通 知 用) 氏名又は 名 称	- 通知知用用 - 氏名又は 名 称
加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次業の2	加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税) 次業
M	To product of the control of
(資 3-13-6-A4 載一) ( )枚のうち ( )枚目 (42.13)	(東3-13-4-A4 統一) ( )枚のうち ( )枚目 (東3-13-4-A4 統一)

		様式	6
改 正 後	改 正 前		
	(新規)		
(通知用) 不服申立て等について			
か成中立 と寺に りいし			
【不服申立てについて】			
○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に			
税務署長に対して再調査の請求又は国税不服審判所長(提出先は、国税不服審判所首席 国税審判官)に対して審査請求を寸ることができます。			
回枕番刊台)に対して番重請水をすることができます。 ○ 再調査の請求(法定の再調査の請求期間経過後にされたものその他その請求が適法にされていない			
ものを除きます。)についての決定があった場合において、当該決定を経た後の処分になお不服があ			
るときは、当該再調査の請求をした方は、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して			
1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。			
<ul><li>【取消しの訴えについて】</li><li>○ 審査請求について裁決があった場合において、当該裁決を経た後の処分になお不服があるときは、</li></ul>			
当該審査請求をした方は、裁判所に対して処分の取消しの訴え(以下「取消訴訟」といいます。) を			
提起することができます。			
○ 取消訴訟の被告とすべき者は国(代表者 法務大臣)となります。			
○ 取消訴訟は、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又は当該裁決の			
日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。			
○ 取消訴訟は、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれ			
かに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずして訴訟を提起することができます。			
(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。			
(2) 更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等			
に係る国税の課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求めようとすると			
$\hat{\sigma}_{\circ}$			
(3) 審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があると			
き、その他その裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。			
(資 3-24-2-A 4 統一)			
( ) 枚のうち ( ) 枚目			

### ### ##############################	改 正 後		改正前					
1	相 校 税 の 献 課 校 の 献 書 及 び (通知用)	(金) ます。    ます。	年 月 日の相談開始に係る相談股及  ○ この通知により新たに続けてより交担減少する長期  新付する。	相 続 税 の 通 知 書 及 の 加 算 税 の 加 算 税 の 加 算 税 の 加 算 税 の 配 課 決 定 通 知 書 及 の 配 課 決 定 通 知 書 税 の 配 課 決 定 通 知 書 税 の 配 課 決 定 通 知 書 税 の 配 課 決 の 配 の の の の の の の の の の の の の の の の の	第			

# 改 正 前

### 相続(包括遺贈を含む。)により承継する相続税及び加算税について

あなたが、被相続人 殿の相続(包括遺贈を含む。)により承離する相続税及び加算税の額(1相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書)の「○この通知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額)は、国税通則法第5条の規定により民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

# 1 「納付すべき 本税の額」欄の税額

区分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する	本税の額
小計 (注)	H	H		円
あなたの相続分	/	/		

(注)「小計」は、「相続税の\_\_\_\_\_\_通知書及び加算税の試課決定通知書」の「○課稅標準等及び稅額等の計算明細」の「(1)納付稅額又は還付稅額の計算明細」の「②小計(③一③一②)」欄の金額をいいます。

# 2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額

## (1) 上記1の税額の内訳(注)

1		区分	賦課決	定分	変更決定後の賦課決定分		
		『算税に対応する本税の額 (a)	1	円	F	H	
	aのうち国外財	O /OTHER BRICKS OF STANDED AND AND AND AND AND AND AND AND AND AN	IZ.	Ħ	チ	円	
	産調書又は財産 債務調書に係る	5%加算額に対応する本税の額	Л	Ħ	IJ	円	
	控除又は加算	10%加算額に対応する本税の額	=	H	ヌ	H	
ı	重加算税に対応す	トる本税の額 (b)	亦	円	ル	Ħ	
	上記a及びb以外	トの本税の額	^	Ħ	7	円	

(注) イからへ(変更決定の場合はトからヲ)のうち複数の区分に対応する税額があるとさは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(相続税)」により各金額を計算しています。

# (2) 「納付すべき 加算税の額」の計算

				賦課決定額					変更決	定後の戦闘	決定額		納付すべき
			۸	加算拠の基礎と なる拠額(性)	B 加算税 の割合	C 加算8	の額		加算税の基礎と なる税額(対)	E 加算税 の割合	F 加算核	の額	減少する 額
	①国税通	別法に基づく計算	1	0,000	100	(A×B)	H	ŀ	0,000	100	(D×E)	H	/
	200	②①のうち国税通則法 第 条第2項に係る部分		0,000	5	(A×B)	円		円 0,000	5 100	(D×E)	円	/
		うち国税通則法 条第4項に係る部分		0,000	10	(A×B)	H		0,000	100	(D×E)	H	/
#	国外財産	④5%控除額	п	0,000	5	(A×B)	円	チ	0,000	5	(D×E)	PI	/
中告加算程	財産債務	⑤5%加算額	Λ	0.000	5	(A×B)	円	y	円 0,000	5	(D×E)	PI	/
税	る控除又は加算	⑥10%加算額	=	0,000	10	(A×B)	H	ヌ	0,000	100	(D×E)	H	/
		5 億の合計額 +②-④+⑤+⑥)					円	_				H	F
	<b>③国税通</b>	法に基づく計算	ホ	0,000	100	(A×B)	H	N	0,000	100	(D×E)	H	/
重加算税		)うち国税通則法  条第4項ご係る部分	Г	0,000	100	(A×B)	円		0,000	100	(D×E)	PI	
税	000 及で						H			_		H	F

(注)「加算税の基礎となる税額」は、上記2(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

# 3 「納税猶予額控除後の 納付すべき 本税の額」欄の税額

н					
	区分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減少する	本税の額
ı	申告納税額 (注)	円	円	A	円
ı	あなたの相続分	/			

(注)「申告納税額」は、「相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課稅標準等及び稅額等の計算明細」の「(1)納付税額又は運付税額の計算明細」の「申告納税額(②一③)」欄の金額をいいます。

( )枚のうち( )枚目

(資 4-85-1-A 4 統一)

### 相続(包括遺贈を含む。)により承継する相続税及び加算税について

10元(己泊返帰と日も。)により外極する中心に及び加井がについて	
あなたが、被相続人	税
及び加算税の額(「相続税の通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通	知 j
により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額)は、国税通則法第5条の規定により	民
法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による	相
続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。	
納付すべき 1 「 滅 少 す る 本税の額」欄の税額	
(基礎となる税額) (相続分)	
円 × / = A 円	
(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等 及び税額の計算明細」の「〔1謝行税額以は還付税額の計算明細」の「②小計(③ ③ ○ ②)」欄の右側 (「 額」欄)の額から左欄(「当初課税額( 額)」欄)の額を減算した額です。	
納付すべき 2「減少する 加算税の額」欄の税額	
上記1のAの税額の内訳 イ申告加算税に対応する本税の額	1
※ イ以外の金額があるときは、「加算税の ロ 重加算税に対応する本税の額	1
基礎となる税額の計算明細書(相総税)」 ハ 上 記 以 外 の 本 税 の 額	1
ニ 国外財産調書又は財産債務調書に	)
係る軽減額に対応する本税の額	ıJ
(1)申告加算税	
 (基礎となる税額) (加算税の割合)	
0,000H × /100 = B H	
(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第 条第2項適用分))	
0, 000 H × 5/100 = C H	
(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第66条第4項適用分))	
0,000	
申告加算税の額(B+C+D-E)	
(2) 重加算税	
(2) 里川 昇忱 (基礎となる税額) (加算税の割合)	
0,000円     ×     100     F     円       (基礎となる税額)     (加算税の割合(国税通則法第68条第4項適用分))	
重加算税の額(F+G)	
(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記1のAの税額の内訳」のイ、ロ又は二の本税の額の10,000 円未満の端数を切り捨てたものです。	
3「納税猶予税額控除後の納付すべき本税の額」欄の税額	
減少9 る	
(基礎となる税額) (相続分)	
円 × / = 円	
(注) 「(基礎となる税額)」は、「相続税の 通知書及び加算税の賦譲決定通知書」の「○課税標準等 及び税額の計算明細」の「中音納税額(②一②)」欄の右側(「 額」欄)の額から左欄(「当初課税	
額(額)」欄)の額を減算した額です。	

( ) 枚のうち( ) 枚目

(資4-85-1-A4統一)

出

用

#### 贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

### 1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	6,000,000円
基礎控除額	B	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A-B】	C	4,900,000円
②に対する税額 ※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。 (申告書第一表の②欄に転記します。)	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合 特例贈与財産の価額の合計額(込)から基礎控除額(限)を控除した 課軽価格(に)に【速算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を

▲6,000,000円 - 国1,100,000円 = □4,900,000円 □4,900,000円×20%(特例稅率) - 300,000円(控除額) = □680,000円

### 【速算表 (特例贈与財産用)】

	礎 課					4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 超
特	例		税	率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
1空日	除額	(特)	91 80.	(政	2	100千円	300千円	900千円	1.900千円	2.650千円	4.150千円	6.400千円

<ご注意(ださい)>「特何税率」の適用を受ける場合で、次の①又は定のいずれかに該当するときは、関与税の中容者ととは、関与により財産を 取得した人の戸場の選本又は少本その他の資動でその人の方法、生年月日及びその人が明告するの系書域に該当することをまする清朝を提出す るを表現かります。ただし、最近の対したいいで刊度に対したのの間がよったので「特別系」の場所を受けるために当該当することをまする清朝を提出す (1) 特別第一級の場合の人の関係を受けた場合で、その財産の確認から、基礎対象部(1,00下円)を売しまいた他の課程系統が2,000千円を最えるとき (2) 一般選手場後、12 特別報告は最近の両方の報告を受けた場合で、その両方の財産の賠額の合計額から、基礎技能額(1,100千円)を売しまいた後の課価格をが2,000千円を出えるとき (4) 一般選手場後について配換機力を扱い行列の場合を受ける場合によ。基礎技能額(1,100千円)を配ります。

# 2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

「特例税率」の適用がない財産(「一般贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「一般税率」を適用して計算します。

一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	A	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	B	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
国及びCの控除後の課税価格 【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。 (由告書第一表の⑦欄に転記します。)	E	335,000円

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合 (配偶者控除10,000,000円を適用する場合)

「一般贈与財産の価額の合計額(回) から配偶者控除額(回) 及び 基礎控除額(図) を控除した課税価格(回) に【連算表(一般贈与 財産用)】を使用して税額(回)を計算します。

A14,000,000円 − B10,000,000円 − C1,100,000円

= D2,900,000円

[D]2,900,000円×15%(一般税率)-100,000円(控除額)

### = []335,000円

【速算	表	(-	般贈	与財	産用)】							
基礎の課		控税	除価	後格	2,000千円 以下	3,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下 超	
_	般		税	率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控制	余額	(	收税	率)	= =	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

## 3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

#### 「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	A	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	В	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額 [A+B-C] (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Eの控除後の課税価格【D-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	E	13,900,000円
Eの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【連算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	1,220,000円
図の金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	I	4,505,000円
<ul><li>一般贈与財産に対応する税額</li><li>【II×(B-C)/D】</li></ul>	I	3,003,333円
税額(国+丁) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例) 特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を 取得した場合

特例贈与財産の循額(3D)と一般贈与財産の価額(3D)の合計額(3D) から基礎控除額(3D)を控除した課稅価格(3D)に【連算表(特別 前与財産用力】及び[建算史(一枚贈与財産用力]を使用して計算 した税額((3)、(3D)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり 扱分計算し、その合計額(3D) を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額(G及び旧欄の計算)

[F]13,900,000円×40%(特例税率)-1,900,000円(控除額) =[G]3,660,000円

⑤3,660,000円×(A5,000,000円/ D15,000,000円)

■1,220,000円 (ii) 1円未換の端散があるときは、その磁散を振り換てます。
 (2) 一般贈与財産に対応する税額(正及び冝欄の計算)

(2) 一坂町子角度に対応する税額(国及び迂禰の町井) E13,900,000円×45%(一般税率)-1,750,000円(控除額) = 日4 505 000円

[14,505,000円×]([B10,000,000円-[C0円)/ [D15,000,000円]

[1] 3,003,333円 (注)1円未満の編散があるときは、その編散金額を切り拾てます。

(3) 贈与税額の計算(医欄の計算)

田1,220,000円+ 13,003,333円 = 14,223,333円

## 贈与税(暦年課税)の税額の計算方法等

### 1 特例贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の②欄に金額の記載がない場合)

贈与により財産を取得した人(贈与を受けた年の1月1日において20歳以上の人に限ります。)が、直系尊属(父母や祖父母など)から贈与により取得した財産(「特例贈与財産」といいます。)に係る贈与税の額は、「特例税率」を適用して計算します。

特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	Α	6,000,000円
基礎控除額	В	1,100,000円
Bの控除後の課税価格【A−B】	C	4,900,000円
<ul><li>○に対する税額</li><li>※ 下記の【速算表(特例贈与財産用)】</li><li>を使用して計算します。</li><li>(由告書第一表の⑦欄に訂訂】ます。)</li></ul>	D	680,000円

(例) 特例贈与財産 6,000,000円を取得した場合 特例贈与財産の価額の合計額(盃)から基礎控除額(圏)を控除した 課稅価格(区)に【連算表(特例贈与財産用)】を使用して税額(D)を

#### 【速算表 (特例贈与財産用)】

基の	礎 課				2,000千円 以下	4,000千円 以下	6,000千円 以下	10,000千円 以下	15,000千円 以下	30,000千円 以下	45,000千円 以下	45,000千円 超
特	例	移	ź	率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控	除額(	特例	[R):	\$£)	-	100千円	300千円	900千円	1.900千円	2.650壬円	4 150壬円	6.400壬円

【ご選挙大巻5.1)> 特利契率1の適用を受ける場合で、次の口又は空のいずれかに該当するときは、類分類の中作者ともに、数分生により財産を 取見した人の下部の際とは対象をやめ血の需要であったが、なり月1万尺であったが開発する場合に関する。ときまて表面で表面であった。 なる成分もります。たけ、過去の格分において同じ関す者からの限分について「特殊限率」の適用を受けるために当選連難を整している場合に は、世常業性、実の「進かの場合を向け会议区、関係、その原則してから免疫で展産をと迎えし、誘致事故を全たで批判で表面で表面で表面で表面で表面である。 (1 経済期間が最近のみの期等を受けた場合で、その財産の価値から基礎控整点 (1,100千円)を走し引いた後の課税締修3(3000千円を超えるとき (2) 一般態が対象し行権が開発と対象の関係の関係を受けた場合で、その両方の財産の価値の合計部から基礎経験信(1,100千円)を走し引いた後の課税 機構が3(3000千円を超えるとき

### 2 一般贈与財産のみを贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄に金額の記載がない場合)

N税率」の適用がない財産 (「一般贈与財産」といいます。) に係る贈与税の額は、「**一般税率**」を適用して計算します。

「行列が平」の通用がない角座(「一版)	KH J.N	1座」 こくいょう
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	Α	14,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	В	10,000,000円
基礎控除額	C	1,100,000円
B及びCの控除後の課税価格 【A-B-C】	D	2,900,000円
Dに対する税額 ※ 下記の[連禁表(一般贈与財産用)] を使用して計算します。 (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	Е	335,000円

(例) 一般贈与財産14,000,000円を取得した場合 (配偶者控除10,000,000円を適用する場合)

一般贈与財産の価額の合計額(A)から配偶者控除額(E)及び 基礎控除額(C)を控除した課税価格(D)に【速算表(一般贈与 財産用】】を使用して税額(E)を計算します。

A14,000,000円 - B10,000,000円 - C1,100,000円

= D2,900,000FJ

D2,900,000円×15%(一般税率)-100,000円(控除額)

= E335,000円

## 【速算表 (一般贈与財産用)】

基	礎	控	除	後	2,000千円	3,000千円	4,000千円	6,000千円	10,000千円	15,000千円	30,000千円	30,000千円
0	課	税	価	格	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	超
-	67 753	ŧ	税	率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控	除額	(	般税	率)	-	100千円	250千円	650千円	1,250千円	1,750千円	2,500千円	4,000千円

## 3 特例贈与財産と一般贈与財産の両方を贈与により取得した場合(申告書第一表の①欄及び②欄の両方に金額の記載がある場合)

「特例税率」及び「一般税率」の両方を適用して計算します。

[445)466中] 次0·[—3866中] 40回刀 6	263/11 (	ンで回外しより。
特例贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の①の金額)	Α	5,000,000円
一般贈与財産の価額の合計額 (申告書第一表の②の金額)	В	10,000,000円
配偶者控除額 (申告書第一表の③の金額)	C	0円
暦年課税分の課税価格の合計額【A+B-C】 (申告書第一表の④の金額)	D	15,000,000円
基礎控除額	E	1,100,000円
Eの控除後の課税価格【□-E】 (申告書第一表の⑥の金額)	F	13,900,000円
Eの金額に「特例税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(特例贈与財産用)】 を使用して計算します。	G	3,660,000円
特例贈与財産に対応する税額 【G×A/D】	H	1,220,000円
Eの金額に「一般税率」を適用した税額 ※ 上記の【速算表(一般贈与財産用)】 を使用して計算します。	1	4,505,000円
<ul><li>一般贈与財産に対応する税額</li><li>【I×(B-C)/D】</li></ul>	Œ	3,003,333円
税額 (田+団) (申告書第一表の⑦欄に転記します。)	K	4,223,333円

(例)特例贈与財産5,000,000円及び一般贈与財産10,000,000円を 取得した場合

特例贈与財産の価額(E) と一般贈与財産の価額(E)の合計額(E) から基礎控除額(E))を控除した課税価格(E))に【遠算表(特例 贈与財産用】】及び【結算表(中税贈与財産用】】を使用して計算 した税額((E)・II)について、それぞれ(1)及び(2)のとおり 扱分計算し、その合計額(E) を計算します。

(1) 特例贈与財産に対応する税額(匠及び田欄の計算)

E13,900,000円×40% (特例税率) - 1,900,000円 (控除額) = □3,660,000円

©3,660,000円×(A5,000,000円/ D15,000,000円)

[1] 1,220,000 円 (注) 1円未満の凝散があるときは、その凝散金額を切り捨てます。

(2) 一般贈与財産に対応する税額(□及び□欄の計算)[日13,900,000円×45%(一般税率)-1,750,000円(控除額)

= T4 505 000FI

[14,505,000円×|(图10,000,000円 - C0円) / D15,000,000円

= ①3,003,333円 (注)1円未満の締数があるときは、その締数金額を切り捨てます。

(3) 贈与税額の計算(医欄の計算)

 $\underline{\mathbb{H}}$  1,220,000  $\underline{\mathbb{H}}$  +  $\underline{\mathbb{H}}$  3,003,333  $\underline{\mathbb{H}}$  =  $\underline{\mathbb{K}}$  4,223,333  $\underline{\mathbb{H}}$ 

# 改 正 後

# 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和2年分)

Ø₽	の明細書は申告書を提出	する場合に	、委託者	ごとに作	成します。			が贈与			任者の 又は氏名 <sup>整理番号)</sup>	(		)	
1	委託者					- , , , , , ,				( # /	担任 併 リ/				$\dashv$
住					氏: (フリガ・	ナ)				宇年		年	Я	В	$\neg$
所					名					10	上明治1、		昭和3、平	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	п5
2	信託の明細														$\dashv$
番号	信割	色の名:	称		在地 (信託 の受託者の名									去第9条の4 こ服ります。)	
1															
2															
3															$\neg$
3	信託に関す	る権利の明	148												$\dashv$
-	1001-007	012177					数	址	単	価				mar	cn.
番号	種類	細目	利用区 銘 桴		所在	場所等	固定資		倍	数	財産の何	五額		受託した信仰 外国税額控仰	
-							27 (6)	81	1111	**		円			П
												13			
								_		_					
															$\dashv$
_			-					$\exists$							$\dashv$
12	Eに関する権利	の価額の合語	H額等								1		2		
	信託に対する		①の金額か	ら 1, 100 千円	を控除した金額( ・速算表」を使用し	千円未満は切り	拾てます。)に	けし、単位	書第一表	(92	3				$\neg$
強性	*前の贈与税額				財産の上記					入しま	す.				$\dashv$
_	3 上記に記	金額) を記り 入しきれない	人します。									額の合計	額を限度と	:して当該分	值
4	贈与税額等信託に関する相		調の会額の	のうちあり	2 6 10 4	・税の額	7	ALTERES	額控除往	\$ <i>0</i> 0	(8) 控除する	法人税等	に (9) ž	6引税額	$\dashv$
0	価額の合計額	たか	受託した化	言託に関す		(5)÷(4)			(@-		相当する都	Ĭ		7-8)	
(	①欄の金額)	日 る権	[利の価額の		Д		П			E	(②欄の:		H		П
		13			7		13			173			"		17
(注:	資産の価額 2 ⑧欄は、 3 ⑨欄の金 4 ⑨欄の金 申告書第一 5 信託の受	の合計額を 「5 控除す 額 (⑦一®) 額を贈与税の 表の⑩欄に 記者が 1 人の	限度として! ける法人税( がマイナ; つ申告書第一 記記します。 O場合には、	当該負債を 等に相当す スとなると 一表の回標 ④欄と⑤	<ul><li>控除した金</li><li>お額の計算</li><li>さは「0」</li></ul>	額)の合計 」により算 と記入しま す。なお、	額を記入し 出した控制 す。 この明細書	ます。 なするお	去人税等	に相当	<ul><li>はする負債があ</li><li>当する額(②</li><li>お場合には、そ</li></ul>	闌の金額)	を記入し	ます。	
5	控除する法	人税等に相			事業税等の物	eson H: L ≠a :	e diceisi an thi	dets:					10 ma	価額に基づ	$\mathcal{A}$
	あなたが受託			3	<b>翌期控除事業</b>	税等相当額					去人税及び事		法人税		
	に関する権利 合計額(⑤欄の		⑩の価額( 事業税の額	に基づく	② ①の金 ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ② ②		(3) (1)の・ 特別法。				の基となる価( (0-0)-02-03				
	THE THE TOTAL	円	P来代の初	円	IDJE/JE/A	H	明 別 社	人争采	円	- (0	y-w-w-w	円			円
	国の価額に基づ 業税の額	く 切 ⑮の金 地方法人			金額に基づく 民税の額	⑤ ⑥の金 市町村民			の金額! 方法人特			類に基づく 事業税の額		等に相当す。	
	þ	9	H		円		円			P	1	円			円
(注)	2 ⑫欄及び 律第13号) 指置法をいい ※ 昭欄及びの ※ 野欄及びの ※ 野欄は、( 5 ⑰欄は、(	<ul><li>20欄は、それ 附則第 31条 いりの属は、31下 日の欄は、それ 記憶を記しる が 前」を記しる 日の属する受 日の属する</li></ul>	ルぞれ⑪欄及 第2項の規 同じです。) 計託者の事業 ルぞれ⑪欄及 ルます。 を託者の事業 を受託者の事業	及び⑩欄の 建定に規定を の規定を を を を なび の機の を を を を を を を を を を を を を を を を を を	・金額を基にかなおその効力 ・適用して計算 ・適用して計算 ・和元年10月 ・金額を基にする ・和元年10月 ・の所得とみな	なお効力をそうな有するである。 かを有するでは、 かを有するでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	すする廃止 らのとされ 也方法人特 表税及び特 始されてい 法の規定を	前暫定法別 別 別 別 別 お 場 用 し に の 場 人 の よ の よ の も に の も る る る る る る る る る る る る る	措置法条を 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の 第1の	(地方 の の の 人 こ れ に し れ た に し に し に に に に に に に に に に に に に	らの欄は記入 関する法律の の欄は記入し 「法人税の額」	を改正する の地方法 しません。 規定を適 ません。	等の法律 人特別税等 用して計算	(平成 28 年 年に関する¶	F法 暫定

(資5-59-1-A4統一)(令2.10)

# 改 正 前

# 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書(令和元年分)

の	この明細書は、相続税法第9条の 申告書を提出する場合に、委託? なお、この明細書の書きかた等!	子ごとに作品	戈します。			5贈与税	名利	陈又(	者のは氏名		)
1	委託者						1 (2				
住		В	(フリガ	·+)			生年		年	月	B
听		4	5				月日	ı [ '	明治1、大正2、	昭和3、平	成4、令和5
2	信託の明細										
番号.	信託の名称			の受託者が 名称又は氏名も					贈与者の氏名、但 2項の規定の適用		
2											
3											
3	信託に関する権利の明細										
番号		区分、	所在	場所等	数 固定資料 個		単 価 倍 数		財産の価額		受託した信託財 外国税額控除額
					37 34	101			H		P
_											
_								$\pm$			
_								$\pm$			
信言	上に関する権利の価額の合計額等							0		2	
Ŀį	記信託に対する外国税額 (①の金額	から 1,100 千円を	控除した金額(	(千円末満は切り捨 して、一般税率又に	てます。)に3	たいのか	第一表 (控	3			
0	の価額の合計額 たが受託した (①欄の金額) る権利の価額	iのうちあな 信託に関す iの合計額	⑥ 贈与	5税の額 (⑤÷④)	⑦:	して添付 外国税額 与税額(	空除後の ⑥-②)	8	控除する法人税等 相当する額 (②欄の金額)	(	7-8)
Т	円	円			ŋ		-	H		円	円
(注	<ul> <li>31 (動制は、上記3の各信誌のうち) 資産の価報の合計額を開度として</li> <li>2 (③欄は、「5 接除する法人8 3 (○欄の金額(ワー3)がマイナ3 中告書第一表の⑪欄に転記します。 中告書第一表の⑪欄に転記します。 技能の受託者が1人の場合には 控除する法人税等に相当する終</li> </ul>	当該負債を持 等に相当する スとなると 一表の⑩欄に 。 、④欄と⑤相	整除した金 る額の計算 きは「0」 こ転記しま	額)の合計額 」により算出 と記入します す。なお、こ	を記入し した控防 。 の明細書	ます。 ける法 <i>丿</i>	、税等に	相当す	る額(②欄の金額)	を記入し	ます。
_			業税等の	額の基となる	価額の計	W				(B) (B) O	価額に基づく
9 10	あなたが受託した信 近に関する権利の価額 ① ⑩の価額 の合計額(⑤欄の金額) 事業税の額	型 (に基づく (E	期控除事業 ⑩の価	総等相当額 額に基づく ( 特別税の額	3 (I) O (			額の基	税及び事業税等の となる価額 (D-02-03)	法人税	
	Н	PI		Р			PI		P		円
_	国の価額に基づく 団 国の価額に基づ。 「業税の額 地方法人特別税の数			(B) (Bの金額 道府県民税)			金額に基 民税の額	づく ②	<ul><li>園の全額に基づく 特別法人事業税の額</li></ul>		等に相当する額 )+®+®+®+②)
	PI P		円		円			円	円		円
(注	<ul> <li>① 1 ①欄及び⑤欄は、それぞれ◎欄</li> <li>2 ⑫欄及び⑰欄は、それぞれ⑩欄</li> <li>算した「地方法人特別税の額」を</li> <li>※ 令和元年10月1日より前の財</li> <li>3 ⑮欄及び⑫欄は、それぞれ⑪欄</li> </ul>	及び国欄の会 記入します。 (4年の場合に)	注額を受託 記入し、同 注額を基に	者の事業年度 日以後の贈与 特別法人事業	の所得と の場合に 脱及び特	みなして は、これ 別法人事	地方法/ らの欄に 業譲与利	人特別和 は記入1 見に関っ	税等に関する暫定指 しません。	措置法の規定	2を適用して計

# 改正前

	負担領	務の額の	計算								
① 信託に対する				法人税及	び事業税等の物	質の基とは	こる価額の計算				⑦ ⑥の価額に基づく
贈与税額		託に関する			翌期控除事業科				⑥ 法人税及		法人税の額
(表面③欄の金額)		価額の合計					<ul><li>⑤ ③の金額に基</li></ul>		の額の基と		
	(表面	①欄の全都	1 4	業税の額	旧地方法人		特別法人事業程		(2-3-		
円			P	Р		円		H		円	H
<ul><li>⑧ ⑥の価額に基へ 事業程の額</li></ul>		⑦の金額 地方法人税		⑩ ⑦の公 道府県日	を額に基づく		金額に基づく  民程の額		⑧の金額に B地方法人特別		③ ⑧の金額に基づく 特別法人事業税の額
手来化り観	H	地方法人快	円	MATERIA	H H	tine) 4	H H	- 1	口思力怎么有為	円	村別は八事来他の観
60 法人税等に相当	ul- z #6	(@ L @ ] (	(n)-00	DA#							
+9+0+0+0			B ((I)-01	) obsesse							
		PH			円			_			
番号 上記②欄	の金額	たがら	関の金額の を託した各		18 (13×17)÷	16) の金	額 39 各信託 係る外国				<ul><li>ビ財産責任負担債務の額ー(3)</li></ul>
	P	額の台	17 TEU	PI			Pg	_	円		PI
により一の者 の額を記入し 2 「番号」欄 3 ③欄及び⑧ 4 ④欄及び⑤ を記入して⑤ ※ 贈与の日 5 ⑤欄及び億	の贈与れ ます、に は は は 、 そ 。 の 属 は 、 そ 。 の 属 は 、 、 、 、 、 そ の る の る る の る の る の る の る の る の る の る	見として計算 信託財産責 数する信託即 れぞれ②機 れぞれ③相 る受託者の	算される場 任負担債務 才産が属す。 及び⑥欄の 限及び⑧欄の 事業年度が	合において、 5」とは、信 5 信託の表記 金額を受託 今和元年10	この明細書を 託法第2条第 「2 信託の 者の事業年度の なお効力を有 月1日以後に「	提出する 9項に規 明細」欄 所得とみ する廃止	受託者が受託し とする信託財産事 の番号を記入し: なして地方税法の 前暫定措置法の共	た各任任意	信託に関する 独掛債務をい を適用して計 ・適用して計	が権利に併 います。)。 計算した「A 算した「	9第1項及び第2項の規定 13 信託財産責任負担債務 事業税の額」を記入します。 旧地方法人特別税の額」
※ 贈与の日 6 ⑦欄は、⑥	の属す 欄の金	R入します。 る受託者の 領を受託者	事業年度がの事業年度	令和元年10 の所得とみ:	月1日前に開始 なして法人税法	台されてい の規定を		税にれた「	関する法律 の欄は記入 法人税の額」	の規定をしません。	適用して計算した「特別

#### 書きかた等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、 この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の(注)にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名 (フリガナ) 及び生年月日を記入してください。
- 3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続税法第9条の4第1 項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する 受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細 書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場 合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。

4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入して

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入し た欄のいずれかに、相続税法第21条の8の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額をまとめて記入してください。

5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算

作成する明細書が1枚の場合には、表面「⑨」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成され る場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。

6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。

7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計 算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

<ul><li>① 信託に対す</li></ul>	8		1 of 1000 1 100 Av1 SV		法人税	及び事業税等の	前の基とな	よる価額の計算			SECTION SOLES	⑦ ⑥の価額に基づく
贈与税額			託に関す			翌期控除事業科	竞等相当着	Ñ.		⑥ 法人税及7	7事業税等	法人税の額
(表面③欄の金	(188)		の価額の合 ii①欄の金		の価額に基 業税の額	づ ④ ②の価部 地方法人特		<ul><li>⑤ ③の金額に基 特別法人事業税</li></ul>				
	円			円		円	円		円		円	P
<ul><li>⑧ ⑥の価額に 事業税の額</li></ul>	基づく	(9		額に基づく 特別税の額		金額に基づく		金額に基づく 民税の額	12	⑦の金額に 市町村民税の		(3) ⑧の金額に基づく 特別法人事業税の額
		PJ		円		円		円			円	P
<ul><li>銀 法人税等に + ⑨ + ⑩ + ⑪</li></ul>			i (⑦+®	(1) (1)-(1)	)の金額							
			円			H			_			
番号 6 上記(	2)欄の	金額	たカ	1 ②欄の金額の 5受託した各 0合計額		® (6×6÷	16)の金	簡 <sup>(3)</sup> 各信託 係る外国科		する権利に 陸除額		E財産責任負担債務の額 ③)
			Ч		円			d		PI		P

- 1 こより一の者の別よ、支北市について2以上が少支金者等か呼しない自然に関する体験に体がの間や体制が出版的に対しております。 により一の者の前手校として計算される場合において、この明確を金拠出する支え花が支生した名前はに関する権利は係る信託が産業任兵担債務 の額を記入します(「信託財産責任負担債者」とは、信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいいます。)。 2 「番舎」機は、記載する信託財産素任会相談を属する信託の数据
- ③欄及び⑤欄は、それぞれ②欄及び⑥欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の額」を記入します。 4 ①欄及び⑨欄は、それぞれ②欄及び⑩欄の金額を受託者の事業年度の所得とみなして地方法人特別模等に関する暫定措置法の規定を適用して計算 した「地方法人特別税の額」を記入します。
- ※ 令和元年10月1日より前の贈与の場合に記入し、同日以後の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。 5 ⑤欄及び診欄は、それぞれ③欄及び⑧欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業譲手税に関する法律の規定を適用して計算した「特別
- ※ 今和元年10月1日日以後の贈与の場合に記入1. 同日より前の贈与の場合には、これらの欄は記入1.ません。
- ※ 令和元年10月1日以後の贈子で当該贈与の日の属する受託者の事業年度が今和元年10月1日前に開始されている場合の⑤欄及び⑤欄は、そ
- 8 ①欄及び珍爛は「⑦欄の法人段の類を基に地方段法の規定を適用して計算した「消疫県民税の類」又は「市町村民税の類」を記入します。
- ③欄から③欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を記入します。
- 10 ⑤欄の企類 (①一⑥) がマイナスとなるときは「O」と記入します。 11 ⑥欄は、各信託のうち受託者が贈与税の中告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する、表面「3 信託に関する権利 の明細、側の信託財産に属する資産の価額(信託財産に属する負債がある場合は、その信託財産に属する資産の価額の合計額を限度として当該負債 を控除した金額)の合計額を記入します。
- こは所した。※600 ~ 口目の歌きにいてします。
  12 毎欄は、各信託のうち受託者が贈与税の申告を行うべき信託について、「番号」欄に記載した番号ごとに対応する外国税額控除額を記入します。
- 13 ②欄の金額(第一項)がマイナスとなるときは「0」と記入します。14 上記に記入しきれないときは、適宜の用紙に信託財産責任負担債務の額の計算を記載して添付してください。

#### 書 き か た 等

この明細書は、相続税法第9条の4第1項又は第2項に規定する受託者が贈与税の申告書を提出する場合に、委託者ごとに作成します。なお、 この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してください。

各欄の記載については、各欄の (注) にしたがって記入してください。また、次の欄は次により記入してください。

- 1 「受託者の名称又は氏名」欄には、受託者の名称又は氏名を記入してください。
- 2 「1 委託者」欄には、委託者の住所、氏名 (フリガナ) 及び生年月日を記入してください。
- 3 「2 信託の明細」には、この明細書を提出する受託者が委託者から受託した(している)受益者等が存しない信託(相続視法第9条の4第1 項又は第2項の規定により贈与により取得したものとみなされる信託に関する権利をいいます。以下同じです。)のほか、この明細書を提出する 受託者以外の他の受託者が同一の委託者から同年中に受託した(している)受益者等が存しない信託についても記入してください。

なお、「所在地」欄には、信託の受託をした営業所、事務所その他これらに準ずるものの所在地を記載するとともに、信託の受託者がこの明細 書を提出する受託者以外の場合には、その受託者の名称又は氏名も併せて記入してください。

また、「贈与者の氏名、住所」欄には、信託に関する権利について相続税法第9条の4第2項の規定により贈与により取得したとみなされる場 合に、贈与をしたとみなされる者(信託に関する権利について、次に受益者等となる者の前の受益者等)の氏名及び住所を記入してください。

4 「3 信託に関する権利の明細」には、「2 信託の明細」に記載した受益者等が存しない信託について、信託財産に係る資産の明細を記入して

なお、「あなたが受託した信託財産に係る外国税額控除額」欄は、「2 信託の明細」に記載した信託契約に係る信託財産に属する資産を記入し た欄のいずれかに、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の金額をまとめて記入してください。

5 「4 贈与税額等の計算」では、この明細書を提出する受託者が受託した(している)受益者等が存しない信託に係る贈与税の差引税額を計算 1. ++.

作成する明細書が1枚の場合には、表面「③」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。また、この明細書を複数枚作成され る場合には、各明細書の表面「⑨」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑩」欄に転記します。

- 6 「5 控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税等の相当額を計算します。
- 7 「6 信託財産責任負担債務の額の計算」では、贈与税額が相続税法施行令第1条の10第1項及び第2項の規定により一の者の贈与税として計 算される場合において、この明細書を提出する受託者が受託した各信託に係る信託財産責任負担債務の額を計算します。

第

# 改 正 後

# 改 正 前

# 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和2年分)

	贈与者の氏名	) {
この明細書は、相続税法第66条第1項に規定する代表者若しくは管理者の 定めのある人格のない社団若しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定め のない法人が贈与集の申告書を批する場合に、贈与者ごとに特成します。 なお、この明細書の書きかた等については、裏面をご覧ください。	人格のない社団等 又は持分の定めの ない法人の名称	].
		•

1	贈与によ	り取得した男	材産の明細等							$ \sigma $
#			利用区分、		数 量	単価				1
号	稚類	細田	銘 柄 等	所在場所等	固定資産税 評 価 額	倍 数	財産の値	i 10	外国税額控除額	作
1								円	円	쿺
2										]=
3										4
4										Į,
5										2 4
<b></b>				・ 仮が法人税法の規定により事業年 9号を○で囲んでください。	度の所得金額の	合計額	0		2	3
				法の規定により事業年度 び外国税額控除額の合き		の計算上益	3		4	F
基	<b>連控除後の</b> 記	果税価格に対		O全額から1,100千円を控除した全 (控用) の裏面の「贈与税の連算ま				(5)	円	]

2 贈与税額から控除する	法人税等に相当する額の計	ij.					
⑥ 法人税法の規定により 益金の額に算入される贈 与により取得した財産の 価額の合計額(3の金額)			)金額に基づく旧場 、特別税の額	也 ⑨ ⑦の④ 法人事業		く特別	① 翌期控除事業税等相当 額(⑦+®+®)
PI	F		F	1		円	PI
① 法人税及び事業税等 額の基となる価額(⑥-®		法人税の	③ ⑪の価額に 得割の額	基づく事業科		(2の 額	金額に基づく地方法人税の
	P	円			円		円
(5) (2)の金額に基づく道府 県民税の法人税割の額	⑩ ⑫の金額に基づく市町 村民税の法人税割の額		・ ・ 金額に基づく旧 ・ 人特別税の額	® 目の金 法人事業	全額に基づ 製税の額	く特別	(2) 法人税等に相当する額 (2)+(3)+(3)+(5)+(6)+(6)+(6)+(6)
円	P		F	3		円	円
3 贈与税額から控除する	法人税等に相当する額の限!	変額の計算					
0 100100 100100 10010	益金の額に算入される贈与 る差引税額(⑤×③+①-④)		法人税等に相当 (⑪の金額)	する額		を額(図の い方の全数	の金額と②の金額とのうちいずれ   ()
		円		円			H
4 差引税額の合計額(納	付すべき税額)の計算						
② 基礎控除後の課税価 格に対する税額(⑤の金 網)	<ul><li>② 外国税額控除額(② の金額)</li><li>円</li></ul>	C 100111	する法人税等に る額 (②の全額) 円	O 2231000	順の合計額 き税額)((	٠	※ 当該法人が一般社 団法人又は一般財団 法人である場合には、 レ印を記入してくだ さい。

(資5-59-3-A4統一)(令2.10)

# 人格のない社団等又は持分の定めのない法人に課される贈与税額の計算明細書(令和元年分)

1	贈与により取得	.た財産の	明細等						
6	稚類細		川田区分、	所在場所等	数 量 固定資産税	単価俗数	財産の	価 額	外国税額控除額
		-			評価額			円	P.
							_		
				iが法人秘法の規定により事業年 号を○で囲んでください。	度の所得金額の	合計額	10		2
	- Her De - Her De	and the same		去の規定により事業年月 プ外国税額控除額の合計		)計算上益	3		4

2 贈与税額から控除する	法人税等に相当する額の計	算					
⑥ 法人税法の規定により 益金の額に算入される贈 与により取得した財産の 価額の合計額(③の金額)	税の所得割の額		)価額に基づく地方 別税の額	7 9 ⑦の4 法人事第		づく特別	(® 翌期控除事業税等相当額(⑦+®+®)
PJ	Р	3	P			円	PJ
① 法人税及び事業税等 額の基となる価額(⑥-0)		法人税の	<ul><li>③ ①の価額に</li><li>得割の額</li></ul>	基づく事業程	見の所	<ul><li>(B) (Dの 税の額</li></ul>	・価額に基づく地方法人特別 [
	H	円			PI		PI
⑤ ⑫の金額に基づく地 方法人税の額	⑥ ⑫の金額に基づく道所 県民税の法人税割の額		金額に基づく市町 その法人税割の額	J 18 13の金 法人事業		づく特別	(9 法人税等に相当する額 (20+10+10+10+10+10+10)
PI	P	3	P			PI	円
3 贈与税額から控除する	法人税等に相当する額の限	度額の計算					
	) 益金の額に算入される贈 る差引税額 (⑤×③÷①-④)		法人税等に相当 (母の金額)	する額		度額(®)	の金額と仰の金額とのうちいずれ 側)
		円		円			円
4 差引税額の合計額(納	付すべき税額)の計算						
② 基礎控除後の課税価 格に対する税額(⑤の金 額)	② 外国税額控除額(② の金額)		する法人税等に る額 (@の金額)	<ul><li>参 差引税額</li><li>(納付すべ - 30 - 30)</li></ul>			<ul><li>※ 当該法人が一般社 団法人又は一般財団 法人である場合には、</li></ul>
PI	円		PI			円	レ印を記入してくだ さい。

(資5-59-3-A4統一)(令元.10)

# 改 正 前

### 書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第 1 項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若 しくは財団又は同条第 4 項に規定する持分の定めのない法人(以下「人格のない社団等」といいます。)が 関係の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してく ださい。

人格のない社団等に対し贈与を行った者が2人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成して ください。

- 1 「人格のない社団等又は持分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない 社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
- (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
- (2) 「外国税額控除額」欄は、相続税法第21条の8の規定による在外財産に対する贈与税額から控除する金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業 税等の額を次により計算して記入します。
- (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(③の金額)を記入します。
- [2] 「⑦」及び「⑪」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑪」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得と みなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
- (3) 「⑧」及び「⑰」欄は、それぞれ「⑰」及び「⑫」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法(地方稅法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。)の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。
- ※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日以後に開始されている場合には、これらの欄は記入しません。
- (4)「⑨」及び「⑱」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業 譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
- ※ 贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年10月1日前に開始されている場合には、 これらの欄は記入しません。
- (5)「⑫」欄は、「⑪」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用して計算した「法人税の額」を記入します。
- (7) 「⑮」及び「⑯」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法 人税制の額」及び「市町村民税の法人税制の額」を記入します。
- (8)「⑦」欄から「⑭」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を 記入します。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人 経第に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算」では、差引税額の合計額(納付すべき税額)を計算します。

「②」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑪」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「③」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑪」欄に転記します。また、一般社団法人工一般財団法人に課された「③」欄の金額については、相続税法第66条の2の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相続税が課される場合には、その相続税の額から控除することができます。

#### 書きかた等

この明細書は、相続税法第 66 条第1項に規定する代表者若しくは管理者の定めのある人格のない社団若 しくは財団又は同条第4項に規定する持分の定めのない法人(以下「人格のない社団等」といいます。)が 贈与税の申告書を提出する場合に作成します。なお、この明細書は、贈与税の申告書に添付して提出してく ださい

人格のない社団等に対し贈与を行った者が2人以上いる場合には、贈与者ごとに、この明細書を作成してください。

- 1 「人格のない社団等又は特分の定めのない法人の名称」欄には、贈与により財産を取得した人格のない 社団等の名称を記入します。
- 2 「1 贈与により取得した財産の明細等」欄は次により記入します。
- (1) 「種類」、「細目」、「利用区分、銘柄等」、「所在場所等」、「数量」、「固定資産税評価額」、「単価」、「倍数」及び「財産の価額」欄は贈与税の申告書第一表に準じて記入します。
- (2)「外国税額控除額」欄は、相続税法第21条の8に規定する「在外財産に対する贈与税額の控除」の 金額を記入します。
- 3 「2 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の計算」では、贈与税額から控除する法人税、事業 税等の額を次により計算して記入します。
- (1) 「⑥」欄は、贈与により取得した財産で、その財産の価額が法人税法の規定により人格のない社団等 の事業年度の所得金額の計算上益金の額に算入される財産の価額の合計額(③の金額)を記入します。
- [2] 「⑦」及び「⑬」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑪」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得と みなして地方税法の規定を適用して計算した「事業税の所得割の額」を記入します。
- (3) 「⑧」及び「⑩」欄は、それぞれ「⑥」及び「⑪」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得と みなして地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定を適用して計算した「地方法人特別税の額」を記 入します。
- ※ 令和元年 10 月1日より前の贈与の場合に記入し、同日以後の贈与の場合には、これらの欄は記入しません。
- (4) 「⑨」及び「№」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑱」欄の金額を基に特別法人事業税及び特別法人事業 譲与税に関する法律の規定を適用して計算した「特別法人事業税の額」を記入します。
- ※ 令和元年 10 月1日以後の贈与の場合に記入し、同日より前の贈与の場合には、これらの欄は記入 しません。
- ※ 令和元年 10 月 1 日以後の贈与で当該贈与の日の属する人格のない社団等の事業年度が令和元年 10 月 1 日前に開始されている場合の「⑨」及び「⑱」欄は、それぞれ「⑦」及び「⑬」欄の金額を基になお効力を有する廃止前暫定措置法(地方稅法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号) 附則第 31 条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 9 条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法をいいます。)の規定を適用して計算した「旧地方法人特別税の額」を記入します。
- (5) 「②」欄は、「④」欄の金額を人格のない社団等の事業年度の所得とみなして法人税法の規定を適用 して計算した「法人税の額」を記入します。
- (6) 「⑮」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方法人税法の規定を適用して計算した「地方法人税の額」を記入します。
- (7)「⑯」及び「⑰」欄は、「⑫」欄の金額を基に地方税法の規定を適用して計算した「道府県民税の法人税割の額」及び「市町村民税の法人税割の額」を記入します。
- (8) 「⑦」欄から「⑭」欄までの各欄は、贈与があった日の属する事業年度ごとに計算した額の合計額を およします。
- 4 「3 贈与税額から控除する法人税等に相当する額の限度額の計算」では、贈与税額から控除する法人 税等に相当する額の限度額を計算します。
- 5 「4 差引税額の合計額(納付すべき税額)の計算」では、差引税額の合計額(納付すべき税額)を計 質1 ます
- 「③」欄の金額を贈与税の申告書第一表の「⑪」欄に転記します。なお、この明細書を複数枚作成される方は、各明細書の「③」欄の合計額を贈与税の申告書第一表の「⑪」欄に転記します。また、一般社団 法人又は一般財団法人に課された「⑤」欄の金額については、相総税法第66条の2の規定によりその一般社団法人又は一般財団法人に相総税が護される場合には、その相総税の額から接除することができます。

機関を付 関	笋	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	受贈者の氏名	i
次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入してください。	*	提 次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記	してください。	
□ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の非課税の適用を受けます。 🖟		出 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資		受けます。(注1) (単位:
	金を取得した年月日	期   贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日   取得した財産の	所在場所等 住:	宅取得等資金を取得した年月1
住所 令和 年		<ul><li>○ プリガナの側点( ) や牛側点( ) は一半分とし、種と名の間は一半空打て記入してくたさい。</li><li>住所</li></ul>	平成	住宅取得等資金の金額
	<b>一</b>		令和	
	型 2 在			
氏 8	<del></del>	住 年 6 (6.50年)	平成	
2		±	令和	年  月
横 祖母 4   上記以外 5	(Ĥ	相父 3 祖母 4 上配以外 5	_	
用日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	表の	HT HE MEGABURALET.		
Aborto 10. 20 M (and 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.	金を取得した年月日は、	工 明治 1 大正 2 明和 3 平成 4 住宅取得等資金の合計額	32	2両領鉄波ムを再復1 またロ
「Oフリガナの機点(*)中半機点(*)は一字分とし、差と名の間は一字包すて記入してください。 取得 ひた 対 産 シガーは 場所 守 住宅取代	事等資金の金額 必	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日	<b>月11.物月</b> 可	<ul><li>宅取得等資金を取得した年月 住宅取得等資金の金額</li></ul>
令和一年	要な	Arts	平成	
	竹	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
ガ 氏 名	類			
+	<b>Л</b> В Е	氏名	平成	年 月 月
相	i i	金		
ERU/ 5	告書	生年 上紀以外 5		
「明治」大正2 昭和3 平成4 住宅取得等資金の合計額 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33	<b>第</b>	が 明治 1 大正 2 昭和 3 平成4 住宅取得等資金の合計額	33	
非 住宅資金非課税 新築・取得・増改築等 平成 関度額 (注 2) に係る契約年月日 令和 年 月 日 34	<b>上上上上上</b>	# <b>住宅資金非課税</b> 新築・取得・増改築等 <b>平成</b> 限度額(注2) に係る契約年月日 <b>令和 年</b> 月	В 34	
平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) 35 税	<u>                                      </u>	課 飛 税 平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた	金額(注3) 35	
展度 住宅資金非課稅限度額の残額(第一第)	L. L	民 住宅資金非課税限度額の残額(39-35)	36	
新 特別住宅資金非課 新築・取得・増改築等 平成 日 37 日 3	Ü Ü	度 特別住宅資金非課 新築·取得·增也築等 税限度額(注 2) に係る契約年月日 令和 年 月	B 37)	
計 令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3) 38	€ É	776 0 包袱及頭(在27) 尼索安央科平方百 7744 1		
第 特別住宅資金非課税限度額の残額 (第一級) 39	ti a	分 第		
照 を ② のうち非課税の適用を受ける金額 ④ ④ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●		図のうち非課税の適用を受ける金額	40	
第一条 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		別の主義 33のうち非課税の適用を受ける金額	41)	
#課税の適用を受ける金額の合計額(⑩+⑪) (⑩ +⑪) (⑩ の金額と⑩の金額の合計額を限度とします。) (⑩ の金額と⑩の金額の合計額を限度とします。)		非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑩+⑪)	42	
関		開 (編の金額と頭の金額の合計額を限度とします。)	(2)	
日本 (30のうち課税価格に算入される金額(30-④) 性 豊 (30に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。)			転記します。)	
(主1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人		警 豊 (③に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を		• HI (1) • 1 + 1 + 1 = 1
していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与税の申告書に添付する必要があります(令和 2 年分の所得 2,000万円超の場合には、住宅取得等資金の非္税の適用を受けることができません。)。	祝に係る台計所得金額が	(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和元年分の所得稅及び復興 していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与稅の申告書に添付する	必要があります(令和元	
所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 ・ 提出した税務署	税務署	2.000万円超の場合には、住宅取得等資金の非課税の適用を受けることができま 所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	せん。)。 提出した税務署	税
E 2) 非္税限度額については、申告書第一表の二 (控用) の裏面をご参照ください。				1 70.75
3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。	PTR-6E AN 200 A. OR NO R. OR AND R. OR AND R.	(注2) 非္税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください (注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。	'o	
4) 住宅取得等資金の非課稅又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課稅選択の特例(以下、これらを「住宅といいます。)の適用を受ける人が、所得稅の(特定增改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合には、(特定)	增改築等)住宅借入金等特	(注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算		
別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた 要がありますのでご注意ください。	・部分の金額を差し引く必	といいます。)の適用を受ける人が、所得税の(特定増改築等)住宅借入金等特別 別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改築等の対価等の額から住宅取		
* 稅務署整理欄 整理番号 名傳 確認		要がありますのでご注意ください。		
	3 - A 4 統一) (令 2.10)	* 税務署整理欄 整理番号 名簿	確認	

# 令和2年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

			機力印	受贈者	の氏名					第
控			住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記入して			J	L			-
用			私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定による住宅取得等資金の	非課税の			_		: 円)	表の
		○フリガナの	の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 職点(´´)や半濁点(´´)は一字分とし、姓と名の間は一字窓けて記入してください。  取得した財産の所在:	場所等	Œ		を取得 資金の	シた年月 金額	1 11	Ë
		住所			令和	年[	] [		日	ĺ
										令和
	住	71 7								至年
	II.	氏名	(直泵样膜) 父		令和	年[	] [	<b> </b>	日	年分用)
	宅		機 田 日 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1							1
	_	生年月日	柄 福母 4 上記以外 5 場合は年度とよる。				_			1
	取	t.,	湯油[]、大正[2] 昭和[3] 平成[4] 住宅取得等資金の合計額		32	П		T	$\overline{\square}$	5
	得		の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 環点(*)・半環点(*)は一学がし、時と名の間は一学的で記入してだざい。  取得した財産の所在場	場所等	住		を取得	した年月	В	の用
	ניו	住所	機能( ) 下午側が、 ガルードガンし、蚊とむの側が一下出げて能入していっという		令和	年[	T I		ПВ	紙は
	等								ī	控用
	1/207	3 0			-				=	で
	資	氏 名	(直系样與)		令和	年「	7		18	す。
	金		De						듥	申告
	_	生年	推音   4  上記以外   5		-					告には必ず
	の	78 LI	1000年会に至えします。   1861   大正(2 昭和(3) 平成(4) 住宅取得等資金の合計額	1/	33				$\overline{\Box}$	必ず
	41-		住宅資金非課税 新築・取得・増改等等 平成	_	34				卄	提出
	非	非課	限度額(注2)   に係る契約年月日   令和	_	35				쓔	崩
	課	税限		_					쓔	を使用
		度	住宅資金非課税限度額の残額 (到一等) 特別住宅資金非課 新築・取得・増改築等 平成	_	36				쓔	1 し
	税	額の	税限度額(注2)   に係る契約年月日   <b>令和</b>		37				쓔	てく
	$\Delta$	計算	令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額(注3)	_	38				쓔	てください
	分		特別住宅資金非課税限度額の残額 (第一級)	_	39	Щ	Щ	<u> </u>	Щ	(,)
		写書別	②のうち非課税の適用を受ける金額	_	40	Щ			Щ	
		贈与者別の非課税の	③のうち非課税の適用を受ける金額	- (	41)					
		適用	非課税の適用を受ける金額の合計額(⑩+⑪) (⑩の金額と⑲の金額の合計額を限度とします。)		42					
		勝与税の課税価格 算入される金額の計	②のうち課税価格に算入される金額(②)ー⑩) (③)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記し	(ます。)	43					
		課税価格に 開税価格に	③のうち課税価格に算入される金額(③)-④) (③)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記し	,ます。) (	44					

(注1) 住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、令和2年分の所得稅及び復興特別所得稅の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出 していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈予税の申告書に抵付する必要があります(令和2年分の所得稅に係る合計所得金額が 2.000万円恩の場合には、住宅収得等資金の非興稅の適用を受けることができません。)。

-	所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日		提出した税務署	税務署

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二 (控用) の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注4) 住宅取得等資金の非課稅又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相談時精算課稅選択の特例(以下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用を受ける人が、所得稅の(特定增改簽等)住宅借入金等特別控除額の計算上、住宅の取得等又は住宅の増改簽等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

令和元年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

	数	受贈者	の氏名		<u>ا</u>
	次の住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、 □ 私は、租税特別措置法第70条の2第1項の規定は			けます のわ	
	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との統柄・生年月日	取得した財産の所在場所等		(単位:円) 取得等資金を取得した年月日	7
	○プリガナの側点(*)や半測点(*)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。 住 所	収得した別座の所任場所守	平成	住宅取得等資金の金額 日 日	+
			令和		
l					4
住	子		平成		Н
宅			令和		┪
٦	生年 上記以外 5				4
取	#Bの場合におします。 ・ 明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4 住宅取得等資金の合意	<b>十額</b> 33			┪
得	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との統柄・生年月日	取得した財産の所在場所等	住宅	取得等資金を取得した年月日	1
143	○アリガナの瀬点(*)や辛瀬点(*)は一字分とし、姓と名の則は一字空けて記入してください。 住 所		平成	<u>住宅取得等資金の金額</u> □ <b>年</b> □ <b>月</b> □ 日	
等			77.494		
資	300000000000000000000000000000000000000				
7	氏名 (直系作詞)		平成	日 年 日 月 日	
金	競 母 2 祖父 3 祖母 4				
	±= LECUM 5				1
の	↑ 明治 1] 大正 2] 昭和 3] 平成 4 住宅取得等資金の合語	†额 33			
非	# <b>住宅資金非課税</b> 新築・取得・増改築等 <b>平成</b> 限度額(注2) に係る契約年月日 <b>令和</b>	9 年 月 月 日 3			1
	課 税 平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非	課税の適用を受けた金額(注3)			]
課	限度 住宅資金非課税限度額の残額(3)-33)	3			]
税	類 特別住宅資金非課 新築・取得・地改築等 平成 税限度額(注2) に係る契約年月日 令和	年   月   日 3			
	計				
分	算				
	図のうち非課税の適用を受ける金額	4			]
	関連 を とき	4			]
	開 (図の金額と図の金額の合計額を限度とします。)	4			]
	図のうち課税価格に算入される金額 (図ー個) (図に係る贈与者の「財産の価額」期(申告書第一表又に				]
ı	(3)のうち課税価格に算入される金額(3)-(4) 登 茲 (3)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又)	) (4)			

(注1) 任主取得等資金の非課权の適用を受ける人で、令和元年分の所得稅及び獲異特別所稅权の確定申告書を提出した人は次の權を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与权の申告書に誰付する必要があります(令和元年分の所得稅に係る合計所得金額が2,000万円額の場合には、住宅取得等資金の非課权の適用を受けることができません。)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日			提出した税務署	税務署	
----------------------------	--	--	---------	-----	--

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の二(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合には、記入は不要です。
- (注4) 住宅取得等資金の非課税又は住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時結算課稅選択の特例は下、これらを「住宅取得等資金の贈与の特例といいます」の適用を受ける人が、所得税の(特定附定業等)住宅借入金等特別控除額の油算上、住宅の取得等又は住宅の増改業等の対価等の額から住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた部分の金額を差し引く必要がありますのでご注意ください。

### 改 正 後

# 改 正 前

## 〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。) に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります(注1)。

### (1) 下記(2)以外の場合 [住宅資金非課税限度額]

新築・	取得・増改築等に係る契約年月日	・増改築等に係る契約年月日 ~平成27年12月31日		令和2年4月1日~ 令和3年3月15日	
種	省工ネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円	1,000万円	
類	上記以外の住宅	1,000万円	700万円	500万円	

- ※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、 租税特別指置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます((2)においても同じです。)。
- (2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2) (特別住宅資金非課税限度額)

新築	・取得・増改築等に係る契約年月日	取得・増改築等に係る契約年月日 平成31年4月1日~令和2年3月31日	
種	省工ネ等住宅	3,000万円	1,500万円
類	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

- (注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1) 又は(2) の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
  - 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
  - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
  - 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋(中古住宅)を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

## [非課税の適用を受けた金額]

(1) 「平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額%」欄

「住宅資金非課税限度額強」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅 取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します(注)。

平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額(平成27年 分贈与税の申告書第一表の二添欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の二添欄の金額、平成29年分贈 与税の申告書第一表の二添欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の二渉欄の金額及び令和元年分贈与 税の申告書第一表の二売欄の金額の全部(新)

(2) 「令和元年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額®」欄

「特別住宅資金非課税限度額節」欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の 非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します(注)。

令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額(令和元年分贈与税の申告書第一表の二総欄の金額)のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

(注) 租税特別措置法第70条の2第12項の規定に該当する場合は、記入する必要はありません。

### 〔非課税限度額〕

受贈者ごとの非課稅限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。) に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります(注1)。

#### (1) 下記(2)以外の場合 (住宅資金非課税限度額)

新築	<ul><li>・取得・増改築等に係る契約年月日</li></ul>	取得・増改築等に係る契約年月日 ~平成27年12月31日	
稚	省エネ等住宅(※)	1,500万円	1,200万円
類	上記以外の住宅	1,000万円	700万円

- \*\* 「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はパリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、 租税特別措置法施行令第40条の4の2第7項の規定により証明がされたものをいいます ((2)においても同じです。)。
- (2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2) (特別住宅資金非課税限度額)

新驾	長・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日~令和2年3月15日	
種	省エネ等住宅	3,000万円	
類	上記以外の住宅	2,500万円	

- (注) 1 次の場合に該当する場合には、上記(1)又は(2)の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
  - 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
  - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の新築等に係る契約が2以上あるとき
- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋(中古住宅)を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

# 令和2年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

		85年2月 日	曽者の	氏名						
	震災は	□係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、□の中にレ印を記入し	てくだ	さい。						
		は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第3	8条の2	第1項	の規	定によ	る住宅			
		税の適用を受けます。(注1) の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日		A: de	: II) /II	. 185 X85 X	らた形		<b>単位:円)</b> :年月日	
	○フリガナの	の確信(*)や牛蒡点(*)は一子分とし、生と名の間は一子会すて記えしてください。 取得した財産の所在場所	等	11:-0			等資金			
	住 所			令和		年		月	E	8
	フリガエ									
	氏名	→ (進系等級)		令和		年		月	- E	8
		校 相 知 相 分 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4					TT.			1
	生年	租母 4 上記以外 5								_
取	ЯВ <u></u>	1361 大正 2 昭和 3 平成 4 住宅取得等資金の合計額	45)							
		の住所・氏名(フリガナ)・申告者との統柄・生年月日 取得した財産の所在場所		住宅	E取得	等資金	を取	得した	年月日	_
得		現在(*)や平衡点(*)は一子分とし、姓と名の間は一子空行記入してください。	₹7		住의	_	等資金	1 — г		_
等				令和		年		月		8
7				Ш		Ш		Ш		
資	り ガ ナ									
I. I	氏 名	<u> </u>		令和		年		月	E	8
金		総 (平 (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)								
の	生年 月日	## LEUX 5								
l l	t,	明治1 大正2 昭和3 平成4 住宅取得等資金の合計額	46							]
非		住宅資金非課税 新築取得・増改築等 平成 限度額(注2) に係る契約年月日 令和 年 月 F	47)							٦
課	非課	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	<b>A</b> 48			П		П		1
	税限	住宅資金非課税限度額の残額(銀ー場)	49			П				ī
税	度額	特別住宅資金非課 新築・取得・増改築等 平成 税限度額(注2) に係る契約年月日 令和 年 月 E	50			Ħ				i
分	の計	代限度額(在27)に徐る矢利平月日 <b>予和</b> 今和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)	51)			П				Ť
	算	特別住宅資金非課稅限度額の残額(每一旬)	52			H				Ħ
	埋き	49のうち非課税の適用を受ける金額	53							Ħ
	贈与者別の非課税のを受ける金額の計算	⑩のうち非課税の適用を受ける金額	54)			∺				Ħ
	贈与者別の非課税の適用 を受ける金額の計算	非課税の適用を受ける金額の合計額(③+⑤)	_							+
		(卵の金額と図の金額の合計額を限度とします。) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55			44				4
	贈与税の課税価格	(毎)に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表) にこの金額を転記します。				Щ		Ц		4
	祝価格に	⑥のうち課税価格に算入される金額(⑥→⑤) ⑥⑥に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二表)にこの金額を転記します。	57							

(注1) 選奨に係る住宅取得等資金の非職税の適用を受ける人で、令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した人は次の機を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈与保の申告書に続付する必要があります(今和2年分の所得税に係る合計所得金額が2000万円限の場合には、選奨に係る任业税得等金金の課税の適用を受けることができません。)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日 ・ ・ 提出した税務署 税務署

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

(注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

_					
	· 税務署	整理欄 整理番	名簿	確認	

\* 欄には記入しないでください。

(資5-10-1-5-A4統一) (令2.10)

# 令和元年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)



(注1) 需要に係る住宅程度等資金の非難税の適用を受ける人で、令和元年分の所代税及び復興特別所税税の確定申告書を提出した人は次の 概を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈り税の申告書に添付する必要があります(令和元年分の所得税に 係る合計所得金額が2000万円限の場合には、譲災に係る住宅取得等資金の非難税の適用を受けることができません。)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日		提出した税務署	税務署	
----------------------------	--	---------	-----	--

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

* 稅務署整理欄 整理番号 名簿	確認		
------------------	----	--	--

\*欄には記入しないでください。

(資 5-10-1-5-A 4 統一) (令元.10)

# 令和2年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

_			務署受付即	受贈	者の	氏名
		□ 私非課	C係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、口の中にレ印を記は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法統税の適用を受けます。(注1)			第1項の規定による住宅取得等資金の (単位:円)
1			の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 0魔点(^`)や半塊点(^`)は一字分とし、姓と名の側は一字空けて配入してください。  取得した財産の所在	場所等		住宅取得等資金を取得した年月日 住宅取得等資金の金額
		住 所				令和 日 年 日 月 日 日 令
		7リガナ				\$\frac{1}{2}  \text{F}   \text{F}  \text{F}   \text{F}     \text{F}
-  1	注[	氏名	(直系草風)			令和
	宒		報			
	-	生年 月日	上記以外 5 WSOMECERLUIT			
l,	又	<b>t</b> ₁,	明治 1、大正 2、昭和 3、平成 4 住宅取得等資金の合計額		45	住宅取得等資金を取得した年月日の
	得		の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取得した財産の所在 取得した財産の所在	場所等		住宅取得等資金の金額 用
		住 所				令和 日 日 日 田 紅は
	等					控制
-   -	資	717				7
	,	氏名	(直系尊順)			令和
1	金		世			
-	の	生年 月日	上記以外 5			告には は が ず
		<b>t</b> ņ	明治[1]、大正[2]、昭和[3]、平成[4] 住宅取得等資金の合計額		46	<u> </u>
	丰		住宅資金非課税   新築・取得・増改築等   平成	日	<b>47</b> )	提出
1	課	非課	平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受け	た金額	48	
	锐	税限度	住宅資金非課税限度額の残額 (①-⑧)		49	
- [1	ואל	額の	特別住宅資金非課 新築・取得・増改築等 <b>平成 一 年 月 月 一 月</b>	日	50	
:	分	計算	令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額(注3)		<b>5</b> 1)	
		94-	特別住宅資金非課税限度額の残額 (⑩-⑤)		<b>52</b>	
		贈与者品	⑥のうち非課税の適用を受ける金額		53	
		贈与者別の非課税の計算	⑥のうち非課税の適用を受ける金額		54)	
		税の適用	非課税の適用を受ける金額の合計額(③+④) (⑩の金額と③の金額の合計額を限度とします。)		<b>55</b>	
		勝与税の課税価格 算入される金額の計	個のうち課税価格に算入される金額 (個 - 個) (銀に係る贈与者の「財産の価額」 棚(申告書第一表又は第二表) にこの金額を転記し	/ます。)	56	
		開発価格に	●のうち課税価格に算入される金額(値 − 50) (飯に係る贈与者の「財産の価額」欄(申古書第一表又は第二表)にこの金額を転記し		<b>5</b> 7)	

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非理税の適用を受ける人で、令和2年分の所得稅及び復興特別所得稅の確定申告書を提出した人は次の欄を記入し、提出していない人は合計所得金額を明らかにする書類を贈予稅の申告書に総付する必要があります。今和2年分の所得稅に係る合指所得金額が2のの戸園の場合には、異足に係る任定税等資金の事職の適用を受けることができません。)。

所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日	 提出した税務署	税務署

- (注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。
- (注3) 非課税の適用を受けた金額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

令和元年分贈与税の申告書 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)

	88 名 付 印	受則	贈者の	氏名			]
	震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人は、 □ 私は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨				よる住宅取得等資	金の	];
	非課税の適用を受けます。 (注1) 贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との統柄・生年月日 取	得した財産の所在場所	í\$		(単位: を取得した年月		
	<ul><li>○フリガナの濁点(**) や半濁点(**)は一字分とし、姓と名の間は一字空けて記入してください。</li><li>住所</li></ul>	10 0 70 70 71 11 10 77		平成 日 年	得等資金の金額 月 月 日	] 日	l
,,	7 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /						l
住	<del>-                                </del>			平成 分和 二	F 月	B	l
宅	報 母 2 組 母 4 上 記以外 5						ł
取	#B		45)				l
得	贈与者の住所・氏名(フリガナ)・申告者との続柄・生年月日 取りがよの湯点(*)や手湯点(*)は一学がよりませんがであれてだされ	得した財産の所在場所	-		を 金を取得した年月 日等資金の金額	П	1
	住 所			平成 二 年	F 月	日	
等							
資	#						l
金	-			平成 二 年	F 月	B	ł
。 の	成 毎 2 個 4 上記以外 5						$\left\{ \right.$
رما	用目		46)				l
非	住宅資金非課税 新築・取得・増改築等 平成 関度額 (注2) に係る契約年月日 令和	年 月 日	-			Ī	l
課	非 平成27年分から30年分までの贈与税の申告で震災非	課税の適用を受けた金額	Ā <b>48</b>				1
税	税 限 住宅資金非課税限度額の残額(①-⑧)		49				1
枕	類 特別住宅資金非課 新築・取得・増改築等 平成 税限度額(注2) に係る契約年月日 令和	年 月 月 日	<b>50</b>				l
分	算						
	100 A						l
	野のできない。 他のうち非課税の適用を受ける金額 他のうち非課税の適用を受ける金額 非課税の適用を受ける金額 非課税の適用を受ける金額(53+54)		53				ł
	罪職 のうち非課税の適用を受ける金額 のうち非課税の適用を受ける金額 非課税の適用を受ける金額の合計額(53+54)		54				ł
	滑 (卵の金額と卵の金額の合計額を限度とします。) 写  要  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の  の		55				ł
	器		67)				l
Ш	世 芸 (毛に係る贈与者の「財産の価額」欄(申告書第一表又は第二)	<ul><li>た) にこの金額を転記します。</li></ul>	·.)   <b>3</b> 0			Ш	J

(注1) 震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける人で、今和元年分の所得税及ど復興特別所得税の確定事告書提出した人は次の 機を記入し、提出していない人は合計所得金額を切らかにする書類を贈与税の申告書に総付する必要があります(令和元年分の所得税に 係る合計所得金額が20の0万円級の場合には、誤災に係る住宅取得労資金の非無税の適用を受けることができません。)。

	所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出した年月日			提出した税務署	税務署
--	----------------------------	--	--	---------	-----

(注2) 非課税限度額については、申告書第一表の三(控用)の裏面をご参照ください。

# 改 正 後

# 改 正 前

## [非課稅限度額]

受贈者ごとの非課税限度額は、住宅用の家屋の衝築若しくは取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。) に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります(注1)。

(1) 下記(2)以外の場合 (住宅資金非課税限度額)

新	<ul><li>・取得・増改築等に係る契約年月日</li></ul>	~令和3年3月15日
種	省エネ等住宅(※)	1,500万円
類	上記以外の住宅	1,000万円

- ※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はバリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものをいいます((2)においても同じです。)。
- (2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2) [特別住宅資金非課税限度額]

新築	・取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日~令和2年3月31日	令和2年4月1日~令和3年3月15日
種	省エネ等住宅	3,000万円	1,500万円
類	上記以外の住宅	2,500万円	1,000万円

- (注) 1 次の場合に該当する場合には、上記 (1) 又は (2) の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
  - ・ 平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
  - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の衝築等に係る契約が2以上あるとき
- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋(中古住宅)を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

## 〔非課税の適用を受けた金額〕

(1) 「平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額圏」欄 「住宅資金非課税限度額⑪」欄に記載がある場合で、平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災

「住宅資金非課税限度額④」欄に記載がある場合で、平成27年分から合和元年分までの贈与税の申告で震災 に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。

平成27年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額 (平成27年分贈与税の申告書第一表の三銀欄の金額、平成28年分贈与税の申告書第一表の三銀欄の金額、平成 29年分贈与税の申告書第一表の三銀欄の金額、平成30年分贈与税の申告書第一表の三銀欄の金額及び令和元年分贈与税の申告書第一表の三銀欄の金額の合計額)

(2) 「令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額⑤」欄

「特別住宅資金非課稅限度額逾」欄に記載がある場合で、令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得 等資金の非課税の適用を受けているときには、次の金額を記入します。

令和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額(令和元年分贈与税の申告書第一表の三島欄の金額)のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額

### 〔非課稅限度額〕

受贈者ごとの非課稅限度額は、住宅用の家屋の新築若しくは取得又は増改築等(以下「新築等」といいます。) に係る契約を締結した日や住宅用の家屋の種類などに応じて、次の(1)又は(2)の表のとおりとなります(注1)。

(1) 下記(2)以外の場合 (住宅資金非課税限度額)

新築・)	取得・増改築等に係る契約年月日	~合和2年3月15日
稲	省エネ等住宅(※)	1,500万円
加	上記以外の住宅	1,000万円

- ※「省エネ等住宅」とは、一定の省エネルギー性、耐震性又はパリアフリー性を満たす住宅用の家屋であることにつき、東日本大震災の被災者等に係る国民関係法律の総勢特例に関する法律施行令第29条の2第7項の規定により証明がされたものといいます((2)においても同じです。)。
- (2) 住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合(注2) (特別住宅資金非課税限度額)

新築・1	取得・増改築等に係る契約年月日	平成31年4月1日~令和2年3月15日
植	省工ネ等住宅	3,000万円
tri	上記以外の住宅	2,500万円

- (注) 1 次の場合に該当する場合には、上記 (1) 又は (2) の表と異なる場合がありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。
  - 平成27年分から平成30年分までの贈与税の申告で需災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けている場合
  - 同一年中に贈与により取得した住宅取得等資金について震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受ける場合において、住宅用の家屋の衝築等に係る契約が2以上あるとき
- 2 個人間の売買で、建築後使用されたことのある住宅用の家屋(中古住宅)を取得する場合には、原則として消費税等がかかりませんので上記(2)の表には該当しません。

# 改 正 前

務署受付	受制	者の氏名	第	赛 受付		受贈者の氏名
数 印 次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印を記入			提	次の特例の適用を受ける場合には、□の中にレ印	を記入してください。	•
□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の規定によ		<b>特例</b> の適用を受けます。 (単位:円	表	□ 私は、租税特別措置法第70条の3第1項の対	規定による相続時精算課程	<b>党選択の特例</b> の適用を受けます。 (単位:
to the block of the control of the block of the pro-	贈与者から取得した財産の	別座を取得した平月日	77		左の特定贈与者から取得した 類 細 目 利用以分 数	
「一つの日本」、「「「「「「「「「「」」」、「「「「「「「「」」、「「「」」、「「「」」、「「「」、「」、	日 利用区分数 最 耳 場 所 等	数財産の価額	2 年	○プリガナの視点(**)や半視点(**)は一字分とし、娘と名の側は一字空けて記入してください。	所在場所等 間定行	産税 倍数 財産の価額
E 所	17 W 61	P	分以	生 所		Н
		令和 年 月 日				平成 年 月
	PI	倍				円 倍
			第二			
		#	表しては、	T &		平成年日
氏 名		令和 年 月 日	业	. 41		円 俗
			時			
父 1、母 2、祖父 3 "		FI	一	父1、母2、祖父3		М
統 柄 4、1~4以外 5 場の場合		令和 年 月 日		統 桐 → 祖母 4、1~4以外 5		平成 年 月
E F	PI	倍	1 6	生年月日日		円 併
明治1、大正2、昭和3、平成4			重	明治1、大正2、昭和3、平成4		
財産の価額の合計額(課税価格)		23	算	財産の価額の合計額(課税価格)		23
特 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (資	最高2,500万円)	24	<del>2</del> 表	特 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合	計額(最高2,500万円)	(4)
が 特別控除額の残額(2,500万円一回)		25	<u> </u>	特別控除額の残額 (2,500万円-24)		25
額の 特別控除額(図の金額と図の金額のいずれか低い金額)		26	緒に	額 特別控除額 (②の金額と⑤の金額のいずれか低い金	額)	26
計算 翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-28-28)		27	提出	算 翌年以降に繰り越される特別控除額(2.500万円-0	2(-26)	
②の控除後の課税価格 (②一②) 【1,000円未満切拾て】 税		28 0 0 C	税	図の控除後の課税価格(図ー図) 【1,000円未満切け税	捨て】	28 0 0
祝 ② (に対する税額 (38×20%)		29 0 C	ださ	76 ② (28×20%) の		29 0
計 外国税額の控除額(外国にある財産の前与を受けた場合で、外国の前与	税を課せられたときに記入します。	30	<u></u>	計	外国の贈与税を課せられたときに記	
差引税額 (29-30)		31)	分	差引税額 (②一 図) 申告した税務署名 控除を受けた年分 受贈者	- Day and the Committee of the Committee	30
上記の特定贈与 平成 年公	なび氏名(「相続時精算課税選択届出	書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)		上記の特定贈与 要 平成 年公	の住所及の氏名(「相続時精算部	「税選択編出書」に記載した住所・氏名と異なる場合にのみ記入します。)
者からの贈与に 守和 より取得した 平成 <sub>第2</sub> 平成			T	者からの贈与に より取得した 製 並は 年公		
財産に係る過去 名 令和 平分				7座に係る遺去		
課税分の贈与税 者 令和 牛分				<b>课税分の贈与税</b> 著 平成 年分		
者 令和 年分			_	者 平成 年分		
(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出し	てください。			(注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載		
<ul><li>上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相に 「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なる</li></ul>				<ul><li>》上記に記載された特定贈与者からの贈与について初 「相続時精算課税選択届出書」を必ず提出してくださ</li></ul>		
育課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。	こ、一つ可を用するから立			算課税選択届出書」を改めて提出する必要はあります		The second of the second secon
ato ran vir La			1	8V TH 47, 12	z (táx	
整理番号 名簿	届出番	7	*	<b></b>	5簿	届出番号
財産細目コード	確認			財産細目コード	確認	

|--|

# 改 正 前

				FA.	(付							受	贈	者の	氏名	П	J	7	5			
			間用を受ける場 租税特別措置?		t, □ 0	中にし						選拔	<b>マの</b> :	持例	の適用	を受	けまっ	r	5	(3)	单位:	円)
			・氏名(フリガナ)・ 戦(*)は一字分とし、戦と				左の 種 類			から取 利用区分 銘 柄 等	数	量	の明	iei iei			首を耶			年月	В	
	住日	Charles Section	Mark 7th 175001450	(A-) Print	20 042/20		所	在場	所	15	固定資源 弱	2000年	倍	数円		財	産	0	1	ш	額	_
相							7-								令和		年			月		日
												P		笛		_	_		_			
4+	L_																			L		
続	フリガチ													Ħ			_		_	_		
	FE 1	6													令和		年		/	月		日
時												H		倍		_	_	_	_			
吋																				I		
	at-	4r	父1、母[	2、祖3	2 3									円				_	_			
精	統	柄	祖母 4、1	~4以	1 5	5)の場合に 記入します。									令和		年		/	月		日
TH	生月	年日日				П						Ħ		倍			_	_	_	_	_	
			明治 1、大正	2、昭和	3、平月	成[4]														I		
算	財産	の価額の合	計額(課税価格	)										23					Ī	I		
5.3	特	過去の年分	の申告において	で控除し	た特別担	空除額の	か合計額	頁 (最高	新2,5	00万円	)			(24)					╗	Т	П	П
	別控除	特別控除額	原の残額 (2,500	万円一	20)									(25)			ī		ī	T	ī	ī
課	陳額の	特別控除額	(2)の金額と	3の金額	のいずれ	つか低い	1金額)							26)			ī		Ť	Ť	iii	Ħ
	計算	翌年以降に	繰り越される	<b>非別控</b> 額	額 (2.5	00万円	-20-	(%)						(27)			Ť		Ť	Ť	Ħ	H
	21		の課税価格(				S 5590	200						28)	H		₩		₩		耑	
税	税		が解 (®×20)		11,000	1 1/1/19	9710 €	,					_	29	H		-		井			
	額の			0.10	700 to 1 of 1		- 40	- 100 1- 100			h 1 - 87 -			~	H				井	÷		
	算		)控除額(外国に	りつ財産の	開与を受	げた場合	C. 外国(	0階与代	を課す	せられたと	さに記)	(しま	9.)	30	누		<u> </u>		4	÷		늗
分	<u> </u>	差引税額	(29 - 30) 申告した税務署名	物除去点	14650	25.00	学の日	ac n. r	ric.a	5 (「相続	比據管標	24:3840	即山油	31)	#t : +/	+== 0	φ L 80 f	- Z iB4	1-0:	1.42.7.1	##	Щ
	上記	の特定贈与		平成	年分	汉州	日小江	J71 JX U	11.1	1 (Hatte	付相評談	光趣が	用山田	r) Ni	収した	ŦW . D	合く共作	1の場口	(ICV)	>E/L	1390	1
		らの贈与に取得した		令和 平成	(1)(0.7)														_			_
	財産に係る過去 署																					

			令和	10 0	年分	贈与	税(	の申	告書	(相続	時精算課	税の	計算	明細	書)	/					
					務	医 受付 印					3	受贈	者の	氏名	1	4	7	-	)		第
控		次	の特例の適	用を受ける場	合には	t. 🗆 の	中にし	/印を記	己入して	ください	٦,										₹
			私は、利	H税特別措置法	去第70:	条の3第	第1項	の規定	によるホ	目続時精	算課税選	択の	特例	の適用	を受	けま	·.		(単1	位:円)	1.
用	Ì	#thctr8	ii t koha	·氏名(フリガナ)・	11/11/16/1	nabit A-	te an	左の	_		得した財産	の明	組		財産	産を耳	得し	た年	月日	3	7 ء
				・広石(ノリカラ)・ 岐(*)は一字分とし、姓と				種類	細日	利用区分· 銘 柄 等	数量		価		Bł	産	0	価	8	91	選
	-	住 円	i				-	Bī	在場所	<b>新等</b>	固定資産税 評 佰 額	倍	数円		343	/rec		1010	18		(令和元年分以降用
														平成		7					┤以降
#							-				В		fili	令和		年		月			<b>一</b> 題
													15-4	_		==					-
約	<u>.</u>	21							_				Р								40
145	-	ガナ				Ш	Ш						rs	平成		<u>-</u>		<u> </u>			〇この用紙は
		氏名												令和	Ш	年		月	Ш	□□	一道
l <sub>E</sub>	ŧ.										B		俗	_							世は
- ["	,					-													Ш		控用
		88	₩ .	_父 1. 母 [	_	_							PI		_	_	_				です。
料	ŧ.	-		祖母 4、1	~4以5	۱ 5	型の場合に 足入します。							平成 令和		年		月			」す。
- ["	1	生月	年 日			$]. \square$					B		俗					_			皇
			+	明治 1、大正	2、昭和	13、平成	ţ <b>4</b>														
算	Į	財産	の価額の合詞	計額(課税価格	)								23						$oldsymbol{\Pi}$		申告には必ず提出用
		特別	過去の年分	の申告において	で控除し	た特別技	除額の	の合計額	(最高2	,500万円	)		24)						$\Box$		見り
		別控除額	特別控除額	iの残額 (2,500	万円一	20)							(25)			ī		ī	$\overline{\Box}$	而同	当當
討	₽	額の	特別控除額	(23の金額と2	の金額	iのいずオ	いが低い	小金額)					(26)			ī			Ħ		1/2
		計算	翌年以降に	繰り越される特	ち 兄川 おか RG	箱 (2.50	0075	1-20-	26)				(27)			∺		∺	Ħ	ĦĦ	を使用
	ŀ	,,		の課税価格(②									28)	$\vdash$		╬		<del>  </del>			ΗΪ
移	Ź	税				[1,000	门木裤	19018 C	1				-	누		<u> </u>		<u> </u>	U		してください
		額の	38に対する	税額 (28×20)	%)								29	느		<u> </u>	Щ	<u> </u>	부	00	ださ
Ι.		算	外国税額の	控除額(外国にお	ある財産の	贈与を受け	た場合	で、外国の	D贈与税を記	果せられたと	きに記入し	ます。)	30						Ш		1,
5	) (t		差引税額(	(29-30)									31)						$\mathbf{L}$		
		F #2	の特定贈与	申告した税務署名			受罪	背者の住	所及び氏	名(「相続	時精算課稅選	<b>代届出</b>	書」に記	載した	主所・E	(名と異)	よる場合	にのみ	記入しる	ます。)	7
		者か	らの贈与に	署	平成	年分															
			取得したに係る過去	署	平成	年分															
		の相	統時精算	署	平成	年分															1
			分の贈与税 3 告 状 況																		+
- 1				署	平成	年分															1

↑... (注) 上記の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に記載し提出してください。

◎ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相談時精算課税の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相談時精算課税選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相談時精算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

⑤ 上記に記載された特定贈与者からの贈与について初めて相続時精算課稅の適用を受ける場合には、申告書第一表及び第二表と一緒に「相続時精算課稅選択届出書」を必ず提出してください。なお、同じ特定贈与者から翌年以降財産の贈与を受けた場合には、「相続時精 算課税選択届出書」を改めて提出する必要はありません。

# 死亡した者の令和\_\_\_年分 贈与税の申告書付表 (兼相続人の代表者指定届出書)

$\overline{}$						
1	死亡した者の位	住所・氏名等				
住所			氏名	フリガナ	相続開始 年 月 日	令和 年 月 日
2	死亡した者の紀	納める税金 (贈与税の	申告書	書第一表の急欄又は急欄の金	<b>企</b> 額)	<b>Р</b>
3	相続人等の代表	者の指定 (贈与税に関する書	類を受制	領する代表者を指定するときに記入し、	てください。) 相続人等 代表者のJ	
4	限定承認の有無	(相続人等が限定承認して)	いると	きは、右の「限定承認」の文字	でを○で囲んでください。)	限定承認
	(1) 住 所	Ŧ	ī	T	Ŧ	Ŧ
		フリガナ	7	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(2) 氏 名	A	)	(FI)	Œ	
	個 人 番 号 (3) 又 は 法 人 番 号	個人番号の記入に当たっては、 左端を空棚とし、ここから 記入してください。	<u>銀</u> 左記 記2	人番号の記入に当たっては、 端を空標とし、ここから 入してください。	個人番号の記入に当たっては、 左端を空標とし、ここから 記入してください。	■ 個人番号の形人に当たっては、 左端を空機とし、ここから 記入してください。
5	(4) 職業及び被相 続人との続柄	職 続 柄	職業	続続柄	職 続 概	職 続 柄
相続人等	(5) 生 年 月 日	明·大·昭·平·令 年 月 日		明·大·昭·平·令 年 月 日	明·大·昭·平· 年 月	令 明・大・昭・平・令       日 年 月 日
に関す	(6) 電 話 番 号					
人等に関する事項	(7) 相 続 分 ··· B	法定・指定		法定・指定	法定・指定	法定・指定
	相続又は遺贈 (8)により取得し た財産の価額	Р		PI		н н
	(9) 各 人 の (8) の合計		_			
	(8) の (9) に 対する割合 (10) (8) (9) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10) (10					
6	各人の納付税額 A × B A人の100円未満 の編数切捨て	00 Р		円 00	00	円 00 円

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

整理 番号確認 身元確認 欄	税務署整	整理	番号	0	0	0	0	
	整理欄	番号確認	身元確認					

死亡した者の令和\_\_\_年分 贈与税の申告書付表

	A	( 末怕	続人の代表有指定権	8山香/	
1	死亡した者の	住所・氏名等			
住所			氏	相続開始 平 年 月 日 令	4 月 日
2	死亡した者の	納める税金 (贈与税の)	申告書第一表の含欄又は②欄の	金額)	<b>Н····</b> A
3	相続人等の代表	者の指定 (着与税に関する書類	を受損する代表者を指定するときに記入	相続人等の 代表者の氏名	
4	限定承認の有	(相続人等が限定承認してい	るときは、右の「限定承認」の文	字を○で囲んでください。)	限定承認
	(1) 住 所	Ŧ	〒	Ŧ	₸
		フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	(2)氏 名	(II)	(P)	(F)	(FI)
	個 人 番 号 (3) 又 は 法 人 番 号	個人番号の記入に当たっては、 左端を空棚とし、ここから 記入してください。	個人番号の記入に当たっては、 左端を登欄とし、ここから 記入してください。	個人番号の記入に当たっては、 左端を登欄とし、ここから 記入してください。	個人番号の記入に当たっては、 左端を登欄とし、ここから 記入してください。
5	(4) 職業及び被相 続人との続柄	職業続柄	職業続柄	職業続柄	職業続柄
相続人等	(5) 生 年 月 日	明·大·昭·平·令 年 月 日	明·大·昭·平·令 年 月 日	明·大·昭·平·令 年 月 日	明·大·昭·平·令 年 月 日
に関	(6)電話番号				
行る事項	(7) 相 続 分 ··· B	法定・指定	法定・指定	法定・指定	法定・指定
	相続又は遺贈 (8)により取得し た財産の価額	円	PI	PI	н
	(9) 各 人 の (8) の合計				
	(8) の (9) に 対する割合 (10) (8) (9)				
6	各人の納付税額 A × B 各人の100円未満 の端数切捨て	00円	00円	00円	00円

(注) 「5 相続人等に関する事項」欄については、相続を放棄した人は記入の必要はありません。

	98	整理	番号	0	0	0		0	
1	整星開	番号確認	身元確認						
						(	資 5 - 10 - 4	- A 4 統一)	(令元.10)

#### 改正 前

## 書きかた等

#### 《使用目的等》

- 1 この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者 (死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいま す。)が申告をするときに使用するもので
- 。」、パーロですらなどに使用していて、 この中古書付表を記入する前に、中古書で死亡した人の納める税金を計算してください。 3 死亡した人の贈与税について相談人や包括受遣者が提出する申告書とこの申告書付表は、その死亡を知った日の翌日から起 第レて10ヵ月を経過した日の前日(例えば、死亡を知った日か?月20日であるときは、12月20日)までに提出してください。
- 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税(その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈 与税を除きます。)が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例
- の適用はありませんから早めに提出してください。 5 相続人や包括受遣者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 6 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

#### 《死亡した人の申告書(第一表)の書きかた》

- 1 「令和回口年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「(準)」と記入してください。 2 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入して
- なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記
- (1) 上段には、死亡した人について記入し、その氏名上部に相続開始(死亡)年月日を記入してください。
- [2] 下段には、相続人や包括受遺者について記入してください。この場合、相続人や包括受遺者の住所は住所地を記入すると ともに、相続人や包括受遺者の氏名を記入する場合にその氏名の頭部に、「相続人」又は「包括受遺者」と記入してくださ
- 3 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号(法人である場合は法人番号。以下同じ
- です。) の記入が必要となります。 なお、相談人や包括受遣者が 1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相談人や包括受遣者の個人番号は申告書 上部会自に記入してください。

### 《申告書付表の書きかた》

- 1 「死亡した者の令和\_\_\_年分 贈与税の申告書付表」の標題の「\_\_\_年分」欄
- 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入してくた 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄
- 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 3 「2 死亡した者の納める税金」欄
- 死亡した人の申告書第一表の②欄 (修正申告の場合は②欄) の金額を転記してください。
- 4 「5 相続人等に関する事項」
- 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除きます。)について記入してく
- なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号は記入しません。
- (法人で表現では、) 「任所」欄 相続人や包括受達者がこの申告書付表を提出するときの住所地 (法人である場合は所在地) を記入してください。
- この申告書付表で一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名(法人である場合は名称)を○で囲んでくだ
- 「個人番号又は法人番号」欄
- ・ 一個の一般では、1967年 この中告書付表で一緒に中港する相続人や包括受達者は、それぞれの個人番号を記入してください。 (注) この中告書付表の核えを保管する場合においては、その核えに相様な人を括妥達者の個の番号を記入しない(複写 により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない構造を連げる。)など、個人番号の取扱いには十分 ご注意ください
- (4) 「相続分···B」欄
- ・ 法定相條分(民法第900条、第901条)により財産を取得している人は「法定」の文字を、遺言による指定相條分(民法 第902条)により財産を取得している人は「指定」の文字を、それぞれ○で囲んだ上、その割合を記入してください。 (注:)次に掲げる場合の法定相條分は、次の表のとおりになります。
- - なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
	子がいる場合	配偶者	2分の1
被相続	上かいる福己	子	2分の1
相	子がいない場合	配偶者	3分の2
	ナかいない場合	父母	3分の1
E	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
	上り 女は りいない 場合	兄弟姉妹	4分の1

- (注2)指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。 「相続又は遺物により取得した財産の価額、欄 各人が相談や包括遺物により取得しる機能財産の相談時の時価を記入してください。

- なお、相続財産についてまだ分割が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分 (「5 (7) 相続分・・・B」 に記入されている各人の割合)を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 5 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分(「5 (7) 相続分・・・B」に記入されてい る各人の割合)を乗して求めた金額(100 円水譲の)端数切捨て)を記入してください。

### 書きかた等

#### 《使用目的等》

- 1 この申告書付表は、死亡した人の贈与税について相続人や包括受遺者(死亡した人から包括遺贈を受けている人をいいま す。) が申告をするときに使用するもの

- 4 死亡した人の死亡した年の前年以前の年分の贈与税(その年の1月1日から3月15日までに死亡した場合のその前年分の贈 与税を除きます。) が無申告であったことにより提出する申告書と申告書付表については、上記3の10か月の申告期間の特例 の適用はありませんから早めに提出してください。
- 5 相続人や包括受遺者が1人の場合には、申告書付表の提出を省略して差し支えありません。
- 6 一緒に申告できない相続人や包括受遺者は、別に申告書と申告書付表を提出することになります。

### 《死亡した人の申告書(第一表)の書きかた》

- 「合和図□年分贈与税の申告書」には、標題の上部余白に「(準)」と記入してください。 「住所」と「氏名」欄は、死亡した人の住所、氏名を記入してください。この場合、氏名の頭部に「被相続人」と記入して
- なお、相続人や包括受遺者が1人のためにこの申告書付表の提出を省略する場合は、これらの欄を2段に分け次のように記
- 八日・民化は、死亡した人について記入し、その氏名上部に相総開始(死亡)年月日を記入してください。(2) 下欧には、相総人や包括受遣者について記入してください。この場合、相総人や包括受遣者の住所は住所地を記入するとした。日総人や包括受遣者の任务に入する場合にその氏名の原語は、「相能人」又は「包括受遣者」と記入し、署名、
- 3 死亡した人の贈与税の申告書の提出に当たっては、相続人や包括受遺者の個人番号(法人である場合は法人番号。以下同じ です。) の記入が必要となります.
- なお、相続人や包括受遺者が1人のためこの申告書付表の提出を省略する場合は、相続人や包括受遺者の個人番号は申告書 上部余白に記入してください。

#### 《申告書付表の書きかた》

- 1 「死亡した者の令和\_\_\_年分 贈与税の申告書付表」の標題の「\_\_\_年分」欄
- 死亡した人の申告書の年分と同じ年分を記入し
- 「1 死亡した者の住所・氏名等」欄の「住所」欄 死亡した人の申告書の「住所」欄に記入した住所地を記入してください。
- 3 「2 死亡した者の納める税金」欄
- 死亡した人の申告書第一表の⑩欄(修正申告の場合は⑫欄)の金額を転記してください。
- 4 「5 相続人等に関する事項」
- 一緒に申告するかどうかにかかわらず、全ての相続人や包括受遺者(相続を放棄した人を除きます。)について記入してく
- なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者の個人番号を記入する必要はありません。
- (1) 「住所」欄 相続人や包括受遺者がこの申告書付表を提出するときの住所地(法人である場合は所在地)を記入してください。
- この中告書付表で申告する相続人や包括受遺者は、署名、なつ印してください。 なお、一緒に申告できない相続人や包括受遺者については、氏名 (法人である場合は名称) を○で囲んでください。
- (3) 「個人番号又は法人番号」欄
- この申告書付表で申告する相談、べ空括受遣者は、それぞれの個人番号を記入してください。 (注) この申告書付表の修えを保管する場合においては、その修えには相談、や包括受遺者の個人番号を記入しない(複写 により換えを作成し保管する場合は、個人番号部が接収されない構造で添する。)など、個人番号の取扱いには十分 ご注意ください。
- 「相続分・・・B」欄
- ・ (日本代) (日
  - なお、子、父母、兄弟姉妹がそれぞれ2人以上あるときは、それぞれの法定相続分は均分になります。

		相続人	法定相続分
	子がいる場合	配偶者	2分の1
被	ナかいる場合	7	2分の1
被相続	子がいない場合	配偶者	3分の2
A	ナかいない場合	父母	3分の1
15	子も父母もいない場合	配偶者	4分の3
	ナも文はもいない場合	兄弟姉妹	4分の1

- (注2) 指定相続分とは、相続人や包括受遺者が遺言によって指定を受ける相続分をいいます。

- (5) 「和統プは関係により取得した財産の価額」欄の相談時の時価を記入してください。 各人が相統令包括遺標により取得した財産の価額」欄の相談時の時価を記入してください。 なお、相続財産についてまた労働が行われていないときは、積極財産の総額に各人の相続分(「5 [7] 相続分・・・B」 に記入されている各人の割合) を乗じて求めた金額をそれぞれ記入してください。
- 5 「6 各人の納付税額」欄 この欄には、「2 死亡した者の納める税金」欄の納める税金に各人の相続分(「5 (7) 相続分・・・B」に記入されてい る各人の割合)を乗じて求めた金額(100円未満の端数切捨て)を記入してください。

		1小上( 寸 川	<b>内税猶予税額の計算</b>	京 合	19代)(1	一味	π.)	[	一般	措置	Ŧ]	
経営承継受贈者の氏	名				贈 与 (東語	者 の 」	モ 名 細)					
私は、次の会社の株式(出資)	のうち、「	2 対象贈与の	利定及び納税猶予及び免除の	(発出の 11] 参照) 及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数 (限度額) の計算並びにま 納税猶予及び免除 (組税特別措置法第70条の7第1項) の適用を受けます。								
○①欄の株式等の数等について# この計算書の書きかた等につい	年上場株式等 ハては、裏面	についての婚 iをご覧くださ	与税の納税猶予及び完除(租税 ^)。	特別措置法并	570条の7第1項	の適用を	受けます。					
対象受贈非上場株式等に係る	る会社											
) 会社名					者の役職名							
② 会社の整理番号(会社の所律	瞎视務署名)		(	審) 8 経	営承継受贈者が役	員等に就任	した年月日		年	Л	H	
③ 事業種目				0 Д	潜化法の認定の状		8 定 年 月	В	年	Я	H	
節与の時における資本金の額	W			д			思 定 番	号				
節与の時における資本準備会	金の額				社又はその会社の の間に支配関係が					41		
動与の時における従業員数					株式等の有無							
2 対象贈与の判定及び納税階												
反躺年月日 ①	) 贈与の時 済株式等の	における発行 総数等	② 発行済株式等の総数等 の3分の2に相当する数 等(a) (①×2/3)		が贈与の直前に いた株式等の数	の直前	承継受贈者が開 に保有していた 数等 (c)		写によ の数等	り取得し (d)	た株	
		# · D · Pl	(1株・ロ・円未満の端数切上げ) 株・ロ・円		株・ロ・円		# · D	- ра		10.	о • FI	
対象贈与の判定及び制度の対		⑦ ⑥欄の数	等を限度として、⑤欄の数等		(ロ・円) 当たりの	価額	⑨ 価	ST.				
株式等の数等の限度数 (限度 (们 a > b + c の場合 ⇒ b 寮 b > d の場合は、制度 (ロ a ≤ b + c の場合 ⇒ (a − 寮 (a − c) > d の場合及 が赤字の場合は、制度)	E適用不可 · c) び (a − c)	のうち、参	度の適用を受ける株式等の数	(裏面の	「3(3)」参照)		(Ø×8	))				
	株・口・円		株・ロ・円				FI A				Pl	
3 株式等納税猶予税額の計算												
D 上記2の⑨欄「A」の価額		② 基礎控防	额	3 (D-0	②)の金額 (1,000 円未満切差	(T)	(4) (3) E	対する税額 (株式等納税	第子税:	BE)		
	FI		1, 100, 000円			,00		(100 円未満	切捨て		PI 00	
裏面の「5」をご覧ください。 贈与年月日		23 来の日来 24	項第5号の規定に基づき、上i 照	与者の住所	M O 利 W 文解弁工	- 490 ENC 2012 - 12P O.		が贈与した株				
						_				39		
n											п • PI	
л Л										报-	n - 円 n - 円	
ロ ロ ハ	ない場合は	適宜の用紙に	題与者ごとの株式等の数等を1 等は、上記2の②欄の数等と一	記載し添付し <sup>*</sup> 扱します。	てください。					报-	п - П	
ロ	ない場合は、 式等の数等の での贈与税の が、その贈 税特別措置さ おいて、最初	適宜の用紙に 適宜の用紙に 会計」欄の数 動税猶予及び 与前に贈与又に 歩第70条の7) 引のその贈与又 取得年月日	等は、上記2の①欄の数等と一 免験等の適用に関する事項 相談等により取得した上記1で 」又は「非上場株式等について は相談等によるその会社の非上 ③	放します。 の対象受贈非 の相続税の#	上場株式等に係る 内税猶予及び免除 な得に関する事項®	(同法第70 字について)	場株式等につい 条の7の2)」 2入します。 ④ 贈与者	で、「非上場 の規定の適用 又は被相続人	を受け	株・ 株・ たついて	ロ・円	
四	ない場合は、 式等の数等の での贈与税の が、その贈 税特別措置さ おいて、最初	適宜の用紙に 合計」欄の数 ・ 特税猶予及び 与前に贈与又は 支第70条の7) 同のその贈与又	等は、上記2の⑦欄の数等と一 免除等の適用に関する事項 相続等により取得した上記10 」又は「非上揚株式等について は相続等によるその会社の非上	放します。 の対象受贈非 の相続税の組 機株式等の目	上場株式等に係る 内税猶予及び免除 な得に関する事項®	(同法第70	場株式等につい 条の7の2)」 2入します。 ④ 贈与者	の規定の適用	を受け	株・ 株・ たついて	ロ・円	
日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1	たい場合は、大字の数等ので、	適宜の用紙は 適宜の用紙は 特部に関与及び 特部に関与又は 第70条の77 取得年月日 年 - 資産の明細書 明第23条の95 により取得しその内容 日 日 になり取得したの内容 日 日 になり取得したの内容 日 になり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり に	等は、上記2の意構の数等と一 総験等の適用に関する事項 相談等はより収得した上記1リ 以は「神に維持を持ついて 日 日 日 5 1 項票6 号の規定におった。 宝質のの範疇等について記入し を経明した書類を指行してもても 利用区分 所信	数します。  の対象受贈非 の相較税の利 ・場株式等の見 ・申告した8  会社が贈与	上場株式等に係る 内投資予及び免除 改得に関する事項で 設務署名 前3年以内に経営	(同法第70 等について)	場株式等につい 条の7の2)」 2入します。 ④ 贈与者 長	の規定の適用	を受けの氏名	株・株・	ロ・円ロ・円ロ・円の時又の海へ	
日 7	たい場合は 大下の 数等の 大下の 数等の 大下の 数等の 大下の 数等の 大下の 数等の 大下が、その 数号数 大下が、その 数号数 大下が、その 数号数 大下が、その 数号数 はないて、 並 はないて、 並 はないて、 が はないて、 が にないで、 が	適宜の用紙は 適宜の用紙は 特部に関与及び 特部に関与又は 第70条の77 取得年月日 年 - 資産の明細書 明第23条の95 により取得しその内容 日 日 になり取得したの内容 日 日 になり取得したの内容 日 になり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり、 にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり にもなり に	等は、上記2の意構の数等と一 総験等の適用に関する事項 相談等はより収得した上記1リ 以は「神に維持を持ついて 日 日 日 5 1 項票6 号の規定におった。 宝質のの範疇等について記入し を経明した書類を指行してもても 利用区分 所任	級します。  の対象受闘から  の対象受闘から  が関係でする  の対象受闘が  中告した  を 会社が関与  会社が関与  会社が関与  会社が関与  と表す。	上場株式等に係る 内税額予及び免除 内税1期十二事項等 務署名 前3年以内に経営 ません。	(同法第76字について)	場株式等(ごっと 乗の7の2)] (② 贈与者 8 B (型 開与者 7 B	の規定の適用・ 又は被相続人 関者と特別の	を受けの氏名	接・権・在・ここのいる様	ロ・円ロ・円ロ・円の時又の海へ	

						M		[一部	
経営承継受贈者	の氏名					者の1の[1]参			
私は、次の会社の株式 (出 ⑦欄の株式等の数等につい この計算書の書きかた等に			判定及び納税額予及び免除 5税の納税額予及び免除(利	の適用 税特別	を受ける株式等の数等の限 引措置法第70条の7第1項)	度数(限度 の適用を	<ul><li>(額)の計算並びに 受けます。</li></ul>	対象受贈非上場!	朱式等の明細
対象受鑽非上場株式等に		0.E - M / 1.C c							
会社名					① 贈与の時における経	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	差のお願え		
	viscanius series er v		(	56)	<ul><li>部分が行われて登録</li><li>経営承継受贈者が役割</li></ul>			66	Л
Marine - American - A Continue	7/7/1906/05/2007/2017/			467	② 经活水积分的存分公	-			
<b>本業様日</b>					⑨ 円滑化法の認定の状	9	認定年月日	-	Л
贈与の時における資本金	との額			Н			認定番号	30	
贈与の時における資本準	4備金の額			円	会社又はその会社の 社との間に支配関係が				16
贈与の時における従業担	上数			人	等の株式等の有無	90 O E A	PIKH 1 OPHRETI	(H)	//0
対象階与の判定及び納利	を猶予及び免除の	O適用を受ける特	*式等の数等の限度数〈限度	額) の	)計算並びに対象受贈非上場	株式等の明	月組		
贈年月日	<ul><li>① 贈与の時 済株式等の</li></ul>	における発行 総数等	② 発行済株式等の総数 の3分の2に相当する 等(a) (①×2/3) (1株・ロ・円木満の増数切上)	tk .	) 贈与者が贈与の直前に 保有していた株式等の数 等(b)	の直前	承継受贈者が贈与 Iに保有していた株 数等(c)	⑤ 贈与によ 式等の数等	り取得した! (d)
7 7		数・ロ・円	株・ロ・		株・ロ・四		牌:日·円		株・口・
対象槽与の判定及び制度 株式等の数等の配度数 (関 (a > b + c の場合 ⇒ 歩 b > d の場合は、 (□ a ≤ b + c の場合 ⇒ ( 壺 (a - c) > d の場合 が赤字の場合は、ま	及度額) b 制度適用不可 (a - c) 合及び (a - c) 利度適用不可		等を限度として、③欄の数 度の適用を受ける株式等の!	散	) 1株 (ロ・円) 当たりの (裏面の「3(3)」参照)	tin so	③ 街 創 (⑦×⑧)		
	株・口・円		M - D -	P9			Pl A		
株式等納税猶予税額の計 上記2の回欄「A」の日		Total agents as		1.00				Consumer	
上記2の③欄「A」の包	1,701	② 基礎控除	TH.	(3	<ul><li>(①-②)の金額 (1,000円未満切捨</li></ul>	て)	④ ③に対す	<b>达式等納税辦予核</b>	(30)
				_				100 円未満切捨つ	
	円		1, 100, 000	4		, 00	円 0		00
裏面の「5」をご覧くださ	iv.		Sem o o considerant se c		の⑦欄に係る対象受贈非上	楊株式等の			
裏面の「5」をご覧くださ 贈与年月日	iv.	贈与者の氏名	THE OF THE PERSON OF THE PERSO		の⑦欄に係る対象受贈非上 rの住所	場株式等の	た記の贈与者が を記の贈与者が		)数等 株・ロ・
裏面の「5」をご覧くださ 贈与年月日	iv.		State of the Control			場株式等の			数等
裏面の「5」をご覧くださ 贈与年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5い。 数等の合計 (イ+	<b>贈与者の氏名</b> - ロ+ハ)		贈与才	か住所	楊株式等の			)数等 株・口・ 株・口・
裏面の「5」をご覧くださ 贈与年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	な等の合計 (イ+ きれない場合は と株式等の数等の	暦与者の氏名 - ロ+ハ) 、適宜の用紙に の合計」 欄の数 い	関与者ごとの株式等の数等 等は、上記2の⑦瞳の数等と	贈与者	の住所	場株式等の			)数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
裏面の「5」をご覧くださ 贈与年月日 (1) 2) 15 15 16 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18	な等の合計(イー きれない場合は と株式等の数等の いての謄与税の が考が、その婚 合において、最初	贈与者の氏名 -ロ+ハ) 、適宜の用紙に )会計」欄の数  )納税籍予及び ・方前に贈与又は  去第70条の子  別のその贈与又  取得年月日	関与者ごとの株式等の数等 は、上記2の⑦欄の数等と 地数等の適用に関する事項 相接等により取得した上記 又は「非上級株式等につい 大社相接等によるその会社のま	贈与者 を記載し 一致し 1の対料	の住所 し面付してください。 ます。 象受酵非上場株式等に係る 旧誌機の納税番手及び免除	会社の非上(同法第70	左記の贈与者が表 : 場株式等について 楽の7の2)」の 記入します。 ② 贈与者文に	等与した株式等の 「非上場株式等の	り数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・ セ・ロ・ ている場合
裏面の「5」をご覧くださ 贈与年月日 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	な等の合計(イー きれない場合は と株式等の数等の いての謄与税の が考が、その婚 合において、最初	贈与者の氏名  ローローハ)、適宜の用紙に  の合計: 欄の数  の納税籍予及び  けら前に贈与又は  のの表の表の表の表の  のの表の表の表の表  のの表の表  のの表の表  のの表の表  のの表の表  のの表の表  のの表  ののま  のの表  ののま  ののま	期外者ごとの株式等の数等 対は、上記2の労機の数等と と終等の適用に関する事項 相接等により取得した上記 又は「非土地様は等につい	贈与者 を記載し 一致し 1の対料	かの住所  し添付してください。 ます。  象交替非上場性式等に係る  は接限の前収整予及び免除	会社の非上(同法第70	左記の囃与者が検 : 場株式等について をの7の2)」の規 記入します。	着与した株式等の 「非上場株式等 「定の適用を受け	り数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・ セ・ロ・ ている場合
票面の「5」をご覧くだこ 簡な年月日 日本子が贈与した後次の地 2 1 上記の側に記入し 2 1回か名が贈与した 最初の上は機は「繋」この機は、経営金融分 が知り、 が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひった が知り、 にひった が知り、 にひった が知り、 にひった が知り、 にひった がれり、 にひった がれり、 にひった にひった にひった にひった にひった にひった にひった になった にひった になった	な等の合計(イナ きれない場合は 様式等の数等の いての謄与取得者が、その時 樹者が、その時 樹名が、その時 時間 が、これで、② いたにおいて、②	理与者の氏名  -ロナハ) 、適宜の用紙に 合合計 機の数  ・動化 地域のでの可能に はあったの古りスト  変換ののでの世ケスに  変換を見ります。  ・ 選集のの9線により取ります。  ・ 選集の明細書  ・ 関係したの内をした  ・ ではしての内を見い  ・ により取ります。	脚与者ごとの株式等の栽等 は1、比定の金剛開発も基準 原発の金剛開発する事業 収定によるその会社のよう 用 日 は、 用 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	贈与才 を記載し 1の対す 1の対す 1、会す と、まし、	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上の同志第76年のいては、	左記の棚存者が負 ・ 場構式等について ・ 金の7の2)1の規 記入します。	等与した核式等の 「非上級株式等」 「非上級株式等」 「定の適用を受け と被相続人の氏を すと特別の関係が	数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
奏語の「5」をご覧くだと 贈な年月日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	な等の合計(イイを持たない場合はない場合はない場合はない場合はない場合はない場合はない場合はないての機与収益を3つにての機与収益を3つにより取得を1により取得した。例如指震技法を行規、参加量文とは時から	理与者の氏名  -ロナハ) 、適宜の用紙に 合合計 機の数  ・動化 地域のでの可能に はあったの古りスト  変換ののでの世ケスに  変換を見ります。  ・ 選集のの9線により取ります。  ・ 選集の明細書  ・ 関係したの内をした  ・ ではしての内を見い  ・ により取ります。	脚与者ごとの株式等の栽等 は1、比定の金剛開発も基準 原発の金剛開発する事業 収定によるその会社のよう 用 日 は、 用 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	贈与才 を記載し 1の対われ場は 1、によ場り	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上国の法第70年について	を記の機与者が負 ・ 場様式等について 余の7の2)」の規 配入します。	寄与した株式等の 「非上場株式等の 「非上場株式等」 「定の適用を受け に液相較人の氏を	数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
票面の「5」をご覧くだこ 簡な年月日 日本子が贈与した後次の地 2 1 上記の側に記入し 2 1回か名が贈与した 最初の上は機は「繋」この機は、経営金融分 が知り、 が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひって が知り、 にひった が知り、 にひった が知り、 にひった が知り、 にひった が知り、 にひった がれり、 にひった がれり、 にひった にひった にひった にひった にひった にひった にひった になった にひった になった	な等の合計(イナ きれない場合は 様式等の数等の いての謄与取得者が、その時 樹者が、その時 樹名が、その時 時間 が、これで、② いたにおいて、②	理与者の氏名  -ロナハ) 、適宜の用紙に 合合計 機の数  ・動化 地域のでの可能に はあったの古りスト  変換ののでの世ケスに  変換を見ります。  ・ 選集のの9線により取ります。  ・ 選集の明細書  ・ 関係したの内をした  ・ ではしての内を見い  ・ により取ります。	脚与者ごとの株式等の栽等 は1、比定の金剛開発も基準 原発の金剛開発する事業 収定によるその会社のよう 用 日 は、 用 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	贈与才 を記載し 1の対す 1の対す 1、会す と、まし、	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上の同志第76年のいては、	左記の棚存者が負 ・ 場構式等について ・ 金の7の2)1の規 記入します。	等与した核式等の 「非上級株式等」 「非上級株式等」 「定の適用を受け と被相続人の氏を すと特別の関係が	数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
製画の「5」を「覧くだ」 簡を年月日 サテオが関与した株式等の連 2 10 1 上記の欄に混入し 2 10 1 上記の欄に混入し 2 10 1 1 上記の欄に混入し 2 10 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	な等の合計(イナ きれない場合は 様式等の数等の いての謄与取得者が、その時 樹者が、その時 樹名が、その時 時間 が、これで、② いたにおいて、②	理与者の氏名  -ロナハ) 、適宜の用紙に 合合計 機の数  ・動化 地域のでの可能に はあったの古りスト  変換ののでの世ケスに  変換を見ります。  ・ 選集のの9線により取ります。  ・ 選集の明細書  ・ 関係したの内をした  ・ ではしての内を見い  ・ により取ります。	脚与者ごとの株式等の栽等 は1、比定の金剛開発も基準 原発の金剛開発する事業 収定によるその会社のよう 用 日 は、 用 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	贈与才 を記載し 1の対す 1の対す 1、会す と、まし、	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上の同志第76年のいては、	を記の機与者が負 ・ 場様式等について 余の7の2)」の規 配入します。	等与した核式等の 「非上級株式等」 「非上級株式等」 「定の適用を受け と被相続人の氏を すと特別の関係が	数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
製師の「5」をご覧くだ。 棚な年月日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	ない。 「ないないないない。 ないない場合はない場合は体式等の数ないない。 では、その誘導者が、その誘導者が、その誘導者が、その誘導者が、その誘導者が、その誘導者が、その誘導者が、その誘導者が、その対象者が、その対象者が、その対象者が、その対象をはない。 「は、より数棒した。」 をよれば、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	題与者の氏名  一ローハ) 、適宜の用紙に 合計 「個の版 ・検収器予及び ・検収器予及び ・サードのボース ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脚与者ごとの株式等の栽等 対は、北定の企業の改奏と 総等の漁用に繋する事業 研修等により取り 実は「非上解検索について 対は「非上解検索について 変数の「解験について 変数の「解験について が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	贈与才 を記載し 1の対す 1の対す 1、会す と、まし、	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上の同志第76年のいては、	を記の機与者が負 ・ 場様式等について 余の7の2)」の規 配入します。	等与した核式等の 「非上級株式等」 「非上級株式等」 「定の適用を受け と被相続人の氏を すと特別の関係が	数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
製画の「5」を「覧くだ」 増な年月日 日本のでは、100円 では、100円 では、1	な等の合計 (イー きれない場合は (本 権式等の数等の 30、ての標与級の 別ので、 の 別が高さ、その時 別ので、 の の い に あり の は の の に の の に を に の の の の の の の の の の の に の の に の の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の	題与者の氏名  一ローハ) 、適宜の用紙に 合計 「個の版 ・検収器予及び ・検収器予及び ・サードのボース ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脚与者ごとの株式等の栽等 対は、北定の企業の改奏と 総等の漁用に繋する事業 研修等により取り 実は「非上解検索について 対は「非上解検索について 変数の「解験について 変数の「解験について が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	贈与才 を記載し 1の対す 1の対す 1、会す と、まし、	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上の同志第76年のいては、	左記の棚与者が排 地様大等について 乗のすの2)の即 の 即与者文に る 即 の 間与者文に 日 の 間与者文に 日 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間	等与した核式等の 「非上級株式等」 「非上級株式等」 「定の適用を受け と被相続人の氏を すと特別の関係が	数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
製画の「5」をご覧くだ。 棚を年月日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	ない。 を	題与者の氏名  一ローハ) 、適宜の用紙に 合計 「個の版 ・検収器予及び ・検収器予及び ・サードのボース ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脚与者ごとの株式等の栽等 対は、北定の企業の改奏と 総等の漁用に繋する事業 研修等により取り 実は「非上解検索について 対は「非上解検索について 変数の「解験について 変数の「解験について が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	贈与者を記載し を記載し 1の対すれば 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上の同志第76年のいては、	を記の機与者が負 ・ 場様式等について 余の7の2)」の規 配入します。	常年した株式等の 「非上級株式等の適用を受け を接相続人の氏を でと等別の関係が 設者・贈与者の」	<ul> <li>数等</li> <li>株・ロ・株・ロ・株・ロ・株・ロ・株・ロ・木・ロ・木・ロ・</li> <li>だついてのがている場合:</li> <li>よある者(要)</li> <li>氏名・名称</li> </ul>
票面の「5」をご覧くだ。 増な年月日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	ない。 を	題与者の氏名  一ローハ) 、適宜の用紙に 合計 「個の版 ・検収器予及び ・検収器予及び ・サードのボース ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脚与者ごとの株式等の栽等 対は、北定の企業の改奏と 総等の漁用に繋する事業 研修等により取り 実は「非上解検索について 対は「非上解検索について 変数の「解験について 変数の「解験について が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	贈与者を記載し を記載し 1の対すれば 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが	にの担所 し面付してください。 ます。 金受勝弁上様性大等に係る 地域投資が前後終予及の免除 市でした税務等を 市でした税務等を とした税務を としたが としたが	会社の非上の同志第76年のいては、	左記の棚与者が排 地様大等について 乗のすの2)の即 の 即与者文に る 即 の 間与者文に 日 の 間与者文に 日 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間	常年した株式等の 「非上級株式等の適用を受け を接相続人の氏を でと等別の関係が 設者・贈与者の」	数等 株・ロ・ 株・ロ・ 株・ロ・
製画の「5」をご覧くだ。 服な年月日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	ない。 を	題与者の氏名  一ローハ) 、適宜の用紙に 合計 「個の版 ・検収器予及び ・検収器予及び ・サードのボース ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脚与者ごとの株式等の栽等 対は、北定の企業の改奏と 総等の漁用に繋する事業 研修等により取り 実は「非上解検索について 対は「非上解検索について 変数の「解験について 変数の「解験について が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	贈与者を記載し を記載し 1の対すれば 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが	にの担所  し面付してください。 ます。  金受勝弁上場性大等に係る  金受勝弁上場性大等に係る  は接受の前段形子及り免除  市した税務等を  ・ 大きかりません。  な最  ・ 大きかりません。  な最  ・ 大きなりません。  な最  ・ 大きなりません。  な最  ・ 大きなりません。  ・ 大きなりませんなり	会社の非上の同志第76年のいては、	左記の棚与者が排 地様大等について 乗のすの2)の即 の 即与者文に る 即 の 間与者文に 日 の 間与者文に 日 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間	常年した株式等の 「非上級株式等の適用を受け を接相続人の氏を でと等別の関係が 設者・贈与者の」	・ 数等
票面の「5」をご覧くだ。 増な年月日 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	ない。 を	題与者の氏名  一ローハ) 、適宜の用紙に 合計 「個の版 ・検収器予及び ・検収器予及び ・サードのボース ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脚与者ごとの株式等の栽等 対は、北定の企業の改奏と 総等の漁用に繋する事業 研修等により取り 実は「非上解検索について 対は「非上解検索について 変数の「解験について 変数の「解験について が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	贈与者を記載し を記載し 1の対すれば 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが	の担所  し間付してください。 ます。  金受勝弁上場性大等に係る  金受勝弁と場合を  ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	会社の非上の同志第76年のいては、	左記の棚与者が排 地様大等について 乗のすの2)の即 の 即与者文に る 即 の 間与者文に 日 の 間与者文に 日 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間	常年した株式等の 「非上級株式等の適用を受け を接相続人の氏を でと等別の関係が 設者・贈与者の」	<ul> <li>数等</li> <li>株・ロ・株・ロ・株・ロ・株・ロ・株・ロ・木・ロ・木・ロ・</li> <li>だついてのがている場合:</li> <li>よある者(要)</li> <li>氏名・名称</li> </ul>
製画の「5」をご覧くだ。 物を年月日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	ない。 を	題与者の氏名  一ローハ) 、適宜の用紙に 合計 「個の版 ・検収器予及び ・検収器予及び ・サードのボース ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	脚与者ごとの株式等の栽等 対は、北定の企業の改奏と 総等の漁用に繋する事業 研修等により取り 実は「非上解検索について 対は「非上解検索について 変数の「解験について 変数の「解験について が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、 が、	贈与者を記載し を記載し 1の対すれば 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1の対 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが 1のが	にの担所  し面付してください。 ます。  金受勝弁上場性大等に係る  金受勝弁上場性大等に係る  は接受の前段形子及り免除  市した税務等を  ・ 大きかりません。  な最  ・ 大きかりません。  な最  ・ 大きなりません。  な最  ・ 大きなりません。  な最  ・ 大きなりません。  ・ 大きなりませんなり	会社の非上の同志第76年のいては、	左記の棚与者が排 地様大等について 乗のすの2)の即 の 即与者文に る 即 の 間与者文に 日 の 間与者文に 日 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間 の 間	常年した株式等の 「非上級株式等の適用を受け を接相続人の氏を でと等別の関係が 設者・贈与者の」	・ 数等

### 改 正 後

### (書きかた等)

1 <u>この計算書は</u>非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合で<u>暦年</u> 税を適用して納税額予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で相続時替款課税を適用して納税第 予税額の計算を行うときは、「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税]」を使用してく

また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時 精算課税]」を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) (暦年課税] (別表)」又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) [相続時精算課税] (別表)」により納税猶予税額を計算してください。

- (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

- (1) 異々の期午4から同一の手上機会性が状态を増下により取得している場合
  (2) 異なる期午4から回一の手上機会性が状态を増下により取得している場合
  (3) 同一の贈与者から複数の非上場会性が状式等を増下により取得している場合
  ※1 贈与者が贈与の時において会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。
  ※2 「非上場株式等についての贈与税の制税猶予及び免除の特例」(組代特別措置法第 70 条の7の5)【特例措置】の適用を受け る場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[曆年課稅]」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相 徳時精算課税]」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦爛は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 たお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。(2) ⑩欄は、中小金栗における経営の本郷の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するも のとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑩欄は、対象受酵界上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3(3)において同じす。)であって対象受酵来上場株式等に係る会社との間に支配関係直接施行令第40条の8第9項に規定する関係をいいます。3(3)において同じです。)がある法人が保存する会社法第2条第2号 こ規定する外国会社(対象受贈非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)の株式等、租税特別措置法 施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等(対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に 限ります。) 又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算並びに対象受贈非上場株式等 の明報」の記入に当たっての留意事項 (1) ①からご働まっての「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の () に該当する場合には bの全能、⑥欄の () に該当する場合には (a - c) 以上の株式等
- を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
- なお、対象を簡単上爆株式等に係る会社との間に支配門 なお、対象を簡単上爆株式等に係る会社との間に支配関 係がある法人(以下「会社等」といいます。)が、会社法第2条第2分に規定する外国会社、対象受酵車上爆株式等に係る会社の 特別関係会社に該当するものに限ります。)の数式等文は配接時別開置協議的予算40条の8 第12項第1号に掲げる法人の株式等文は配接時別開置協議的予算40条の8 第12項第1号に掲げる法人の株式等文は配接時別開置協議的 象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。) 若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を 有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかっ たものとして計算した価額となります。
- (4) この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税額予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式 等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税](別表)」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納稅猶予稅額の計算書(贈与稅)[暦年課稅](別表)」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

①欄の金額は、中告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された 前税猶予税額を「申告書第一表」の⑥欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) [相続時精算課稅] 」 を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課税] (別表)」

- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項 この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項(第3号に 係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。) の規定の適用に係る関与により取得したもので ある場合には、租税特別措置法施行規則第23条の9第24項第5号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8第5項各 号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所(この計算書を提出する時点の住所)及び対 象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください
- ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び 免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください
- (4) ①欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条 の8年11項に定める特別の関係がある者をいいます
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します。
  - なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有し
- ているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③側の金額は、非上場株式等の簡単があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④側の保有割合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。
- この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

#### 改正 前

#### 《書きかた等》

- <u>この計算書は、</u>非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除(租税特別措置法第 70 条の7)の適用を受ける場合で<u>暦年</u>建
- 発を適用して前を除予性額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で拍談時間違程を適用して前位第 予税額の計算を行うときは、「株式等前税等で税額の計算書、贈与税」(相談時間資産税)」を使用してください。 また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及の贈り客でとにこの計算事文は「株式等納税業予税額の計算者、贈与税」(相談時 精算課税]」を作成したとで、「株式等納税額予税額の計算書、贈与税)(暦年課稅)(別表)」又は「株式等納税額予税額の計算書、贈与税) (相続時精算課税)(別表)」により納税第予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

- (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 多1 贈与者が贈与の助において会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません。 多2 [非上線状式等についての贈与税の消極数予及び免除の特例:(租債特別措置法第70条の7の5)【特例措置】の適用を受け る場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)「暦年課税」」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) (相 続時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します
- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。
  (2) ③欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するも
- のとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定等をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関 係がある会社をいいます。3 (3) において同じです。) であって対象受酵車上場株式等に係る会社との間に支配関係(租税特別情 酸比施行合第 10 条の第 9 項に規定する関係をいいます。3 (3) において同じです。) がある法人が保付する会社法第 2条第 2 号 に規定する外間会社(対象受験事上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに関ります)。租税特別開産法指で含ま 40条の8第12項第1号に掲げる法人(対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。)又は 同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算並びに対象受贈非上場株式等
- を贈与により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
- の動かの動性、 第十の中における回動を並んします。 なお、海を受難非上場株式等に係る会社との間に支配関 係がある法人(以下「会社等」といいます。)が、会社法第2条第2号に規定する今間会社(海食を翻非上場株式等に係る会社の 特別関係会社に該当するものに限ります。)の株式等又は租赁等別措置法職行分第 の まの8 第 12 項に建立する情な人 (医療法人を 除きます。) の株式等 (対象受謝非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。) 若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税差予分の贈与税額の計算の基となる対象受請非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式 等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- この計算書を2以上作成する場合には、次の「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式 等納税額予税額の計算書(贈与税) [暦年課税] (別表)」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税] (別表)」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

①欄の金額は、申告書第一表 (控用) の裏面の「贈与税の連算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された 納税額予税額を「申告書第一表」の⑥欄に転記します。なお、この計算書及び「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) (相続時精算課税)」 を使用して納税猶予税額の計算を行う場合には、④の金額を「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) [相続時精算課税] (別表)」の

- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租税特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項(第3号に 係る部分に展し、同法第 70 条の7の5 第 11 項において専用する場合を含みます。) の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租赁物別情報と進行資格 40 条の9 第 3 7 項第 6 号の規定に基づいて、租赁物別情報と進行資格 40 条の9 第 3 7 項第 6 号の規定に基づいて、租赁物別情報と進行資格 40 条の9 第 3 7 項第 6 号の規定に基づいて、租赁物別情報と進行資格 40 条の9 第 5 7 項第 6 号の規定に基づいて、租赁物別情報と進行企業の付款 及び対 分に定める者に対象受難用と提供允等の関与をとした者ごとに、関本年月日、氏名、住所にの別算書を受出する時点の住所) 象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください
- (3) ③欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び 免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ①欄は、最初の贈与又は相線等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は彼相線人の氏名を記入してください。
- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営未確ご贈者と特別の関係がある者」とは、経営未確ご贈者の親族などその経営未確受贈者と租税特別措置法施行令第40条の多第11項に定める特別の解係がある者といいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有し ているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します
- (3) ③難の金額は、非上場株式等の戦与があった戦における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④ 職の保有階合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。 (5) この株式に記入しまれないときは、適定の用紙に現場の世界管産の明測を記載し路行してください。

【一般措置用】

# 改 正 後

# 改 正 前

日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		n所名			者の氏名		
1	7欄の株式等の数等につい	資) のうち、「2 対象贈与 で非上場株式等についての則	与税の納税猶予及び免除(租税特	i用を受ける株式等の数等の限	R度数 (限度額) の計算並びに対	対象受贈非上楊株立	大等の明細」
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日							
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	会社名			⑦ 贈与の時における経	営承継受贈者の役職名		
### PATCH   19	会社の整理番号(会社の	)所轄税務署名)	( %	) ⑧ 経営承継受贈者が役	(員等に就任した年月日	44:	月 日
### PROPERTY (1995年)	<b>非業種目</b>			◎ 田澤化注の数字の世	認定年月日	年	Л п
### 1990	普与の時における資本金	の額		P	認定番号		
### (Part Control (1997) 1	与の時における資本準	偏金の額		<ul><li>引 会社又はその会社の</li></ul>	)特別関係会社であってその会	*	des
### (1985)	<b>与の時における従業員</b>	数			*のの伝入が体付りの介括会は	. 11	388
### 2000年2019年2019年2019年2019年2019年2019年2019年		① 贈与の時における発行	② 発行済株式等の総数等 の3分の2に相当する数 等(a) (①×2/3)	③ 贈与者が贈与の直前に 保有していた株式等の数	<ul><li>④ 経営承継受贈者が贈与 の直前に保有していた株</li></ul>		
### ( # 1			11. 11				株・口・円
	株式等の数等の限度数(限 (a > b + c の場合 ⇒ b ※ b > d の場合は、 (a ≤ b + c の場合 ⇒ (a ※ (a − c) > d の場合	(皮領) のうち、 b 等 制度適用不可 a - c) 合及び(a - c)					
及2の関係「A」の関係 ② 野田野園(2007月-表から今) ② じゅう の報 (他大学内を報信 ② かから かから からから かから からから かけ 大きから たまいて (他大学内を集合 ② から から から から から から から から から からから からから		株・口・円	株・口・円		FI A		FI
の場合化の中的において部はした特別性 (1,000円集業の様で) (1,000円集業の権で) (1,000円非業の権で) (1,000円非業の権を) (1,000円非							
京の部門   日   1,000円	記2の③欄「A」の価	の贈与税	の申告において控除した特別控	<ul><li>③ (①-②) の全額 (1,000 円未満切折</li></ul>	含て) (材	k式等納税猶予税額	i)
2.0個主、無限物別需要無限性期間23 命の男は項面の身の報に基づき、比2 のご職に係ら対象交響用上層核次等の内膜がについて終人します。 度入に含っては、100 多 で変化できた。					円 000,	ree i mase ami co	00円
2 (	者が贈与した株式等の数	(等の合計 (イ+ロ+ハ)			(工品)(少難・ケーロ かり	4 子 した株式 寺 少多	株・口・円株・口・円
		株式等の数等の合計」欄の数 いての贈与税の納税猶予及び	な等は、上記2の⑦腸の数等と一重 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	改します。	( ( 同法第70条の7の2 )」の規 等について記入します。	「非上場株式等に 1定の適用を受けて	ついての贈 いる場合又
	展初の非上場株式等につい この機は、経営承継受罪 税の納税猶予及び免除( 受けようとしている場合 取得の原因	(租税特別措置法第70条の7 において、最初のその贈与) ② 取得年月日	₹は相続等によるその会社の非上記			は被相続人の氏名	
日日   日日   日日   日日   日日   日日   日日   日	最初の非上場株式等につ この欄は、経営承継受難 - 根の納税額予及び免除( 支受けようとしている場合 取得の原因 贈与・相続等	(租税特別措置法第70条の7 かにおいて、最初のその贈与) ② 取得年月日 年	又は相続等によるその会社の非上! ③ 月 日			は被相続人の氏名	
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	最初の非上場株式等につ この側は、経営系統的 仮の神秘障予及が免除 受けようとしている場合 を持ちまとしている場合 を得の原因 関係・相続等 なが現物出資又は贈与 この明細書は、4 化色特別 イア (7 (1) a ※ Bill から現れ なお、この明細書によら	(組経特別措置法第70条の75において、最初のその贈与: ② 取得年月日 年 中 はにより取得した資産の明報 が出資に対策により取得。 が出資に対策により取得。 したで会社が別途作成しその内	及は相続等によるその会社の非上	申告した税務署名 会社が贈与前3年以内に経営 けっ し支えありません。	署	fと特別の関係があ	
物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額 (①の合計額)  北の全での資産の価額の合計額 (②の金額を含みます。)  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	技術の非上場株式等につ この欄は、経営未能受罪 促の納収額干及び免除( を持え)をしている場合 改得の原因 原子・相談等 社が援物出資又は謄与 この明細書は、租税特別 かた現。から現。 なお、この明細書によら 年月日 種類	(組経特別措置法第70条の75において、最初のその贈与: ② 取得年月日 年 中 はにより取得した資産の明報 が出資に対策により取得。 が出資に対策により取得。 したで会社が別途作成しその内	及は相続等によるその会社の非上	申告した税務署名 会社が贈与前3年以内に経営 けっ し支えありません。	署 承継受卿者及び経営承継受卿者	fと特別の関係があ	
世の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)  ・	初の非上集権式等につの機は、任営水原で開 の機は、任営水原で原 の前が原叶及び砂原 付ようとしている場合 得の原因 関与・相談等 社が現物出資又は贈与 の明確計は、但長等 7(1)。参用)から現り なた。この用者書による。この用者書にあ	(組経特別措置法第70条の75において、最初のその贈与: ② 取得年月日 年 ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	及は相続等によるその会社の非上	申告した税務署名 会社が贈与前3年以内に経営 けっ し支えありません。	署 承継受卿者及び経営承継受卿者	fと特別の関係があ	
### (20/3)   1   1   1   1   1   1   1   1   1	初の非上爆株式等につき の機能は、経営水産で開 の納税原子及び原除 (対ようとしている場合 得の原因 原生・相談等 社が服物出資又は贈与 なの明細等は、租役所の があったより を が と のの明細等は、租役所 を が と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	(観発等的開産法第70条の7 (金) 取得年月日 (金) 取得年月日 有 (により取得した資産の明確 同日間法と可以目第23条の7 前日間法と近日以前第23条の7 前日間法と19版件成しその内 補目	は相続等によるその会社の非上 月 日 「 第24項第6号の規定に基づき、 た資産の倫部等について記入しま お各を照明した書類を添付しても差 利用区分 所在	申告した税務署名 会社が贈与前3年以内に経営 けっ し支えありません。	署 承継受卿者及び経営承継受卿者	fと特別の関係があ	
明朝の内容に相逢ありません。	初の非上集権式等にご称 の機は、経営水産を課 の制度の下及びを除 行けようとしている場合 得の原因 関係・相接等 位の明維書は、組役特別 で 7(1)」の明緒書はは 発 の明経書は、組役特別 を の明経書とは を を の の の の の の の の の の の の の の の の の	(組民特別書度法第70 &のフ (記述)で、最初のその贈与 ② 取得年月日 有 により取得した資産の明顧 排出機能を行規用第23 &のの が出資とは増出により取得した。 が出資とは増出により取得した。 が出資とは増出により取得した。 が出資とは増出した。 が出現した。 の合計 の合計	は相秘等によるその会社の非上 月 日 第 24 項第 6 号の規定に基づき、 大変産の明監等について記入しま 利用区分 所在 (1 (①の合計館)	申告した税務署名 会社が贈与前3年以内に経営 けっ し支えありません。	署 承継受卿者及び経営承継受卿者	fと特別の関係があ	
President of the Control of the Cont	初の非上集権式等につか の機は、経営水級公開 の前収益下及び応回。合 得の原因 対ようとしている場合 得の原因 対しまうしている場合 20 の明維育は、低級特別 7 (1) 9 即3 から現る と、この明維育は低級特別 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(銀保等的開産法第70条の70をの増生 (金) 取得年月日 ② 取得年月日 ② 取得年月日 (により取得した資産の明確 別により取得した資産の明確 が出現するようの表す。 相目 取得した資産の価額の合計者 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (④の金額を含か:16 (○の金額を含か	は相秘等によるその会社の非上 月 日 第 24 項第 6 号の規定に基づき、 大変産の明監等について記入しま 利用区分 所在 (1 (①の合計館)	申告した税務署名 会社が贈与前3年以内に経営 けっ し支えありません。	署	など特別の関係があ 資者・贈与者の氏:	名・名称
	初の非上集権式等につか の機は、経営水級公開 の前収数下及び発信 対ようとしている場合 再の原理 対ようとしている場合 再の原理 大型を指数である。 かの明確存は、但保管の ア(1)を明めたが表し、この明確存は、但保管の ア(1)を明めたが表し、この明確存は、他に を かり出来などを が出来などを が出来などを が出来などを かります。 を が出来などを が出来などを が の内容に相違あり の内容に相違あり の内容に相違あり の内容に相違あり	(銀保等的開産法第70条の70をの増生 (金) 取得年月日 ② 取得年月日 ② 取得年月日 (により取得した資産の明確 別により取得した資産の明確 が出現するようの表す。 相目 取得した資産の価額の合計者 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (④の金額を含か:16 (○の金額を含か	は相秘等によるその会社の非上 月 日 第 24 項第 6 号の規定に基づき、 大変産の明監等について記入しま 利用区分 所在 (1 (①の合計館)	中売した穀荷署名  会社が贈り前3年以内に延登  さった。  数量  数量	署	など特別の関係があ 資者・贈与者の氏:	名・名称
	初の非上集株式等につかの の模は、経営水板で開 の前収度が及び起向 行ようとしている場合 再の原因 数を が、100円 では、100円	(銀保等的開産法第70条の70をの増生 (金) 取得年月日 ② 取得年月日 ② 取得年月日 (により取得した資産の明確 別により取得した資産の明確 が出現するようの表す。 相目 取得した資産の価額の合計者 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (④の金額を含か:16 (○の金額を含か	は相秘等によるその会社の非上 月 日 第 24 項第 6 号の規定に基づき、 大変産の明監等について記入しま 利用区分 所在 (1 (①の合計館)	中告した敬荷署名 会社が贈与前3年以内に経営 (ナ・) し交えありません。 場所等 数量 会社 名	署	など特別の関係があ 資者・贈与者の氏:	名·名称
-   一   -   -   -   -   -   -   -   -	100身上爆棒式等について の構は、経営水準で増 が発験するため地 のが開発するため地 のが開催される が開催される機能 のの関ロ が開催される機能 のの関ロ が開催される が関係される の関ロ が関係される の関ロ が関係される の関ロ を がは、 のの関係を ののでは のので のので	(銀保等的開産法第70条の70をの増生 (金) 取得年月日 ② 取得年月日 ② 取得年月日 (により取得した資産の明確 別により取得した資産の明確 が出現するようの表す。 相目 取得した資産の価額の合計者 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (②の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (③の金額を含か:16 (④の金額を含か:16 (○の金額を含か	は相秘等によるその会社の非上 月 日 第 24 項第 6 号の規定に基づき、 大変産の明監等について記入しま 利用区分 所在 (1 (①の合計館)	中告した敬荷署名 会社が贈与前3年以内に経営 (ナ・) し交えありません。 場所等 数量 会社 名	署	など特別の関係があ 資者・贈与者の氏:	名·名称

経営水源受贈者	の形名					者の氏			
47 to Non-Allower (iii		rs. Asserting to or	・自由中耳マP体のYM Z TI マPみおか	SALINE AND		の「1」参照)		- Court Beer to 1, 441.0	and the second second
私は、次の公社の株式(日 )⑦欄の株式等の数等につい この計算書の書きかた等に			)判定及び納税猶予及び免除の 与税の納税猶予及び免除(租利 い。	維別措	受ける株式寺の数寺の版  置法第70条の7第1項)	度報(限度額)の適用を受け	けます。	東交階州上場	K2C4029140
対象受贈非上場株式等に									
0 会社名				0	⑦ 贈与の時における経:	宫承祺受赠者。	の役職名		
② 会社の整理番号(会社の	0所轄税務署名)	)	(	署) (	8) 経営承継受贈者が役	員等に就任し;	2年月日	41.	Я В
事業種目							定年月日	年	Д В
贈与の時における資本金	<b>全の額</b>			PJ C	9 円滑化法の認定の状	R 18	定番号		
贈与の時における資本課	<b>準備全の額</b>			pg 0	● 会社又はその会社の				
関与の時における従業員	1.89			A	社との間に支配関係が 等の株式等の有無	ある法人が保	有する外国会社	有	985
		適用を受ける	株式等の数等の限度数(限度数	<ul><li>σ8±</li></ul>		株式等の明細			
<b>克</b> 爾年月日	① 贈与の時 済株式等の	における発行	② 発行済株式等の総数等 の3分の2に相当する数 等(a) (①×2/3) (1株・ロ・円未満の端数切上げ)	(3)	贈与者が贈与の直前に 有していた株式等の数 (b)	④ 経営承担	後受難者が贈与 呈有していた株	⑤ 贈与によ 式等の数等	り取得した株 (d)
		8-0-6	8 - 0 - 19		横、口、門		務・ロ・円		8 - 11 - 15
<ul> <li>対象贈与の判定及び制度 株式等の数等の限度数 (界 (3 a &gt; b + c の場合 ⇒ 歩 b &gt; d の場合は、</li> <li>(2 a ≤ b + c の場合 ⇒ ( ※ (a - c) &gt; d の場 が赤字の場合は、</li> </ul>	B度額) b 制度適用不可 (a - c) 合及び(a - c)	<ul><li>⑦ ⑥欄の数の方ち、制</li><li>等</li></ul>	等を限度として、⑤欄の数等 度の適用を受ける株式等の数		1株 (ロ・四) 当たりの 裏面の「3 (3)」参照)	価額	⑨ 価 額 (⑦×8)		
	#k + 11 + 19		株・ロ・円			P	A		P
株式等納税猶予税額の計	+31								
) 上記2の③欄「A」の個	15 78 N		額(2,500万円一過去の年分) 申告において控除した特別提	3	(①-②) の全額 (1,000円未満切捨	て)	(44:	る税額(③×2 式等納税猶予税 00 円未満切捨?	E80)
	PI	BRIBINATAL	80) PI			, 000 FI		00 円木綱切指	00円
1				り者の	34.37	-	E記の贈与者が贈	701230491	株・ロ・円
ロ ハ ハ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・							に高い難子者が期	7013000	
ロ ハ	きれない場合は 上株式等の数等の のいての簡与税の 贈者が、その婚 (和税特別措置) 合において、最そ	、適宜の用紙に の合計」欄の数分 の動税猶予及び が時能増与又は と第70条の7)	からでは、上記2の広線の数等を 等は、上記2の広線の数等を た能等の適用に関する事項 相接等により取得した上記1 」又は「炉上場棒式等につい は相接等によるその会社の井	記載しま 一致しま の対象? での相談 に場株式	新付してください。 す。 受贈非上場株式等に係る 変優の納税猶予及び免除	会社の非上場(同法第70条	株式等について、 の7の2)」の規	「非上場株式等」での適用を受け	様・ロ・円 株・ロ・円 株・ロ・円 様・ロ・円
ロ ハ	きれない場合は 上株式等の数等の のいての簡与税の 贈者が、その婚 (和税特別措置) 合において、最そ	適宜の用紙に の合計」欄の数 の動税機予及び 与前に贈与又は 去第70条の7) 別のその贈与又	からでは、上記2の広線の数等を 等は、上記2の広線の数等を た能等の適用に関する事項 相接等により取得した上記1 」又は「炉上場棒式等につい は相接等によるその会社の井	記載しま 一致しま の対象? での相談 に場株式	節付してください。 す。 受職事上爆株式等に係る 受職の政得に関する事項等	会社の非上場(同法第70条	株式等について、 の7の2)」の規: します。	「非上場株式等」での適用を受け	様・ロ・円 株・ロ・円 株・ロ・円 様・ロ・円
2 日本	きれない場合はない場合は に株式等の数率の こしての贈与股票 このでの開きる。その時間 合いとあいて、数 のは、数等には一次では、 がある。 がある。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	適宜の用紙は 適宜の用紙は 動機機器予及び 中部に埋生又は 事の主の引きな 変別年月日 年 に関係な 変別を の子の割分と 変別を が に関係な の子の割分と の子の の子の の子の の子の の子の の子の の子の の子	勝与者ごとの様式等の影響を 等は、上記2の恋嫌の散等と ・	記載しま 一致しま の対象での の対象を での が の が の が の が の が の の の の の の の の の	高付してください。 す。 受験率上様性式等に係る 便便の解析製作を交免除 に関する事項等 した 乾酸署名 ・ に ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	会社の非上場所の (何法第70条等について記入 署	株式等について、 の7の2)」の規: します。 ④ 贈与者又は: が経営未継受贈者	「非上場株式等で 定の適用を受け 被相続人の氏を と勢別の関係が とき物の関係が	様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円
2 日本	きれない場合はない場合は に株式等の数率の こしての贈与股票 このでの開きる。その時間 合いとあいて、数 のは、数等には一次では、 がある。 がある。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	適宜の用紙は 適宜の用紙は 動機機器予及び 中部に埋生又は 事の主の引きな 変別年月日 年 に関係な 変別を の子の割分と 変別を が に関係な の子の割分と の子の の子の の子の の子の の子の の子の の子の の子	勝与者ごとの様式等の影響を 等は、上記2の恋嫌の散等と ・	記載しま の対象引 の対象引 のが相談、中告 会す。 会す。	高付してください。 す。 受精率上級性式等に係る 提供の網管部下及の発験 である機能である。 にた 転務署名 にた 転務署名 に対して経費を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	会社の非上場 (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第一条 ) (同法》	株式等について、 の 7 の 2 ) の 版 1 の 2 ) の 版 1 します。 ① 一個 子春又は 1 の 一個 子春又は 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2	「非上場株式等で 定の適用を受け 被相続人の氏を と勢別の関係が とき物の関係が	様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・ロ・円 様・カの着 (実面
2 内	きれない場合はない場合は に株式等の数率の こしての贈与股票 このでの開きる。その時間 合いとあいて、数 のは、数等には一次では、 がある。 がある。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、	適宜の用紙は 適宜の用紙は 動機機器予及び 中部に埋生又は 事の主の引きな 変別年月日 年 に関係な 変別を の子の割分と 変別を が に関係な の子の割分と の子の の子の の子の の子の の子の の子の の子の の子	勝与者ごとの様式等の影響を 等は、上記2の恋嫌の散等と ・	記載しま の対象引 の対象引 のが相談、中告 会す。 会す。	高村してください。 す。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	会社の非上場 (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第70条 ) (同法第一条 ) (同法》	株式等について、 の 7 の 2 ) の 版 1 の 2 ) の 版 1 します。 ① 一個 子春又は 1 の 一個 子春又は 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2 個 2	「非上場株式等で 定の適用を受け 被相続人の氏を と勢別の関係が とき物の関係が	株・ロ・円 株・ロ・円 株・ロ・円 株・ロ・円 株・ロ・円 たいこの 様・ロ・円 たいこの 様・ロ・円 たいこの 様・ロ・円 でいる場合文 になる。 を なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。 なる。

#### 改正 前

#### ( 書きかた等)

1 この計算書は、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の7)の適用を受ける場合で相続時 措算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用します。なお、この制度の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税猶 予税額の計算を行うときは、「株式等納税額予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税]」を使用してください。 また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税]」

を作成した上で、「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税] (別表) ] 又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [層 年課税〕(別表)」により納税猶予税額を計算してください。 (1) 異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合

- (2) 異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合
- (3) 同一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合 ※1 贈与者が贈与の時において会社の代表権を有している場合は、この制度の適用を受けることはできません
- ※2 「非上場株式等についての贈与税の計算書(贈与税)(暦年課税)」又は「特例株式等前税猶予税額の計算書(贈与税)(暦年課税)」又は「特例株式等前税猶予税額の計算書(贈与税)(暦年課税)」又は「特例株式等前税猶予税額の計算書(贈与税)(相 統時精算課税〕」を使用してください。
- 2 「1 対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。

- なお、代表権に制限のある代表者については、この制度の適用を受けることはできません。 (2) ⑩欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するも のとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- ンとして地域中の印刷にありませい。第249年3万に走が5円前に伝統を正文が1にサカロ及び形に直寄をそれで1批応人します。
  ③ 御酬は、対象受勝キ上線株式等に係る会社大はその会社が特別開係会社、但長物労制能を施行で第30条の名第7項の特別の関係がある会社をいます。 3 (3) において同じです。)であって対象受勝非上場株式等に係る会社との間に支起開係。個人特別情報法能で分割の会社をいます。 3 (3) において同じです。)がある法人が保有する会社を第2条に足する外国会社(対象受勝非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)の株式・現場物別措置は無行等第4条の名第12項第1号に掲げるた人の株式等。 現代を開発といまません。 限ります。)又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算並びに対象受贈非上場株式等
- の明細」の記入に当たっての留意事項 (1) ①から⑦爛まつで「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この制度の適用を受けるには、⑥爛の (4) に該当する場合には $\mathbf{b}$ の全部、⑥爛の (6) に該当する場合には( $\mathbf{a} \mathbf{c}$ )以上の株式等 を贈与により取得していることが要件となります。
- を増すてより取得していることが表になります。 3) ③側の金帽は、贈りの時における価値を記入します。 なお、対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって対象受贈非上場株式等に係る会社との間に支配間 係がある法人(以下「会社等」といいます。)が、会社法第2条第2号に規定する外国会社(対象受贈非上場株式等に係る会社の 特別関係会社に該当するものに限ります。)の株式等又は租稅特別措置法施行令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等以 象受贈書上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。) 若しくは同項第2号に掲げる医療法人の出資を 有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算の基となる対象受贈非上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかっ
- たものとして計算した価額となります。 (4) 同一の特定贈与者からこの計算書の株式等以外に他の会社の株式等の贈与を受け、この制度の適用を受ける場合には、次の 「3 株式等納税猶予税額の計算」欄への記入は不要です。その場合には、「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(相続時精算課稅) (別表)」を使用し、この計算書のA欄の金額とこの計算書以外の計算書のA欄の金額との合計額を「株式等納税猶予税額の計算書(贈 与税)[相続時精算課税](別表)」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額
- (2) ④欄の金額は、一律 20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑤欄に転記します。なお、この 計算書を2以上又はこの計算書及び「株式等納税額予税額の計算書(贈与税)[暦年課税]」を使用して納税額予税額の計算を行う 場合には、④欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課税](別表)」の3の①欄に転記します。

5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項 この欄は、対象受贈非上場株式等の全部又は一部が租根特別措置法第70条の7第1項に規定する贈与者の同条第15項(第3号に 象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。

- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (1) 「中枢を守」こは、市総人は風鬼などいよう。 (2) ①欄は、最初の原始を大に開んでください。 (3) ②欄は、最初の贈与又は相談等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び 免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相談税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。 (4) ②欄は、最初の贈与又は相談等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与春又は被相談人の氏名を記入してください。

- 7 「6 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項 (1) 「経営未應受贈者と特別の関係がある者」とは、経営未施受贈者の親族などその経営未継受贈者と租税特別措置法施行令第40条の名第11項に定める特別の関係がある者といいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します。
- なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有し ているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の関係があった時における会社の全での資産の価額の合計額を記入します。 (4) の一般の発展を開始が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。

- (5) この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

### 《書きかた等》

- <u>二の計算書は、</u>非上場株式等についての贈与税の神税猶予及び免除(租税特別情置法第 70 条の 7)の適用を受ける場合で<u>相談時</u> 趙麗羅税を適用して結成猶予税額の計算を行う上をに使用します。ため、この制度の適用を受ける場合で<u>間年課税を適用して納税</u> 予税額の計算を行うときは、「株式等消費第7役額の計量第一級事役」(選集機)、を使用してください。
- また、次に掲げる場合には、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「株式等納良餐子税額の計算書(贈与税)[贈年課税]」を作成した上で、「株式等納稅猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課稅](別表)]又は「株式等納稅猶予稅額の計算書(贈与稅)[問

- (2) 別よる衛子市から教教のガーを受けた代表でも増与により取得している場合 (3) 同一の衛子者から教教の前上の受けなどを管督により取得している場合 第 1 郷与者が郷寺の前において支援を作している場合は、この制度の適用を受けることはできません。 巻 2 厚上を継載大等についての贈与校の消極限を反め気能の特別(組度特別措置法第 70 条の7の5)【特例措置】の適用を受け る場合には、「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税]」又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相 続時精算課税]」を使用してください

- 2 「1 対象受闘車上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ①欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。 なお、代表権に制限かる代表者については、この制度の適用を受けることはできません。 (2) ②欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第7号又は第9号に掲げる事由に該当するも
- のとして租税特別措置法第70条の7第2項第4号に定める円滑化法認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。 (3) ⑩欄は、対象受費非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8第7項の特別の関 係がある会社をいいます。3 (3) において同じです。)であって対象変調を基準大等に係る会社との間に支配関係(組役特別措置と施行合第10条の8第9項に規定する関係をいます。3 (3) において同じです。)がある法人が保付する会社と書業第2号に規定する関係をいます。3 (3) において同じです。)がある法人が保付する会社と問業を集第2号に規定する外に関係とは、対象要単上場株式学に係る会社の特別関係会社に該当するものに関ります。1 規模制度法権行令者 40条の8第12項第1号に掲げる法人(対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。)又は 同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します
- 3 「2 対象贈与の判定及び納税猶予及び免除の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算並びに対象受贈非上場株式等
- の開議」の記入に当たっての信意事項 (1) ①から⑦爛までの「総数等」及び「数等」には、議入権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) この制度の適用を受けるには、⑥欄の(f)に該当する場合にはbの全部、⑥欄の(s)に該当する場合には(a−c)以上の株式等を開手により取得していることが要件となります。
- (3) ⑧欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。
- 、動物の金銭は、増予の所における画物で金式へとす。 なお、背後実際非上場株式等に係る会社とはその会社の特別関係会社であって対象受酵非上場株式等に係る会社との間に支配関 係がある法人(以下「会社等」といいます。)が、会社法第2条第2号に規定する外国会社(対象受酵非上場株式等に係る会社の 特別開係会社に該当するものに限ります。)の株式等又は租赁特別開意法施行等第 10 条の第 12 項に規定する法人 (医療法人を 除きます。) の株式等(対象受贈非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限ります。) 若しくは同項に規定。
- 与税) [相続時精算課税] (別表)」の1の①欄に記入します。
- 4 「3 株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項
- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額
- (2) ①欄の金額は、一律 20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の彫欄に転記します。なお、この 計算書を2以上又はこの計算書及び「株式等納税額予税額の計算書(贈与税) [暦年課税]」を使用して納税額予税額の計算を行う 場合には、①欄の金額を「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) [相続時精算課税] (別表)」の3の①欄に転記します。
- 5 「4 対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- 号に定める者に対象受贈非上場株式等の贈与をした者ごとに、贈与年月日、氏名、住所 (この計算書を提出する時点の住所) 及び対 象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入します。
- 6 「5 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「相続等」とは、相続又は遺贈をいいます。
- (2) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください
- (3) ③欄は、最初の帽子又は相談等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び 免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相談税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (4) ①欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。
- 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、経営承継受贈者の親族などその経営承継受贈者と租税特別措置法施行令第40条 の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します。 なお、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有し
- ているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。
- (3) ③難の金額は、非上場株式等の難与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④ 職の保有階合が70%以上の場合は、この制度の適用を受けることはできません。 (5) この株式に記入しされないときは、適宜の用紙に拠め出資等資産の別無名と載し添付してください。

	97	4 N14476 44	4431763	酋予税額の計	并自、			101.100		【特例	措置用】
特例経営承継受贈	者の氏名					贈 与 (裏面:	者 のの[1]	氏名参照)			
私は、次の会社の株式( 特別措置法第70条の7の この計算書の書きかた等)	5第1項)」の	適用を受けます。		k式等の明細」の①欄	の株式等の数	等について「非」	上場株式	等についての贈	5税の納税業	予及び免	除の特例(租
特例対象受贈非上場株											
会社名					(f) #6-761	承継計画の提出)	E - V E	提出年月		年	Я В
会社の整理番号(会社)	D所轄税務署名	)		( %	( 確認の		X.O.	確認年月		年	月 日
<ul><li>事業種目</li><li>贈与の時における資本:</li></ul>					η			確認番	号目	ár.	я в
) 勝与の時における資本!					四 四洲	化法の認定の状況	兄	認 亦 番	- 州		н п
贈与の時における従業	真散					又はその会社の	55 SUBST	合計であってそ	o de		
簡与の時における特例経					社との	間に支配関係が				有	無
特例経営承継受贈者が役	見等に就任した年	月日		年 月	等の株	式等の有無					
特例対象贈与の利定	I av and a con-			ar ea		Tom and to the second	- W. 199 .				
<b>上</b> 贈年月日	① 競与の時	fにおける発行済	末式等の報	数等	(4 · □ · P)	② 贈与によ	り取得し	た株式等の数等			8 - D - PI
特例対象贈与の判定( 原 同一の贈与者から、 額の計算書(贈与税) 発行済株式等の総数等 分の2に相当する数等 (①×2/3)	同一年中に上記 付表)」により の3 b 贈	1の特例対象受験	世非上場株  定を行い  自におい	e式等に係る会社の株 、本欄への記載は不明 ・ 特例経営承継 の直前に保有し の数等	をです。 受贈者が贈与	d 基準とな (d) a>b+	る株式等	の数等	勝合には、「 e 判定 d(f)の場	⊹ ⇒ (2)=	= d
1株・ロ・円未満の暗数切	E(f)			0.7 <u>8</u> 0.49		% (a-c):			G (N) 0.746	n C1	. 0
16	n - Pl		# · II · PI		株・口・円			株・ロ・円		適 .	百
特例対象受贈非上場株:	4 -1 -2 -2 -1460		_				-				
上記2の②欄の数等の 式等の数等	うち、特例の3	適用を受ける株	② 1 B	E(口・円)当たりの: 面の「3(2)」参照)	直到		(3) MB	類 (①×②)			
		株・ロ・円				PI	Α				8
特例株式等納税猶予税											
)上記3の③柳「A」の	E 80	② 基礎控除	igi		③ (D-2) (1	の金額 , 000 円未満切捨	て)	④ 3√	対する税額 (特例株式等 (100円ま		
	PI	B		1,100,000円			- 50	四 000			00円
5 特例対象受贈非上場株 この欄は、租税特別指目 では、裏面の「5」をご 贈与年月日	法施行規則第	23条の12の2第贈与者の氏名	16項第6		記3の①欄に 5者の住所	係る特例対象受!	聯非上場		こついて記え		
							_				株・ロ・円
											株・口・円
曹与者が贈与した株式等の!											株・口・円
注) 1 上記の欄に記入し 2 「贈与者が贈与し」 3 最初の非上場株式等に	と株式等の数等	の合計」欄の数等	it, ER	3の①欄の数等と一記	女します。	ください。					
この欄は、特例経営承 非上場株式等について、 免除の特例(同法第70名 関する事項等について記	「非上場株式等 の7の6)」の 入します。	についての贈与程  規定の適用を受け	の納税職	予及び免除の特例(8 合又は受けようとし	L税特別措置さ ている場合には	5第70条の7の Bいて、最初のそ	5)J XI	ま「非上揚株式を 又は相続等による	りについての 5その会社の	相続税の 非上場株	的税猶予及び
D 取得の原因 勝与・相縁等	2	取得年月日年		R B	申告した税利	e-m-ti		署	音又は被相続	人の氏名	
超少,但60分		4.		н п				在			
7 会社が現物出資又は贈 この明細書は、租税等 がある者(裏面の「?(1) なお、この明細書によ 取得年月日 種類	別措置法施行規 参照)から現 らず会社が別述	規則第23条の12  物出資又は贈与に	より取得	した資産の価額等に 書類を添付しても差	ついて記入しま	ŧţ.		的承継受贈者及( 価 額 円	5特例経営承 出資者・1		
10 A											
	16 M 1 1 1 1	- teste - 1 - 1	(P. v. 1								
<ul><li>現物出資又は贈与によ</li><li>会社の全ての資産の価目</li></ul>				BI)				-			
<ul><li>会社の全ての資産の値</li><li>現物出資等資産の保有</li></ul>		の定額を含みます	.1					%			
記の明細の内容に相違あ								~		会和 年	я я в
新在地					兪	社名				-30 3	
					46.0	是者氏名					RI

入力

確認

(資5-11-13-A4統一)(令2.10)

※ 税務署整理欄 法人管轄署番号

※欄には記入しないでください。

(議論の 1」参照	An annual state of the same						_	贈与	者の	氏名		【特例		_
特別の意思を含っている。第1年(1) の創刊を受けます。	ACTIVITIES AND	2027						(楽画の	0 111	9周)				
接触な ( 東京	特別措置法第70条の7の5第	1項)」の適用	目を受けます。		株式等の明練」の①権	の株式等の	放等	について「非上	:場株式等	についての贈	与税の継	税猶予及び免	除の特色	H (AL
### 2000 (1) 1														
### 2000 (1) 17 (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4						(0) 46	tal at	2017-1-1017-1-1017-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-	678					
関与から中に対する保護機能の関係を必要を必要を必要を受ける。		(税務署名)			( 4				eu	1-0 1	7.4	年	月	В
関からかに上げると呼吸を影響をの場合												Ann		-
■からかに対して必要制度							外化	法の認定の状況				中	Н	Н
# 特別技術を通過でありません。	St. Mr. S Liddenday J. St. Mr. L Little W.	C42481	_			1.2	il. m	na wan da sa ma	as comment					
特別		受頭者の役職者	ž.									有	- 10	É
日本の日本	⑤ 特例経営承継受難者が役員等に	就任した年月1	1		年 月	日等の	朱武	等の有無						
特別者を関われた。	2 特例対象環与の判定	- MANUFACTOR	sur source sensorium		WOODS -			-1107 - 1107 - 1107		manaa soo maa maa s				
特別は高型の対定 (特別は英雄の世帯によりの時間を登場を担当権人では任う会社が指文 (出資)を支持した他の特別は資金機受情がある場合には、特別は大等的報告を   第一一個サータル   1 中の   1 中		贈与の時に	おける発行済制	朱式等の報	数等			② 贈与により	取得した	上株式等の数等			-	
### 20 日本   1	③ 特例対象贈与の判定 (特例組 ※ 同一の贈与者から、同一句	F中に上記10	の特例対象受制	作用上場包	式等に係る会社の相  本職への記載け不	(出資)		得した他の特化	网络宫承科	生受験者がある	5場合に	1、「特例株式	- 00	
お、日・日・日本   日   日   日   日   日   日   日   日   日					c 特例経営承額	受贈者が贈		d 基準となる	5株式等	の数等				
株田田田   株田田田   株田田田   株田田田   護・吉   株田田田   護・吉   株田田田   護・吉   株田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	分の2に相当する数等 (①×2/3) (1株・D・田本漢の体物切りば)	て保有し	ていた株式等	の数等	の直前に保有し の数等	ていた株式	Ģ.	(a) a ≤ b +	oの場合	⇒ (a-o)				
上記2の意機を誇つうち、特例の適用を受ける数   2   1株 (1 - 月) 当たりの無数   (第画の 「3 22) 季節   月				株・口・円		H - 11 -	п	~ (a - c) 2	, or 3-016			iii ·	否	
上記2の意機を誇つうち、特例の適用を受ける数   2   1株 (1 - 月) 当たりの無数   (第画の 「3 22) 季節   月	3 特例対象受贈非上場株式等の	明細									-			
株舗	D 上記2の②欄の数等のうち		を受ける株			価額			③ first	(1×2)				
特別株式等時報等予報報の計算	式等の数等		8 - D - D	(86)	前の「3(2)」参照)				Λ.					- px
上記3の范欄「A」の指揮 ② 延伸性経験 ② 近の一窓 から整 (1,000 円乗調切除て) ② ③ ① ① つの 円 (1,000 円乗調切除て) ② ③ ② に対する税割 (1,000 円乗調切除て) ② (1,000 円乗調切除て) ② (100 円乗調切除て) ② (100 円乗調切除て) ② (100 円乗調切除て) ② (100 円乗調切除で) ② (100 円乗 (100	4 特例株式等納税猶予総額の計	- M												
円	D 上記3の3欄「A」の価額		② 基礎控除	Ħ						@ 3				
日									C)		(45-69)89	式等納税猶予		
特別信息受給の指数に報告の内容等 この構に、複数が目前の対象におい。		m			1 100 000 EE				De De	io III	(10)	)円未満切捨て	(2)	no III
この機は、総科的指表別能質型開催の条の12つ2等 10項第7 学の規定に基づき、上記3の①職に係ら特別体炎型精井・場体式等の内影等について記入します。記入に当たっ は、実施の「3」を置くたって、大きなの機をあかれた。					1,100,00011		_		1.00					0017
第一日・月   日本の構造した様式等の数等の合計(イナロナハ)   第一日・月   第一日・日   第二日・日   第二日・日   第二日・日   第二日・日   第二日・日   第二日・日   第二日・日   第二日・日   第二日・日   第三日・日	ては、裏面の「5」をご覧くた 贈与年月日	<b>ささい</b> 。		16 項第 7			に任	る特例対象受賞	青非上場相				数等	
株 0-17    本の機に記れて多れますの合か (イ+ロ+ハ)	O	_		-					-					
3 1 上記の継い記入しまれたい場合は、選定の開催に関与することの本式等の必要を記載し続付してください。 2 「関かするが増与した性式等の影響の合計」機の数等は、上記3の3種の数等と一支します。  最初の非上葉技式等についての書き扱の接触者を見な過度がある。  表記の非上葉技式等についての書き扱の接触者を見な過度がある。  表記の非上葉技式等についての書き扱の接触者を見な過度がある。  表記の非上葉技式等についての書き扱の接触者を見な過度がある。  表記の非と葉式が乗の姿態では、その歌を中に増加を受けている場合とは同様でして「知味等」といいます。)とより取得した上記1の特別対象を増申上単株式等にある合むの  表記の特別(別法第 70 条の7 の の )の設定の適用を受けている場合とは対して「知味等」といいます。)とより取得した上記1の特別対象に対しての相談をの対策等を及び 表記の特別(別法第 70 条の7 の の )の設定の適用を受けている場合となけ支けようとしている場合において、最初のその郷を又は相談等によるその会社の非上単株式等の取得に 即かる有限でいていましましましましましましましましましましましましましましましましましましま		_		_					_					
2 期外有が増加した機能式等についての商品税の機能等及が急級が特別権の通常に関する事態  一の側は、特別では無限式等についての商品税の機能等及が免債が特別権の適用に関する事態  上の側は、特別では無限式等についての商品税の機能等及が免債が特別権の通用に関する事態  ました機能は不同なのであり、10 を 10 を	贈与者が贈与した株式等の数等の	合計 (イ+1	2+ハ)										16 -	D • PI
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##							22	ださい。						
	2 「贈与者が贈与した株式	等の数等の合	計」欄の数等	Rt. ER	3の①欄の数等と…	改します。	_							_
	この欄は、特例経営承継受 非上場株式等について、「非上 免除の特例(同法第70条の7 関する事項等について記入しま ① 取得の原因	贈者が、その 場株式等につ の 6 )」の規2 E 十。	贈与前に贈与 かいての贈与税 定の適用を受け (得年月日	又は相続社 の納税額 ナている場	告しくは遺贈(以下 予及び免除の特例( 合文は受けようとし	「相続等」と 租税特別措置 ている場合!	はお	著70条の7の! いて、最初のそ	5)」又は -の贈与又	「非上場株式 は相続等によ	等につい るその会	ての相続税の 社の非上場株	納税難1 式等のII	・及び
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	この明細書は、租税特別措 がある者(裏面の「7(1)」参照	置法施行規則 (E) から現物に	第 23 条の 12 H資又は贈与に	こより取得	した資産の価額等に	ついて記入し	*	f.,	砂倒經常	承継受贈者及	び特例経	営承継受贈者	と特別の	>関係
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		細目		利用区分	所在 一	場所等	T	数量	0		出資	者・贈与者の日	5名・名	称
・ の機能対象又は増与により取得した資産の機能の合計額(②の合計額)       会社の全ての資産の機能的合計額(②の金額を含みます。)     %       定の明確の内容に根準かりません。     6       を地     会社を       代表者氏を     印       R級客型理機     法人管報署参号     ー     入力     構設	21. (5.						+			PI				
会社の全ての確認の合計館(②の金額を含みます。) 現物出質等資産の係有割合(②/③)	5.5	-					+							
会社の全ての確認の合計館(②の金額を含みます。) 現物出質等資産の係有割合(②/③)	<ol> <li>現物出資又は贈与により取礼</li> </ol>	した資産の自	F額の合計館	(①の合計	\$6)		-							_
EO明欄の内容に照達ありません。         合作 年 月 日           在 地         会 社 名           代表有氏を         印           長級智樂理欄 法人質報業番号         一 入力 権認														_
在 地     会 社 名       代表者16名     印       校務智型推構     法人管辖署最号       一     入力     構送	① 現物出資等資産の保有割合	(2/3)								%				
代表者氏名         印           校務客型推構         法人質虧害品号         -         入力         確認		th.										合和 4	年月	П
松游客型戏模 法人管载宴命号 一 入力 韓認	所 在 地													0.71
							表	<b>省氏名</b>						_ RI
※期に付申3.1 かいやください (章スー1.1-1.2-A.4 差ー) (金字 10)	· 程務署整理欄 法人等	<b>* 銀署番号</b>			-	3.71	Τ		80°25.					
	望 忧伤者觉理情 伍人工													

## 改正

#### (書きかた等)

1 二の計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税劉予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5)」の適用を受ける場合で暦任課税を適用して納税劉予税額の計算を行うときに使用します。なお、この特別の適用を受ける場合で指数的計算を投資の上、納税劉予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税額予税額のなお、この特別の適用を受ける場合で指数的計算を持つます。

計算書(贈与税) (相続時精算課税)」を使用してください。 また、(1)異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、(2)異なる贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、(2)異なる贈与者から複数の非上場会社の株 式等を贈与により取得している場合及び3回一の贈与者から複数の非上級会社の株式等を開与により取得している場合は、それ それの会社及び贈与者ごとにこの計算素又は、特別株式等納税額予税額の計算器・領与4税) 指総時情算課税)」を作成した上で、1等 (株式等補税制予税額の計算器・関サの、2014年税約(対象方式等)。

表)により前段館・発館を計算してください。 条1 贈与者が贈与の時において会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。 ※2 「非上様株式等についての贈与板の時段階が及び免除」(租税特別措置法第つ条の7)【一般措置】の適用を受ける場合には、「株 式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税]」又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税]」を使用

2 「1 特例対象受酵非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその受験を、例えば、「代表更締役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特別の適用を受けることはできません。 (2) 『側は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例承継計画に係る同令第17条 第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承維計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及 び確認番号をそれぞれ記入します。

(3) ⑩欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当する ものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入し

(4) ①欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項に より準用する同合第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。3(2)において同じです。) であって特例対象受離非上場 株式等に係る会社との間に支配関係(組模特別措置法施行令第40条の8の5第8項において準用する同令第40条の8第9項に規 体式学に呼るまたどの向に支配回転。住民党が内閣域だ徳川市等の実についるの名の名によい、1907年の同である。水のの多りがよりま 定する関係といいます。 30において同じて学」がある法人が集有する会社に第2条第2号に規定する外国会社、特例対象受難 非上場株式等に係るとわつ特別関係会社に該当するものに限ります。)の株式等、租税特別措置法権行令第 40 条の8の3第13項 において期刊する同今第 40 条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等、特別対象受難土上場状式等に係る会社が資産保有型会社 等に該当する場合に限ります。) 又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します。

3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項

A欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税](別表)」の1の①欄に記入します。

4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

「4 付が休れら寄性(銀行)で保砂(可生) ジエストニョニマン(ジョルデルス) ○欄の金銀は、中告書第一表 (使用)の英国の「卵与泉の速度表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された 納税割予税額を「申告書第一表」の心側に転記とます。なお、この計算書及び「特別株式等納税割予税額の計算書(贈与税)(相談時 時精算課税)」を使用して新税第予税額の計算者(贈与税)(相談時 精算課税〕(別表)」の3の②欄に転記します。

5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項

法施行合第40条の8の5第4項において澤用する同合第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受職率上場株式等の贈与をした 者ごとに、贈与年月日、氏名、住所(この計算書を提出する時点の住所)及び特例対象受贈率上場株式等の数又は金額の内訳を記入

6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項

□ 1 の 取がいが上地株式等についての贈りをいずれば割す及び実的がが判断等の場所に関する事項」が正たに当たっての贈りを得る。
 ① 1 (職は、最初の贈り文は相総等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈り投の納税猶予及び発給の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈り軽又は相総終の申告書の提出たの税務署名を記入してください。
 ③ 3 (事職は、最初の贈り文は相総等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈り客文は被相談人の氏名を記入してください。

7 「7 会社が現物出資マけ贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての母音事項

(1) 「特別経済・龍受贈名と特別の関係がある者」とは、特別経営・産業の関係がある者と、いる。 ・ 「1) 「特別経済・龍受贈名と特別の関係がある者」とは、特別経営・産業の農産の関係などその特別経営承継受贈者と租税特別措置法 施行令第40条の8の5第14項において澤用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します。

なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有し

なる。またが、ガエ海体がみ受けないことでは、カンド、火火の口はするままた。「していない場合は、 ているものとしたときにおける当該現場的世等資産の価値を記入します。 (3) ③欄の全額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全での資産の価値の合計額を記入します。 (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に認入しきれないときは、適宜の用紙に現場的投等資産の開始を記載し影付してください。

#### 《書きかた等》

1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5)」の適用を受ける

□の計算施法、「非工場株式等に等している場合を持た。 場合で継手振程を適用して前時で発動の計算を行うときに使用します。 なお、この特例の適用を受ける場合で相談時精算履免適用して納税累予模額の計算を行うときは、「株式等納税額を数予税額の計算 を 1個年段、旧様談特額業別」を使用してください。 また、川泉なる贈与者から何一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合(2)異なる贈与者から複数の非上場会社の株 下等を贈与により取得している場合及び3回一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与は、り取得している場合は、それぞれの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税額予税額の計算書(贈与税)(相談時精算課税)」を作成した上で「特 されの会社及び贈与者ごとにこの計算書又は「特例株式等納税額予税額の計算書(贈与税)(相談時精算課税)」を作成した上で「特 例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[暦年課税](別表)]又は「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)[相続時精算課税](別

表)」により納税猶予税額を計算してください。 ※1 贈与者が贈与の時において会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。

※2 「非上場株式等についての贈与優の納税猶予及び免除」(租稅特別措置法第70条の7)【一般排置】の適用を受ける場合には、「株 式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [暦年課税]」又は「株式等納税猶予税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税]」を使用

 2 「1 特例対象受輸非上場株式等に係る会社」の紀入に当たっての留意事項
 (1) ⑦爛は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
 (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第1号に規定する特例系維計画に係る同令第17条 第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承維計画につき同条第4項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認 番号をそれぞれ記入します。 (3) 動欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当する

ものとして租税特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円潜化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入し

(4) ①棚は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項に 

3 「9 特例対象勝島の制定」及び「3 特例対象受験非ト場株式等の眼細」の記入に当たっての報音車項

3 「2 特例対象階与の判定」及び「3 特例対象受難非上場株式等の明細」の記入に当たっての信意事項 (1) 2の①から②爾士で及び3の①陽の「結駁等」及び「核等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) 3の②腸の全額は、贈与の時における価額を記入します。 なお、特例対象受難非上場株式等に係る会社又はその会社の特別開係会社であって特例対象受難非上場株式等に係る会社との間 に支配関係がある法人(以下「会社等」といいます。)が、会社法第2条第2号に規定する外国会社(特例対象受難非上場株式等 に係る会社の特別開係会社に渡当するものに限ります。)の株式等又は租赁特別措置法施行令第 40 条の8の5第15 頃において準 用する第 40 条の第一級「は規定する私」(医療法人を除きます。)の株式等、(対象を要維まし機株式等に係る会社が資産を 型会社等に該当する場合に限ります。) 著しては同様に規定する医療法人の出策を有する場合の利用発行・分の額を解剖の計算の基 となる機能が全の機能上は機能と変も所能が、会社を終まれるの様は対象を可能といる。

となる特例対象受酵車上場株式等の価額は、会社等がこれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。 の計算書を2以上作成する場合には、次の「4 特別株式等級格配置予税額の計算。欄への立入は不要です。その場合には、「特 例株式等納税職予税額の計算書、(御身税) (郷年銀税) (別表り) を使用し、この計算書のA側の金額とこの計算書の外の計算書の A欄の金額との合計額を「特例株式等納税猶予税額の計算書(贈与税) [暦年課税] (別表)」の1の①欄に記入します。

4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

・ イヤがKになずitで通じた成のの1839 / の北入にニュース・ジャルルテット の間の金額は、中告書第一表 (使用)の実施での間を見の返車またを使用して、一般税率又は特例税率により計算し、算出された 前税施予税額を「申告書第一表」のお側に転記します。なお、この計算書及び「特例除た等請税額予税額の計算書(贈予税)目標を 時特算課税」を使用して消税部予税額の計算を行う場合には、②の金額を「特例除た等部税額予税額の計算を関係を開発して 算課税1(別表)」の3の②欄に転記します

5 「5 特例対象受酵非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項 この欄は、特例対象受酵非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項 この欄は、特例対象受酵非上場株式等の全部又は一部が電視特別措度注第70条の7の5第11項に規定する特例贈与者の同法第70条の7の5第11項において専用する場合を含みます。)の規定の適用に係る贈 なの7第15項 (第3号)に係る部分に限り、同述第70条の7の5第11項において専用する場合を含みます。)の規定の適用に係る贈 与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行令第40条の8の5第4項において準用する同令第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受贈非上場株式等の贈与をした 者ごとに、贈与年月日、氏名、住所(この計算書を提出する時点の住所)及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入

6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税額予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項

①機は、阪侍の原因を丸で開んでください。
 ②側は、阪侍の原因を丸で開んでください。
 ③側は、張切の略与又は日接珍よ」とその会社の非上場株式等取取引について、非上場株式等についての贈与税の結税猶予及び 免除の特別等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相談後の申告書の提出先の税務署名を記入してください。

(3) ①欄は、最初の贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項

(1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親康などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法 施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

(2) ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します

- 5月-401-50 回線と に入ります。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有し ているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。

(3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ①欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。

この様式に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資等資産の明細を記載し添付してください。

私は、次の会社の株式(出資) 特別諸型法第70条の7の5第1 この計業市の書きたた等につい 特別対象受難非上場株式等に 会社名 急社の監理器号(会社の所轄) 事業種目 贈与の時における資本金の額 贈与の時における資本金の額 贈与の時における資本金の額 例与の時における変素表数	項)」の適用を受け (は、裏面をご覧く					0 [1]	(80 HH)			
・特別諸股法第70条の70の5第1 この計算書の書きかた等につい 特別対象更加まり集構式等に 会社の整理番号(会社の所轄) 事業種目 類与の時における資本金の額 類与の時における資本金の額 類与の時における資本金の額 類与の時における資本金の額 類与の時における資本金の額	項)」の適用を受け (は、裏面をご覧く			En March Mary Mary		CHRIGHES	タナーヘレンディ 100	RC 885 / D 566	105 906 TE V 8 45 4	55-75-56-00 7 BI
特例対象受難非上場株式等に 会社名 会社の態理番号(会社の所能) 事業種目 関与の時における資本金の額 贈与の時における資本金の額 関与の時における資本金の額 関与の時における資本準備金 競与の時における従業員数		Water	ened-collins comp	d-Mach - Mc	AIC ST C 1911		ALC SY COM	2000781	00WH 7 3C 0 3C	MANAGE CON
会社名 会社の整理番号(会社の所轄) 事業種目 贈与の時における資本金の額 贈与の時における資本金の額 贈与の時における資本準備金 贈りの時における資本準備金	ar an an an	ICEV's								
会社の整理番号(会社の所轄) 事業種目 贈与の時における資本金の額 贈与の時における資本準備金 贈りの時における資本準備金							提出年月	1 п	年	Д п
事業種目 贈与の時における資本金の額 贈与の時における資本準備金 贈与の時における資本準備金	H Sh TE A \		F 7		承継計画の提出	及び	後 思 年 月		di:	Я В
贈与の時における資本金の額 ) 贈与の時における資本準備金 ) 贈与の時における従業員数	N. 60 W (C)	_		確認の	<b>伏況</b>		確認者	1 H	44-	и п
贈与の時における資本準備金 贈与の時における従業員数				FI			部定年		dg:	Я н
贈与の時における従業員数	7.665	_		円 09 円滑	と法の認定の状	92	認定番	9 H	40	л н
All I - I I I - I I - I I AL	- Visit	_		201	7117 o A N o	Ac. (3) ( 100 Per		-		
贈与の時における特例経営承継受	間者の砂路を				又はその会社の 間に支配関係が				有	16
特例経営承継受難者が役員等に組			年月	日 等の株	式等の有無					200
特例対象體与の判定										
贈年月日 ①	贈与の時における乳	を行済株式等のa	8数等		② 贈与によ	り取得した	と株式等の数等			
				株・ロ・円						株・口・円
特例対象階与の判定(特例経 ※ 同一の贈与者から、同一年	中に上記1の特例対	象受赠非上場核	k式等に係る会社の#	技式(出資)を	<b>衣得した他の特</b>	例経営承)	<b>後受贈者がある</b>	場合には	1、「特例株式	等納税猶予税
額の計算書 (贈与税) (付表) 発行済株式等の総数等の3					d 基準とな	Z H1 -0-300	0.8600	1 4	定	
発行資殊式等の総数等の3 分の2に相当する数等	b 贈与者が贈与 て保有していた	株式等の数等	c 特例経営承継 の直前に保有し	スポセか畑子 ていた株式等	d 基準とな (d) a > b +				IE D場合 ⇒ ②=	= d
(①×2/3)			の数等		(t) a ≤ b +	+cの場合	+ (a-c)		0場合 ⇒ ②≧	
1株・ロ・円未満の端数切上げ)					∰ (a-c)	が赤字の				-
株・ロ・円		株・ロ・円		株・ロ・円			株・ロ・円		道・	台
特例対象受難非上場株式等の 上記2の②硼の数等のうち。		w. te.   700 - 14	k (m m) skr m -	Ant Ant		m 1-4	W ((D) \( (D) \)			
<ul><li>上記2の②欄の数等のうち、 式等の数等</li></ul>	ヤ柄の趣用を受け	UK (20 18)	k (ロ・円) 当たりの 面の「3(2)」参照)	198 (481		W 1887	(①×②)			
	36 - 1				P	Α				R
特例株式等納税猶予税額の計	TT.					and the same of th				
上記3の③欄「A」の価額	の贈り	<b>与税の申告におい</b>	)万円-過去の年分 いて控除した特別控	③ (①-②) (1,	の金額 000 円未満切捨	て)	@ 30	(特例株)	見額(③× 20 式等納税猶予	(1839)
	四 除額の	の合計額)	FI			1700	DD FE 00	(100	円未満切捨て	) 00 PI
ては、裏面の「5」をご覧くだ 贈与年月日	贈与者の日	毛名	19	与者の住所			左記の贈与	者が贈与	した株式等の	株・口・円
										株・口・円
		0				_				株・ロ・円
<ul><li>1年者が贈与した株式等の数等の</li><li>主) 1 上記の欄に記入しきれる</li><li>2 「贈与者が贈与した株式」</li></ul>	い場合は、適宜のF 序の数等の合計」欄	の数等は、上記	3の①欄の数等と-	致します。	ください。					
最初の非上場株式等について この欄は、特例経営未継受罪 非上場株式等について、「非上4 免除の特例(同法第70条の70 関する事項等について記入しま	者が、その贈与前に	に贈与又は相続? 贈与税の納税務  を受けている#	若しくは遺贈(以下 ⅰ子及び免除の特例( ѝ合又は受けようとし	「相続等」とい 租税特別措置さ ている場合には	第70条の7の おいて、最初の4	5)」又は	は「非上場株式を ズは相続等によ	存につい るその会	ての相続税の 社の非上場株	納税猶予及び
取得の原因	② 取得年月	H	(3)	申告した税器	署名		<ul><li>① 贈与</li></ul>	者又は被	相続人の氏名	
贈与・相続等		年	月 日				署			
会社が現物出資又は贈与によ この明細書は、租税特別括当 がある者(裏面の「7(1)」参照 なお、この明細書によらず会 取得年月日 稚類	法施行規則第23条 から現物出資又は	の 12 の 2 第 16 1 動与により取得	トした資産の価額等に と書類を添付しても3	ついて記入しま	rt.	等例経過			営承継受贈者 ・贈与者の氏	
7. 3										
現物出資又は贈与により取得			額)							
会社の全ての資産の価額の合		みます。)				-	0/	_		
現物出資等資産の保有割合(							%		A	
記の明維の内容に相違ありませ 所 在 地	V.			۵	社名				合和 有	月 月
1 AM PD			7.5		在 名					A
				156	3094					

特例経営承継受贈者の氏	- 42					者の氏				
41-1 11 - 14-11 - 1110hr		N -27 800 (I) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			194,111	の「1」参照	-	60 m 11 m	10 11 and 60	th - str bit o
私は、次の会社の株式 (出資) 2特別措置法第70条の7の5第1 この計算書の書きかた等につい	(項)」の適用を受けま	す。	(中の明細] の口機	の株式等の報	等について「非」	上場株式等に	ついての細々	-650>8456530	子及び犯	81028899 ()
特例対象受贈非上場株式等に	係る会社									
会社名				(9) 40-91	承継計画の提出		出年月		41	Л
会社の整理番号(会社の所轄 事業種目	脱務署名)		( §	音) 確認の		確	認年月銀番	B B	4:	Я
サ米佩口 贈与の時における資本金の額				PI		20	定年月		46	Я
贈与の時における資本準備金				P 9 円滑	化法の認定の状	R 18	定番	号		-//
贈与の時における従業員数				人 (0) 会社	:又はその会社の	特別関係会長	tであってそ	の会		
贈与の時における特例経営承継号					間に支配関係が	ある法人が付	R有する外国	会社	有	26
特例経営承継受難者が役員等に多	(任した年月日	4	: Л	日 等の株	式等の有無					
特例対象贈与の判定	贈与の時における発行	= 1816 - P.Mr. o. 66 W	i-MA		<ul><li>② 贈与によ</li></ul>	n 10 h 60 1 - A- 66	-in tale on We tale			
184-14 II W	班子の時におりの地1	194007-5-03020	C-SF	株・口・円	② 関サによ	9 AX19 L /C-01	コイルヘンがんか			株・口・
特例対象贈与の判定(特例経	営承継受贈者が1人の	場合)								
※ 同一の贈与者から、同一年額の計算書(贈与税)(付表)	」により特例対象贈与	の判定を行い、	本欄への記載は不!	要です。					特例株式等	序納税額子
発行済株式等の総数等の3 分の2に相当する数等	<ul> <li>b 贈与者が贈与の て保有していた株</li> </ul>		<ul> <li>特例経営承継</li> <li>の直前に保有し</li> </ul>			る株式等の表 トcの場合 =		e 判定 d(f)の場合	≏ ⇒ Ø=	= d
(①×2/3)		24,7-7,86.17	の数等		(a) a ≤ b +	トゥの場合 =	(a-c)	d(D)の場合		
株・口・円未満の場数切上(f)  株・口・円		M - D - Pl		88 + D + PI	፠ (a-c)	が赤字の場合	HI TOJ		ii .	90
特例対象受贈非上場株式等の	RR 600	(8 - 11 - 17)		48 - 17 - 17			68 - 11 - 17		26	157
上記2の②欄の数等のうち、	77100	株 ② 1株(	(ロ・円) 当たりの	価額		(3) (first)	(1)×(2)			
式等の数等			の「3(2)」参照)							
	株-口・	PI			PI	А				
特例株式等納税猶予税額の計 上記3の③欄「A」の価額		thinker (a con Ti	円一過去の年分	@ (n_e	0.046		0 01	対する税額	(9) v 90	0/ \
TEC 2 OOM 1 A J OHIM	の贈与も	異の申告において	円一回公の平分 で控除した特別控		,000 円未満切捨	て)		特例株式等	納税額予核	(id).58
	除額の	合計制)						(100円末	・満切捨て	
	円		PI			, 000	4			00
特例対象受贈非上場株式等の この欄は、租税特別括置法施行 では、裏面の「5」をご覧くだ	行規則第23条の12の さい。				係る特例対象受					
贈与年月日	贈与者の氏々	či .	941	与者の住所			左記の贈与者	が解与した	(水八年の)	級·口·
										株・口・
										株・口・
	合計 (イ+ロ+ハ)	and the state of t								栋・口・
与者が贈与した株式等の数等の										
19者が贈与した株式等の数等の 注)1 上記の欄に記入しきれた 2 「贈与者が贈与した株式			の①棚の数等と一		Vicev.					
4 4 4 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	等の数等の合計」欄の の攤与税の納税猶予及 連者が、その贈与前に 編株式等についての贈 のも)」の規定の適用を す。 ② 取得年月日	数等は、上記3 び免験の特例等 新年又は相続若し 1年税の納税猶予 と受けている場合	の適用に関する事: しくは遺跡(以下) 及び免除の特例(は ・又は受けようとし	吸します。 項 「相続等」とい 組税特別措置:	います。) により 玉第70条の7の おいて、最初の	5)」又は「	非上場株式等 相続等による	についての	相続税の# 非上場株式	的税酬予及
4年者が贈与した株式等の数等の 注)1 上記の欄に記入しされん 2 「贈与者が贈与した株式 最初の非上場株式等について この間は、特別経営未練交別 非上線株式等について、「非上場 免除の特別 (同注第70条のうし 同サる事項等についで入しま	等の数等の合計」欄の の攤与税の納税猶予及 連者が、その贈与前に 編株式等についての贈 のも)」の規定の適用を す。 ② 取得年月日	数等は、上記3 び免除の特例等 哲与又は相続若し 与权の納税猶予	の適用に関する事 しくは遺跡(以下) 及び免除の特例( で又は受けようとし	吸します。 項 「相続等」とい 組税特別措置: でいる場合に	います。) により 玉第70条の7の おいて、最初の	5)」又は「 その贈与又は	非上場株式等 相続等による	についての その会社の	相続税の# 非上場株式	的税酬予及
り名が増与した核式等の数等の 記 1 上記の欄に記入しません。 主 1 情か者がありした核式 主 1 情か者がありした核式 上級核式等について、「野上 免除の等例(何は話すの表ので、「野上 免除の外側(何は話すの表のでとひんしま 数待の原因 差針の側と を対して、 を持つ原因 を対して、 をがし、 をがし、 をがし、 をがして、 をがし、	等の数等の合計」欄の の贈与税の納税猶予及 総者が、その部分命にし の規定の適用を うり、取得年月日 り取得した資産の明経 がというのと がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより、 がまり、 をり、 がまり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 を	数等は、上記3  び免験の特例等  歩子又は相続若り  与現の前役猶予  を受けている場合  年 月  12の2第16項  り容を証明した書	の適用に関する事 の適用に関する事 (くは連暦 以下 及び免除の時候 (以下 以下 ので発酵のようとし 日 第8号の規定に基 た資産の価額等に 数型を添付しても 差 のでを終付しても ができまする。	吸します。 便 「和統等」と表 組税特別指合に 中告した税」 づき、会社がして記入し し支えありま	いいます。) により 法第70条の7の おいて、最初の-2 務署名 贈与前3年以内に ます。	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等 相続等による ④ 贈与者	についての。 その会社の 「又は被相続 特例経営承	和続税の# 非上場株: 人の氏名 継受贈者と	的税猶予及 式等の取得 と特別の関
外者が増かした株式等の数等の 2) 1 上光の欄に記入しません。 2) 1 加から、 2) 1 間かさがありした株式 2) 間かさがありした株式 の間は、特別核が未得があり、 免除の等何(何は若りをあって、手上し 免除の等何(何は若りをあって、これ を表の原因 かり、 を表の原因 を注が関出資文は贈与によ での明報前は、規模等別指 がある者(領面の「7(1)」を開 なお、この明報前は、規模等別指 がある者(領面の「7(1)」を加 なお、この明報前によらずな なお、この明報前によりて、 なお、この明報前によりて、 ないました。 ないました。 ないました。 ないました。 ないました。 とないました。 ないまたる。 ななななな	等の数等の合計」欄の の攤与税の納税攤予及 者者が、その贈与前に のり。 のり。 のり。 の以 の が の の の の の の の の の の の の の	数等は、上記3  び免験の特例等  新ケ又は相続だり  り与収の納税猶予  ケ受けている場合  年 月  12の2第16項  り与により取得し	の適用に関する事 の適用に関する事 (くは連暦 以下 及び免除の時候 (以下 以下 ので発酵のようとし 日 第8号の規定に基 た資産の価額等に 数型を添付しても 差 のでを終付しても ができまする。	吸します。 優 用総等」と版 和代等別措置 でいる場合に 申告した税 づき、会社が ついて記入し	います。) により 出第70条の7の おいて、最初の- 38署名 暦与前3年以内に ます。	5)」又は「 その贈与又は 署	非上場株式等による ④ 贈与者 職受贈者及び	についての その会社の 「又は被相続	和続税の# 非上場株: 人の氏名 継受贈者と	的税猶予及 式等の取得 と特別の関
外者が増かした株式等の数等の 2) 1 上光の欄に記入しません。 2) 1 加から、 2) 1 間かさがありした株式 2) 間かさがありした株式 の間は、特別核が未得があり、 免除の等何(何は若りをあって、手上し 免除の等何(何は若りをあって、これ を表の原因 かり、 を表の原因 を注が関出資文は贈与によ での明報前は、規模等別指 がある者(領面の「7(1)」を開 なお、この明報前は、規模等別指 がある者(領面の「7(1)」を加 なお、この明報前によらずな なお、この明報前によりて、 なお、この明報前によりて、 ないました。 ないました。 ないました。 ないました。 ないました。 とないました。 ないまたる。 ななななな	等の数等の合計」欄の の贈与税の納税猶予及 総者が、その部分命にし の規定の適用を うり、取得年月日 り取得した資産の明経 がというのと がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより、 がまり、 をり、 がまり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 を	数等は、上記3  び免験の特例等  歩子又は相続若り  与現の前段猶予  テ受けている場合  年 月  12 の 2 第 16 項 日  り容を証明した書	の適用に関する事 の適用に関する事 (公は連暦 (以下 及び免除の時) (以下 (以下 (以下 (以下 (以下 (以下 (以下 (以下	吸します。 便 「和統等」と表 組税特別指合に 中告した税」 づき、会社がして記入し し支えありま	いいます。) により 法第70条の7の おいて、最初の-2 務署名 贈与前3年以内に ます。	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等 相続等による ④ 贈与者	についての。 その会社の 「又は被相続 特例経営承	和続税の# 非上場株: 人の氏名 継受贈者と	的税猶予及 式等の取得 と特別の関
外者が増かした株式等の数等の 2) 1 上光の欄に記入しません。 2) 1 加から、 2) 1 間かさがありした株式 2) 間かさがありした株式 の間は、特別核が未得があり、 免除の等何(何は若りをあって、手上し 免除の等何(何は若りをあって、これ を表の原因 かり、 を表の原因 を注が関出資文は贈与によ での明報前は、規模等別指 がある者(領面の「7(1)」を開 なお、この明報前は、規模等別指 がある者(領面の「7(1)」を加 なお、この明報前によらずな なお、この明報前によりて、 なお、この明報前によりて、 ないました。 ないました。 ないました。 ないました。 ないました。 とないました。 ないまたる。 ななななな	等の数等の合計」欄の の贈与税の納税猶予及 総者が、その部分命にし の規定の適用を うり、取得年月日 り取得した資産の明経 がというのと がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより込むを がより、 がまり、 をり、 がまり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 をり、 を	数等は、上記3  び免験の特例等  歩子又は相続若り  与現の前段猶予  テ受けている場合  年 月  12 の 2 第 16 項 日  り容を証明した書	の適用に関する事 の適用に関する事 (公は連暦 (以下 及び免除の時) (以下 (以下 (以下 (以下 (以下 (以下 (以下 (以下	吸します。 便 「和統等」と表 組税特別指合に 中告した税」 づき、会社がして記入し し支えありま	いいます。) により 法第70条の7の おいて、最初の-2 務署名 贈与前3年以内に ます。	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等による ④ 贈与者 職受贈者及び	についての。 その会社の 「又は被相続 特例経営承	和続税の約 非上場株3 入の氏名 継受贈者と	的税猶予及 式等の取得 と特別の関
外名が積かした株式等の数等の 20 1 上来の欄に及入しません。 21 1度かる間に及入しません。 全 1度かるがありした様式 最初の非上導株式等について、 この間は、特別格が乗削機で、「排上 免除の時間(関位語で発売ので、「非上 免除のかり、で記入しま 取得の別別 潜り・相談等 会社が環動出資文は難等によ この別談書が、最後等別談書 がなお、この明確おしまうす。 後得年月日 福館	等の数等の合計、機の の簡与級の納税額予及 の指す続くの動与前には 動機状态等についた。 ② 数得年月日 ② 数得年月日 ジ 数得年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	数等は、上記3・ び免験の特例等 潜与又は相総表1 与段の納税猶予 テ交けでいる場合 年 月 12 の 2 第 16 項 与により取得したま 利用区分	の適用に関する事 の ( は速管 じに下 及び免除の時間 ( ) 取 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	吸します。 便 「和統等」と表 組税特別指合に 中告した税」 づき、会社がして記入し し支えありま	いいます。) により 法第70条の7の おいて、最初の-2 務署名 贈与前3年以内に ます。	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等による ④ 贈与者 職受贈者及び	についての。 その会社の 「又は被相続 特例経営承	和続税の約 非上場株3 入の氏名 継受贈者と	的税猶予及 式等の取得 と特別の関
・	等の数等の合計、機の の簡単等の結構書子数 能力さい。 のおいました。 のものは、のものは、のものは、 のものものものものものものものものものものものものものものものものものものも	数等は、上記3・  15免験の特例等  潜与又は相続者に  与板の神優等  年 月  日本の2第16項とより取得した  東 利用区分  ・	の適用に関する事 の ( は速管 じに下 及び免除の時間 ( ) 取 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	吸します。 便 「和統等」と表 組税特別指合に 中告した税」 づき、会社がして記入し し支えありま	いいます。) により 法第70条の7の おいて、最初の-2 務署名 贈与前3年以内に ます。	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等による ・ 贈与そ ・ 贈与を ・ 離りを ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・	についての。 その会社の 「又は被相続 特例経営承	和続税の約 非上場株3 入の氏名 継受贈者と	的税猶予及 式等の取得 と特別の関
り名が帰りた上地大学の変物の 3 1 上の際に記しています。 2 「簡か名が即りした他大 最初の身上導株式等について この際は、特別店が未満が高りした他大 最初の身上導株式等について この「施工」、特別店が未満だった。 同时ら事項等について 記入しま 取得の原図 贈り・相談等 会社が職物出資又は贈号によ この明確計は、最後勢別簿を 会社の長年日日 福館 ・ 一根総件 ・ 一根総件 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	等の数等の合計、機の の障与税の納税額予及 含む、その前ち前に対 輸送に対 について のでの前ち前に対 動送に対 について のでの前の前 ののでの前の が、 が、 ののでのでの前の が、 が、 が、 ののでのでのが ののでのでのか のでのか のでのか のでのか のでのか のでの	数等は、上記3・  15免験の特例等  潜与又は相続者に  与板の神優等  年 月  日本の2第16項とより取得した  東 利用区分  ・	の適用に関する事 の ( は速管 じに下 及び免除の時間 ( ) 取 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	吸します。 便 「和統等」と表 組税特別指合に 中告した税」 づき、会社がして記入し し支えありま	いいます。) により 法第70条の7の おいて、最初の-2 務署名 贈与前3年以内に ます。	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等による ④ 贈与者 職受贈者及び	についての その会社の デ又は被相続 特例経営承 出資者・リ	相続税の約 非上場株 人の氏名 継受贈者 着与者の氏	納税額予及 式等の取得 と特別の関 と名・名称
り者が帰りた上地大等の数の30 1 上のの際に記していません。 20 1 日本もの際に記していません。 最初の身上爆株式等について 最初の身上爆株式等について のの際は、特別成者を展示を のの際の場の (回転車からをので)、 関する事項等について記入しま を得の原因 関す・相談等 会社が戦略出資又は贈与によ この明確別は、現代的別様のような (第四人の原因) 現場が、現代的別様の上のでの変のが 観察した。 現場出資等では、の変のが 展現していません。 現場出資等では、の変のが のの際の のの際のので、の変のの傾回から とかの解した。 の時間が、より取得 を持ちない。 のので、の変のの傾回から とかの解した。 の時間が、より取得 を対して、の変の傾回から とかの解した。 とからない。 とからないい。 とからないい。 とからないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	等の数等の合計、機の の障与税の納税額予及 含む、その前ち前に対 輸送に対 について のでの前ち前に対 動送に対 について のでの前の前 ののでの前の が、 が、 ののでのでの前の が、 が、 が、 ののでのでのが ののでのでのか のでのか のでのか のでのか のでのか のでの	数等は、上記3・  15免験の特例等  潜与又は相続者に  与板の神優等  年 月  日本の2第16項とより取得した  東 利用区分  ・	の適用に関する事 の ( は速管 じに下 及び免除の時間 ( ) 取 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	政します。 通用経等」とと 組成特別情報では、 中告した税 でする、会社がしているような では、会社がしていている。 では、会社がしている。 は、会社がしている。 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、とのないでは、 は、これでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	いいます。) によす。 返路市の乗の7の おいて、最初の- 2 勝等名 響与前3 年以内に ます。 並む、 数像	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等による ・ 贈与そ ・ 贈与を ・ 離りを ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・	についての その会社の デ又は被相続 特例経営承 出資者・リ	和続税の約 非上場株3 入の氏名 継受贈者と	納税額予及 式等の取得 と特別の関 と名・名称
り名が帰りした批大等の散物の ② 1 上次の確に及しらされて ② 「加りるがありした他大 量 初の非上場株式等について 。 「他のは、特別的音楽説定と 動きがあり、「他の時間、中の時間、中の時間、中の時間、中の時間、中の時間、中の時間、中の時間、中	等の数等の合計、機の の障与税の納税額予及 含む、その前ち前に対 輸送に対 について のでの前ち前に対 動送に対 について のでの前の前 ののでの前の が、 が、 ののでのでの前の が、 が、 が、 ののでのでのが ののでのでのか のでのか のでのか のでのか のでのか のでの	数等は、上記3・  15免験の特例等  潜与又は相続者に  与板の神優等  年 月  日本の2第16項とより取得した  東 利用区分  ・	の適用に関する事 の ( は速管 じに下 及び免除の時間 ( ) 取 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	数します。 項用級等引きな 組代等別措置は 中告した級 中告した級 づかいて記入り こし支えありま 場所等	いいます。) により 出版第70条の7の 35いて、最初のつ 35いて、最初のつ 88号名 増与前3年以内に せん。 数量 社 社 本	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等による ・ 贈与そ ・ 贈与を ・ 離りを ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・	についての その会社の デ又は被相続 特例経営承 出資者・リ	相続税の約 非上場株 人の氏名 継受贈者 着与者の氏	納税額予及 式等の取得 と特別の関 と名・名称
り者が帰りた上地大等の数の30 1 上のの際に記していません。 20 1 日本もの際に記していません。 最初の身上爆株式等について 最初の身上爆株式等について のの際は、特別成者を展示を のの際の場の (回転車からをので)、 関する事項等について記入しま を得の原因 関す・相談等 会社が戦略出資又は贈与によ この明確別は、現代的別様のような (第四人の原因) 現場が、現代的別様の上のでの変のが 観察した。 現場出資等では、の変のが 展現していません。 現場出資等では、の変のが のの際の のの際のので、の変のの傾回から とかの解した。 の時間が、より取得 を持ちない。 のので、の変のの傾回から とかの解した。 の時間が、より取得 を対して、の変の傾回から とかの解した。 とからない。 とからないい。 とからないい。 とからないいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいいい	等の数等の合計、機の の障与税の納税額予及 含む、その前ち前に対 輸送に対 について のでの前ち前に対 動送に対 について のでの前の前 ののでの前の が、 が、 ののでのでの前の が、 が、 が、 ののでのでのが ののでのでのか のでのか のでのか のでのか のでのか のでの	数等は、上記3・  15免験の特例等  潜与又は相続者に  与板の神優等  年 月  日本の2第16項とより取得した  東 利用区分  ・	の適用に関する事 の ( は速管 じに下 及び免除の時間 ( ) 取 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )	数します。 項用級等引きな 組代等別措置は 中告した級 中告した級 づかいて記入り こし支えありま 場所等	いいます。) によす。 返路市の乗の7の おいて、最初の- 2 勝等名 響与前3 年以内に ます。 並む、 数像	5)」又は「 その贈与又は 署 本特例経営承	非上場株式等による ・ 贈与そ ・ 贈与を ・ 離りを ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・ を ・	についての その会社の デ又は被相続 特例経営承 出資者・リ	相続税の約 非上場株 人の氏名 継受贈者 着与者の氏	納税額予及 式等の取得 と特別の関 名・名称

#### 改正 後

#### (書きかた等)

1 この計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(租税特別措置法第70条の7の5)」の適用を受ける 場合で<u>相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うとき</u>に使用します

なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税<u>第予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税額予税額の計算書</u>(贈 与税) [暦年課税]」を使用してください。

5-投り、酸生産化引、全使用してくこうい。 また(川泉なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、(2)異なる贈与者から複数の非上場会社の株式 等を贈与により取得している場合及び3回一の贈与者から複数の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれ の会社及び贈与者ごとにこの計算書支は「特別株式等時段幾予税額の計算書、関与役)(匿年課代目)。を作及した上で、特別株式等 納税第予税額の計算書、(贈与税) (相談時精算課税」(別表)」又は「特別株式等納税猶予税額の計算書、(贈与税) (匿年課税」(別表)」

間代数子依頼の近珠竜(原子松)(間中森松)(明末)(大は、中間が株工学館代数子後間の近年春秋)(明子校)(周平森松)(明末)( 法1) 期段者で闘争が前はおいて会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。 ※2 「非上集株式等についての贈与税の納税数予及び免除」(租税特別措置法第70条の7) 一般措置)の適用を受ける場合には、「株 式等納税数予税額の計算書(贈与税)(暦年課税)」又は「株大等納税数予税額の計算書(贈与税)(相談時精算課税)」を使用し

2 「1 特例対象受聘非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項 (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表庚齢役」と記入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承確の円滑化に関する法律施行規則等10条第1号に規定する特例承維計画に係る同令第17条 第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第1項第1号の都道府県知事の確認を受けた日及 び確認番号をそれぞれ記入します。

(3) ⑩欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第11号又は第13号に掲げる事由に該当する ものとして和殿特別措置法第70条の7の5第2項第2号に規定する特例円滑化法認定を受けた日及び認定番号をそれぞれ記入し

ます。 (4) ①欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項に より準用する同令第40条の8第7項の特別の関係がある会社をいいます。32回において同じです。)であって特例対象受贈非上場 株式等に係る会社との間に支配関係。租税特別措置法施行令第40条の85第8項において準用する同金4条の8第9項に 定する関係をいいます。32回において同じです。)がある法人が保有する会社法第3条第2号に規定する外国会社(特例対象受贈 非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限ります。)の株式等、租稅特別措置法施行令第40条の8の5第15項 において準用する同令第40条の8第12項第1号に掲げる法人の株式等、(特例対象受離非上場株式等に係る会社の資産保存型会社 等に該当する場合に限ります。)又は同項第2号に掲げる医療法人の出資の有無について記入します

3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上場株式等の明細」の記入に当たっての留意事項

1 (2 の①から⑤の側まで及びいる) 村町対象交面が正め体は、今の時間、少加人に与につくい価息を取る
 2 の②から⑤の側まで及びいる○側の「後数等」及び、援助等」には、張砂等、には、張砂能に制限のある株式等の影等は含まれません。
 (2) 3 の②欄の多数は、贈与の時における値額を記入します。
 なお、特別対象交額非上場株式等に係る会社とはその会社の特別関係会社であって特別対象交額非上場株式等に係る会社とはの間に支配関係があるため、(以下「会社等」といいます。)が、会社法第2条第2号に規定する外国会社、特別対象交額非上場株式等に係る会社の物別関係会社に議計するものに限ります。)が表式等スは最初物別情報法制育で第40条の表す第15 項において等に係る会社の物別関係会社に議計するものに限ります。)の株式等スは最初物別情報法制合で第40条の表す第15 項において等

税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税] (別表)」の1の①欄に記入します。

4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

(1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額

② ①欄の金額は、一律 20%の税率により計算し、算出された前税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します。なお、この 計算書を2以上又はこの計算書及び「特別株式を指し扱うで観の計算書 (勝予税)程序課例」を使用して前税猶予税額の計算を 行う場合には、側側の金額を「特別株式等前税猶予整額の計算書 (勝予税) (別妻力) の3の機(に転記して)

5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄は、特例対象受謝非上場株式等の全部又は一部が組見特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例階与者の同法第70条の7第15項(第3号に係る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において準用する場合を含みます。)の規定の適用に係る贈 与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第6号の規定に基づいて、租税特別措置法施行合第40条の8の5第4項において準用する同合第40条の8第5項各号に定める者に特例対象受職非上場株式等の贈与をした 者ごとに、贈与年月日、氏名、住所 (この計算書を提出する時点の住所) 及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入

6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項

1 0 版的ルデル上場体式等についてい場合を必要が配置が入りた時のや評判等の場所に関する事刊」が記入に当たっている証券事刊
 1 ①職は、最初の職長又は相談等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び 気険の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相談税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
 2 ③職は、最初の贈与又は相談等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈予者又は被相談人の氏名を記入してください。

7 「7 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項

(1) 「特例経営承継受贈者と特別の関係がある者」とは、特例経営承継受贈者の親族などその特例経営承継受贈者と租税特別措置法 施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。

①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します。

た時における倫動を記入します。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有しているものとしたときにおける当該現物出資等資産の価額を記入します。 (3) ③欄の金額は、非上場株式等の贈与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。 (4) ④欄の保育割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。 (5) この様式に記入とされないとさば、適定の用紙に現め出資等資産の明報を記載し続けしてください。

#### 改正 前

#### 《書きかた等》

- 1 二の計算書は、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例(組税特別措置法第70条の7の5)」の適用を受ける 場合で相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときに使用しま。
- なお、この特例の適用を受ける場合で暦年課税を適用して納税類予税額の計算を行うときは、「特例株式等納税額予税額の計算書(贈 与税) [暦年課税]」を使用してくださ
- また。[1]異なる贈与者から同一の非上場会社の株式等を贈与により取得している場合、[2]異なる贈与者から複数の非上場会社の株式 (1.11)がよる前は中のショウスを受けています。 等を贈与により取得している場合及び33回〜の贈与者から複数の却上場会社の株式等を贈与により取得している場合には、それぞれ の会社及び贈与年ごとこの前等事とは「特別株式等新級題子投稿の計算書(贈与税)。 (暦年課税)。 全行成した上で、特別株式等 補税題子提回の計算書(贈与税)、目標即時報課税()切扱)、は「特別株式等新版題子技術の計算書(贈与税)、 (暦年課税())、 が、日本のでは、日本
- 報税割予税額の計算書(贈予税)(相様型制料率株別、(がKバ) 人は、すずがかってもはあれる。 注 1 簡身者が贈予の時において会社の代表権を有している場合は、この特例の適用を受けることはできません。 ※2 「非上総状式等についての贈与税の納税猶予及び発除」(租税特別措置決蓄の多の7) 【一般措置】の適用を受ける場合には、「株 式等納税猶予税額の計算書(贈与税) 【財年課税】」又は「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)(相総時精算課税〕」を使用し
- 2 「1 特例対象受贈非上場株式等に係る会社」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑦側は、具体的にその役職を、例えば、代表取締役とと認入します。 なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。 (2) ⑩側は、中心企業における経営の承継の門側にに関する法律能可提別第 16 条第1 号に規定する特例承継計画に係る同令第17条 第2項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその特例承継計画につき同条第4項の都道府県知事の確認を受けた日及び確認 番号をそれぞれ記入します。
- (4) ①欄は、特例対象受贈非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社(租税特別措置法施行令第40条の8の5第6項に □ U側は、特別有限定額率上電極式等に係ら会社気はでいる社の特別的除され、(無数性別指額な無行事 40 未の8のの3 あり4)に上り準用する場合等 40 未の8 8 8 7 項の特別の関係がある会社をいます。3 20において同じてす。であって特別省家受酵車上海株式等に係る会社との間に支配関係 個規特別措置法施行令第 40 未の8 5 8 8 年まいて専用する同令第 40 未の8 8 9 年 9 頃に現まです 図牒をいいます。3 20において同じてきた。 1 を 1 2 年 1 限ります。)又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。
- 3 「2 特例対象贈与の判定」及び「3 特例対象受贈非上楊株式等の明細」の記入に当たっての留意事項
- (1) 2の①から③の欄まで及び3の①欄の「総数等」及び「数等」には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。 (2) 3の②欄の金額は、贈与の時における価額を記入します。

なお、特別金優が運動は、第中が時に自分で開催となった。 なお、特別金受闘非上規模式等に係る会社と以よその会社の特別関係会社であって特別対象受闘非上規模式等に係る会社との間 に支配関係がある法人(以下「会社等」といいます。)が、会社は第2条第2号に規定する外国会社、特別会社、機関状態 に係る会社の特別関係会社に続いまするものに限ります。)の株式をは私税特別電波施行で着・10 条の8の5 第 15 項において等 に係る会社の特別関係会社に続いまするものに限ります。)の株式をは私税特別電波施行で着・10 条の8の5 第 15 項において等 用する同令第40条の8第12項に規定する法人(医療法人を除きます。)の株式等(特例対象受贈非上場株式等に係る会社が資産 保有型会社等に該当する場合に限ります。) 若しくは同項に規定する医療法人の出資を有する場合の納税猶予分の贈与税額の計算

税額の計算書 (贈与税) [相続時精算課税] (別表)」の1の①欄に記入します。

4 「4 特例株式等納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

- (1) ②欄の金額は、過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額がある場合は、2,500 万円からその金額を控除した残額
- ⑩柳の金額は、一律 20%の税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の②欄に転記します。なお、この 計算書を2以上又はこの計算書及び「特物株式等前後計で紙額の計算を「関与税」 郷年课税」と使用して前税猶予経額の計算を 行う場合には、例頼の金額を「特別株式等前税猶予税額の計算者、関与税(指統等前額課税)(勢限力)の②の間に転記します。
- 5 「5 特例対象受贈非上場株式等の内訳等」の記入に当たっての留意事項
- 3 「3 不野肉寒安町井に砂味式寺の小部寺」の記入に当たっくの留食事里 この側は、特別食食豊田土地株式等のを記文は一部が組役勢用置送第70条の7の5第1項に規定する特例贈与者の同法第70条の7第15項(第3号に修る部分に限り、同法第70条の7の5第11項において作用する場合を含みます。)の規定の適用に係る贈与により取得したものである場合には、租税特別措置法施行規則第23条の12の2第16項第7号の規定に基づいて、租税特別措置法施行金幣40条の8の5第4項において使用する同合第40条の8第5項格号に定める者に特別效金受開ま上場株式等の贈与をした。 者ごとに、贈与年月日、氏名、住所(この計算書を提出する時点の住所)及び特例対象受贈非上場株式等の数又は金額の内訳を記入
- 6 「6 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- □ 10 服砂ルが上端が入室についてい始さ分配が出版は大阪と大阪のが付回等の地面に関するから、少点へに当たってい面はを中央
   □ ①欄は、最初の贈与又は相談等によるその会社の非上場株式等の取得について、非上場株式等にいての贈与長の納段猶予及び、免債の特例等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相談模の申告書の提出先の税券署名を記入してください。
   ③ ①欄は、最初の贈与又は相談等によるその会社の非上場株式等の取得に係る贈与者又は被相談人の氏名を記入してください。
- 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」の記入に当たっての留意事項
- (1) 「特例経営水産受酵者と特別の関係がある者」とは、特例経営水産受酵者の親族などその特例経営水産受酵者と租税特別措置法施行令第40条の8の5第14項において準用する同令第40条の8第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- ①欄の金額は、会社が現物出資又は贈与により取得した資産(以下「現物出資等資産」といいます。)の非上場株式等の贈与があっ た時における価額を記入します - 四月-401 の 回順は にいてします。 なお、会社が、非上場株式等の贈与があった時において現物出資等資産を既に有していない場合は、その贈与があった時に有し
- 本わ、云口が、井上橋体が成功の割すがめった時において火物の国資料産を成に付していた。場合は、ていているものとしたときにおける当該規制性保管資産の価額を記入します。

  (3) ③欄の金額は、非上場株式等の関与があった時における会社の全ての資産の価額の合計額を記入します。

  (4) 「個側の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。

  (5) この様式に混入しきれないときは、適宜の用紙に現物担保等資産の開発を記載し縮付してください。

## 改正後

## 改 正 前

## 事業用資産納税猶予税額の計算書〔暦年課税〕

特例事業受贈者の氏名	この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が暦年課税を 適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び 免除に係る納税猶予税額(事業用資産納税猶予税額)を算出
贈与者の氏名	するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。

1	1	特定事業用資産に係る事業													
	1	屋号						提出年月日		年	月	H			
	2	業種名					<ul><li>⑥ 個人事業承継計画の提出 及び確認の状況</li></ul>	確認年月日		年	月	H			
	3	特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	每	F	月	H		確認番号							
	4	特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	q	E	月	В	⑦ 円滑化法の認定の状況	認定年月日		年	月	H			
	(5)	贈与時における常時使用従業員数				人	⑦ 円滑化法の認定の状況	認定番号							

## (注) 特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。

2 事業用質座納税猶予税額の計算 (注) この計算書を2以上作成する場合には、納税額予税額の計算は「事業用資産納税額予税額の計算書(別表)」に	こより行い、この欄への記入は不要です。
① 特定事業用資産等の明細書 (暦年課税)「C」の価額	Р
② 基礎控除額	1, 100, 00
③ (①-②) の金額 (1,000円未満切捨て)	,000
④ ③に対する税額(事業用資産納税猶予税額)(100円未満切捨て)	0

#### 3 特別受験事業用資産の内部等

この欄は、贈与者の贈与が、租税特別階度法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る簡4である場合に、租税特別階度法施行規則第23条の8 の8第14項の規定に基づき、(特定事業用資産等の明細書(暦年課程)」に係る特例受酬事業用資産の内訳等について記入します。起入に当たっては、裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産 の価額の合計額						
			Н						
CONTRACTOR AND									

#### (注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

#### 4 最初の特例の適用に関する事項

この機は、特例事業受稽者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈(以下「相続等」といいます。)により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の 用に供えれていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び免除(租税特別措置出席 70 条の6の8) 又は「個人の事業用資産につい ての相続税の納税額予及び免除(租税特別措置出席 70 条の6の10)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は 相続等によるその個人の事業用資産の政策に関する事項等について記入します。

① 取得の原因			② 取得年	月日			③ 申告	した税務署名		4	贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等				年	月	B			署		
·	税務署整理欄	入力	確認								

(資5-11-18-A4統一)(令2.10)

١,	,,,,	DADA SERVICE		Hone	
	387.0	Mark Land St. A. St.	 2 Sec		

※欄には記入しないでください。

#### 事業用資産納税猶予税額の計算書 [暦年課税]

特例事業受贈者の氏名	この計算書は、特例受贈事業者に該当する人が暦年課税を 適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び 免除に係る納税猶予税額(事業用資産納税猶予税額)を算出	7
贈与者の氏名	するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。	4

私は、特定事業用資産等の明細書 [閏年課稅] の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例 の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び免除(租税特別措置法第70条 例6の8第17例)の適用を受けます。

1	特定事業用資産に係る事業									
1	屋号				提出年月日	年	月	H		
2	業種名			5 個人事業承継計画の提出 及び確認の状況	確認年月日	年	月	H		
3	特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年 月	1 11		確認番号					
	特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年月	1 11		認定年月日	年	Л	H		
4	村内中米文館有の自己甲膏の水齢平月日	4 /	1 1-1	⑥ 円滑化法の認定の状況	認定番号					
(注)	(注)特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合の①欄及び②欄は、主たるものを記載します。									

<ul> <li>2 事業用資産納税猶予税額の計算</li> <li>(注) この計算書を2以上作成する場合には、納税猶予税額の計算は「事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)」により行い、この欄への記入は不要です。</li> </ul>									
① 特定事業用資産等の明細書 [暦年課役] 「C」の価額	р								
② 基礎控除額	1, 100, 000								
③ (①-②) の金額 (1,000円未満切捨て)	,000								
④ ③に対する税額(事業用資産納税籍予税額)(100円未満切捨て)	00								

#### 3 特例受贈事業用資産の内訳等

この職は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8の8第16項の規定に基づき、「特定事業用資産等の明細書(例年課税)」に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、英面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産 の価額の合計額
			PI

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

#### 4 最初の特例の適用に関する事項

この欄は、特例事業受酷者が、その贈与前に贈与又は相統若しくは遺贈(以下「相続等」といいます。)により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の 用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税競手及び免除(組成特別制置法第70 条の6の8)。又は「個人の事業用資産につい での相続税の納税数予及び免除(租税特別措置法第70条の6の10)の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は 相接等によるその個人の事業用資産の設計に関する事項等について記入します。

	① 取得の原因			② 取得年	月日			③ 申告	した税務署名		④ 贈与者又は被相続人の氏名
		贈与・	相続等		年	月	日			署	
(	*	税務署整理欄	入力	確認							

※欄には記入しないでください。

(資5-11-18-A4統一)(令元.10)

## 改 正 前

#### 《書きかた等》

1 <u>この計算書は、</u>「個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び免除(租税特別措置法第70条の6の8)」の適用を受ける場合で<u>簡単主機を適用して納税額予税額の計算を行うとき</u>に使用します。 なお、この特例の適用を受ける場合で<u>相続時精算課税を適用して納税額予税額の計算を行うときは、</u>「事業用資産納税額予税額の計算を相続時精算課税」」を使用してください。

また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書[相続時精算課税]」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」により納税猶予税額を計算してください。

- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者(厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働时間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。)
- ロ 船員保険法に規定する被保険者(厚生労働大臣の確認があった者に限ります。)
- へ 健康保険法に規定する被保険者 (保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定 労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である 短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月 間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。)
- 二 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結しているもの(イに掲げる者を除きます。)
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑦欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は 第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

①欄の金額は、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例 税率により計算し、算出された納税額予税額を「申告書第一表」の珍欄に転記します。なお、この計 算書及び「事業用資産納税額予税額の計算書[相続時精算課税]」をいずれも作成して納税額予税額 の計算を行う場合には、①欄の金額を「事業用資産納税額予税額の計算書(別表)」の3の①欄に転 記します。

4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者(租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に 定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。)ごとに、その贈与年月日、氏名、住 所 (この計算書を提出する時点の住所) 及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額(こ の計算書に係る「特定事業用資産等の明細書[暦年課税]」に記載された価額)の合計額を記入します。

- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ①欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

## 《書きかた等》

1 この計算書は、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の8)」の適用を受ける場合で<u>暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うとき</u>に使用します。 なお、この特例の適用を受ける場合で<u>相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは、</u>「事業用資産納稅猶予稅額の計算書 (相続時精算課稅)」を使用してください。

また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書[相続時精算課税]」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」により納税猶予税額を計算してください。

- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する 個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人 事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記 五1ませ。
- [2] ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は 第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

①欄の金額は、申告書第一表(控用)の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例 税率により計算し、算出された納税猶予税額を「申告書第一表」の⑪欄に転記します。なお、この計 算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書 [相続時精算課税]」をいずれも作成して納税猶予税額の 計算を行う場合には、④の金額を「事業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」の3の①欄に転記しま す。

4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者(租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。)ごとに、その贈与年月日、氏名、住所(この計算書を提出する時点の住所)及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額(この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書[暦年課稅]」に記載された価額)の合計額を記入します。

- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ①欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

# 改 正 前

## 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕

料	例事業受買	曽者の氏名				この明細書は、贈与に 用資産についての贈与税	より見	(得をした個人の事 (第35万万名除)。の	業用資産	について「個	人の事業 年課段を
	贈与者0	り氏名				適用して納税猶予税額の 資産の明細を記入します	計算を				定事業用
この欄は ものに限明 このの明 なお、限 (注) 「個 の贈 <sup>4</sup>	、贈与者の ます。)の に記入しき 度面積の判 1人の事楽用	資借対照表に計上 れない場合は、達  定 ((1)⑦及び(2)⑦ 資産についての贈り 5により取得した者	いていた資産(贈与のF されているものに限り 質宜の用紙に記載し添た D)の結果が否となる場 5.5 5.7 5.7 5.7 6.7 7 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	ます。) して、 合い対象	<ul><li>について記載して ください。</li><li>その宅地等又は建物 となり得る宅地等を</li></ul>	(業所得に係る青色申告書)	(租税 適用を 取得し	受けることはできま た者が1人でない場合	せん。 又はその	対象となり得る	建物をそ
(1) 宅地等											
<ol> <li>所在場</li> </ol>	所		② 前の贈与者の	氏名	③ 面積	④ 価額	(5) M	③のうち、特例の I用を受ける面積	6	⑤に係る価額(	4×5 )
							$\vdash$		_		
							$\vdash$		_		-
		る宅地等の面積を	及び価額の合計				1		≓ a		PI
	面積の判定	E (イ≦400 m²)						適・否			
(2) 建物 ① 所在場	所		② 前の贈与者の	氏名	③ 面積	④ 価額	(5)	<ul><li>③のうち、特例の i用を受ける面積</li></ul>	6	⑤に係る価額(	⊕× <u>©</u>
					nf	P	-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	nî		3 FI
							$\vdash$				
							╙				
		る建物の面積及で ② (□ ≦800 ㎡)	P価額の合計				п	· 否	≓ b		
(3) 減価償		( L = 000 III )					_	ж - ъ			
① 名称	A-J-CAE		② 所在場所			③ 前の贈与者の氏名	4	面積	(5)	価額	
									ni ni		FI
							_		_		
							⊬		_		
特例の適	用を受け	る減価償却資産の	の価額の合計						G		R
2 (1)Q 係る#	D、(2)②及び 前の贈与者	(3)③の「前の贈与 (租税特別措置法施	を額は、債務の引受けがあ 者の氏名」欄は、贈与者の 行令第40条の7の8第3 る減価償却資産について、	贈与カ 項各号	『租税特別措置法第7 に定める者に特例受	0条の6の8第14項第3号の 贈事業用資産の贈与をした者	規定の をいい	適用に係る贈与であ ます。) の氏名を記載	5場合に、 してくださ	その特定事業用	資産に
2 特例受照	鲁莱用資.	産の価額(a+b-	+c)						Α		PI
3 特例受照	(主全田谷	産に係る債務の	计管								
(1) 当該特	例受贈事	業用資産の贈与と	ともに引き受けた債			責務である場合には「事業非!	間連」相	#にチェックを行って	ください。		
事業非関連	種類	細目	債	椎	者	債務の使途		発生年月日	$\perp$	金額	
		-	氏名又は名称	_	住所又は所在地			弁済期限	+		Ħ
									$\perp$		
									+		-
									1		
									_		
				- 1	計額				d		В
(2) (1)のう	ち特例受罪	曹事業用資産に係	る事業に関するものと			債務の金額の合計額			e		P
(3) 事業関	連債務の金	<b>ዽ額</b> (d−e)							В		Я
4 = # = 3	2 产给机器	マ科紹の社がへ	はなはしかる(本部 / ^	B)					10		$\equiv$
(注) C欄の なお、	)金額を「事 「事業用資	「業用資産納税猶予 棄納税猶予額の計算		の2 :作成す	トる場合には、この明	細書のC欄の全額とこの明細	書以外	の「特定事業用資産(	C の明細書	・ 「暦年課税)」	-
$\overline{}$			予税額の計算書 (別表)」	の1①	欄に記入します。						=
※ 税務署書		ノボシン	確認					(the r	11 - 10	A 4 統一) /	<u></u>
※欄には記り	くしないで	/たさい。						()W 5 -	11-19-	· A 4 統一) (	令 2.10)

## 特定事業用資産等の明細書〔暦年課税〕

	事業受贈者の氏名			この明細書は、贈与に 用資産についての贈与税	より取得をした個人の事業 の納税猶予及び免除」の適	用資産について「個人の事業 用を受ける場合に暦年課税を
	贈与者の氏名			適用して納税猶予税額の 資産の明細を記入します	計算を行うときにおける、	その適用を受ける特定事業用
この欄は、! のに限りまっ この明細に! なお、限度i (注) 「個人 その贈与	す。) の貸借対照表に計上 記入しきれない場合は、i 而積の判定 ((1)⑦及び(2)⑦ の事業用資産についての贈り	責の判定 れていた資産(贈与の日の属 されているものに限ります。 高宜の用紙に記載し添付して ⑦)の結果が否となる場合。 与長の納民難予及び免除」の対 名が1人でない場合の限度面積	について記載して ください。 その宅地等又は建物 Rとなり得る宅地等を	業所得に係る青色申告書 ください。 については、この特例の通 同一の贈与者から贈与により	(租税特別措置法第25条の 項用を受けることはできませ 取得した者が1人でない場合)	ん。 《はその対象となり得る建物を
) 宅地等						
① 所在場所	+	② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の 適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額(④× <u>⑤</u> )
特例の適用	を受ける宅地等の面積別	及び価額の合計			1 "	i a H
	責の判定 (イ≤400 m²)				適 否	
2) 建物						
<ol> <li>所在場所</li> </ol>		② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	⑤ ③のうち、特例の 適用を受ける面積	<ul><li>⑥ ⑤に係る価額(④×</li><li>)</li></ul>
			nt mix		週用を交ける面積	3
			- "			"
特例の適用	を受ける建物の面積及び	び価額の合計		1	17 18	b FI
	責の判定 (□≦800 ㎡)				適 ・ 否	
3) 減価償却						
<ul><li>① 名称</li></ul>		② 所在場所		③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額
					n	P. P.
	を受ける減価償却資産の					C FI
2 (1)②、 に係る前	(2)②及び(3)③の「前の贈与 の贈与者(租税特別措置法)	金額は、債務の引受けがないもの 者の氏名」欄は、贈与者の贈与 施行令第 40 条の7の8第3項 の減価償却資産について、その利	は租税特別措置法第7 に定める者に特例受酬	0条の6の8第14項第3号事業用資産の贈与をした者を	の規定の適用に係る贈与である いいます。) の氏名を記載して	5場合に、その特定事業用資産 ください。
	業用資産の価額(a+b・					Α "
44.00.00.00.00.0						
	業用資産に係る債務の					
		<b>とともに引き受けた債務の</b> f産に係る事業に関するものと認		(務である場合には「事業非罪	『連』欄にチェックを行ってく	ださい。
	種類 細目	债 権	者	債務の使途	発生年月日	全額
acatalatanar	18.79E WHI	氏名又は名称	住所又は所在地	調切が力に地	弁済期限	322,7891
事業非関連				1		P
事業非関連						7 1
						-
			> 4 aï			d B
	线/M高髓音樂田彥本1-25		合計額	海波の今部の金牡虾		u -
		そる事業に関するものと認め		債務の金額の合計額		e B
[2] (1)Øうち	特例受贈事業用資産に係 債務の金額 (d-e)			債務の金額の合計額		u -
2) (1)のうち(3) 事業関連	債務の金額 (d-e)			債務の金額の合計額		e B
□   □   □   □   □   □   □   □   □   □	債務の金額 (d-e) 無納税猶予税額の計算の 調を「事業用資産納税猶予 事業用資産納税猶予	係る事業に関するものと認め 基礎となる価額(A-B) 税額の計算書 [暦年課税]」の2 性額の計算書 [8年課税]」を2以上作	られるもの以外の ①欄に転記します。 ☆する場合には、この			е р В П
□   □   □   □   □   □   □   □   □   □	養務の金額 (d-e) E納税猶予税額の計算の 類を「事業用資産納税猶予 事業用資産納税猶予税額の の合計額を「事業用資産納 の合計額を「事業用資産納		られるもの以外の ①欄に転記します。 ☆する場合には、この			е р В П

# 改正前

#### 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

特例事業受贈者の氏名			令和元
贈与者の氏名		を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。	年分以
ELLA SERVICIO DE DESCRIPTO DE ON	生(hodut被答用形)。「· 社会求委用答案。	5四何日が四所工作の何か、1ヶ四巻1 と次立のことを明何の「社	降

例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第 70 条の6の8第1項)」の適用を受けます。

1	特定事業用資産に係る事業								
a	) 屋号					提出年月日	年	月	日
2	) 業種名				<ul><li>⑥ 個人事業承継計画の提出 及び確認の状況</li></ul>	確認年月日	年	月	日
(3	) 特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年	月	B		確認番号			
4	) 特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年	月	H	⑦ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年	月	B
(5	) 贈与の時における常時使用従業員数			人	● 日間に広っ端を少れれ	認定番号			
(93	:) 独定車業田資産に低ス車業がり以上なる場	今の①脚及75②脚	l+ ±	<del>ルス</del>	ものを記載します				

	2 1	事業用資産納税猶予税額の計算									
	0	特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕「C」の価額	þ								
	2	特別控除額 (2,500万円-過去の年分の贈与侵の申告において控除した特別控除額の合計額)									
	3	(①-②) の金額 (1,000 円未満切捨て)	,00								
I	4	③に対する税額(③×20%)(事業用資産納税猶予税額)(100円未満切捨て)	0								

## 3 特例受贈事業用資産の内訳等

この欄は、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8 の8第 14 項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書[相続時精算課税]に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、 裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産 の価額の合計額				
			円				

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

#### 4 最初の特例の適用に関する事項

この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈(以下「相統等」といいます。)により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の 用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の8)」又は「個人の事業用資産につい ての相続税の納税額予及び免除(租税特別措置法第70条の6の10)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は 相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

	た税務署名
贈与・相続等 年 月 日	署

※欄には記入しないでください。

(資5-11-20-A4統一)(令2.10)

## 事業用資産納税猶予税額の計算書〔相続時精算課税〕

特例事業受贈者の氏名	この計算書は、特例事業受贈者に該当する人が相続時精算 課税を適用して個人の事業用資産についての贈与税の納税額 予及び免除に係る納税額予税額(事業用資産納税額予税額)	1
贈与者の氏名	を算出するために使用します。 この計算書等の書き方等については、裏面をご覧ください。	2

私は、特定事業用資産等の明細書(相続時精算課税)の「1 特定事業用資産の明細及び限度面積の判定」に記載した資産のうち各明細の「特例の適用を受ける面積」欄等に係る特定事業用資産について「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別指置法第 70 条の6の8第1項)」の適用を受けます。

	1 1	特定事業用資産に係る事業							
	1	屋号				提出年月日	年	月	H
	2	業種名			⑤ 個人事業承継計画の提出 及び確認の状況	確認年月日	年	月	H
	3	特例事業受贈者の開業届出書の提出年月日	年	Д - Е		確認番号			
		At the state of the state of the state of the state of			G. mark a decay of the	認定年月日	年	月	H
	4	特例事業受贈者の青色申告の承認年月日	年	月日	⑥ 円滑化法の認定の状況	認定番号			
ı	(注)	特定事業用資産に係る事業が2以上ある場合	今の①欄及び②欄に	<ol> <li>主た。</li> </ol>	5ものを記載します。				

2 事業用資産納税猶予税額の計算	
① 特定事業用資産等の明細書(相続時精算課税)「C」の価額	Р
② 特別控除額(2,500万円ー過去の年分の贈与税の申告において控除した特別控除額の合計額)	
③ (①-②) の全額 (1,000 円未満切捨て)	,000
<ul><li>③ ③に対する税額(③×20%)(事業用資産納税額予税額)(100円未満切捨て)</li></ul>	00

## 3 特例受贈事業用資産の内訳等

この欄に、贈与者の贈与が、租税特別措置法第70条の6の8第14項第3号の規定の適用に係る贈与である場合に、租税特別措置法施行規則第23条の8 の8第 16 項の規定に基づき、特定事業用資産等の明細書 [相続時精算課税] に係る特例受贈事業用資産の内訳等について記入します。記入に当たっては、 裏面の「4」をご覧ください。

贈与年月日	前の贈与者の氏名	前の贈与者の住所	前の贈与者に係る特例受贈事業用資産 の価額の合計額
			円
Charles I de la Mille de la la la	A to the second of the second	of a military for the set a second of the set of the set of the angle of the set of the	

(注) 上記の欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に贈与者ごとの事業用資産の価額を記載し添付してください。

#### 4 最初の特例の適用に関する事項

この欄は、特例事業受贈者が、その贈与前に贈与又は相続若しくは遺贈(以下「相続等」といいます。)により取得した上記1の特定事業用資産に係る事業の 用に供されていた資産について、「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の8)」又は「個人の事業用資産につい ての相続税の納税猶予及び免除(租税特別措置法第70条の6の10)」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は 相続等によるその個人の事業用資産の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

(	ě	税務署整理欄	入力		確認		
- 3	終権	欄には記入しな	いでくた	どさい。		()	※5 −11−20− A 4 終一)(会示)

(資5-11-20-A4統一)(令元.10)

## 改 正 前

#### 《書きかた等》

1 <u>この計算書は、</u>「個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び免除(租税特別措置法第70条の6の8)」の適用を受ける場合で<u>相続時精算課税を適用して納税額予税額の計算を行うとき</u>に使用します。

なお、この特例の適用を受ける場合で<u>暦年課税を適用して納税猶予税額の計算を行うときは</u>、「事業 用資産納税猶予税額の計算書 <u>[暦年課税]</u> を使用してください。

また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書 [暦年課税]」を作成した上で、「事業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」により納税猶予税額の合計額を計算してください。

- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄の「常時使用従業員数」は、特定事業用資産に係る事業に従事する従業員であって次に該当する者の数を記入してください。
- イ 厚生年金保険法に規定する被保険者 (厚生労働大臣の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。)
- ロ 船員保険法に規定する被保険者(厚生労働大臣の確認があった者に限ります。)
- へ 健康保険法に規定する被保険者 (保険者等の確認があった者に限るものとし、その1週間の所定 労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である 短時間労働者又はその1か月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の1か月 間の所定労働日数の4分の3未満である短時間労働者を除きます。)
- = 高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者で2か月を超える雇用契約を締結している もの(イに掲げる者を除きます。)
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同令第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記入します。
- (3) ①欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は 第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑩欄に転記します。

なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)」を使用 し、①欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書[相続時精算課税]」の①欄 の金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。

また、この計算書及び「事業用資産納税額予税額の計算書 [暦年課税]」をいずれも作成して納税 第予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」を使用し、①欄の金 額を「事業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」の3の②欄に転記します。

4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者(租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に 定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。)ごとに、その贈与年月日、氏名、住所 (この計算書を提出する時点の住所)及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額(この 計算書に係る「特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕」に記載された価額)の合計額を記 入します。

- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与 又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び免除等の適用 を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ①欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は被相続人の氏名を記入してください。

#### 《書きかた等》

1 <u>この計算書は、</u>「個人の事業用資産についての贈与税の納税額予及び免除(租税特別措置法第70条 の6の8)」の適用を受ける場合で<u>相続時精算課税を適用して納税猶予税額の計算を行うとき</u>に使用 」ます

なお、この特例の適用を受ける場合で<u>暦年課税を適用して納税額予税額の計算を行うときは、「事業</u> 用資産納税額予税額の計算書 (暦年課税)」を使用してください。

また、異なる贈与者から特定事業用資産を贈与により取得している場合には、それぞれの贈与者ごとにこの計算書又は「事業用資産納税猶予税額の計算書 [暦年課税]」を作成した上で、「事業用資産 納税猶予税額の計算書 (別表)」により納税猶予税額の合計額を計算してください。

- 2 「1 特定事業用資産に係る事業」の記入に当たっての留意事項
- (1) ⑤欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第16条第3号に規定する個人事業承継計画に係る同合第17条第4項の申請書を都道府県知事に提出した日並びにその個人事業承継計画につき同条第1項第3号の都道府県知事の確認を受けた日及び確認番号をそれぞれ記まします。
- (2) ⑥欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第16項第7号又は 第9号に掲げる事由に該当するものとして中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第 12条第1項の都道府県知事の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- 3 「2 事業用資産納税猶予税額の計算」の記入に当たっての留意事項

④欄の算出された納税猶予税額は「申告書第一表」の⑩欄に転記します。

なお、この計算書を2以上作成する場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書(別表)」を使用 し、①欄の金額とこの計算書以外の「事業用資産納税猶予税額の計算書[相続時精算課税]」の①欄の 金額との合計額を「2 相続時精算課税を適用する事業用資産納税猶予税額」のB欄に記入します。

また、この計算書及び「事業用資産納税猶予税額の計算書 [曆年課税〕」をいずれも作成して納税猶 予税額の計算を行う場合には、「事業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」を使用し、①の金額を「事 業用資産納税猶予税額の計算書 (別表)」の3の②欄に転記します。

4 「3 特例受贈事業用資産の内訳等」の記入に当たっての留意事項

この欄の各欄は、贈与者に係る前の贈与者(租税特別措置法施行令第40条の7の8第3項各号に定める者に特例受贈事業用資産の贈与をした者をいいます。)ごとに、その贈与年月日、氏名、住所(この計算書を提出する時点の住所)及びその前の贈与者に係る特例受贈事業用資産の価額(この計算書に係る「特定事業用資産等の明細書(相続時精算課税)」に記載された価額)の合計額を記入します。

- 5 「4 最初の特例の適用に関する事項」の記入に当たっての留意事項
- (1) ①欄は、取得の原因を丸で囲んでください。
- (2) ③欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等による取得について、個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除等の適用を受け、又は受けようとする贈与税又は相続税の申告書の提出先の税務署名を記入してください。
- (3) ①欄は、「1 特定事業用資産に係る事業」欄の事業の用に供されていた資産に係る最初の贈与又は相続等に係る贈与者又は披相続人の氏名を記入してください。

# 改 正 前

## 特定事業用資産等の明細書〔相続時精算課税〕

200 Jr.	接受贈者の氏名 5者の氏名	-		用資産についての贈与税 課税を適用して納税勤予	の納税猶予及び免除」の適! 税額の計算を行うときにお!	目資産について「個人の事業 目を受ける場合に相続時精算 ける、その適用を受ける特定
特定事業用資産 この欄は、贈与: ものに限ります。) この明報に記入 なお、限度面積( 注) 「個人の事 その贈与者か	をの明細及び限度面 者の事業の用に供さ の貨借対限表に計 しされない場合は、 の判定(II( <sup>1</sup> )及びの 実用資産についての いら贈与により取得し	れていた資産(贈与の日の 上されているものに限りま 適宜の用紙に記載し添付し (⑦) の結果が否となる場合 #与税の納税数予及び免除」。	す。) について記載 してください。 )、その宅地等又は の対象となり得る宅地	してください。 建物については、この特例の 等を間一の贈与者から贈与によ	(租税特別措置法第25条の 適用を受けることはできまり取得した者が1人でない場合	2第3項の規定の適用に係る
使用してくだ	どさい。					
1) 宅地等		F	T	1	To 0-11 44-	
<ul><li>① 所在場所</li></ul>		② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	<ul><li>⑤ ③のうち、特例の 適用を受ける面積</li></ul>	<ul><li>⑥ ⑤に係る価額(④×</li><li>⑥ ③</li></ul>
				2	F	
		1	1			
		+	1			1
		+	1			-
終例の適田を招	とける宅地等の面積	1578価額の会計			1 .	a H
	判定 (イ≦400 ㎡)	OKO MINO LI III			· 否	<u> </u>
建物	19/E (1 2400 III)				788 127	
					⑤ ③のうち、特例の	5.
① 所在場所		② 前の贈与者の氏名	③ 面積	④ 価額	適用を受ける面積	⑥ ⑤に係る価額 (④×二)
			,	2	n .	
		1	1	1		
特例の適用を受	とける建物の面積及	び価額の合計			12 #	b <sup>m</sup>
-	判定 (□≦800 m²)				適 · 否	
3) 減価償却資産						
<ol> <li>3 名称</li> </ol>		② 所在場所		③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	⑤ 価額
						el B
				3		
特例の適用を受	たける減価償却資産	の価額の合計				c P
2 (1)②、(2)②) 係る前の贈与	及び(3)③の「前の贈り 者 (租税特別措置法論		与が租税特別措置法員 各号に定める者に特例	第70条の6の8第14項第3号:  受贈事業用資産の贈与をした者	の規定の適用に係る贈与である。 fをいいます。) の氏名を記載し	
	用資産の価額(a+b	0+c)				Α =
特例受贈事業用						
特例受贈事業用	用資産に係る債務の					
特例受赠事業用	着事業用資産の贈与	とともに引き受けた債務				
特例受贈事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した債	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 産産に係る事業に関するものと	認められるもの以外の		関連:欄にチェックを行ってく	7.0000
特例受赠事業用	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務		の債務である場合には「事業非債務の使途	関連」欄にチェックを行ってく 発生年月日 余済報歴	ださい。
特例受贈事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した債 事業非関連 種類	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	:認められるもの以外の 者		発生年月日	7.0000
特例受贈事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した債	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	:認められるもの以外の 者		発生年月日	7.0000
特例受體事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した债 事業非関連 種類	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	:認められるもの以外の 者		発生年月日	7.0000
特例受贈事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した債 事業非関連 種類	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	:認められるもの以外の 者		発生年月日	7.0000
特例受贈事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した彼 事業申閱達 種類	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	:認められるもの以外の 者		発生年月日 弁済期限	7.0000
特例受謝事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した债 事業非関連 種類	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	:認められるもの以外の 者		発生年月日	7.0000
特例受贈事業月 (1) 当該特例受贈 (注) 影椒した偾 事業中間逐 種類	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	:認められるもの以外の 者		発生年月日 弁済期限	7.0000
特例受謝事業用(1) 当該特例受贈(注) 記載した债事業用関連 種類	着事業用資産の贈与 務が特例受贈事業用量	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	認められるもの以外の 者 住所又は所在地		発生年月日 弁済期限	7.0000
特例受贈事業用 (注) 当該特例受贈事業用 (注) 記載した債 事業非限達 種類	常事業用資産の贈与 (報名) (特別受贈事業用資 (相目)	とともに引き受けた債務 度に係る事業に関するものと 産権 氏名又は名称	認められるもの以外。 者 住所又は所在地 合 許 額	債務の传送	発生年月日 弁済期限	企額 PI
特例受贈事業用 (注) 当該特例受贈 事業用 (注) 当該特例受贈 事業用 (注) 記載した僕 事業用報連 種類	常事業用資産の贈与 務が特例受聘事業用資 個 細目 受贈事業用資産に	とともに引き受けた債務 資産に係る事業に関するものと 債 権	認められるもの以外。 者 住所又は所在地 合 許 額	債務の传送	発生年月日 弁済期限	- 企額 n d n e n
特例受贈事業用 11 当該特例受贈 事業用 (注) 当該特例受贈 本 (注) 記載した債 事業用限速 種類	常事業用資産の贈与 務が特例受聘事業用資 個 細目 受贈事業用資産に	とともに引き受けた債務 度に係る事業に関するものと 産権 氏名又は名称	認められるもの以外。 者 住所又は所在地 合 許 額	債務の传送	発生年月日 弁済期限	企額 PI
特例受贈事業用 1) 当該特例受贈 (注) 影教した候 事業非限達 種類 22 (1)のうち特例 3) 事業開達債務	常事業用資産の贈与 核が特例受贈事業用 組 組 日 受贈事業用資産に の金額(d-e)	とともに引き受けた債務 ・選に係り参照に関するものと ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認められるもの以外 者 住所又は所在地 合計額 認められるもの以外	債務の传送	発生年月日 弁済期限	- 企額 n d n e n
特例受謝事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した俄 季業界限基 優卸 □ □ □ 22 (1)のうち特例 事業関連債務 事業用資産納移	警事業用資産の贈与 (日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	とともに引き受けた債務 定度に成ら参戦に関するものと	認められるもの以外。 者は所在地 住所又は所在地 合計額 器められるもの以外	(債務の後途) (債務の金額の合計額	発生年月日 弁済期限	d n e n B
特例受謝事業用 (1) 当該特例受贈 (注) 記載した俄 季業界限基 優卸 □ □ □ 22 (1)のうち特例 事業関連債務 事業用資産納移	警事業用資産の贈与 (日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日本・日	とともに引き受けた債務 ・選に係り参照に関するものと ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	認められるもの以外。 者は所在地 住所又は所在地 合計額 器められるもの以外	(債務の後途) (債務の金額の合計額	発生年月日 弁済期限	d n e n B

## 特定事業用資産等の明細書「相続時精質課税」

特例事業受贈者の氏名			用資産についての贈与税	の納税猶予及び免除	の適用を受	について「個人の事業 ける場合に相続時精算
贈与者の氏名			課税を適用して納税猶予 事業用資産の明細を記入	税額の計算を行うと します。	きにおける、	その適用を受ける特定
特定事業用資産の明細及び開	良度面積の判定					
のに限ります。) の貸借対照ま この明細に記入しきれない場 なお、限度面積の判定((1)⑦) (注)「個人の事業用資産につい	合は、適宜の用紙に記載し添作	ます。) について記載し けしてください。 1合、その宅地等又は如 の対象となり得る宅地等	ンてください。 *特については、この特例の *を同一の贈与者から贈与によ	適用を受けることは り取得した者が1人で	できません。	の対象となり得る建物を
1) 宅地等						
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	3 面積	④ 価額	<ul><li>⑤ ③のうち、報 適用を受ける面</li></ul>	例の順	⑤に係る価額 (④× <u>⑤</u> )
特例の適用を受ける宅地等の	面積及び価額の合計			1	=i a	PI
⑦ 限度面積の判定(イ≤40				適 ・	否	
2) 建物						
① 所在場所	② 前の贈与者の氏名	3 面積	<ol> <li>価額</li> </ol>	<ul><li>⑤ ③のうち、料 適用を受ける面</li></ul>	例の積	⑤に係る価額 (④× <mark>⑤</mark> )
特例の適用を受ける建物の調				12	ag p	PI
<ul><li>⑦ 限度面積の判定(ロ≦80</li><li>3) 減価償却資産</li></ul>	om()			道 •	否	
<ol> <li>減値領却資産</li> <li>① 名称</li> </ol>	② 所在場所		③ 前の贈与者の氏名	④ 面積	(5)	価額
					10	В
				-		
特例の適用を受ける減価償却	改定の価値の合計		1	1	c	д
(注)1 (1)①、(2)①及び(3)⑤の「個)		いものとした場合の価額	を記入します。		l c	
2 (1)②、(2)②及び(3)③の「前 に係る前の贈与者(租税特別	の贈与者の氏名」欄は、贈与者の 捨置法施行令第 40 条の7の8 5 等である減価償却資産について、	)贈与が租税特別措置法第 (3項に定める者に特例受	70条の6の8第 14 項第3 贈事業用資産の贈与をした者	号の規定の適用に係る関 をいいます。) の氏名を	与である場合  記載してくださ	こ、その特定事業用資産 い。
特例受贈事業用資産の価額	(a+b+c)				А	В
At the management of the second of	t W + 51 W					
特例受贈事業用資産に係る( 1) 当該特例受贈事業用資産(	IMのATM D贈与とともに引き受けた債	歌の会師				
(注) 記載した債務が特例受贈す	楽用資産に係る事業に関するもの	(500 並 (50) りと認められるもの以外の	・債務である場合には「事業非	関連」欄にチェックを行	fってください。	
事業非関連 種類 細目		植者	債務の使途	発生年		金額
	氏名又は名称	住所又は所在地		弁済!	NAME .	PI
				-	-	
		合計額			d	P
a) (a) on a 4 de militar alleman de	産に係る事業に関するもの。	と認められるもの以外	の債務の金額の合計額		е	P
2) (1)のうち特例受贈事業用資	)				В	PI
2/ (1)のうち特例受精事業用)( 3) 事業関連債務の金額 (dーe						
	+算の基礎となる価額(A	в)			С	P
3) 事業関連債務の金額 (dーe 事業用資産納税猶予税額の	+算の基礎となる価額 (A 室納税猶予税額の計算書 [相利]		欄に転記します。		С	PI
3) 事業関連債務の金額 (dーe 事業用資産納税猶予税額の			欄に転記します。		С	FI

改正前

令和元年分贈与税の修正申告書 (別表)

令和2年分贈与税の修正申告書(別表) 受贈者の氏名 ● 修正前の課税額(第一表) 特例贈与財産の価額の合計額(課税価格) Ⅰ 一般贈与財産の価額の合計額 (課税価格) | 「贈与を受けた居住用不順産の留額及び贈与を受けた金銭のうち居住用不順産の取得に充てた部分の金額の合計額」 暦年課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) 年 基礎控除額 事業 ⑤の控除後の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】 ⑥に対する税額 外国税額の控除額 分医療法人持分税額控除額 差引税額 (7-8-9) - 相続時精質理科分 相続時精算課税分の課税価格の合計額 相続時精算課税分の差引税額の合計額 課税価格の合計額(①+②+①) ||| 差引税額の合計額 (納付すべき税額 (⑩+⑫)) 【100円未満切捨て】 農地等納税猶予税額 合株式等納税猶予税額 特例株式等納税猶予税額 医療法人持分納税猶予税額 | | 事業用資産納税猶予税額 申告期限までに納付すべき税額(14-15-16-17-18-19) ② 修正前の課税額 (第二表) 特定個与省が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「●修正前の課税 額(第一表)」及び「●修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。 特定贈与者の氏名 相財産の価額の合計額(課税価格) 過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額 (最高2,500万円) 時 特別控除額の残額(2,500万円-図) 特別控除額(②の全額と⑤の全額のいずれか低い金額) 翌年以降に繰り越される特別控除額(2.500万円-20-26) 第の控除後の課税価格(四一回) [1,000円未満切捨て] 額 税 28に対する税額 (28×20%) 外国税額の控除額 分 30 算 差引税額(29-30) ❸ 修正申告によって異動した事項 \* 税務署整理欄 整理番号 名簿 \*欄には記入しないでください。

改 正 後

# 改 正 前

工 暦 年 課 税 分 医组相性 課 差 级 ⑤ ⑥ 外 医	医前の課税額 (第一表) 贈与財産の係額の合計額 (課稅係格) 贈与財産の係額の合計額 (課稅係格) 者物際額 (建稅係格) 者物際額 (第十年版の開発(場外を受けた自称のから配性を下れ職の成品に支工た無外 課稅分の課稅価格の合計額 (①+(②-③)) 控除級の課稅価格 (④-⑤) [1,000円未満切捨で] 対する税額 税額の控除額 法人持分稅額控除額	
I 暦 年 課 税 分 ■ # III ■ 合 計 ● 相続時精算器	照与財産の価額の合計額(課税価格) 贈与財産の価額の合計額(課税価格) 者接除額 を付けた他用金額の確認の機合を対立金額の2.5億世年年級の際に変すた単分 課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) 技険額 控除後の課税価格 (③-⑤) [1,000円未満切拾で] 対する税額 税額の控除額	(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
工曆年課稅分 医差粗粗粗 課差 愚昧的 医事中的 财政法额的计算 医水子	器与財産の価額の合計額(課税価格) 者接施額 ・ では15億四年率級の総数は場合やけた金はの5.8億甲平単級の際に変すた底分 課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) 控除額 控除後の課税価格 (③-③) [1,000円未満切拾で] 対する税額 税額の控除額	2
配 年 課 税 分 ▼ III	者控除額 を受けた登場下乗車の部間なが場合を付ける時のうち居住用下乗車の部局に定てた部分 課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) 控除額 控除後の課税価格 (③-③) 【1,000円未満切捨て】 対する税額 税額の控除額	(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
暦 年 課 税 分   ▼Ⅱ   Ⅲ   合   計   ❷  相続時精算器	受切た意思用不確認の確認な知りを受けた金組のうち担保下和総の原に変じた部分 課税分の課税価格の合計額 (①+(②-③)) 控除途の課税価格 (④-⑤) 【1,000円未満切捨て】 対する税額 税額の控除額	(a) (b) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c) (c
年課 税 分 ▼II III 合 計 ❷ 相続時精算器 機 炒 吃 国 腹 張 與 談 談 與	控除額 控除後の課税価格 (③-③) [1,000円未適切拾て] 対する税額 税額の控除額	5 1110000 6 1 1000 7 1 1000
・課税分 ▼II III 合 計 伊藤等等株	控除後の課税価格 (④-⑤) [1,000円未満切拾で] 対する税額 税額の控除額	6 1 100C 7 1 100C
一	対する税額 税額の控除額	7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
祝分 ▼ 相相相 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	税額の控除額	8 1 1 1 1 1 1
分 医療引機機機 報告 報報 を		
▼ II	法人持分税額控除額	
▼ II		
▼ II 相様 根 税 税 特 機 素 株 特 版 業 常 本 定 派 の サール で	税額 (7-8-9)	
II 相談 機 発引 地	時精算課税分	
相談 投引地式例	時精算課税分の課税価格の合計額	
□□ 差別 を	時精算課税分の差引税額の合計額	
合計	価格の合計額(①+②+①)	
合計	税額の合計額 (納付すべき税額(⑩+⑫))【100円未満切拾	
行 計	等納税猶予税額	
特別 を	等納税猶予税額	
事業 告 正常 的 特別控除額の計算 相 続 時 精 算 細	株式等納税猶予税額	
● 申 修 特 定 即 特別控除額の計算	法人持分納税猶予税額	
② 修正前 特定 特別 技能額の計算 間 特別 対	用資産納税猶予税額	
相続時精算で計算	期限までに納付すべき税額 (14-15-16-17-18-19)	
相続時精算型	E前の課税額(第二表)	
続 時 精 算 m	<b></b> 定贈与者の氏名	特定期与者が複数いる場合には、それぞれについて第三表を使用してください。この場合、「●郷正前の課 額(第一表)」及び「●修正申告によって異動した事項」については、いずれか1枚に記入してください。
時精算 開控除額の計算	の価額の合計額(課税価格)	[3] <u> </u>
時精算	過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額	(最高2,500万円) 24
算量	特別控除額の残額(2,500万円-図)	25
算 #	特別控除額(②の金額と③の金額のいずれか低い金額)	26
課報	翌年以降に繰り越される特別控除額(2,500万円-四一	®) <b>2</b>
HPT DE	徳の控除後の課税価格 (四一回) 【1,000円未満切捨て】	
税の	②に対する税額 (⊗×20%)	
分計		30
箅	外国税額の控除額	
❸ 修正申	外国税額の控除額 差引税額 (29-39)	3)
		3D   <b>                                   </b>

		商署受付	受贈者	の氏名		100	_/		
0	修正前の課税額 (第一表)	80 付		_		<u>₹</u>		(単位	: Р
	特例贈与財産の価額の合計額(課務	(価格)	1				IJ		
Ι	一般贈与財産の価額の合計額(課移	(価格)	2						
暦	配偶者控除額 (贈与を受けた居住用不動産の値額及び贈与を受けたが	会員のうち居住用不動産の取得に充てた部分の金額の合計額)_							
	暦年課税分の課税価格の合計額(	1+(2-3))	(4						
年	基礎控除額		(5				00	00	C
課	⑤の控除後の課税価格 (④-⑤)	【1,000円未満切捨て】	6					00	C
税	⑥に対する税額		7						
	外国税額の控除額		8						
分	医療法人持分税額控除額		9						
	差引税額 (7-8-9)		0						
	- 相続時精算課税分								
<b>V</b>	相続時精算課税分の課税価格の合計	<b>十</b> 額	Œ						
Ι	相続時精算課税分の差引税額の合計	†額	12						
	課税価格の合計額(①+②+①)		03					T	ī
Ш	議が偏格の合計額 (前付すべき税) 差引税額の合計額 (納付すべき税)	(加上部) 【100田土港州地一】	(14				╬	<u> </u>	
ш	走り税額の合計額(納りすべき税) 農地等納税猶予税額	m (@ : @/) Itool (wata)itt CI	(E						
	展地寺納税拍予税額 株式等納税猶予税額		(16						
合	特例株式等納税猶予税額								
			(T)						
計	医療法人持分納税猶予税額 事業用資産納税猶予税額		09						100
	事業用資産納税値下税額 申告期限までに納付すべき税額(M	\_@_@_@_@\	20						
0	修正前の課税額(第二表)	/ (U - (W - (W)	[2]	V					J U
9	特定贈与者の氏名	特定贈り者が	i数いる場合には、それぞれに	ついて第三さ	長を使用してく	(ださい。)	この場合、F	<b>〇</b> 修正#	の課
相	財産の価額の合計額(課税価格)	額(第一表)」	び「●修正申告によって異数		については、1	100°2120-14	枚に記入し	てくだき	13, ][
続続		<b>空除した特別控除額の合計額</b> (最高2,5						╬	
脱時	特別控除額の残額(2,500万		(25					╬	
特	額		26					╬	
有算	iř	別控除額 (2,500万円-四-函)	27					╬	
昇課	0-444-4	1,000円未満切捨て]	28						
酥税	税 20の空隊後の課税価格(②) 額 20に対する税額(30×20%		29						
	の (のに対する状態(のへ20%	,	30						
分	計 外国税額の控除額 算 差引税額(29-30)							뉴	
	# 差引税額(沙一図) 修正申告によって異動した事項		[3]	ען ויי					JL

#### 書きかた等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表(以下「修正申告書(別表)」 といいます。) の 1 ●修正前の課税額(第一表)」及び「●修正前の課税額(第二表)」の各欄並び に申告書第三表(別表の付款)(以下「修正申告書(例表の付款)」といいます。) の 1 ●修正前の 非課税額(第一条の二)」及び「●修正前の非課税額(第一表の二)」の 6 ●修正前の課 記載の申告書第一表、第一表の二、第一表の三、以下、表に表して、これら申告書を一補、と
- (注) 修正申告書 (別表) の「❷修正前の課税額 (第二表)」欄及び申告書第二表は、相続時精算課
- 税分について修正中告をする場合に記入してください。 また、修正中告書(別表の付表)の「●修正前の非課税額(第一表の二)」欄及び中告書等 表の二は、住む取得等資金の非課税について修正申告をする場合に記入し、「●修正前の非課税 第一表の三)」欄及び申告書第一表の三は、震災に係る住宅取得等資金の非課税について修 正申告をする場合に記入してください。
- 正申告をする場合に記入してください。
  2 の修正申告書、例表と及び修正申告書、例表の付表)の各欄は、次により記入してください。
  (1) 修正申告書、例表と及び修正申告書、例表の一人を正面の課税額(第一表)」及び「●修正面の課税額(第一表)」の
  名標並びに修正申告書、例表の付表)の「●修正面の非課税額(第一表の二)」及び「●修正面の非規稅額(第一表の二)」の名欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通 申書をどから課稅額を認起してください。
  (注) 相談時精算課稅に係る存定期等名が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書(別表) を作成してください。また、住宅原得等資金の非課稅又は蒙決に係る任宅犯符等資金の非課稅 (長の職与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業(修正申書等(別表の付表))を作成して ください。これらの明合、「●修正師の課稅額(第一表)「欄及び「●修正申告によって異動し と事項」欄については、いずれが1枚のみに記入してください。
- (2) 「❸修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異 動理由を記入してください。
- 申告書第一表の各欄は、次により記入してください。
- 「②」欄には、申告書第一表の「印」欄の金額からこの修正申告書 (別表) の「印」欄の金額を
- 差し引いた金額を記入してください。 ) 「②」欄には、申告書第一表の「②」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「②」欄の金額を
- 7 三月 情には、下古音が一条人に見、師の本語がつこの時に中古音(60以)の「思」師の本語は 差し引いた金額を記入してください。 申古音等一表の二の名欄は、次に引記入してください。 1 「今和2年分野与税の申告音音(住宅記得等資金の非混税の計算明細書)」の右側の余白に「(修 :) 」と記入してください。 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。

- (2) 「住宅取得等資金の非報報分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
  5 申告書巻 表の三の名側は、次により記入してください。
  (1) 「令和2年分割号税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余台に「「修正」」と起入してください。
  (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
  (1) 「令和四□年分階与税の申告書(相続時情算課税の計算明細書)」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の守住に「「修正」」と記入してください。
  (2) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を認入してください。
  (3) 「相続時精算課税分」の各欄には、修正後の申告額を認入してください。
  (4) 「報告申告者・爰の「②」欄の金額」は、修正申告書(申告書手表、「②、「編の金額」は、修正申告書(申告書手表、「②、「本の中書の任意」、「本の中書の一本の「本の一本」の「本の一本の一本」の「本の一
- また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の
- 「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。 なお、一時に納付が困難な時は、税務署(徴収担当)にご相談ください。
- ◎ 延滞税の計算方法



- (注) 令和3年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
  ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
  年「73%」と「整理役替権基準割合十1%」のいずれか低い割合
  ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後
  年「146%」と「延滞税替税基準割合十3%」のいずれか低い割合
  なお、「援滞税替利基準割合十3%」のいずれか低い割合
  なお、「援滞税替利基準割合」とは、平均賃付割合 (各年の前々年の9月から前年の8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出粉定単分を利の合計と12で除して得た割合と して各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合をいいます。)に、年1%の割 企を地世」と組合をいいます。
- 合を加算した割合をいいます。 また、令和2年12月31日以前の期間に対応する延滞税については、上記の割合と異な

- また、全和2年12月31日以前の別面に対応する進海校については、上記の面盲に乗なります。詳しくは、我務署にお参ねください。

  新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

  計算した延滞税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。

  中書書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の
  基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、稅務署にお尋ねください。

#### 書きかた等

- 1 修正申告書の作成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表(以下「修正申告書(別表)」 といいます。)の ■6 修正前の課税額(第一表)」及び「●修正前の課税額(第二表)」の各欄裁び に申告書第三表(別表の付表)(以下「修正申告書(別表の付表)」といいます。)の「●修正前の 非課税額(第一表の二)」及び「●修正前の非課税額(第一表の二)」の不懈に記入し、修正後の申 告額を申告書夢一表、第一表の二、第一表の三、以本で、表に記入して、これらの申告書を一緒(実
- (注)修正申告書(別表)の「❷修正前の課税額(第二表)」欄及び申告書第二表は、相続時精算課
- 2. 特定中当古 (参定) の「砂味に即の味めぬ(毎二次)」「個及び中自音和二次は、信味の利用が 格分について修定申告をする場合に記人してください。 また、修正申告書(別表の付表)の「●修正前の非課長額(第一表の二)」欄及び申告書第一 表の二は、住宅取得等資金の非課長について修正申告をする場合に記入し、「●修正前の非課長 額(第一表の三)」欄及び申告書第一表の三は、誤災に係る住宅取得等資金の非課長について修
- (第一次ウェー」 | 簡次 レーロ音か | 次の一は、表文に取りにしならずまなの子体をにしていた。 正中告をする場合に記えしてください。 この修正中告書 (別史) 及び修正中告書 (別表の付表) の各欄は、次により記入してください。 「 修正中告書 (別表) ① ●修正前の課税額 (第一表) 」及び「②修正前の課税額 (第二表) 」の 各欄並びに修正申告書 (別表の付表) の「③修正前の計解表額(第一表の二)」及び「②修正前の 非課税額(第一表の二)」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の中告書を列正、決定の 非課税額(第一表の二)」の名欄には、この修正申告書を提出する直前の中告書を列正、決定の
- 知書などから課程額を転記してください。 (注) 相続時精算課税に係る特定贈与者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書(別表) (12) 相総中研算課程に係る特定順号者が複数いる場合には、それぞれについて修正申告書(別表)を作成してください。また、住宅取得等資金の非課程以は褒実に係る住宅取得等資金の非課任に係る贈与者が3名以上いる場合には、それぞれに別業(修正申告書(別表の付表))を作成してください。これら場合、「●修正前の課稅額(第一表)」欄及び「●修正申告によって異動した事項、欄については、いずれか以のみに記入してください。
  (2) ●修正申告によって異動した事項」の各欄は、この修正申告によって異動した内容及びその異動理はを取りましてください。
- 動理由を記入してください。
- 別権由を記入していている。別事告第一表の各個は、次により記入してください。(1) 「今和四」年の贈与根の申告書(兼贈与根の顔の計算明細書)」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の余目に「(修正)」と記入してください。
- 「Ⅰ 暦年課税分」、「Ⅱ 相続時精算課税分」及び「Ⅲ 合計」の各欄には、修正後の申告額 を記入し
- 「②」欄には、申告書第一表の「④」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「④」欄の金額を
- 差し引いた金額を記入してください。 (4) 「②」欄には、申告書第一表の「②」欄の金額からこの修正申告書(別表)の「②」欄の金額を (4) 「② 側には、中音が発一表が「巡」間の連載がらこり形止中音音 (別表) の「巡」間の連載を 差し切いた金額を記入してください。 4 中音書第一表の二の各側は、次により記入してください。 (1) 「全和元年分類号後の中告書 (住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「(修

- 正) 」と記入してください。
  「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
  「中告事勞・表の三の各欄は、然により記入してください。
  「令和元年分階与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「「(修正」」と記入してください。
- 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- | 日本学校の表表の各側は、次により記入してください。 (1) 「令和◎□年分贈与税の申告書(相続時精算課税の計算明細書)」の「□」に、修正する年分の
- □ 「令和四□日平の間予免の申亡音」 (相談時報算談保の計算判測書)」の「□」に、修正する年分の数字を記入し、右側の合に「「修正」」と記入してください。
   (2) 「相談時精算課程分」の各側には、修正後の申告額を記入してください。
   ・ 納付すべき税額(申告書券一表の「②」欄の金額)は、修正申告書(申告書券一表、第一表の二、第一表の三、第二表、修正申告書(別表)、修正申告書(別表の付表))を提出する日までに納付し
- また、納付すべき税額には、法定納期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますので、次の
- 「延滯税の計算方法」により計算して同時に納付してください。 なお、一時に納付が困難な時は、税務署(徴収担当)にご相談ください。
- ◎ 延滞税の計算方法



- (注) 平成26年1月1日以降の期間に対応する延滞税の割合
- 修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過する日まで
- 年「7.3%」と「特例基準割合+1%」のいずれか低い割合 ・修正申告書を提出した日の翌日から2月を経過した日以後

- 等は平台資金を応じた自り窓台が2万分を転換した自込版 なお、「社内無常合と、各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における 銀行の新規の規則資出約定平均金利の台市と12で除して得た割合として各年の前年の12月 16日までに財務人民が告示する割合に、年1%の割合を加禁した割合をいいます。 また、平成26年12月31日以前の期間に対応する基準後については、上記の割合と異な また、平成26年12月31日以前の期間に対応する基準後については、上記の割合と異な
- ります。詳しくは、税務署にお尋ねください。
- 新たに納付すべき本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。 申告書を提出してから1年を経過する日後に修正申告書を提出する場合には、延滞税の計算の
- 基礎となる「期間(日数)」に特例が設けられています。詳しくは、税務署にお尋ねください。

改正

提出用

等

資 金 の

⑤ 修正前の非課税額(第一表の二)

住宅資金非課税限度額

限 住宅資金非課税限度額の残額(第一等)

特別住宅資金非課税限度額

## 別別 はいっち手課税の適用を受ける金額 のを計算 (第一年) 「非課税の適用を受ける金額の合計額(第一年) 「非課税の適用を受ける金額の合計額(第一年) 分 開き機会 ②のうち課税価格に算入される金額(②一個) 影表の の文計 課さ算 図のうち課税価格に算入される金額(③一⑪)

6 修正前の非課税額 (第一表の三)

贈与者の氏名

取 課 平成27年分から30年分までの贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額

贈与者の氏名 住 贈与者の氏名 前

\* 税務署整理欄 整理番号 \*欄には記入しないでください。 (資5-10-3-3-A4統一)(令元.10)

			** 署受从	受 赠:	者の	氏名							
<u> </u>	修正前	うの非誤	税額(第一表の二)  税  税  (対  ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									(単位	ኒ : 円)
	贈与者	の氏名		住宅取得等資金の合計額	32)				Ι				
住	贈与者	の氏名		住宅取得等資金の合計額	33				Ι				
宅	非	住宅資	金非課税限度額		34)				T		$\Box$		
取	課税	平成27	年分から令和元年分までの贈与税の申告で非課税の	適用を受けた金額	35)				T		П		
得	限	住宅資	金非課税限度額の残額(羽-雪)		36			T	T	1	П	$\neg \Gamma$	
等	度額	特別住	宅資金非課税限度額		37)			Ť	Ť		Ī	T	
資	の 計	令和元	年分の贈与税の申告で非課税の適用を受けた金額		38			Ť	Î	ī	ΠÎ	٣	iii
金	39	特別住	宅資金非課税限度額の残額 (効-58)		39	$\overline{\Box}$		T	Ť	iii	ΠÎ	٣	iii
の	贈税る	<b>②</b> のう	ち非課税の適用を受ける金額		40	H		₩	ŧ	₩	Ħ	₩	Ħ
非	与の金 着適額 別用の	③のう	ち非課税の適用を受ける金額		41)	H		₩	Ť	₩	Ħ	₩	Ħ
課	のを計 非受算 課け	非課税	の適用を受ける金額の合計額(卵+卵)		42	H		₩	Ť	₩	Ħ	₩	Ħ
税八		<b>②</b> のう	ち課税価格に算入される金額(〒-40)		43	Ħ		╬	ŧ	₩	Ħ	₩	₩
分	贈与税の課税価 権に算入される	30 j	ち課税価格に算入される金額(図ー個)		44)	H	H	₩	÷	₩	Ħ	₩	₩
_	他心				•				_				
<u> </u>			駅税額(第一表の三) 		<b>₽</b>			7	_		_		1
震	贈与者			住宅取得等資金の合計額	45	屵		4	÷	<u> </u>	4	<u> </u>	<u> </u>
災	贈与者	の氏名		住宅取得等資金の合計額	46	$\underline{\sqcup}$	Щ		Ŧ	Щ	Ц	<u> </u>	Щ
に	非	住宅資	金非課税限度額		47)				<u> </u>				
係る	親税	平成27	年分から令和元年分までの贈与税の申告で震災非課	税の適用を受けた金額	48				<u> </u>		$\Box$		
住	限度	住宅資	金非課税限度額の残額(⑪-⑱)		49				Ι		$\Box$		
	額	特別住	宅資金非課税限度額		50				Τ		$\Box$		
監		A for =	年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額		51)				T				
宅取得	の 計	节和兀											
得等			宅資金非課税限度額の残額 (第一③)		52				T				
得	211	特別住			52 53				Ŧ				

正 後

改

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の 非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

\* 欄には記入しないでください。

\* 税務署整理欄 整理番号

非課税の適用を受ける金額の合計額(⑤+⑤)

毎のうち課税価格に算入される金額(⑥-⑤) 碗のうち課税価格に算入される金額(碗-ᠪ)

非課税分 開を受け 性質な過 層を受け 性質な過

57



(注) 申告書第三表(別法の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

			和兀	4-1-)	) XH	J. 101	6001	修止	中宣書	(別表	の付え	表)							
0	修正前	の非調	税額(	第一3	(n = )		1	展 墨 受	付		受贈	者の	氏名	1/	4	<u> </u>	1		_
_	贈与者		-izcien (	<i>A</i> 1 2	>_/		80	/	\BI (#:S	取得等資金の	D合計額	32)		4			ľ	単位	: (F)
4	贈与者									取得等資金の	_	33	H		₹	7	ŧ		H
宅			金非課務	5 EEE 1/8" 8	1				14.	2-00 HP 47-30C ML 4	_	34)	$\equiv$		#	#	÷		H
又	非課					) 勝与称	きの申告	で非課	税の適用を	受けた金額	_	35)			₩	₩	÷		H
导	服		金非課移									36			₩	₩	÷	H	片
等	度額		宅資金非									37)			╬	╬	÷		H
資	Ø	147712	U ALL	- mer Dur	TOC NOT							આ					_	Ш	Ш
金	算											-							
カ	贈税る	an a	ち非課移	i m i m i	本四 +	ス会館						<b>(10)</b>					÷		$\overline{}$
丰	与の金 者適額		ち非課形									40			╬	묶	÷		믐
米	別用ののを計							20				41)			╬	井	÷		片
	課け間格金		の適用を									42			╬	井	÷		片
'n	5年額	盛のう	ち課税値	1倍に	いっちょ							43				- 11			
	課金額	0										_	H		╬	묶	÷		믐
	贈与税の課税債 格に算入される	③のう	ち課税値	格に	入され							44)					Ĺ		
_			ち課税値									_					İ		
Θ		前の非調							住名	E取得等資金0		_					Î T		
<b>Θ</b>	修正前	<b>の非調</b> の氏名								E取得等資金の	D合計額	44					Î F		
0	修正前 贈与者 贈与者	<b>の非調</b> の氏名 の氏名		第一名	の三)						D合計額	44							
② 震災こ系	修正前 贈与者 贈与者	<b>の非調</b> の氏名 の氏名 <b>住宅資</b>	·税額(	第一部	(の三)	る金額	(3-4	D)	住名		D合計額	44 45 46							
<b>⊕</b> 震災こ系る	修正前 贈与者 贈与者	<b>勿の非額</b> の氏名 の氏名 <b>住宅資</b> 平成27	·税額(	第一書	(の三) ( () () () ()	る金額)贈与税	(3)-(3)-(4)	D)	住名	B取得等資金の	D合計額 D合計額	45 46 47 48							
② 震災こ系る主宅	修正育 贈与者 非課税	の氏名 の氏名 の氏名 住宅資 平成27 住宅資	#税額( 金非課8 年分から	第一記	:の三) ( ( )までの ( ( ( ( の残額	る金額)贈与税	(3)-(3)-(4)	D)	住名	B取得等資金の	D合計額 D合計額 類	44 45 46 47							
❸ 震災こ系る主宅収	修 労 与 非課税限度額の	の氏名 の氏名 の氏名 住宅資 平成27 住宅資	会非課を 年分から 金非課を	第一記	:の三) ( ( )までの ( ( ( ( の残額	る金額)贈与税	(3)-(3)-(4)	D)	住名	B取得等資金の	D合計額 D合計額 類	45 46 47 48 49							
● 震災こ系る主宅取得等	修正 存	の氏名 の氏名 の氏名 住宅資 平成27 住宅資	会非課を 年分から 金非課を	第一表	:の三) ( ( )までの ( ( ( ( の残額	る金額)贈与税	(3)-(3)-(4)	D)	住名	B取得等資金の	D合計額 D合計額 類	45 46 47 48 49							
毎 震災こ系る主宅収得等資金	修り与手課税限度額の計算形	の氏名 の氏名 住宅資 平成27 住宅資 特別住	会非課を 年分から 金非課を	第一者 克限度 30年 民限度	の三) 「 付かまでの 残額 は度額	る金額)贈与粉	((3)-(i (3)-(i	D)	住名	B取得等資金の	D合計額 D合計額 随	44 45 46 47 48 49 50							
・ 震災こ系る主宅取号等資金の	修 贈 贈 非課税限度額の計算 税の適用 る金額の	の氏名 の氏名 の氏名 住宅資 平成27 住宅資 特別住	・ 税額( 金非課移 年分から 金非課移 宅資金月	第一者 見限度者 330年 段限度 44の適用	の三) いまでの の残額 健度額	る金額	(第一章	D)	住名	B取得等資金の	D合計額D合計額	45 46 47 48 49 50							
・ 震災こ系る主宅取得等資金の非常 ・ に対する。 ・	修 贈 贈 非課 税限度 額の計算 税の計算 税の調節 お お 名金額の計算	の氏名 の氏名 の氏名 住宅資 年成27 住宅資 特別住 8のう	総報( 金非課を 年分から 金非課を を変金す	第一書 対限度を 330年 は 130年 は	の三) (を受けけるを受ける。	る金額 の贈与称 る金額 る金額	(第一章	面)	住名	B取得等資金の	D合計額 D合計額 類	44 45 46 47 48 49 50							
・受災こ系る主宅取号等資金の非課 ・	修贈贈 期 非課税限度額の計算 税の適用を存る金額の計算 おっと おいまい おいき おいき おいき おいき おいき おいき おいき おいき かいき かいき かいき かいき かいき かいき かいき かいき かいき か	の氏名 の氏名 住宅資 特別住 物のう のう の の の の の の の の の の の の の	#税額( 金非課 年分 ・ 金年 ・ 会 ・ で ・ で ・ で ・ を ・ り ・ り ・ り ・ り ・ り ・ り ・ り ・ り ・ り	第一書 発限度を	の三) [1] [1] (1] (1] (1] (1] (1] (1] (1] (1] (1] (	る金額 の贈与称 る金額 る金額 合計額	(第一章   (第 = ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	予で震災	住名	B取得等資金の	D合計額 D合計額 額	44 45 46 47 48 49 50 53 53							

(注) 申告書第三表(別表の付表)は、申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)又は申告書第一表の三(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)と提出した申告について修正申告する場合に記入し、申告書第三表と一緒に使用します。

(資5-10-3-4-A4統一)(令元.10)

## 改正前

## 書きかた等

- 1 申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告に係る修正申告書の作 成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表 (別表の付表) (以下「修正申告書 (別表の付 表)」といいます。)の「●修正前の非課税額(第一表の二)」欄に記入し、修正後の申告額を申告
- 表)」といいます。)の 昨日郎の井森民館 (第一衣の二) 1 側に広んし、 19年1次の中音韻を中音 書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。 2 申告書第一表の三 (葉)氏係る住宅取得等資金の非課程の計算明細書) を提出した申告に係る修正 申告書の作成に当たっては、修正前の課程額を修正申告書 (別表の付表) の「●修正前の非課程額 (第一表の三) 」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一 緒に提出してください。
- 3 修正申告書 (別表の付表) の「●修正前の非課税額 (第一表の二) 」及び「●修正前の非課税額 (第一表の三)」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などか ら課税額を転記してください。
- (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場 合は、別葉 (修正申告書 (別表の付表) ) を作成してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「令和2年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「(修 正) | と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「令和2年分贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余 白に「(修正)」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 修正申告書 (別表の付表) を提出する際は、申告書第三表 (別表) (以下「修正申告書 (別表)」 といいます。)も必ず一緒に提出してください。
- (注) 修正申告書 (別表) の「書きかた等」も併せてご覧ください。

#### 書きかた等

- 1 申告書第一表の二(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)を提出した申告に係る修正申告書の作 成に当たっては、修正前の課税額をこの申告書第三表 (別表の付表) (以下「修正申告書 (別表の付表) 表) 」といいます。) の「①修正前の非課税額 (第一表の二)」欄に記入し、修正後の申告額を申告 書第一表の二に記入して、これらの申告書を一緒に提出してください。
- 2 申告書第一表の三 (震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書) を提出した申告に係る修正 申告書の作成に当たっては、修正前の課税額を修正申告書(別表の付表)の「●修正前の非課税額 (第一表の三)」欄に記入し、修正後の申告額を申告書第一表の三に記入して、これらの申告書を一 緒に提出してください。
- 3 修正申告書 (別表の付表) の「●修正前の非課税額 (第一表の二)」及び「●修正前の非課税額 (第一表の三)」の各欄には、この修正申告書を提出する直前の申告書や更正・決定の通知書などか ら課税額を転記してください。
- (注) 住宅取得等資金の非課税又は震災に係る住宅取得等資金の非課税に係る贈与者が3名以上いる場 合は、別葉 (修正申告書 (別表の付表) ) を作成してください。
- 4 申告書第一表の二の各欄は、次により記入してください。
- (1) 「令和元年分贈与税の申告書(住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余白に「(修 正)」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 5 申告書第一表の三の各欄は、次により記入してください。 (1) 「令和元年分贈与税の申告書(震災に係る住宅取得等資金の非課税の計算明細書)」の右側の余 白に「(修正)」と記入してください。
- (2) 「住宅取得等資金の非課税分」の各欄には、修正後の申告額を記入してください。
- 6 修正申告書 (別表の付表) を提出する際は、申告書第三表 (別表) (以下「修正申告書 (別表)」 といいます。)も必ず一緒に提出してください。
- (注) 修正申告書 (別表) の「書きかた等」も併せてご覧ください。

-
ŕ
禾
2
4
5
Ĺ
š
Я

## 相続時精算課税選択届出書

_/ \								
		住 所	Ŧ	電話(	-	-		)
	受	又は						
" and the same of	_	居 所						
令和年月日	贈	フリガナ						
		氏 名					ⅎ	
	者	(生年月日)	(大・昭・平	年	月	日)		
		特定贈与者	との続柄					

私は、下記の特定贈与者から令和 年中に贈与を受けた財産については、相続税法第21条の9 第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類を添えて届け出ます。

記

## 1 特定贈与者に関する事項

水 图 五 至 行 由

住 所 又は居所					
フリガナ					
氏 名					
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	

#### 2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由					
推定相続人又は孫となった年月日	令和	年	月	日	

(注) 孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について 相続時精算課税の適用を受けるときには、記入は要しません。

## 3 添付書類

次の書類が必要となります。

なお、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。)

- □ **受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本**その他の書類で、次の内容を証する書類
- (1) 受贈者の氏名、生年月日
- (2) 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
- (※)1 租税特別措置法第70条の6の8((個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除))の適用を受ける 特例事業受贈者が同法第70条の2の7 ((相続時精算課税適用者の特例)) の適用を受ける場合には、「(1)の内容 を証する書類」及び「その特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1 項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります。
  - 2 租税特別措置法第70条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受け る特例経営承継受贈者が同法第70条の2の8 ((相続時精算課税適用者の特例)) の適用を受ける場合には、「(1) の内容を証する書類|及び「その特例経営承継受贈者が特定贈与者からの贈与により和税特別措置法第70条の 7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。
- (注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで 相続時精算課税の適用が継続されるとともに、その贈与を受ける財産の価額は、相続税の課税価格に 加算されます(この届出書による相続時精算課税の選択は撤回することができません。)。

作	成税理士		Ð	電話番号							
*	税務署整理欄	届出番号	_	名 簿	П	Т	Τ	Т	Т	確認	

※欄には記入しないでください。

(資5-42-A4統一)(令2.10)

0

択屈

出書

は

告

表

表

緒

## 相続時精算課税選択届出書

	/ \							
			住 所	Ŧ	電話(	-	-	Т
_		受	又は					
令		_	居 所					
和	令和年月日	贈	フリガナ					
元			氏 名				(	1
年		者	(生年月日)	(大・昭・平	年	月	日)	
分			特定贈与者	子との続柄				
		-	at the state of the state of	t	46-16-	- 17 >	1 mile to 1 miles	

私は、下記の特定贈与者から令和元年中(平成31年1月1日~令和元年12月31日)に贈与を受けた 財産については、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けることとしましたので、下記の書類 を添えて届け出ます。

#### 1 特定贈与者に関する事項

4 H. H. R. P. A

住 所 又は居所					
フリガナ					
氏 名					
生年月日	明・大・昭・平	年	月	日	

#### 2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合

推定相続人又は孫となった理由						
推定相続人又は孫となった年月日	平成・令和	年	月	日		

(注)孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時情算課程の適用を受けるときには、記入は要しません。

## 3 添付書類

次の(1) ~ (4) の全ての書類が必要となります。

なお、いずれの添付書類も、贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。)

- (1) □ 受贈者や特定贈与者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、次の内容を証する書類
  - ① 受贈者の氏名、生年月日
  - ② 受贈者が特定贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫であること
  - ② 文庫日かで圧倒することに、東面の8をご覧ください。・ 直般検別措置法第70条の6の8(個人の事業用資産についての贈与仮の解脱着予及び免除))の適用を受ける特例事
  - ・ 私後特別指載広第10条の2の7((相続時籍算課税適用者の特例))の適用を受ける場合 ・ 租税特別措置法第10条の2の7((相続時籍算課税適用者の特例))の適用を受ける場合 ・ 租税特別措置法第10条の7の5((非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例))の適用を受ける特例

  - 経営承継受贈者が同法第70条の2の8((相続時精算課税適用者の特例))の適用を受ける場合
- (2) □ **受贈者の戸籍の附票の写し**その他の書類で、受贈者が 20 歳に達した時以後の住所又は居所を 証する書類(受贈者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも差し支えありま
  - (注) 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、(2)の書類の添付を要しません。
- (3) □ 特定贈与者の住民票の写しその他の書類で、特定贈与者の氏名、生年月日を証する書類 村北郎分和の江氏系の今しての他の音風で、村北南子の以右、土平カロを並ぶる音様( 注)1 部舎書類とて特定調子を企民課の責とを執行する場合には、ペイナンエー(個人参与)が高載される ないものを指付してください。 2 (1)の書頭として特定額→者の戸籍の酵本又は抄本を添付するときは、(3)の書類の指付を要しません。
- (4) □ 特定贈与者の戸籍の附票の写しその他の書類で、特定贈与者が 60 歳に達した時以後の住所 又は居所を証する書類(特定贈与者の平成15年1月1日以後の住所又は居所を証する書類でも 差し支えありません。)

  - 2位レスへのリません。」 (注)1 無食特別指度法第70条の3((特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相総時精算課税の特別)の適用を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は協所を証する書類」となります。 例)の適別を受ける場合には、「平成15年1月1日以後の住所又は協所を証する書類」となります。 (2)3 の書類として号変遣与者の住民国の学しを施行る場合で、約定節与者が60歳に進した時以後(租民特別措置法第70条の3の適用を受ける場合を除ます。)又は平成15年1月1日以後、特定贈与者の住所に変更がないときは、(4)の書類の部位を受しません。

(注) この届出書の提出により、特定贈与者からの贈与については、特定贈与者に相続が開始するまで

ı	相	続時精算課税	の適	用が斜	¥続:	されるとともに、そ よる相続時精算課税	の贈り	与を受ける則	け産	の価	額は	、相	続税の	
	作	成税理士				<b>(</b> 1)		電話番号						
ĺ	*	税務署整理欄	届	出番	号	_	$\neg$	名 簿			$\overline{}$		確認	_

※欄には記入しないでください.

(資5-42-A4統一)(含元,10)

0

に申告書第 表 表 緒

## 改 正 前

#### 書きかた等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算 課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します(この届出に係る贈与者から贈与を 受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありませ ん。)。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書(第一表及び第二表)に添付して提出して ください(申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。)。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名(フリガナ)、生年月日及び特定贈与者との続柄を記入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名 (フリガナ) 及び生年月 日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった 理由 (養子縁組等)及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき(租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき)には、この欄の記入は要しません(その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。)。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき(租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき)には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課税により贈与税額を計算します。

#### 6 その他

- (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
- (2)受贈者が相続時精算課税選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課税の適用を受けるためには、受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)全員が連名で相続時精算課税選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

#### 書きかた等

- 1 この届出書は、この届出書に記載された特定贈与者から贈与を受けた財産について初めて相続時精算 課税の適用を受ける場合に、税務署長に届け出るために使用します(この届出に係る贈与者から贈与を 受けた財産について、前年以前にこの届出書を提出している場合には、再度提出する必要はありません。)。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書(第一表及び第二表)に添付して提出して ください(申告期限までに提出しなかった場合には、相続時精算課税の適用は受けられません。)。

なお、特定贈与者が贈与をした年の途中で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

- 3 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名(フリガナ)、生年月日及び特定贈与者との続柄を記 入してください。
- 4 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名 (フリガナ) 及び生年月 日を記入してください。
- 5 「2 年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった場合」欄には、推定相続人又は孫となった 理由 (養子縁組等)及び推定相続人又は孫となった年月日を記入してください。

なお、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるとき(租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用により、相続税法第21条の9第1項の規定の適用を受けるとき)には、この欄の記入は要しません(その年の1月1日から推定相続人となった時前までの間に、特定贈与者の孫となった場合には、孫となった理由及び孫となった年月日を記入してください。)。

また、孫が年の途中で特定贈与者の推定相続人となった場合で、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けないとき (租税特別措置法第70条の2の6第1項の規定の適用を受けないとき)には、推定相続人となった時前の特定贈与者からの贈与については、暦年課程により贈与税額を計算します。

- 6 「3 添付書類」欄には、添付している書類の□に✔印を記入してください。
- なお、(1) ②の添付書類については、特例事業受贈者が租税特別措置法第70条の2の7の適用を受ける場合は、「特例事業受贈者が特定贈与者からの贈与により同法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となり、特例経営承継受贈者が同法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります。

また、(3) の添付書類として特定贈与者の住民票の写しを添付する場合には、マイナンバー(個人番号)が記載されていないものを添付してください。また、マイナンバーが記載された住民票の写しを添付する場合には、マイナンバーをマスキングするなどの対応をお願いします。

#### 7 その他

- (1) 受贈者が年の途中で養子縁組等により特定贈与者の推定相続人又は孫になった場合、原則として、推定相続人又は孫となる前にその特定贈与者から贈与により取得した財産については、相続時精算課税の適用を受けることはできません。
- (2) 受贈者が相続時精算課稅選択届出書を提出する前に死亡している場合、その贈与を受けた財産について相続時精算課稅の適用を受けるためには、受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)全員が連名で相続時精算課稅選択届出書をその死亡を知った日の翌日から10か月以内に提出することになります。

この場合は、「相続時精算課税選択届出書付表」も併せて提出することとなります。

## 相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

(資5-43-A4統一) (令2.10)

4 受贈者の相続開始年月日

令和 年 月 日

5 受贈者の相続人に関する事項

文编书 切相称.	人に関する争場							
住 所 又は								
居所								
フリガナ								
氏 名				<b>(1)</b>				•
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	日
受贈者との続柄								
住 所								
又は 居 所								
フリガナ								
氏 名				<b>(1)</b>				
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	日
受贈者との続柄								
住 所								
又は 居 所								
フリガナ								
氏 名				(1)				•
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	日
受贈者との続柄								

(注)受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。)に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要ありません。

また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

## 6 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。)

- □ 上記5に記入した者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)
- (注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

## 相続時精算課税選択届出書付表

受贈者の氏名

4 受贈者の相続開始年月日

平成・令和 年 月 日

5 受贈者の相続人に関する事項

住 所								
又は								
居 所								
フリガナ								
氏 名								
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	H
受贈者との統柄								
住 所								
又は								
居 所					6			
フリガナ								
氏 名				1				
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年.	月	日
受贈者との続柄								
住 所								
又は								
居 所								
フリガナ								
氏 名				1				(1)
生年月日	大・昭・平・令	年	月	H	大・昭・平・令	年	月	H
受贈者との続柄								
cen went					1			

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。) に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要あり ません。

また、その相続人が2人以上いる場合には、その全ての相続人が連署しなければなりません。

## 6 添付書類

次の書類が必要となります。

(書類の添付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。)

- □ 上記5に記入した者の戸籍の騰本又は抄本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)
- □ 受贈者が平成7年1月3日以後に生まれた人である場合には、受贈者の戸籍の附票の写しその他の書類で、受贈者が20歳に達した時以後の住所又は居所を証する書類
- (注)この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から10か月以内に、その受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)が、「相続時精算課税選択届出書」と一緒に提出してください。

(資 5 - 4 3 - A 4 統一) (令元.10)

#### 

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相総時精算課稅選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、 その者の相総人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課稅の適 用を受けるときに、稅務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書(第一表及び第二表)」及び「相続時 精算課税選択届出書」に添付して提出してください(申告期限までに提出しなかった場合には、相 続時精算課税の適用は受けられません。)。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日 (死亡年月日) を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者 を除きます。)全員の住所又は居所、氏名(フリガナ)、生年月日及び受贈者との続柄を記入して ください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の□に✔印を記入してください。

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「相総時精算課稅選択届出書」を提出する前に死亡している場合において、 その者の相続人等が、その受贈者が特定贈与者から贈与を受けた財産について相続時精算課稅の適 用を受けるときに、稅務署長に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、「贈与税の申告書(第一表及び第二表)」及び「相続時 精算課税選択届出書」に添付して提出してください(申告期限までに提出しなかった場合には、相 続時精算課税の適用は受けられません。)。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「4 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の相続開始年月日 (死亡年月日) を記入してください。
- 5 「5 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者 を除きます。)全員の住所又は居所、氏名(フリガナ)、生年月日及び受贈者との続柄を記入して ください。
- 6 「6 添付書類」欄には、添付している書類の□に✔印を記入してください。

# 改 正 前

## 令和\_\_\_\_年分 農地等の贈与に関する確認書 令 和 1 農地等の受贈者 2 住所 氏名 年 分 2 前年以前の農地等の贈与の状況 以 次のいずれか該当する項目の□の中に✔印を記入してください。 路 □ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置 用 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありません。 □ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に供していた租税特別措置 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したことはありますが、当該農地 は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受けるものではありません。 3 本年における農地等の贈与の状況 次に該当する場合は□の中に✔印を記入してください。 □ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与により租税特別措置法第70条 の4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をしていません。 4 採草放牧地に関する事項(今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた場合のみ記入してください。 贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法第 70 条の4第1項に規定する採草放牧地の面積 贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地のうち 相続時精算課税の適用を受けるものの面積 ①の面積と②の面積の合計(①+②) ③の面積の $\frac{2}{3}$ (③× $\frac{2}{3}$ ) m² 贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放 牧地の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した採草放牧地 の面積の合計を記入します。) 上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。 5 準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入してください。) 贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に $m^2$ 規定する準農地の面積 贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相 $m^2$ 続時精算課税の適用を受けるものの面積 ①の面積と②の面積の合計(①+②) m² ③の面積の $\frac{2}{2}$ (③× $\frac{2}{2}$ ) 贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地 の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の ⑤ 合計を記入します。) 上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。 上記の事実に相違ありません。 令和\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日 農地等の贈与者 \_ 氏名\_

(資5-45-A4統一) (令2.10)

改正後

令和	年分	農地等の贈与に関する確認	ŧ

1	農地等の受贈者		
	住所 氏名		
2	前年以前の農地等の贈与の状況 次のいずれか該当する項目の□の中に✔印を記入してください。		
[	□ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したこ		
[	□ 私は、農地等を贈与した年の前年以前において、その農業の用に 法第70条の4第1項に規定する農地を私の推定相続人に贈与したこと は相続税法第21条の9第3項の規定(相続時精算課税)の適用を受ける	はありますが	、当該農地
3	本年における農地等の贈与の状況 次に該当する場合は□の中に✔印を記入してください。		
[	□ 私は、農地等を贈与した年において、今回の贈与以外の贈与によりの4第1項に規定する農地及び採草放牧地並びに準農地の贈与をして	100 100 100 100 100	法第 70 条
4	採草放牧地に関する事項 (今回の贈与以前に採草放牧地を所有していた	場合のみ記入し	てください。
	贈与者が今回の贈与の日までその農業の用に供していた租税特別措置法算 条の4第1項に規定する採草放牧地の面積	§ 70 ①	m²
	贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした採草放牧地の 相続時精算課税の適用を受けるものの面積	<sup>55</sup> 2	m²
	①の面積と②の面積の合計 (①+②)	(3)	m²

		(3)	n
	上記のとおり、⑤の面積は、④の面積」	以上となり	ります。
5	準農地に関する事項(今回の贈与以前に準農地を所有していた場合のみ記入し	してくださ	( )
	贈与者が今回の贈与の日まで有していた租税特別措置法第70条の4第1項に 規定する準農地の面積	1	n
	贈与者が今回の贈与をした年の前年以前において贈与をした準農地のうち相 続時精算課税の適用を受けるものの面積	2	n
	①の面積と②の面積の合計 (①+②)	3	n
	③の面積の 2 (③×2)	4	n

贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放

贈与者が今回贈与をした租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地

の面積(「農地等の贈与税の納税猶予税額の計算書」に記載した準農地の面積の

上記のとおり、⑤の面積は、④の面積以上となります。

F #2.0	東東の	一相油	本山	ません。

合計を記入します。)

③の面積の $\frac{2}{3}$  (③× $\frac{2}{3}$ )

農地等の贈与者

住所\_\_\_\_\_\_ 氏名\_\_\_\_

(資5-45-A4統一) (令元.10)

(令和元年分以降用

## 改 正 前

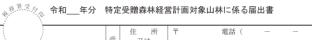
## 書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税猶予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、 必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税猶予税 額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
- (1) 「租稅特別措置法第70条の4第1項に規定する農地」とは、贈与者が農業の用に供している農地(特定市衛化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項及は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき(同項各号に該当するととについて正当の事由があるときを除きます。)におけるその農地を除きます。)をいいます。
  - (注) 1 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市圏の特定市(資都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)をいいます。以下同じです。)の区域内に所在するもの(都市営農農地等に該当するものを除きます。)をいいます。
    - 2 都市営農農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する次の(1)から(3)までに掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1日において三大都市園の特定市の区域内に所在するものをいいます。
    - (1) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地 (冷に掲げるものを除きます。)
    - イ 生産緑地法第10条(同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) 又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの
    - ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地(以下「特定生産緑地」といいます。)の指定がされなかったもの
    - ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の期限の延長がされなかったもの。
    - ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの
    - (2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地城内にある農地 ((1)に掲げる農 地を除きます。)
    - (3) 都市計画法第58条の3第2項に規定する地区計画農地保全条例による制限を受ける同条第1項に規定する区域内にある農地((1)及び(2)に掲げる農地を除きます。)
- (2) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業 の用に供している採草放牧地(特定市街化区城農地等に該当するものを除きます。) をいいます。
- (3) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業振興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

## 書きかた等

- 1 この確認書は、贈与税の納税額予の適用を受けるために必要な添付書類ですので、必要事項を記入の上、「贈与税の申告書第一表」及び「農地等の贈与税の納税額予税額の計算書」と一緒に提出してください。
- 2 この確認書は、贈与者の方が記入します。
- 3 用語の意義
- (1) 「租稅特別措置法第70条の4第1項に規定する農地」とは、贈与者が農業の用に供している農地(特定市街化区域農地等に該当するもの及び農地法第32条第1項又は第33条第1項の規定による利用意向調査に係るもので、同法第36条第1項各号に該当するとき(同項各号に該当することについて正当の事由があるときを除きます。)におけるその農地を除きます。)をいいます。
- (注) 1 特定市街化区域農地等とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地文は採草放牧地で、平成3年1月1日において二大都市圏の特定市(資都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)をいいます。以下同じです。)の区域内に所在するもの(都市茨島農地学に該当するものを除きます。)をいいます。
  - 2 都市営農農地等とは、次の(1)又は(2)に掲げる農地又は採草放牧地で、平成3年1月1 日において三大都市圏の特定市の区域内に所在するものをいいます。
  - (1) 都市計画法第8条第1項第14号に掲げる生産緑地地区内にある農地又は採草放牧地 (次に掲げるものを除きます。)
  - イ 生産緑地法第10条(同法第10条の5の規定により読み替えて適用する場合を含みます。) 又は第15条第1項の規定による買取りの申出がされたもの
  - ロ 生産緑地法第10条第1項に規定する申出基準日までに同法第10条の2第1項の特定生産緑地(以下「特定生産緑地」といいます。)の指定がされたかったもの
  - ハ 生産緑地法第10条の3第2項に規定する指定期限日までに特定生産緑地の指定の 期限の延長がされなかったもの
  - ニ 生産緑地法第10条の6第1項の規定による指定の解除がされたもの
  - (2) 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる田園住居地域内にある農地((1)に掲げる農地を除きます。)
- (2) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する採草放牧地」とは、贈与者が農業の用に供している採草放牧地(特定市街化区城農地等に該当するものを除きます。)をいいます。
- (3) 「租税特別措置法第70条の4第1項に規定する準農地」とは、農用地区域内にある土地で農業擬興地域整備計画において用途区分が農地や採草放牧地とされているもののうち、10年以内に農地や採草放牧地に開発して、農業の用に供するものをいいます。

正	後	改	正	前



改

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈素林経営計画対象山林について、租税特別措置法第 69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第9項各号に 掲げる書類を絡付して届出します。 記

1 特定贈与者に関する事項

住 所 又は 居 所 フリガナ 氏 名 (生年月日) (明・大・昭・平 年 月 日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分 \_\_\_\_\_署 平成・令和 \_\_\_\_\_年分

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

認定:	営計画の 年 月 日 E番号)	所	在	場	所	立 木 又 は 土地等の別	面	積	立 木 又 は 土地等の価額
, .	٠,							ha	円
(	,								
(	)								
(	)								
合	計					立木			
п.	п					土地等			

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に**√**印を記入してください。)

□ 特定受赠森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作月	<b></b> 找税理士		₽	電話	番号	17	
*	税務署整理欄	整理番号			名簿		確認

※欄には記入しないでください。

(資 5-46-A4統一) (令 2.10)

_/ \								
(		住 所	〒	電話	(	_	_	)
\	受	又は						
Samuel Control		居所						
令和 年 月 日	Bió	フリガナ						
〒和	贈	氏 名						(FI)
税務署長		(生年月日)	/ L		fact.	н		
	者		(大・昭・	平 :	年	月	日)	
	н	特定贈与者との統柄						

私は、下記の特定贈与者からの贈与により取得した特定受贈森林経営計画対象山林について、租税特別措置法第 69条の5第1項の規定の適用を受けることとしましたので、租税特別措置法施行規則第23条の2の2第7項各号に 規定する書類を終けして届出します。

記

1 特定贈与者に関する事項

住 所				
又は				
居所				
フリガナ				
氏 名				
(生年月日)	(明・大・昭・平	年	月	日)

2 相続時精算課税選択届出書に関する事項

届出書を提出した税務署名及び提出に係る年分 _	署	平成・令和	年分
-------------------------	---	-------	----

3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項

森林経営計画の 認 定 年 月 日 (認定番号)	所 在 場 所	立 木 又 は 土地等の別	面積	立 木 又 は 土地等の価額
( )			ha	P
( )				
( )				
合 計		立木		
- H		土地等		

(注) 上欄に記入しきれないときは、適宜の用紙にその明細を記入して添付してください。

4 添付書類

次の書類が必要となります。 (書類の添付がなされているか確認の上、□に**√**印を記入してください。)

□ 特定受贈森林経営計画対象山林について贈与の前に市町村長等の認定を受けていた森林経営計画に係る森林経営計画書の写し及びその森林経営計画に係る認定書の写し並びにその他参考となるべき事項を記載した書類

作用	成税理士		0 1	話者	番号		
*	税務署整理欄	整理番号		1	名簿	確認	

※欄には記入しないでください。

(資 5-46-A 4 統一) (令元. 10)

## 改 正 前

## 書きかた等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書(第一表及び第二表)に添付して 提出してください(申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は 受けられません。)。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「令和\_年分 特定受贈森林経営 計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名 (フリガナ) 、生年月日及び特定贈与者と の続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名 (フリガナ) 及び 生年月日を記入してください。
- 6 「2 相総時精算課稅選択届出書に関する事項」欄には、相総時精算課稅選択届出書を提出した(する)税務署名及びその提出に係る贈与稅の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課 税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画 の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土 地等の別、面積及びその価額を記入してください。

#### 書きかた等

- 1 この届出書は、特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとする場合に、その受けようとする旨等を税務署長に届け出るために使用します。
- 2 この届出書は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書(第一表及び第二表)に添付して 提出してください(申告期限までに提出しなかった場合には、相続税の課税価格の軽減措置は 受けられません。)。

なお、特定贈与者が贈与をした年の中途で死亡した場合や、受贈者がこの書類を提出しないで死亡した場合のこの書類の提出先等については、税務署にお尋ねください。

- 3 受贈者がこの届出書を提出する前に死亡している場合には「令和\_\_年分 特定受贈森林経営 計画対象山林に係る届出書付表」をこの届出書と一緒に提出してください。
- 4 「受贈者」欄には、受贈者の住所又は居所、氏名 (フリガナ) 、生年月日及び特定贈与者と の続柄を記入してください。
- 5 「1 特定贈与者に関する事項」欄には、特定贈与者の住所又は居所、氏名 (フリガナ) 及び 生年月日を記入してください。
- 6 「2 相続時精算課税選択届出書に関する事項」欄には、相続時精算課税選択届出書を提出した(する)税務署名及びその提出に係る贈与税の年分を記入してください。
- 7 「3 特例の適用を受ける特定受贈森林経営計画対象山林に関する事項」欄には、相続税の課 税価格の軽減措置を受けるために届け出る特定受贈森林経営計画対象山林に係る森林経営計画 の認定年月日及び認定番号並びにその特定受贈森林経営計画対象山林の所在場所、立木又は土 地等の別、面積及びその価額を記入してください。

## 令和\_\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

日

受贈者の氏名

6 受贈者の相続人に関する事項

年

月

5 受贈者の相続開始年月日

令和

又は 居 所								
フリガナ								
氏 名				(FI)				E
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	F
受贈者との続柄								
住 所 又は								
居 所								
フリガナ								
氏 名				(FI)				E
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	F
受贈者との続柄								
住 所 又は 居 所								
フリガナ								
氏 名				<b>(II)</b>				Œ
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	E
受贈者との続柄								

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。) に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要あり ません。

#### 7 添付書類

- / 添り電報が必要となります。
  (書類の部付がなされているか確認の上、□に / 印を記入してください。)

  □ 上記6 [・記入した者の戸籍の様本又はゆ本その他の書類で、受職者の全ての相終人(包括受遣者を含み、特別の場合においる。) 定贈与者を除きます。) を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)
- (注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人 (包括受遺者を 含み、特定贈与者を除きます。)が、「令和\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に 提出してください。

## 令和\_\_\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書付表

受贈者の氏名

5 受贈者の相続開始年月日

平成·令和 月

6 受贈者の相続人に関する事項

住 所 又は								
居 所 フリガナ								
氏 名				<b>(II)</b>				E
生年月日	大・昭・平・令	年	月	日	大・昭・平・令	年	月	E
受贈者との続柄	1							
住 所 又は 居 所								
フリガナ								
氏 名				(FI)				(E)
生年月日	大・昭・平・令	年	月	H	大・昭・平・令	年	月	E
受贈者との続柄								
住 アは 居 所								
フリガナ								
氏 名				(FI)				E
生年月日	大・昭・平・令	年	Я	Ħ	大・昭・平・令	年	月	E
受贈者との続柄								

(注) 受贈者の相続人(包括受遺者を含みます。) に特定贈与者がいる場合は、特定贈与者の記入は必要あり ません。

## 7 添付書類

- / 添け書類 次の書類が必要となります。 (書類の総付がなされているか確認の上、□に✔印を記入してください。) □ 上記6に記入した者の戸籍の謄本又は炒本その他の書類で、受贈者の全ての相続人(包括受遺者を含み、特 定贈与者を除きます。)を明らかにする書類(贈与を受けた日以後に作成されたものを提出してください。)
- (注) この付表は、受贈者の相続開始を知った日の翌日から 10 か月以内に、その受贈者の相続人 (包括受遺者を 含み、特定贈与者を除きます。)が、「令和二年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」と一緒に 提出してください。

#### 

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「令和\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出 する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係 る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林 経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受け ようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書(第一表及び第二表)及び「令和\_ 年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください(申告期限 までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。)。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)全員の住所又は居所、氏名(フリガナ)、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

## 書きかた等

- 1 この付表は、受贈者が「令和\_年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」を提出 する前に死亡している場合で、その者の相続人等が、その特定受贈森林経営計画対象山林に係 る特定贈与者の死亡に係る相続税において、相続時精算課税に係る贈与を受けた特定受贈森林 経営計画対象山林について、相続税の課税価格の軽減措置を受けようとするときに、その受け ようとする旨等を税務署長に贈与税の申告の際に届け出るために使用します。
- 2 この付表は、贈与税の申告期限までに、贈与税の申告書(第一表及び第二表)及び「令和 年分 特定受贈森林経営計画対象山林に係る届出書」に添付して提出してください(申告期限 までに提出しなかった場合には、特例は受けられません。)。
- 3 「受贈者の氏名」欄には、受贈者の氏名を記入してください。
- 4 「5 受贈者の相続開始年月日」欄には、受贈者の死亡年月日を記入してください。
- 5 「6 受贈者の相続人に関する事項」欄には、受贈者の相続人(包括受遺者を含み、特定贈与者を除きます。)全員の住所又は居所、氏名(フリガナ)、生年月日及び受贈者との続柄を記入してください。

## 相続(包括遺贈を含む。)により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人 殿の相続(包括遺贈を含む。)により承継する贈与税 及び加算税の額(「 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○この通知 により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額)は、国税通則法第5条の規定により民 法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による相続分 の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。

# 1 「納付すべき 本税の額」欄の税額

区 分	当初課税額 (額)	額	納付すべき 減 少 す る	本税の額
差引税額の合計額(注)	円	H		円
あなたの相続分	/	/		

(注)「差引税額の合計額」は、「\_\_\_年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑥差引税額の合計額(納付すべき税額(⑩+⑫))」欄の金額をいいます。

# 2 「納付すべき 加算税の額」欄の税額

## (1) 上記1の税額の内訳(注)

区分	試課	決定分	変更決定後の賦課決定分		
申告加算税に対応する本税の額	4	円	25.	円	
重加算税に対応する本税の額	D.	円	亦	円	
上記以外の本税の額	А	円	~	円	

(注) イからハ (変更決定の場合はニからへ) のうち複数の区分に対応する税類があるときは、「加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)」により各金額を計算しています。

# (2) 「納付すべき 加算税の額」の計算

		中告加算	<b>車税</b>		重加算税	
区分	賦 課 決定額	変更決定後の 國際決定額	納付すべき 額 減少する	賦 課 決定額	変更決定後の 磁膜決定額	納付すべき 額 減少する
◎加算税の基礎となる税額(注)	円 0,000	0,000	/	0,000	円 0,000	/
◎◎に対応する加算税の割合	100	100	/	100	100	/
②②のうち国税通明法第 条第2項の規定による加算税の基礎となる税額	円 0,000	0,000	/			/
2020に対応する加算税の割合	5 100	5 100	/			/
○②のうち国税通則法第66条第4項 及び第68条第4項の規定による	Ħ	Ħ	/	E	Ħ	/
加算税の基礎となる税額	0,000	0,000	/	0,000	0,000	/
⊗窓に対応する加算税の割合	100	100	/	100	100	/
<ul><li>②加算 税 の 額</li><li>(②×②と③×②と⑤×③との合計額)</li></ul>	Ħ	Œ	Æ	E	Æ	Ħ

(注)上記の加算税の基礎となる税額は、上記2(1)の本税の額について10,000円未満の端数を切り捨てたものです。

# 3「納税猶予額控除後の 納付すべき 本税の額」欄の税額

П					
	区分	当初課税額 (額)	額	納付すべき減少する	本税の額
	申告期限までに納付 すべき税額 (注)	Ħ	円		円
l	あなたの相続分	/	·		

(注)「申告期限までに納付すべき税額」は、「 年分贈与税 通知書及び加算税の歓醒決定通知書」の「○課税 標準等及び税額等の計算明細」の「③申告期限までに納付すべき税額(③一億一億一億一億一億)、欄の金額をいいます。

( )枚のうち( )枚目

(資 5-61-1-A 4 統一)

## 改 正 前

## 相続(包括遺贈を含む。)により承継する贈与税及び加算税について

あなたが、被相続人 殿の相続(包括遺贈を含む。)により承継する贈与税	_
及び加算税の額(「 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「〇この通	通
知により新たに納付すべき又は減少する税額」の各欄の金額)は、国税通則法第5条の規定により	
民法第900条《法定相続分》、同法第901条《代襲相続人の相続分》、同法第902条《遺言による	知
相続分の指定》に定める割合に従い、次のとおり計算されています。	用
納付すべき 1 「滅 少 す る 本税の額」欄の税額	_
(基礎となる税額) (相続分) (相続分)	
円 × / = A 円	
(注) 「(基礎となる税額)」は、「 年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「⑩差引税額の合計額(納付すべき税額(⑩+⑫))」の「増減(△)差額」欄の額です。	
2 「 納付すべき 加算税の額」欄の税額	
上記1のAの税額の内訳	
** イロ外の金額があるときは、「加算税の       ロ 重加算税に対応する本税の額       円         ** 出版となる税額の計算時間書を関する。       へ 上 記 以 外 の 本 税 の 額       円	
(1)申告加算税	
(基礎となる税額) (加算税の割合)	
0,000円 × <u>/100</u> = В 円	
(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第二条第2項適用分))	
0.000円 × 5/100 = C 円	
(基礎となる税額) (加算税の割合(国税通則法第66条第4項適用分))	
0,000円 × <u>10/100</u> = D 円	
(2) 重加算税 (基礎となる税額) (加算税の割合)	
0, 0 0 0 H × /100 = E	
(基礎となる税額) (加算税の割合 (国税通則法第68条第4項適用分))	
0,000円 × 10/100 = F 円	
重加算税の額(E+F) 円	
(注) 上記(1)、(2)の基礎となる税額とは、「上記 1 の A の税額の内訳」のイ、ロの本税の額の10,000円未満の端数を切り捨てたものです。	
3 「納税猶予税額控除後の 減少する 本税の額」欄の税額	
(基礎となる税額) (相続分)	
д × / = д	
【	
書」の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「 ②申告期限までに納付すべき税額 (① - ⑤ - ⑥ - ⑥ - ⑥ - ⑥ - ⑥ - ⑥ - ⑥ - ⑥ - ⑥	
( ) 枚のうち ( ) 枚目 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	
(資5-61-1-A4統一)	

## 改 正 前

# 令和 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

[住宅取得等資金の非課税分に係る明細]

氏名	R

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。 課税標準等の計算明細の企欄又は⑤欄の金額は、「令和2年分贈与税

通知書及び加算税の賦課決定通 知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されてい

ます。 なお、②欄又は⑤欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

#### ○課税標準等の計算明細

区分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額	1 ①	PI	F	P
住宅取得等資金の合計額	2 2			
住宅資金非課税限度	額 3			
平成27年分から令和元年分までの贈 税の申告で非課税の適用を受けた金				
住宅資金非課税限度額の残 ( ③ - ④	額) ⑤			
特別住宅資金非課税限度	額 ⑥			
令和元年分の贈与税の申告非課税の適用を受けた金				
特別住宅資金非課税限度額の残 ( ⑥ - ⑦	額) ⑧			
①のうち非課税の適用を受ける金	額 ⑨			
②のうち非課税の適用を受ける金	額 00			
非課税の適用を受ける金額の合計( ⑨ + ⑩	額 ①			
①のうち課税価格に算入される金 ( ①	額) ①			
②のうち課税価格に算入される金 ( ② - ⑩	額) (3			

# 令和 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

[住宅取得等資金の非課税分に係る明細]

この表は、住宅取得等資金の非課税分に係る明細です。

課税標準等の計算明細の⑫欄又は⑬欄の金額は、「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通 知書」第一表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」の「Ⅰ 暦年課税分」欄、又は「令和元年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通知書」第二表の「○課税標準等及び税額等の計算明細」欄の課税価格に算入されてい

なお、⑫欄又は⑬欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

## ○課税標準等の計算明細

K	分	当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の	合計額1	PI	п	П
住宅取得等資金の	合計額22			
住宅資金非課移	上限度額③			
平成27年分から30年分ま 申告で非課税の適用を				
住宅資金非課税限度	額の残額 ⑤			
特別住宅資金非課	税限度額⑥			
①のうち非課税の適用を	受ける金額 ⑨			
②のうち非課税の適用を	・受ける金額 ⑩			
非課税の適用を受ける金 ( ⑨ +	2額の合計額 ⑩			
①のうち課税価格に算力 ( ① 一	、される金額 ⑨ )			
②のうち課税価格に算力 ( ② -	、される金額 ⑩ )			

(通知用)

第一表の三

(令和元年

## 改 正 後

## 改 正 前

## 令和 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書

(通知用)

分用

--

[震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細]

氏名 殿

この表は、葉災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細です。 課稅標準等の計算明細の定欄又は3階級の金額は、「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の賦課決定通 加書」第一表の「○課稅標等及び税額等の計算明細」の「1 暦年課税分」欄、又は「令和2年分贈与税 通知書及び加算税の試課決定通知書」第二表の「○課稅標準等及び稅額等の計算明細」欄の課稅価格に算入されてい ます。

なお、②欄又は③欄の金額が「O」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

#### ○課税標準等の計算明細

区 分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資金の合計額1	1	Pi	PI	PI
住宅取得等資金の合計額2	2			
住宅資金非課税限度額	3			
平成27年分から令和元年分までの贈与税 の申告で震災非課税の適用を受けた金額	4			
住宅資金非課税限度額の残額 ( ③ - ④ )	(5)			
特別住宅資金非課税限度額	6			
令和元年分の贈与税の申告で震災非課税の適用を受けた金額	7			
特別住宅資金非課税限度額の残額 ( ⑥ - ⑦ )	8			
①のうち非課税の適用を受ける金額	9			
②のうち非課税の適用を受ける金額	(10)			
非課税の適用を受ける金額の合計額 ( ⑨ + ⑩ )	(11)			
①のうち課税価格に算入される金額( ① 一 ⑨	12			
②のうち課税価格に算入される金額 ( ② - ⑩ )	(13)			

## 令和 年分贈与税 通知書 及び加算税の賦課決定通知書

[震災に係る住宅取得等資金の非課税分の明細]

氏名 殿

この表は、廣災に係る住宅収得等資金の非課税分の明確です。 課税標準等の計算明確の追収又は追機の金額は、「令和元年分階与税 知書」第一表の「混戦程標等を定形復類等の計算明細」の「1 暦年課税分」機、又は「令和元年分階与税 過知表及び加算税の就課決定過知書」第二表の「○課稅標準等及び税額等の計算明細」機の課稅価格に算入されてい

なお、©欄又は⑬欄の金額が「0」の場合は、第一表又は第二表の課税価格に算入される金額はありません。

## ○課税標準等の計算明細

K	分		当初課税額(額)	額	増減(△)差額
住宅取得等資	金の合計額1	0	PI	F	
住宅取得等資	金の合計額2	2			
住 宅 資 金 非	課税限度額	3			
	F分までの贈与税の の適用を受けた金額				
住宅資金非課利(3)-	見限度額の残額 - ④ )	5			
特別住宅資金	非課稅限度額	6			
①のうち非課税の	適用を受ける金額	9			
②のうち非課税の	適用を受ける金額	10			
非課税の適用を受		(1)			
①のうち課税価格 ( ① 一	に算入される金額 - ⑨ )	12			
②のうち課税価格	に算入される金額	13			

( )枚のうち( )枚目

(資5-23-3-3-A4統一)

							様式	
	改 正 後				改 正 前			
令和年月		名簿番号				名簿番	号	)
j	買換 (代替) 資産	の明細書		買換(作	t 替 ) 資 産 の	) 明細書		
住 所				住 所				
フリガナ		( )	1	フリガナ		(	)	1
氏 名		電話番号		氏 名		電話番号		
交換・買換え	(代替)の特例(租税特別措置法第33条、	第36条の2、第37条、第37条の5又		交換・買換え(代替)の特例(	租税特別措置法第33条、第	36条の2、第375	条、第 37 条の 5 又	7

租税特別措置法 第 条 第 项

いて記載します。

1 特例適用条文

2 譲渡した資産の明細 所 在 資産の種類 譲 渡 価 額 円譲渡年月日 年 月

は震災特例法第12条)を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細につ

3 買い換える(取得する)予定の資産の明細 資産の種類 1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の 第 7 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域) 取得資産の 第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物) (2) 第37条の5第1項の表の 該 当 条 項 第2号(中高層の耐火共同住宅) 2 震災特例法 ・ 第12条第1項の表の 取得価額の見積額 円 取得予定年月日 月 付 記 事 項

(注) 3に記載した買換(取得)予定資産を取得しなかった場合や買換(代替)資産の取得価額が見積額 を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

月

第 6 号 (23区・23区以外の集中地域・集中地域以外の地域)

第 1 号 (中高層耐火建築物・中高層の耐火建築物)

第2号(中高層の耐火共同住宅)

電話番号

は震災特例法第12条)を受ける場合の、譲渡した資産の明細及び取得される予定の資産の明細につ

円 譲 渡 年 月 日

円 取得予定年月日

(注) 3に記載した買換(取得)予定資産を取得しなかった場合や買換(代替)資産の取得価額が見積額

いて記載します。

1 特例適用条文

2 譲渡した資産の明細

所 在 地

資産の種類

譲 渡 価 額

資産の種類

取得資産の

該 当 条 項

取得価額の見積額

付 記 事 項

関与税理士

租税特别措置法 第 条 第 项

3 買い換える(取得する)予定の資産の明細

1 租税特別措置法

2 震災特例法

(1) 第37条第1項の表の

第12条第1項の表の

を下回っている場合などには、修正申告が必要になります。

(2) 第37条の5第1項の表の

## 改正前

## 買換 (代替) 資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え(代替)の特例(租税特別措置法(以下「措置法」といいます。) 第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条)の適用を受ける場合に、買換 (代替)資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

#### 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える(取得する)予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄について は、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当 する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下 欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

(3) 「3 買い換える(取得する)予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置 法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

## 買換 (代替) 資産の明細書

## 1 使用目的

この申請書は、交換・買換え (代替) の特例 (租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。) 第33条、第36条の2、第37条、第37条の5又は震災特例法第12条)の適用を受ける場合に、買換 (代替)資産の取得が譲渡の年の翌年以後となるときに使用するものです。

#### 2 記載要領等

- (1) 「1 特例適用条文」の括弧内については、該当する文字を○で囲みます。
- (2) 「3 買い換える(取得する)予定の資産の明細」欄の「取得資産の該当条項」欄について は、措置法第37条、第37条の5又は震災特例法第12条の規定の適用を受ける場合に限り、該当 する部分を○で囲むか、該当する号数を記載します。

なお、「2 震災特例法」の括弧内については、震災特例法第12条第1項の表の第1号の下 欄に該当する場合に、「特定被災区域」又は「被災区域」のいずれかを記載します。

(3) 「3 買い換える(取得する)予定の資産の明細」欄の「付記事項」欄には、租税特別措置 法施行令第22条第17項各号に掲げる場合に該当する事情などを記載します。

# やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書



特例の適用における買換資産の取得期限について、下記の内容のとおり承認申請をします。

記

## 1 譲渡した資産の明細

所 在 地						
資産の種類		数	量			m²
譲渡価額	円	譲渡年月	В	年	月	H

## 2 代わりに買い換える(取得する)予定の資産の明細

集中地域・集中 物 ・ 中高層 (	地域以外の	]
. 耐.火.共		[物]
		)
年	月	日
年	月	H
_	170	

関与税理士	0	電話番号	



## やむを得ない事情がある場合の買換資産の取得期限承認申請書



【租税物別指置法 囊 災 特 例 法 第 第 第 第 第 項に 規 定 す る 譲 渡 所 得 の 課 税 の 特 例 の 適 用 に おける 買換 資産 の 取 得 期 限 に つ い て 、 下 記 の 内 容 の と お り 承 認 申 請 を し ま す 。 記

1 譲渡した資産の明細

所 在 地						
資産の種類		数	量			m²
譲 渡 価 額	円	譲渡年月	В	年	月	日

## 2 代わりに買い換える(取得する)予定の資産の明細

資産の種類		数 量			m
	1 租税特別措置法 (1) 第37条第1項の表の	第 号 第 7 号 (23 区・23	区以外の集中地域・集中	地域以外の	地域)
取得資産の 該当条項	(2) 第37条の5第1項の表の	第 1 号 (中高層耐 第 2 号 (中 高			
	2 震災特例法 ・第12条第1項の表の	第号 (			)
ar in tenter - in chief	н	取得予定年月日	年	月	E
取得価額の見積額		認定を受けよう とする年月日	年	月	E
やむを得ない 事情の詳細					

£理士	Ð	電話番号	i I	税整理	名簿番号
		この構つは 書かるいで ください。	>	粉響欄	I

(4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

(4) この申請により、取得期限の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限の延長の承認申請をすることはできませんので、ご注意ください。

買換資産等の取得期限等の延長承認申請書	
只以及注 1 0 4 1 M K 1 0 2 K 7 III 1 III 1	買換資産等の取得期限等の延長承認申請書
【特定非常災害用】	【特定非常災害用】
■ 住 所 〒	
中	年分 中害時の は 住 所
合和     年     月     日提出     者     フリガナ     電     (     )     事       氏     名     ・	令和     年     月     日提出     者     フリガナ     電       氏     名     ®     話
下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 * 条 第 項の規定に基づき、 下記2の買換(代替)資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。	下記1の譲渡資産に係る譲渡所得につき、租税特別措置法第 * 条 項の規定に基づき 下記2の買換 (代替) 資産の取得期限等の延長について承認申請をいたします。
記 1 譲渡資産に関する事項	記 1 譲渡資産に関する事項
	所 在 地
所 在 地 数 量 ㎡	デリーは、 地 管産の種類 数 量 ni
京	譲渡価額 円譲渡年月日 年 月 日
2 買換(代替)資産に関する事項	2 買換 代替) 資産に関する事項
時 祖 無 報	章産の種類 数 量 mi 取得価額 円
の見横額 昨48次 第 0 第 1 号 (中高屋が水・中高屋の耐火律楽物)	
放 号 食 座 の 組成特別措置法第37条の5第1項の表の	該 当 条 項 租稅特別措置法第37条の5第1項の表の 第_2_号 (中高聚2)剩火建築物
既に提出済みの「買機 (代替) 資産の明細書」による取 得予定年月日又は既に認定を受けている年月日 年 月 日	既に提出済みの「貿機 (代替) 資産の明細書」による取 得予定年月日又は既に認定を受けている年月日 年 月 日
取 得 予 定 年 月 日 (認定を受けようとする年月日) — 年 — 月 — 日	版 得 予 定 年 月 日 (認定を受けようとする年月日) — 年 — 月 — 日
3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換(代替)資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細	3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換(代替)資産の取得をすることが
姓でめると説がられる中川の計画	難であると認められる事情の詳細
	※の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

42

## 改 正 前

## 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書 【特定非常災害用】

#### 1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換 (代替) 資産を取得すべき期間内に取得をすることが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の 2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第41条の5第7項の規定により、その 取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

#### 2 記載要領等

#### (1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを 得ない事情により取得期限等内に買換(代替)資産の取得をすることが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また。この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してくたさい。					
買換えの特例等	適用条文 [※]	申請期限			
収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例 (措法 33②)	租税特別措置法 第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日 (同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限)まで			
交換処分等に伴い資産を取得した 場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日(同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限)まで			
特定の居住用財産の買換えの場合 の長期譲渡所得の課税の特例 (措法36の2②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で			
特定の事業用資産の買換えの場合 の譲渡所得の課税の特例 (措法 37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日(同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限)まで			
既成市街地等内にある土地等の中 高層耐火建築物等の建設のための 買換えの場合の譲渡所得の課税の 特例 (揩法37の5②)	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日(同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限)まで			
居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で			

## (2) 「2 買換(代替)資産に関する事項」について

- イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第 4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。
- ロ 「既に提出済みの「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている 年月日」の欄は、先に提出している「買換(代替)資産の明細書」による取得予定年月日又は租稅特 別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租稅特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第 2項において準用する同法第37条第4項に規定する稅務署長の承認を受けている場合のその認定日を 記載してください。
- へ 「取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)」の欄は、取得をする予定の買換 (代替) 資産が、租税特別措置法第33条第2項若しくは同法第33条の2第2項に規定する代替資産又は同法第36条の2第1項、同法第37第1項、同法第37条の5第1項若しくは同法第41条の5第7項に規定する買換資産である場合には、この申請により買換 (代替) 資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする年月日 (取得予定年月日) を記載してください。
- (3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換(代替)資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換(代替)資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事項を詳細に記載してください。

## 買換資産等の取得期限等の延長承認申請書 【特定非常災害用】

#### 1 使用目的

この申請書は、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買機 (代替) 資産を取得すべき期間内に取得をすることが困難となった場合に、租税特別措置法第33条第7項、第33条の 2第5項、第36条の2第2項、第37条第8項、第37条の5第2項又は第11条の5第7項の規定により、その 取得期限等の延長の承認を受けようとするために使用するものです。

#### 2 記載要領等

#### (1) 申請が可能な方

次表のいずれかに該当する場合で、かつ、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを 得ない事情により取得期限等内に買換(代替)資産の取得をすることが困難となった方です。

なお、表面の※印の箇所については、※をご確認の上、該当条項を記載してください。

また、この申請書は、次の申請期限までに申請してください。

よん、この中間音は、次の中間効果なくに中間してくんとい。						
買換えの特例等	適用条文〔※〕	申請期限				
収用等に伴い代替資産を取得した 場合の課税の特例 (措法33②)	租税特別措置法 第33条第7項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日(同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限)まで				
交換処分等に伴い資産を取得した 場合の課税の特例 (措法33の2②)	租税特別措置法 第33条の2第5項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日 (同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限) まで				
特定の居住用財産の買換えの場合 の長期譲渡所得の課税の特例 (措法 36 の 2 ②)	租税特別措置法 第36条の2第2項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で				
特定の事業用資産の買換えの場合 の譲渡所得の課税の特例 (措法 37④)	租税特別措置法 第37条第8項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日(同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限)まで				
既成市街地等内にある土地等の中 高層耐火建築物等の建設のための 買換えの場合の譲渡所得の課税の 特例(措法37の5②)	租税特別措置法 第37条の5第2項	取得指定期間の末日の属する年の翌年 3月15日(同日が修正申告書の提出期 限後である場合は当該提出期限)まで				
居住用財産の買換え等の場合の譲 渡損失の損益通算及び繰越控除 (措法41の5①)	租税特別措置法 第41条の5第7項	取得期限の属する年の翌年3月15日ま で				

### (2) 「2 買換 (代替) 資産に関する事項」について

- イ 「取得資産の該当条項」の欄は、租税特別措置法第37条の5第2項において準用する同法第37条第 4項の規定の適用を受けている方について、該当する部分を○で囲んでください。
- ロ 「既に提出済みの「賈换 (代替) 資産の明細書」による取得予定年月日又は既に認定を受けている 年月日」の欄は、先に提出している「賈換 (代替) 資産の明細書」による取得予定年月日又は租税特 別措置法施行令第22条第17項第1号イ、同号ロ、租税特別措置法第37条第4項及び同法第37条の5第 2項において準用する同法第37条第4項に規定する税務署長の承認を受けている場合のその認定日を 記載してください。
- へ 「取得予定年月日 (認定を受けようとする年月日)」の欄は、取得をする予定の買換 (代替) 資産 が、租税特別措置法第33条第2 項若しくは同法第33条の2 第2 項に規定する代替資産又は同法第36条 の2 第1 項、同法第37第1 項、同法第37条の5 第1 項若しくは同法第41条の5 第7 項に規定する買換 資産である場合には、この申請により買換 (代替) 資産の取得期限等の延長の認定を受けようとする 年月日 (取得予定年月日) を記載してください。
- (3) 「3 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により買換(代替)資産の取得をすることが困難であると認められる事情の詳細」について

買換(代替)資産の取得期限等の延長を受けることとなるやむを得ない事情その他参考となるべき事 項を詳細に記載してください。

(注)この申請により、取得期限等の延長の承認を受けた後に、再度の取得期限等の延長の承認申請をすることはできませんのでご注意ください。

	様式   44
改 正 後	改正前
改正後	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	( ) 枚のうち ( ) 枚目 (資 6 -74 - 3 - A 4 統一)

		様式	44
改正後	改正前		
(削除)			
	造成宅地の譲受け承認申請に対する承認(却下)書(通知用	)	
	使用目的		
	この承認(却下)書は、「造成宅地の譲受け承認申請書」が提出された場合に 申請に対して承認又は却下の通知を行う場合に使用するものである。	おいて、その	

整理欄

第二表」に転記します。

【令和 \_\_\_ 年分】 電話 譲渡所得の内訳書 番号 番号 氏名 (フリガナ) (確定申告書付表) 関与 職業 【総合譲渡用】 税理士 (電話 1 譲渡(売却)された資産について記載してください。 〇 譲渡された 資産の名称 所在地等 譲渡先の住所 (買主の)(所在地) 売買契約の日 年 月 日 引き渡した日 年 月 日 登記、登録等の日 年 月 日 -【参考事項】-譲渡価額 売 口 買主から頼まれたため 代 1回目 年 月 日 却 □ 他の資産を購入するため の 2回目 年 月 日 □ 事業資金を捻出するため 受領状況 年 月 日 未収金 年 月 日 (予定) 理 □ 帯入皇を返済するため 円 由 口 その他( 2 譲渡(売却)された資産の購入代金などについて記載してください。 (売却)した場合の譲渡所 譲渡資産の . . 小 81 資産の購入価額(※) 償却費相当額 取 得 費 3 譲渡(売却)するために支払った費用について記載してください。 支払年月日 支 払 金 額 所 ( 所 在 地 ) 氏 名(名 称) 譲渡費用 4 譲渡所得金額の計算をします。 B必 要 経 費 C差引金額 区分 特例適用条文 D特別控除額 短 所法条 ○ ここで計算した内容(買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合は、裏面「6」で計算した内容)を「申告書B第一表、 第二表」に転記します。

改 正 後

#### 改 正 前

#### 買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

# 5 買換(交換・代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。 賈 換 資 産 等 の 所 在 地 等 | 種 類 | 数 量 | 用 途 | 契約(予定)年月日 取得(予定)年月日 使用開始(予定)日

#### ○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の内容 支払先住所(所在地)及	名称) 支払	年月日	支	払	金	額
	1941	- 8				H
	1141					円
						円
						円
買換(交換取得・代替)資産の1	順の合計額		4			円

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

#### 6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計 額」により譲渡所得金額の計算をします。

(II) TTAC	(7)中米川风庄(	の見挟ん (文字) の場	コ (1日/入り) - 3/0/4/			
区分		F 収入金額	G 必要経費			
① ≤ ④	特例適用条文	① × 20%	(2)+(3) × 20%	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
1) > 4)		(1)-4)+4×20%	(2)+3)× <sup>F</sup> / <sub>0</sub>	(F-G)		(H-J)
短 期	措法	Ħ	円	円	円	F
E #	条の					

(2) 固定資産の交換 (所法58)・収用代替 (措法33) の場合

区	分		L 収入金額	M 必要経費			
交	换	特例適用条文	① - ④	(②+③) × <u>L</u>	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
収用作	七替		1)-(3)-(4)	2 × L 0-3	(L-M)		(N-P)
	期期	所 法 措	Ħ	Ħ	P	Ħ	Ħ

#### 【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。
- こと、「最級が何のが知知」がある場合とにより支援を指するという。
   「最近、所知の行動を持ち、これを持ち、これを表する場合とは、この内閣・通知して任任してください。
   議議(売却)された資産が二つ以上ある場合とは、その譲載(売却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の場合には、とめて記載していただいも、また。
- 場合には、まとが、北部していた。これで、10世に大人のかっません。 また、議業(先知)等された資産が「4」及び「6」の「議議所得金額の計算をします。」欄の区分(短期・長期)ごとで二つ以上 の契約がある場合には、いずれか1枚の内別階の各側の上版に、その音計観を上段書きで記載してください。 原則として、終告議称の段階議集所得とは、資産の股階の日以後を年以内にされた議議による所得をいい、総合課税の長期議
- ○原則として、総合当板の短期譲渡所待とは、資産の販売の日以後ひそ以内にされた議議による所待をいい、総合は板の長期譲渡所得とは、資産の販売の日以後の年後の 護所得とは、資産の販売の日以後の年後に大阪にされた課金所得の順に差し引き、合計で50万円(差引金額(C、H、N額の合計) が50万円に満たない場合には、その金額が必能できます。また、総合援取の譲渡所得について収用等の5000万円の特別控除 適用を受ける場合には、その5000万円控除後の残骸から更に、この50万円の特別控除をすることができます。この 総合業体の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の建設所得の黒つ金額から差し引くことができません。また、土地建物等 の譲渡所得の赤字の金額は、土地建物等の建設所得の黒つ金額から差し引くことができません。
- 主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産 (ゴルフ会員権等) を譲渡して生じた譲渡所得の赤字 の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません。 〇 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分か
- りにならないような場合には、税務署にお尋ねください。
- 配偶者居住権等が消滅した場合における譲渡所得の金額を計算するときは、「配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の 金額の計算明細書(確定申告書付表)」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)で計算した金額を「2」の②欄に転記してください。

#### 買換え(交換・代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算

5 買換(交換・代替)資産と	こして取得された(され	ιる)資産について記載して	ください。
買換資産等の所在地等	種 類 数 量	用 途 契約(予定)年月日	取得(予定)年月日 使用開始(予定)日
		' '	

○ 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

o stychological and style	- H= 101								_
費用の内容 支払先住所(所在地)及び氏名(名	3 称)	支持	丛丘	∓ 月	日	支	払	金	額
									円
									H
									円
									円
買換(交換取得・代替)資産の取得価額(	の合計額					4			Ħ

(注) 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

#### 6 譲渡所得金額の計算をします。

表面で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「④買換(交換取得・代替)資産の取得価額の合計 額」により譲渡所得金額の計算をします。
(1) 特定の事業用資産の賈煥克(交換)の場合(措法37・37の4)

区	分		F 収入金額	G 必要経費			
1	≦ ④	特例適用条文	① × 20%	(2)+3)×20%	H 差引金額	J 特別控除額	K 譲渡所得金額
1)	> 4		(1)-4)+4×20%	$(2+3) \times \frac{F}{0}$	(F-G)		(H-J)
短	期	措法	PI	PI	PI	円	P
長	· 期	条の					

(2) 国党资産の交換(所は50)。原用件誌(世は22)の担合

(4.)	post page 3	CHE TO ALL	() HOUSE, (2007)	D/2400/ 07-91 H			
区	分		L 収入金額	M 必要経費			
交	換	特例適用条文	① - ④	(②+③) × <u>L</u>	N 差引金額	P 特別控除額	Q 譲渡所得金額
収	用代替		1-3-4	2 × L (1)-(3)	(L-M)		(N-P)
短	期	所	円	H	PI	円	FI
長		措条					

#### 【記載上の注意事項】

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」とともに提出してください。 また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な着類などは、この内訳書に添わして提出してください。 譲渡(売却)された労産が二つ以上ある場合には、その譲渡(予却)された資産ごとに記載してください。ただし、一括契約等の
- ・ 場合には、まとめて監視していただいでも差し失えありません。
  「 \*\*の構合には、そとめて監視していただいでも差し失えありません。
  「 \*\* 音楽は「歩助等された資金が「4」及び「6」の「譲渡所得金額の計算をします。「濃の区分(短期・長期)ごとで二つ以上の契約がある場合には、いずれかす枚の内架側の上投い、その合計観を上投書きで監視してください。
   \*\* 総合課税の短期譲渡所得とは、資産の取得の日以後の年後には、またの計算と「8歳まによる所得をいい、総合課税の長期譲渡所得とは、資産の限得の日以後も年後日入じ後にされた課題による所得をいいます。
- 総合課税の「特別控除額」は、短期譲渡所得、長期譲渡所得の順に差し引き、合計で50万円〔差引金額(C、H、N欄の合計) が50万円に満たない場合には、その金額)が控除できます。また、総合課税の譲渡所得について収用等の5000万円の特別控除の 適用を受ける場合には、その5000万円内特別を決議が、支更に、この50万円の特別控除をすることができます。 〇 総合課税の譲渡所得の赤子の金額は、土地建物等の譲渡所得の某于の金額が必差し引くことができません。また、土地建物等
- の譲渡所得の赤字の金額も、一定のものを除き、総合課程の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができません。 平成26年4月1日以後に主として趣味、娯楽、保養又は鑑賞の目的で所有する不動産以外の資産(ゴルフ会員権等)を譲渡し
- て生じた譲渡所得の赤字の金額は、給与所得などの他の所得の金額から差し引くことができません
- 〇 「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合の記載方法や「償却費相当額」の算出方法がお分か りにならないような場合には、税務署にお尋ねください。

	様式 45
改 正 後	改正前
譲渡所得の内沢書 (総合譲渡用)	譲渡所得の内訳書 (総合譲渡用)
使用目的	使用目的
この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。	この内訳書は、総合譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。

## 改正前

#### 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

O 譲	渡	者 所						氏名		
被相あれる	相続	人 所						氏名		
相組あ		が 日	年 月	日	相続税の申告書を 提 出 し た 日		月	相続	税の申告書の 出 先	税務
1 1	譲渡した相紛	売財産の	取得費	こ加算	される相続税額の	計算				
譲渡した相	所	在	地							

年 月 日

理告期限 利用状況 数 量 制用状況 数 量 譲渡 と た 年 月 日 報 渡 と した 年 月 日 相 続 税 群 価 額 ③ 日 報 税 の 課 税 価 格 相 続 税 の 課 税 価 格 相 転収の中告書訂 東の①+②+③の 金額を記載してください。 渡 し

相 続 税 額 相続税の申告書第1表の②の金額を 記載してください。ただし、贈与税 額控除又は相次相続控除を受けてい る方は、下の2又は3で計算した① 又は③の金額を記載してください。 四 取得費に加算される相続税額 円 円  $(\mathbb{C} \times \frac{\mathbb{A}}{\mathbb{B}})$ 

円

年課税分の贈与税額控除額 相続税の申告書第1表の②の金額)	Œ	PI
l 次 相 続 控 除 額 相続税の申告書第1表の筋の金額)	F	PI
統時精算課税分の贈与税額控除額 相続税の申告書第1表の②の金額)	©	H
、 計 の 額 相続税の申告書第1表の②の金額)	H	PI
税 税 額 (B+F+G+H)	1	H

関与税理士	電話番号

年 月 日

円

] 	2 相続税の申告書第1表の	20σ.	か計の額がある場合 3	_	相続税の申告書第1表の②の小	\計	の額がない場合
	暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の⑩の金額)	Œ	円 (1	算(社	出 税 額 組続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)	1	F
	相次相続控除額(相続税の申告書第1表の協の金額)	P	Pi A		税額の2割加算が行われる場合の加算金額 相続税の申告書第1表の⑪の金額)	ĸ	F
į	相続時精算課税分の贈与税額控除額	G	H 1	合	計 (①+⑥)	(L)	I
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(相続税の申告書第1表の③の金額)				配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の②又は②の金額)	M	
	小 計 の 額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	H	円	ž	未成年者控除額 (相談員の申告書第6表の1の②又はGの金額)	N	
	相 続 税 額 (⑥+⑥+⑥+⑥)	1	円 数		障害者控除額 (相級税の申告書第6表の2の②又は⑥の全額)	0	
;	を受けていない場合は、「2	相	続税の申告書第1表の②	R	外 国 税 額 控 除 額	P	
	の小計の額がある場合」欄及 表の②の小計の額がない場合」			ŝ	医療法人持分税額控除額	Q	
(	関与税理士		電話番号	Ī	# (M+N+O+P+Q)	R	
İ		T	1	相	続 税 額(①-®) 赤字の場合は0と記載してください。)	S	

(資6-11-A4統一)

年 月 日 始 用

#### 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

○ この特例は、相続財産	b	根続って譲渡	D 開	始	日	住所住所産の	年	月	日こ加算	提		た			年 月	В	氏名氏名相提	続税の申出	3告書の 先			税務署	〇 平成二十七年一月
と当たっては、	譲渡した	月			在			地類															一日以後相続開始用
、 裏面を 関	た相続財産	禾龍	リ用丬 ⊛ 渡		た	数年		量日			年	月	-	1		年	月	F		年	月	F	続開始
参か照ら	座	ŧ	目前	売 利	兒	評(	(Hi 1	M	A				Р	1				円				円	用
してください。3年以内に譲渡し	[ 相	相 弁 目続税の 注額を言	申告	書第1	表の	税 和 ①+②			B										_PI				
に当たっては、裏面を参照してください。 産を相続税の申告期限から3年以内に譲渡した場合に適用されます。	本語書	相 目続税し 原控除 5方は 又はS	の申告 てくた 又は杆	ださい  次相  2又	1表た控は3	だし、 除を受 で計算	贈与を けてい した()	見、	©										_円				
れます。特	1	反得雲		i算 ā C×			売税料	領	D				Р	-				円				円	

#### 【贈与税額控除又は相次相続控除を受けている場合の©の相続税額】

F	2 相続税の申告書第1表の	220	の小計の額がある場合
É	暦年課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	Œ	円
	相 次 相 統 控 除 額 (相続税の申告書第1表の協の金額)	F	円
The Co. I I when the Chief	相続時精算課税分の贈与税額控除額 (相続税の申告書第1表の③の金額)	G	円
	小 計 の 額 (相続税の申告書第1表の②の金額)	H	円
	相 続 税 額 (医+P+G+日)	1	FI

い。※ 相続税の申告において、贈与税額控除又は相次相続控除 を受けていない場合は、「2 相続税の申告書第1表の② の小計の額がある場合」欄及び「3 相続税の申告書第1 表の②の小計の額がない場合」欄の記載等は不要です。

関与税理士	電話番号
-------	------

## 相続税の申告書第1表の②の小計の額がある場合 3 相続税の申告書第1表の②の小計の額がない場合

$\overline{}$		_	$\overline{}$
算 (オ	出 税 額 目続税の申告書第1表の⑨又は⑩の金額)	0	円
	税額の2割加算が行われる場合の加算金額 相続税の申告書第1表の⑪の金額)	ĸ	円
合	# (D+®)	Œ)	H
	配偶者の税額軽減額 (相続税の申告書第5表の②又は②の金額)	M	円
税	未成年者控除額 (相談税の申告書第6表の1の②又は⑥の金額)	N	円
額控	障 害 者 控 除 額 (相核長の申告書第6表の2の2又は⑥の全額)	0	円
除	外 国 税 額 控 除 額	P	円
等	医療法人持分税額控除額	Q	円
	$^{2}_{p}$ † $(M+N+O+P+Q)$	®	Ħ
相()	続税税額(①-®) 赤字の場合は0と記載してください。)	S	円

(資6-11-A4統一)

#### 改正後

## 改 正 前

#### 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

#### 1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- ② 「動」及び「⑥」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

xお、「x」、「x"」、「x"」、「x"」、「x"」、「x"」、「x"。「x"」、「x"。「x"」、「x"。「x"」、「x"。「x"。「x"」、「x"。「x"」、「x"。「x"」、「x"。「x"」、「x"。「x"」、「x"。「x"」、「x"」、「x")、「x"」、「x"、「x"」、「x"、「x"」、「x"

- (3) 「①」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4)「偽」の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合には、次の算式で計算した金額となります。
- イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

「③」の金額 = 「譲渡した相続財産 の相続税評価額 × (取得した交換差金等の額) + (交換取得資産の価額)

ロ 収用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条 の5の規定の適用を受ける場合

「⑥」の金額 = [ 譲渡した相続財産 の 和終税評価額 × (譲渡した相続財産の譲渡による収入金額) - (代替資産又は買換資産の取得価額) (譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

「魚」の金額 = 「譲渡した相続財産 の相続税評価額 × (取得した補債金等の額) + (交換取得資産の価額)

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

「③」の金額 = 「譲渡した相続財産」 × 「譲渡した相続財産のうち同項の規定の適用対象とならない部分に対応する収入金額」 (譲渡した相続財産の譲渡による収入金額)

(5) 「④」の「相総税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

「④」の金額 = 「譲渡した相続財産 の相紋視評価額 - (支払代償金) × (譲渡した相続財産の相続視評価額) - (支払代償金) × (組続税の課税価格(「⑧」の金額)) + (支払代償金)

※ 遺贈が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の支払の請求に基づき、遺留分侵害額に相当する金銭を 支払った場合には、この算式に準じて「支払代償金」を「遺留分侵害額に相当する価額」として計算します。

#### 2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲 渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができ ます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

## 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書

#### 1 記載要領等

この明細書の記載に当たっては、次の点にご注意ください。

- (1) 同一年中に相続財産を2以上譲渡した場合、取得費に加算される相続税額は譲渡した資産ごとに計算します。
- [2] 「⑧」及び「⑥」の金額は、相続税の申告書の「各人の合計」欄の金額ではなく、譲渡者の「財産を取得した人」欄の金額となります。

なお、 $\lceil A \rceil$ 、 $\lceil E \rceil \sim \lceil B \rceil$ 、 $\lceil D \rceil$ 、 $\lceil D \rceil$ 、 $\lceil M \rceil \sim \lceil Q \rceil$  についても譲渡者の金額を記載します。

- (3) 「①」の金額は、譲渡した相続財産の譲渡益を超える場合には、その譲渡益相当額となります。
- (4) 「A)の「相続税評価額」は、譲渡した相続財産の譲渡所得について、買換えや交換などの特例の適用を受ける場合に
- は、次の算式で計算した金額となります。

イ 交換差金等がある交換について所得税法第58条の規定の適用を受ける場合

「④」の金額 = 「譲渡した相続財産 (取得した交換差金等の額) × (取得した交換差金等の額) + (交換数得資産の価額)

ロ 収用等による資産の譲渡又は特定資産の譲渡について租税特別措置法第33条、第36条の2、第36条の5又は第37条 の5の根定の適用を受ける場合

ハ 交換処分等による譲渡について租税特別措置法第33条の2第1項の規定の適用を受ける場合

ニ 特定資産の譲渡について租税特別措置法第37条又は第37条の4の規定の適用を受ける場合

ホ 被相続人居住用家屋又はその敷地等の譲渡につき租税特別措置法第35条第3項の規定の適用を受ける場合

(5)「⑥」の「相終税評価額」は、代償分割により代償金を支払って取得した資産を譲渡した場合には、次の算式で計算した金額となります。

#### 2 その他

特例の適用を受けられる方にも相続が開始し、その方の財産を相続又は遺贈により取得した方がその取得した財産を譲 渡した場合についても、一定の要件を満たすときは、最初の相続税額を基に計算した金額を取得費に加算することができ ます。詳しいことは税務署にお尋ねください。

改	正	前

令証た渡り産	債めに		譲渡者関州	PJT 手 住						氏名氏名				電話番号	; f (	)		
呆	È	たる	債 務	者		住	所	又	は	所	在	地			氏名	又は	名称	
. [	債	桁	Ť	者		住	所	又	は	所	在	地			氏名	又は	名称	
ť					債	務を保証	Eした	年月日	保	証債	務	0	種 類	保証	E L 7	と債	務の分	企業
is .	保	証債移	第の中	容		4	£ J	1 1										
	保証	証債務の履行	うに関する	5事項	保	証債務を用 年			保証	E債務	を履	行した	金額円	求 A	倂	権	D	1
П	求付	償権の行使	に関する	事項	求信	背権の行使不 年			求任	賞権の	の行	使 不	能額円	(A) 0)	うち既	こ支払	を受けた	· 全!
k L	短	期 • 長	期の	区 分		短期	· 長	期		短す	朔 •	長 期			短步	Я •	長期	
k l	資	産の月	斤 在 #	也番														
j -	資	産の	- 136	類			m² (‡	‡(□) • ml	)			㎡(株)	(D) · m <sup>2</sup>				㎡(株(口	1) • 1
5 -		雀の利用状況	資産の	数重	-						_							
i i	譲渡		//	在 地	(職	業)			(職業	:)				(職業	)			
ξŀ	先	氏名又			-	-										feet		_
	譲渡	渡資産を町		時期		年					年年	月月	E E			年年	月月	
1	譲	渡価翁				7		円					円			-1-		F
	求	債権の行 (上のB)	テ 使 不 の金額)	能額	C			円	譲所	166 池1	<b>所得</b> 0	の短期の金額の表のの	・長期 +⊕に相 きは0)	M				F
	所得	総 所 (申告書B第一表の) 山 林 所	得 金	2 額	(E)			円	所税 但法	分離譲渡	課税の 所得の	の短期の金額の金額		N				F
	税法第64	(申告書第三表の 退 職 所 (申告書第三表の	得 金	2 額	P			円	又第	分離課程 係る譲	他の一般が 連所得の	試等・上は り金額(繰 ら、譲渡所 ときはの)	就控除器)	0				F
	条第2	小 (D+E+E) 分離課税の短期・		(110)	G H			円 円	林。	分離調護所	税の先額の分割	物取引。 額(繰越 。) 議選所	:係る 控除後)	P				F
j	項適用前の	(申告書第三表の回に相 分離課税の一般相 係る譲渡所得等	株式等・上場	朱式等に	1			円	所項適の用	-	±8110	0+0+	# (P)	Q				F
1	各種所	(申告書第三世の前+前に相 分離課税の上場を 等の金額(損益道	áする☆額, それぞれ: 株式等に係る盾 盾算及び繰越丼	8学のときは10 2当所得 空除後)	<b>①</b>			円	金前	Щ	林良	斤 得 赤字のとき	金 額	R				F
1 1	得の合計	(申告書第三表の 分離課税の会 雑所得等の金 (申告書第三表の包にお	先物取引に 額(繰越控	係る 除後)	ĸ			H	<b>同类化</b> 处	所得又	は山	林所得	のうち	S				F
Ä 1	額	合 (G+A+	#	t.	(L)			円		(L-Q0				9				

<sup>(</sup>注) 総合課税の民際議僚所任又は一物所得のある人の「注」の金額は、申告書目第一表の「注・(参生を)・大」の金額となります。 2 所得税は完都を条款で適用前つ各種所得の合計類(職は損益額基礎の金額を、所得税は都の条款で項週用前つ議機所得又は山林所得の金額。職は損益額基礎の金額を、よれて北京職士で、たらい 金額を、よれて北京職士で、たらい 3 1800 金銭 では、これでは、 第100 日本 1800 | 1.          | - K  | 年分<br>務の履行<br>の資産の                        | 譲               |                                  | 住所            |     |      |      |      |      |         |      | 氏名                  |       |       |           |                  | 番番     | 話(   |     |      |      |      |     |
|-------------|------|---|-----------------|----------------------------------|---------------|-----|------|------|------|------|---------|------|---------------------|-------|-------|-----------|------------------|--------|------|-----|------|------|------|-----|
| 在           | 要に算由 | で関する<br>明細書<br>告書付表)                      | 199             |                                  | 住所            |     |      |      |      |      |         |      | 氏名                  |       |       |           |                  | 電番     | 話(   |     | )    |      |      |     |
| - 1         | 主    | たる  | 債               | 務                                | 者             |     | 1    | È    | 所    | 3    | ζ       | は    | 所                   | 在     |       | 地         |                  |        | 氏    | 名习  | Z (1 | 名    | 弥    | _   |
| R.          | т.   | 14 0                                      | III             | 199                              | H             |     |      |      |      |      |         |      |                     |       |       |           |                  |        |      |     |      |      |      |     |
| Œ           | 債    |   | 榓               |                                  | 者             | -   | - 1  | Ė    | 所    | 3    | ζ       | 11   | 所                   | Æ     |       | 地         |                  |        | 氏    | 名了  | 2 13 | 名    | 沵    | -   |
| ř.          |      |   |                 |                                  |               | 債   | 務を   | 保証   | した   | :年)  | 月日      | 保証   | E 債                 | 稅     | 0     | ) 利       | 1 類              | 保      | åE L | た   | 債    | 務の   | 金    | 90  |
| 6           | 保    | 証 債                                       | 務の              | ) 内                              | 容             |     |      | 年    |      | Я    | H       |      |                     |       |       |           |                  |        |      |     |      |      |      | F   |
| 5.          |      |   |                 |                                  |               | 保証  | 証債務  | 5を履  | 行し   | た年   | 月日      | 保証   | 債務                  | を履    | ł îï  | した        |                  | 求      | fi   | Y   | 権    | Ø)   |      | 911 |
| FJ.         | 保    | 証債務の履                                     | 行に関             | 甘する耳                             | 耳             |     |      | 年    |      | 月    | Ħ       |      |                     |       |       |           | 円                | (A)    |      |     |      |      |      | F   |
| B           | -to  | Alle Adv. on Art I                        | Me 1 = 100      | -l- × vi                         | e var         | 求信  | 貫権の行 | ]使不信 | 自とな  | った年  | E月日     | 求僧   | 権の                  | 0 行   | 使     | 不         | 能額円              | (A) of | うち   | 既に  | 支払   | を受け  |      | P   |
|             | *    | 償権の行                                      | 更仁例             | 7 0 4                            | <b>э</b> - 1Д |     |      | 年    | - 8  | 月    | H       |      |                     |       |       |           | 3.30             |        |      |     |      |      |      | Ì   |
| 泉           | 短    | 期・5                                       | 期               | の区                               | 分             |     | 短    | 期    | 長    | 期    |         |      | 短步                  | 明 •   | 長     | 期         |                  |        | 無    | i 期 | •    | 長期   |      |     |
| 正置务         | 資    | 産の  | 所(              | E 地                              | 番             |     |      |      |      |      |         |      |                     |       |       |           |                  |        |      |     |      |      |      |     |
| かい一覧        | 資    | 産   | Ø).             | 秖                                | 類             |     |      |      |      |      |         |      |                     |       |       |           |                  |        |      |     |      |      |      |     |
| 丁トち         | 資源   | 壁の利用状?                                    | 見質              | 産の数                              | 量             |     |      |      | nî ( | 株(口) | ) • m²) |      |                     |       | ni    | (株(1      | 1) · m')         |        |      |     |      | ㎡(株( | D) • | . , |
| 5           | 譲    | 住所又                                       | ( It            | 所在                               | 地             |     |      |      |      |      |         |      |                     |       |       |           |                  |        |      |     | -    |      |      |     |
| 喪度          | 渡先   | 氏 名                                       | 又に              | t 名                              | 称             | (職  | 楽)   |      |      |      |         | (職業) |                     |       |       |           |                  | (職者    | 能)   |     |      |      |      | -   |
| ART C       | 譲    | 渡し  | たも              | F 月                              | Н             |     |      | 年    | 9    | 月    | П       |      |                     | 年     |       | 月         | H                |        |      |     | 年    | 月    |      | E   |
| 置り月         | 譲    | 渡資産を                                      | 取得              | した時                              | 期             |     |      | 年    | 8    | Я    | H       |      |                     | 年     |       | 月         | 日                |        |      |     | 年    | 月    |      | E   |
| #           | 譲    | 渡価  | 額の              | ) 総                              | 額             |     |      |      |      |      | H       |      |                     |       |       |           | 円                |        |      |     |      |      |      | F   |
| ŝ           | 求    |   | 行 使<br>®の全額     |                                  | 額             | C   |      |      |      |      | 円       | 譲所   | 総合譲渡申告              | 听得    | の金    | žii       | 長期<br>②に相<br>は0) | M      |      |     |      |      |      | P   |
| 雙行          | 所    | 総 所 (申告書B第一書                              | 得の②に相談          | 金計する金額                           | 額(注1)         | (D) |      |      |      |      | 円       | 渡得所税 | 分離                  | 課税    | の無    | 期・        |                  |        | _    |     |      |      | 3    | P   |
| 导 山         | 所得税  |   | 所 得             | 金                                | 額             | Œ   |      |      |      |      | 円       | 淘法   | 譲渡                  | 所得(0  | の金    | 額(額)      |                  | N      |      |     |      |      |      |     |
| 木斤          | 法第   |   | 所 得             | 金                                | 額             | Đ   |      |      |      |      | 円       | 又64  | 分離課程係る議             | 護所得   | の金額   | 頁(繰越      | 控除後)             | 0      |      |     |      |      |      | P   |
| 見り          | 64条第 | /\<br>(D+E)+                              | P。赤字            | 計<br>のときは                        | ))            | G   |      |      |      |      | 円       | 山策   | (①の金<br>それぞ)<br>分離課 |       |       |           |                  | Н      | _    |     |      |      | -    | P   |
| 5           | 2項   | 分離課税の短                                    | 明・長期記<br>に相当する6 | 実践所得の                            | 金額            | H   |      |      |      |      | 円       | 林2   | 議復所<br>(E)の金<br>赤字の | 額のう   | ち、誰   | 操越<br>表所得 | 解後)<br>の金額。      | P      |      |     |      |      |      |     |
| 2 . 50      | 適用前の | 分離課税の一<br>係る譲渡所得                          | 股株式等<br>等の金額    | <ul><li>上場株式<br/>(繰越控制</li></ul> | 等に 後)         | 1   |      |      |      |      | PI      | 得適の用 | 合                   |       |       | 0+0       | 計<br>9)          | Q      |      |     |      |      |      | P   |
| 424         | 各種所得 | (申告終三約0日日<br>分離課税の上<br>等の金額(損益<br>(申告書第三) | 場株式等に<br>を通算及で  | 「係る配当」<br>『繰越控除                  | 折得<br>後)      | D   |      |      |      |      | 円       | 金前額の |                     |       |       | 得るのときに    |                  | ®      |      |     |      |      | 1    | P   |
| 1<br>5<br>€ | の合計  | 分離課税の雑所得等の                                | の先物II<br>金額(約   | 対引に係                             | る後)           | (K) |      |      |      |      | H       | 譲渡   | 所得又<br>ものと          |       |       |           |                  | S      |      |     |      |      | 1    | P   |
| ij.         | 額    | 合<br>(G+(                                 | 0+①+            | 計<br>①+⑥)                        |               | (L) |      |      |      |      | 円       | © ·( | D-Qo                | うちのうち | 低いら低い | 全額万       | (II              | (3)    |      |     |      |      |      |     |

改	正	後		改	正	前

#### 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

#### 1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

#### 2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「⑩」欄から「⑤」欄までの各欄には、所得稅法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求償権が行使不能となった事情の説明」欄には、求償権が行使不能となった事情を記載してください。

#### 保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書

#### 1 使用目的

この明細書は、納税者が所得税法第64条第2項の規定の適用を受けようとする場合に確定申告書の添付書類として使用するものです。

#### 2 記載要領等

- (1) 「保証債務の明細」の各欄には、主たる債務者、債権者及び保証債務に関する事項を記載してください。
- (2) 「譲渡所得(山林所得)のうちないものとみなされる金額」の各欄のうち、「⑪」欄から「⑤」欄までの 各欄には、所得稅法第64条第2項の規定を適用しなかったとした場合におけるその年分の各種所得の金額の合計額及び譲渡所得金額又は山林所得金額を記載してください。
- (3) 「求債権が行使不能となった事情の説明」欄には、求債権が行使不能となった事情を記載してください。

## 改 正 後 改 正 前

資産の	住所()又は所														
所有者	氏 名		法人個人												
事 薬	名	買取り 申出年		買取り <sup>4</sup> 区	等の 分	買取	ŋ	等在	の申地	出	を種	し	$\neg$	資数	産
		•00	,												
摘 要	3)						(								))
公共事業	事業均	易の所在	E地												

(資 6 - 58-1-A 6 統一)

		公共	事業用資産の	買取り等	の申出	証明書				7所有 付	野への 用
資産の	住所( 又は月										
所 有 者	氏 名	又 は 法人 称 個人									
事業	名	買取り等の	買取り等の	買取	り等	の申	出	è	した	涯	産
7 %	74	申出年月日	区分	所	在	地	$\perp$	穛	類	数	最
							+				m
							+				$\exists$
摘 要				(						:	))
公共事業	事業	易の所在地									
施行者	事業	場の名称									印
※ 収用等の5	0007	万円持徐の特例の	適用を受ける場合に	は、この証明	書を確定申	告書等に添	付して	てくださ	sv.		

(資 6 - 58-1-A 6 統一)

#### 改正後

#### 改 正 前

#### 公共事業用資産の買取り等の申出証明書 (資産の所有者への交付用)

#### 1 作成時期等

この証明書は、買取り等を必要とする資産につき公共事業施行者が最初に買取り等の申出を 行った都度作成し、当該申出を受けた資産の所有者に交付する。

#### 2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「資産の所有者」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「事業名」欄には、資産の買取り等を必要とする事業の名称を具体的に記載すること。
- (3) 「買取り等の申出年月日」欄には、買取り等を必要とする資産について最初に買取り等の 申出をした年月日を記載すること。
- (4) 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、 「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
- (5) 「買取り等の申出をした資産」の各欄は、次により記載すること。
- イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
- ロ 「種類」欄には、土地にあっては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあっては木造 住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
- (6) 「適要」欄には、資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称を「事業施行者○○県」とお睦せス。と

また、仲裁裁判等があった場合には、次のイ~二による。

- イ 仲裁裁判があった場合には、右のカッコ欄に「仲裁判断の申請をした日」、「仲裁判 断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
- ロ 補償金の支払請求があった場合には、右のカッコ欄に「当該請求をした日」と記載し、 併せてその日を記載する。
- ハ 農地法の許可を受ける場合には、右のカッコ欄に「申請をした日」、「許可があった 日」と記載し、併せてその日を記載する。
- 二 農地法の届出をする場合には、右のカッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した 日」と記載し、併せてその日を記載する。

#### 公共事業用資産の買取り等の申出証明書 (資産の所有者への交付用)

#### 1 作成時期等

この証明書は、買取り等を必要とする資産につき公共事業施行者が最初に買取り等の申出を 行った都度作成し、当該申出を受けた資産の所有者に交付する。

#### 2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「資産の所有者」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「事業名」欄には、資産の買取り等を必要とする事業の名称を具体的に記載すること。
- (3) 「買取り等の申出年月日」欄には、買取り等を必要とする資産について最初に買取り等の 申出をした年月日を記載すること。
- (4) 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、 「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
- (5) 「買取り等の申出をした資産」の各欄は、次により記載すること。
- イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
- ロ 「種類」欄には、土地にあっては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあっては木造 住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
- (6) 「適要」欄には、資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等の申出をするときには、当該事業の施行者の名称を「事業施行者○○県」と記載すること。

また、仲裁裁判等があった場合には、次のイ~二による。

- イ 仲裁裁判があった場合には、右のカッコ欄に「仲裁判断の申請をした日」、「仲裁判 断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
- ロ 補償金の支払請求があった場合には、右のカッコ欄に「当該請求をした日」と記載し、 併せてその日を記載する。
- ハ 農地法の許可を受ける場合には、右のカッコ欄に「申請をした日」、「許可があった 日」と記載し、併せてその日を記載する。

様式	49
•	
W 75 10 45 - A 45	
買取り等の金額 百万 千 円	
( · · )]	

※ 収用等の5,000万円接続の特例の適用を受ける場合には、この証明書を確定申告書等に終けしてください。 (資 6 - 59 - A 6 統 - )

( · · )]

改 正 後

公共事業用資産の買取り等の証明書

資産の所在地 資産の種類 数量 関助り等の区分 買取り等の年月日 買取り等の金額

○買取り等の申出年月日

 住所 (居所)

 又は所在地

 氏名又は法人名称個人

事業場の所在地

事業場の名称

(摘要) ○事業名

公共事業施 行 者

	住所(居所) 又は所在地							
譲渡者等		去 人 阁 人						
資産	の所在地	資産の種類	数 量	買取り等の区分	買取り等の年月日	買取	り等の	金額
·	•		m²			百万	千	
(摘要)			•					
○事業名				買取り等の	申出年月日			
				) (		( .		)]
				(		( •	•	)]
公共事業	事業場の所在	地						
施行者	事業場の名	71.						ĘΠ

改 正 前

(資6-59-A6統一)

#### 改正後

## 改 正 前

#### 公共事業用資産の買取り等の証明書

#### 1 作成時期等

この証明書は、公共事業施行者が資産の買取り等を行った都度作成し、当該資産の譲渡者等にを付する。

#### 2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「譲渡者等」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「資産の所在地」から「買取り等の価額」までの各欄は、次により記載すること。
- イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
- ロ 「種類」欄には、土地にあっては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあっては木造 住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
- ハ 「買取り等の区分」欄には、買取り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、 「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
- ニ 「買取り等の価額」欄には、買取り等をした資産の対価として支払うべき金額を記載すること。
- (3) 「適要」欄には、次に揚げる事項を記載すること。
- イ 事業名 (資産の買取り等を必要とする事業の具体的な名称)
- ロ 買取り等の申出年月日 (買取り等をした資産について最初に買取り等の申出をした年月 日)
- ハ 資産の買取り等に際し、当該資産の買取り等の対価以外に各種の損失補償として支払うべき金額がある場合には、当該対価及び当該対価以外の損失補償の支払総額並びに当該対価以外の損失補償の交付名義ごとの支払金額
- 二 資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等 の申出をするときには、当該事業の施行者の名称
- ホ 仲裁裁判等があった場合には、次の(イ)~(=)による。
- (4) 仲裁裁判があった場合には、カッコ欄に「仲裁の申請をした日」、「仲裁判断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
- (1) 補償金の支払請求があった場合には、カッコ欄に「補償金の支払の請求をした日」を記載し、併せてその日を記載する。
- (ハ) 農地法の許可を受ける場合には、カッコ欄に「申請をした日」、「許可があった日」 と記載し、併せてその日を記載する。
- (=) 農地法の届出をする場合には、カッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」 と記載し、併せてその日を記載する。

## 公共事業用資産の買取り等の証明書

#### 1 作成時期等

この証明書は、公共事業施行者が資産の買取り等を行った都度作成し、当該資産の譲渡者等 に交付する。

#### 2 記載要領等

この証明書の各欄は、次により記載する。

- (1) 「譲渡者等」欄の「法人」・「個人」の文字は、該当する文字を○で囲むこと。
- (2) 「資産の所在地」から「買取り等の価額」までの各欄は、次により記載すること。
- イ 資産の種類ごとに、かつ、一筆、一棟又は一個ごとに別欄記載し、記載欄が不足する場合には、別紙を追加すること。
- ロ 「種類」欄には、土地にあっては宅地、田、畑、山林、原野等と、建物にあっては木造 住宅、鉄筋コンクリート造店舗等と記載するなど、具体的に記載すること。
- ハ 「買敢り等の区分」欄には、買敢り等の態様に応じ、「買取り」、「消滅」、「交換」、 「取りこわし」、「除去」又は「使用」と記載すること。
- ニ 「買取り等の価額」欄には、買取り等をした資産の対価として支払うべき金額を記載すること。
- (3) 「適要」欄には、次に揚げる事項を記載すること。
- イ 事業名 (資産の買取り等を必要とする事業の具体的な名称)
- ロ 買取り等の申出年月日 (買取り等をした資産について最初に買取り等の申出をした年月 日)
- ハ 資産の買取り等に際し、当該資産の買取り等の対価以外に各種の損失補償として支払うべき金額がある場合には、当該対価及び当該対価以外の損失補償の支払総額並びに当該対価以外の損失補償の交付名義ごとの支払金額
- 二 資産の買取りを必要とする事業施行者に代わり、特定の者が当該資産について買取り等 の申出をするときには、当該事業の施行者の名称
- ホ 仲裁裁判等があった場合には、次の(イ)~(=)による。
- (イ) 仲裁裁判があった場合には、カッコ欄に「仲裁の申請をした日」、「仲裁判断のあった日」と記載し、併せてその日を記載する。
- (s) 補償金の支払請求があった場合には、カッコ欄に「補償金の支払の請求をした日」を 記載し、併せてその日を記載する。
- (ハ) 農地法の許可を受ける場合には、カッコ欄に「申請をした日」、「許可があった日」 と記載し、併せてその日を記載する。
- (=) 農地法の届出をする場合には、カッコ欄に「届出書を提出した日」、「受理した日」 と記載し、併せてその日を記載する。

## 改 正 前

## 優良住宅地等のための土地等の買取り証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項 [第1号] 該当)

改 正 後

#### 1 使用目的

この証明書は、措法第31条の2第2項第1号又は第2号に揚げる土地等の譲渡に該当する旨を措規第13条の3第1項第1号イ又は第2号イの規定により証明するために使用するものである。

#### 2 記載要領等

- (1) 本文中の [ ]欄は、該当する文字を○で囲む。
- (2) 「土地等の種類」欄には、宅地、借地権、田、畑等に区分して具体的に記載する。
- (3) 「買取り価額」欄には、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載する。

## 優良住宅地等のための土地等の買取り証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項 【第1号】 該当)

#### 1 使用目的

この証明書は、措法第31条の 2 第 2 項第 1 号又は第 2 号に揚げる土地等の譲渡に該当する旨を措規第13条の 3 第 1 項第 1 号イ又は第 2 号イの規定により証明するために使用するものである。

#### 2 記載要領等

- (1) 本文中の〔 〕欄は、該当する文字を○で囲む。
- (2) 「土地等の種類」欄には、宅地、借地権、田、畑等に区分して具体的に記載する。
- (3) 「買取り価額」欄には、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載する。

# 改 正 後 優良住宅地等のための土地等の買取り等証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当) 譲 渡 者 土地等の種類 土 地 等 の 所 在 地 数 量 買取り年月日 買 取 り 価 額 上記の土地等は、下記に該当するものであることを証明します。 33 (所在地) 土地等の買取 (電話 氏 名 (名称)

(資 6 - 61- B 5 統一)

優良住宅地等のための土地等の買取り等証明書 (租税特別措置法第31条の2第2項第 号該当)

改 正 前

	氏	4	6												
土地等の種類	±	地	故	Ø	所	在	地	数	量	買取り年月日	Ħ	取	ŋ	価	額
									m²						円

上記の土地等は、下記に該当するものであることを証明します。

33

	住 所		
土地等の買取	(所在地)	(電話	)
りをする者	氏 名 (名称)		印

(資6-61-B5統一)

名 簿 番 号

## 改 正 後

## 改 正 前

	この横には	通信日付印の年月日 年 月 日			確認印		
	ください。	年	月	Н	7.7		
W. H. L. C.							
	田の豆は佐の	. ш	/# -	<b>+</b> ·	7 15 1	T# 4h	<b>*</b>
	一団の宅地等の	/HII~	1六	9 1	の日の	がままり	青

物.3	是少少
W.	1
1	
1	
1	1

一団の宅地等の用に供す	る	旨	の確	E約書	+

この機には 書かないで ください。 ・ 毎 月 日 確認印

譲渡者	住 所				
100 100 101	氏 名				
土地等の 種類	土 地 等 の	所 在 地	数 量	買 取 り 年 月 日	買取り価額
			m²	.• ·•	H
				ON ON	
予定地の 同法第31纟	土地等は、租税特別 ために買い取ったも ※ 糸の2第2項第	のであり、そ	その土地等を	·令和年	512月31日までに、
土地等の	住所又は所在地				
買取り者	フリガナ				
	氏名又は名称				(1)

No. of Street or other Property			
譲渡者	住 所		
<b>談</b> 仮 有	氏 名		
土地等の 種 類	土 地 等 の 所 在 地	数 量 買取年月	
		m² .	. 1
			*
	ために買い取ったものであり、 ※ 条の2第2項第号の		
の用に供	することを約します。		
土地等の	住所又は所在地		
買取り者	フリガナ		
	氏名又は名称		(f)

名簿番号

#### 改正前

#### 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

#### 1 使用目的

この確約書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第9項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、 当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第23項に規定する所轄税 務署長の同項又は同条第25項若しくは第26項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知 を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付して ください。

#### 2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください
- (3) 本文中の「令和\_\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日 以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の[] 欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

#### (参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
<ul><li>─団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)</li><li>※ 令和2年3月31日までの譲渡に限ります。</li></ul>	第12号
─団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を 行う者に対する譲渡)	第13号
─団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団 の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
<ul><li>一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</li></ul>	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年 の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に 対する譲渡)	第16号

#### 一団の宅地等の用に供する旨の確約書

#### 1 使用目的

この確約書は、租模特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための土地等の譲渡であることを、租税特別措置法施行規則第13条の3第10項の規定により、土地等の買取りをする者が確約するために使用するものです。

なお、土地等の買取りをした者は、譲渡者にこの確約書を交付し、当該交付を受けた譲渡者は、 当該確約書を申告書に添付してください。

(注) 土地等の買取りをした者が既に租税特別措置法施行令第20条の2第24項に規定する所轄税 務署長の同項又は同条第26項若しくは第27項の承認を受けて当該税務署長の認定した日の通知 を受けている場合には、この確約書ではなく、その通知に係る文書の写しを申告書に添付して ください。

#### 2 記載要領等

- (1) 「土地等の種類」欄については、宅地、借地権、田、畑等に区分して記載してください。
- (2) 「買取り価額」欄については、取得した土地等の対価として支払うべき金額を記載してください。
- (3) 本文中の「令和\_\_\_\_\_年12月31日までに、」欄については、その土地等を譲渡した日から同日 以後2年を経過する年を記載します。
- (4) 本文中の※欄については、下表を参考にして該当条項を記載してください。
- (5) 本文中の[]欄については、下表の「適用条文の内容」を参考にして該当する文字を○で囲んでください。

#### (参考) 租税特別措置法第31条の2第2項各号の一覧表

適用条文の内容	第31条の2第2項
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号
──団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される──団の宅地の造成を 行う者に対する譲渡)	第13号
──団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団 の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号
一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)	第15号
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年 の12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に 対する譲渡)	第16号

## 改 正 前

確定優良住宅地造	成等事業に関す	る期間(再	) 延長承認申請書

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	生化的						
令和_	年		申 請 者 事務所等	住所 在語) 氏名 又 称 の場 氏 名 と な の 場 会 と は 法 表 の 場 会 と 法 表 者 氏 き 合 き 法 人 の 番 地 (電話) 名 名 大 名 在 話) 名 名 大 名 者 イ と 古 き も と ま 子 任 と 古 き す と ま 子 任 と 古 き す と す さ と か ま う と ま か と す さ か と か と か と か と か と か と か と か と か と か		(	)
所轄和	说務署長	宅地造成等事業 の承認を受けた で優良住宅地					☆の2第 <u><sup>※1</sup></u> 項に規定する
造成やむを得ない		称 当事由 当事由 記事由の詳細	租税	特別措置法施	行令第20条	の2第 <u>**1</u> 項:	第号該当
事情等		税特別措置法施 : 項に規定する					・る事業の場合における同条 年月日
当該事業の完成予定	2 完 3 租	工予定年月日 成予定年月日 税特別措置法施 込まれる日(認	行令定を	第20条の2第 受けようとす	写 <u><sup>※1</sup></u> 項に る日)	規定する開発計	年月日     年月日     年     年     年     年     年     年     日     年     日     年     日     年     日     日     日     日
※1及	び※2の	箇所については	、裏	面を参照して	該当条項を	記載してくだ	
関与科	兇理士:				(EII)	電話番号	

この機には 素がないで ください。 と 機器 単 毎日付印の年月日 確認印 名 簿 番 号 番号確認 番標 年 月 日

(資 6-64-A 4 統一)

確定優良任宅地造成等事業に関す	「る期間(冉) 処長承認甲請書	
· 18 受 / / / / / / / / / / / / / / / / / /		

4 m		
	世	) #
	は責任者	(8)
	業について、租税特別措置法施行令第20条 といので、下記により申請します。 記	
	租税特別措置法施行令第20条の2第 <u>※</u> 1 項第	
や む 2 上記事由の詳細 を 得		
な		
事情 3 租税特別措置法施	i行令第20条の2第 <u>第1</u> 項第 <u></u> 号に該当す 所轄税務署長が当初認定した日	
当年 1 着工予定年月日		年月日 年月日
該 月 事 日 業 等 2 完成予定年月日		年月日
の 完成 成子 3 租税特別措置法が と見込まれる日(記	i行令第20条の2第 <u><sup>※1</sup></u> 項に規定する開発許 定を受けようとする日)	
定 ※1及び※2の箇所についてに	<ul><li>、裏面を参照して該当条項を記載してくださ</li></ul>	年月日_ さい。

この棚には 書かないで ください。	税整	通信日	付印の	年月日	確認印	名	38	番	号	番号確認
書かないで	務理 署欄	áμ	Л	Ħ			,			
								/ 28e		

(資 6 -64-A 4 統一) R1.11

#### 改正前

#### 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

#### 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長(再延長)を申請する場合に使用するものです。

#### [※1]

		譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ~ 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやすを得ない事情」の参項	第23項	第24項	第23項

#### [ ※ 2 ]

		譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 令和2年3月31日	令和2年4月1日 以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の 条項	第24項	第25項	第24項

#### 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

#### 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

#### 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、下表※1に掲げる該当条項の各号に規定する事由により、土地等の譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、この期間の延長の申請をする場合又は既に承認を得た期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、さらにその期間の延長(再延長)を申請する場合に使用するものです。

#### [\* 1]

	譲渡した	2年月日
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供 される宅地の造成に要する期間が通常2年を超える ことその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項

#### [ \* 2 ]

	譲渡し7	た 年月日
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項

#### 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準 ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「2 上記事由の詳細」欄については、期間の延長を必要とするやむを得ない事由を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1及び※2をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

様式	54
<b>/</b> 1√√√ T\	1 54

-1	_	
改	ı-	丽
ᅜ		נימ

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	特	定	非	常	災	害	用	]						
/		住所又		Ŧ										
\ /	申	所 在					(		)					
		氏名又												(A)
	請	名(法人の場	称		11	3	1	Т	:	1 1	T	- 1	-	1
	者	法人番(法人の場	号	$\perp$	1	1	1						-	
		代表者氏												1
令和年月日提出	事	所 在 (電話					(		)					
	務	名	-	1			(		,					-
	所等	代表者												
	37	は責任												(B)
確定優良住宅地造成等事業	きにつ	いて、利	且税朱	特別措置	置法:	施行	令第2	20条	0)2	第二	- 0	項に対	规定-	トる
所轄税務署長の承認を受けた	いの	で、下部	己によ	こり申記	清し	ます	D							
				記										
申請に係る確定優良住宅地														
造成等事業の名称														
1 特定非常災害とし														
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認知	ミレた	日までに	租税	特別打	<b>計置</b> 治	去施?								
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認定 開発許可等を受ける	ミレた	日までに	租税	特別打	<b>計置</b> 治	去施?								
1 特定非常災害とし や 署長が当初 (再)認定 間発許可等を受ける を	ミレた	日までに	租税	特別打	<b>計置</b> 治	去施?								
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認及 開発許可等を受ける を 得	ミレた	日までに	租税	特別打	<b>計置</b> 治	去施?								
1 特定非常災害とし や 署長が当初 (再) 認定 開発許可等を受ける を 得な	ミレた	日までに	租税	特別打	<b>計置</b> 治	去施?								
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認及 開発許可等を受ける を 得	ミレた	日までに	租税	特別打	<b>計置</b> 治	去施?								
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認定 開発許可等を受ける を 得な い 事情 2 租税特別措置法額	ごしたこと	日までに が困難と 第20条の	ご租税:なっ () 2 第	・ ・ た事情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計置注 青の語	去施? 详細 第	行令第	第20:	条の	2第_	1	_項(	二規分	<b>ご</b> する
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認定 開発許可等を受ける を 得な い 事情 2 租税特別措置法額	ごしたこと	日までに が困難と 第20条の	ご租税:なっ () 2 第	・ ・ た事情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計置注 青の語	去施? 详細 第	行令第	第20:	条の	2第_	1	_項(	二規分	<b>ご</b> する
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認定 を 得 な い 事 情 2 租税特別措置法施	ごしたこと	日までに が困難と 第20条の	ご租税:なっ () 2 第	・ ・ た事情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計置注 青の語	去施? 详細 第	行令第	第20:	条の	2第_	₹ Ø	_項(	こ規定	ける
1 特定非常災害とし や 署長が当初(再)認定 開発許可等を受ける を 得な い 事 情 2 租税特別措置法据 同条第章 項に共	ごしたこと	日までに が困難と 第20条の	ご租税:なっ () 2 第	・ ・ た事情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計置注 青の語	去施? 详細 第	行令第	第20:	条の	2第 <u></u> する事 年 <u></u>	₹ Ø	項()場合	に規定	iする  ける
1 特定非常災害とし や 記録 開発許可等を受ける	ごしたこと	日までに が困難と 第20条の	ご租税:なっ () 2 第	・ ・ た事情 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計置注 青の語	去施? 详細 第	行令第	第20:	条の	2第_	₹ Ø	項()場合	に規定	iする  ける
1 特定非常災害とし や む を 得な い 事 情 9 日 2 租税特別措置法裁 同条第一項に対	ことと	日までに が困難と 第20条の る所轄税	に租税 : なっ ) 2 第署	を を を を を を を を を を を を を を	#置注の言 項類	去施 詳細 第 (再)	行令等 	(第20) (計算) (表記) (表記)	条の	2第二	<b>《</b> 集》	- 項 に - 項 に - 項 に - 月 月 月 月 月 月 月 月	こ規定	tする し ける 
1 特定非常災害とし や む を 得 な い 事 情 9 2 租税特別措置法系 同条第一項に 1 完成予定年月日 2 租税特別措置法系 2 租税特別措置法系 2 工程特別措置法系	ことと	日までに が困難と 第20条の る所轄税	に租税 : なっ ) 2 第署	を を を を を を を を を を を を を を	#置注の言 項類	去施 詳細 第 (再)	行令等 	(第20) (計算) (表記) (表記)	条の	2第二	<b>《</b> 集》	- 項 に - 項 に - 項 に - 月 月 月 月 月 月 月 月	こ規定	tする し ける 
1 特定非常災害とし 等長が当初(再)認定 等長が当初等を受ける でもない 事情等 2 租税特別措置法属 同条第一項に見 1 完成予定年月日 2 租税特別措置法属 2 租税特別措置法属 ると見込まれる日	ことと	日までに が困難と 第20条の る所轄税	に租税 : なっ ) 2 第署	を を を を を を を を を を を を を を	#置注の言 項類	去施 詳細 第 (再)	行令等 	(第20) (計算) (表記) (表記)	条の  変当。 日	2 第 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	(業)	- 項に	にお	でき
1 特定非常災害とし 等長が当初(再)認定 等長が当初等を受ける 特別措置法属 同条第一項に見 1 完成予定年月日 2 租税特別措置法属 可条第の年月日 2 租税特別措置法属 ると見込まれる日	でした。ことを行行令を行行っている。	日までにが困難と 第20条の る所轄税 分第20条の	ご租税: なっつ 2 第署 の 2 第	巻2 長が当 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置注意の言葉 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項	去施? 詳細 第(再)	行令》 認定 - 定す	寿(に) した	条の	2第二 する 事 平 平 平 平 平 平 平 二	4業の	- 項に	にお	でき
1 特定非常災害とし 等長が当初(再)認定 等長が当初等を受ける でもない 事情等 2 租税特別措置法属 同条第一項に見 1 完成予定年月日 2 租税特別措置法属 2 租税特別措置法属 ると見込まれる日	でした。ことを行行令を行行っている。	日までにが困難と 第20条の る所轄税 分第20条の	ご租税: なっつ 2 第署 の 2 第	巻2 長が当 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	措置注意の言葉 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項 1 項	去施? 詳細 第(再)	行令》 認定 - 定す	寿(に) した	条の	2第二 する 事 平 平 平 平 平 平 平 二	4業の	- 項に	にお	でき

この様には	通信日付印の年月日	確認印	年分	名簿番号
ください。	年 月 日			3 0 T 0 3

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

7		特	1.5	非	-m-  ∓	火	百	т	-							
	)	曲	所在		Т.			(			)					
		(3)	(電 氏名					7			)					-
		請	名	称	<u></u>			_	_	_	_	-	_	_	_	(6)
		者	(法人0 法人													
			(法人の 代表者						***							@
令和_	年月日提出	出事	所在					(			)					
		務所	名	称				17)			<i>2</i> 0					
		等	代表は貴													(8)
	<ul><li>に係る確定優良住宅地 等事業の名称</li><li>1 特定非常災害と</li></ul>															
造成等	<b>事業の名称</b>	定した	日まて	に租権	常災害	]措置	法施									
造成等やむを得な	等事業の名称 1 特定非常災害と 署長が当初(再)認	定した	日まて	に租権	常災害	]措置	法施									
造やむを得ない事	等事業の名称 1 特定非常災害と 署長が当初(再)認	定したること	: 日まで が困難 ・第20条	でに租 (とな・ (の2)	常災害 脱特別 った事 第 <u>※</u> 2	J措置 信の 項	法施詳細	行令第	<b>第20</b>	条0	029	蒋 <u></u>		項に	こ規算	定する 
造やむを得ない事情	等事業の名称  1 特定非常災害と 署長が当初(再)認 開発許可等を受け  2 租税特別措置法	定したること	: 日まで が困難 ・第20条	でに租 (とな・ (の2)	常災害 脱特別 った事 第 <u>※</u> 2	J措置 信の 項	法施詳細	行令第	<b>第20</b>	条0	) 2 分	蒋 <u></u>	差のは	項に	こ規算	定する 
造し、やむを得ない事情等	等事業の名称  1 特定非常災害と 署長が当初(再)認 開発許可等を受け  2 租税特別措置法	定したること	: 日まで が困難 ・第20条	でに租 (とな・ (の2)	常災害 脱特別 った事 第 <u>※</u> 2	J措置 信の 項	法施詳細	行令第	<b>第20</b>	条0	つ 2 g á f す る _年_	第 <u>※</u> 1	業のt	項に 場合	こ規類	Eする 
造やむを得ない事情	等事業の名称  1 特定非常災害と 署長が当初(再)認 開発許可等を受け  2 租税特別措置法 同条第 項に	定したることを行った。	第20条	でに租利金となった。 での2年 の2年	常災害 常災害 のた事 第二 第二 第二 第二 のお のお のお のお のお のお のお のお のお のお	J措置の情の 項 当初	法詳細第一(再)	行令第	第20 子に した	(茶) (茶)	つ 2 分 イナマ 「年」 「年」	第二	<b>業の</b> 対	項に 場合 用	にお	Eする  日

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士	0	電話番号	

(注) この申請の申請期限は所轄稅務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。

#### 改正前

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書 【 特 定 非 常 災 害 用 】

#### 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長(再延長)を申請する場合に使用するものです。

#### [ ※ 1 ]

		譲渡した年月日	
	平成23年1月2日	令和元年6月1日	
	~	~	令和2年4月1日以後
	令和元年5月31日	令和2年3月31日	
「特定非常災害として指定された非常災害に基			
因するやむを得ない事情により法第31条の2第			
3項に規定する予定期間内に開発許可等を受け	第26項	第27項	第26項
ることが困難であると認められるとして所轄税			
務署長の承認を受けた場合」の条項			

#### [ \* 2 ]

		譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ~ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用 に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を 超えることその他の政令で定めるやむを得ない事 情」の条項		第24項	第23項

#### [ ※ 3 ]

		譲渡した年月日	
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ~ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

#### 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これ らに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_\_\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の(再)延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

## 確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書 【特定非常災害用】

#### 1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長(再延長)を申請する場合に使用するものです。 [※1]

	譲渡した	5年月日
	平成23年1月2日	令和元年6月1日以後
	令和元年5月31日	1740/07/148/18
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむ を得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期		第27項
間内に開発許可等を受けることが困難であると認められる として所献税務署長の承認を受けた場合」の条項	9020-90	9021-30

#### [ \* 2 ]

	譲渡した	<b>上</b> 年月日
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅 地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他政令で 定めるやむを得ない事情」の条項		第24項

#### [ ※ 3 ]

	譲渡した年月日			
	平成23年1月2日 ~ 令和元年5月31日	令和元年6月1日以後		
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項		
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項		

#### 2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第\_\_\_\_\_\_項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の(再)延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。

#### 改正前

## 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

OF THE PERSON NAMED IN COLUMN TWO IS NOT THE PERSON NAMED IN COLUMN TO THE PERSON NAMED IN COLUM								
	届	住 所	₸					
		(旧住所)	(					)
	出	氏 名		(1)	電	(	)	
令和年月日提出	者	(旧姓)	(	)	話			

記

#### 1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

	譲	とした:	土地	等			左のうち優良住宅地等の
所	在	地	種	類	面	積	ための譲渡に該当すること となったものの面積
						m²	mi

#### 2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	(8)	電話番号	



## 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

中								
	届	住 所	₸					
		(旧住所)	(					)
	出	氏 名		(8)	電	(	)	
令和年月日提出	者	(101/14-)	,	,	91.			

私が、 (平成 ) ――年 月 日に譲渡した下記の土地等の譲渡所得は、租税特別措

記

#### 1 譲渡した土地等及び優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった土地等の明細

				-,	
	譲	度した土	地 等		左のうち優良住宅地等の ための譲渡に該当すること
所	在	地	種 類	面 積	となったものの面積
				m²	m²

#### 2 1の土地等の買取りをした者

住所又は所在地	
氏名又は名称	

※印の箇所については、裏面を参照して該当条文を記載してください。

関与税理士	(8)	電話番号	



R1. 11

#### 改 正 前

#### 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

#### 1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡 に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する こととなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第14項の規定により、納税地の所 轄税務署長に届け出るために使用するものです。

#### ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

	譲渡した	年月日	
適用条文の内容	平成23年1月2日	令和2年4月1日	
	令和2年3月31日	以後	
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の遊成を行う者に対する譲渡)	第12号		
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行 う者に対する譲渡)	第13号		
-団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の 宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号		
<ul><li>一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</li></ul>	第15号		
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換地の指定の効力発生の日から3年を括過する日の属する年の 12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対す る譲渡)	第16号		

#### 2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の〔 〕欄については、該当する文字を○で囲んでください。

#### 優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった旨の届出書

#### 1 使用目的

この届出書は、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当していた土地等の一部又は全部が次表の各号に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当することとなった場合に、その旨を租税特別措置法施行規則第13条の3第15項の規定により、納税地の所轄税務署長に届け出るために使用するものです。

#### ○ 租税特別措置法第31条の2第2項各号の譲渡時期別一覧表

	譲渡した年月日		
適用条文の内容	平成23年1月2日以後		
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (一団の宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第12号		
<ul><li>一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行 う者に対する譲渡)</li></ul>	第13号		
一団の宅地の用に供されるものの譲渡 (開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一団の 宅地の造成を行う者に対する譲渡)	第14号		
<ul><li>一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (一団の住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対する譲渡)</li></ul>	第15号		
住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるものの譲渡 (仮換便の指定の効力発生の日から3年を経過する日の属する年の 12月31日までに住宅又は中高層耐火共同住宅の建設を行う者に対す る譲渡)	第16号		

#### 2 記載要領等

- (1) 「届出者」欄の「(旧住所)」及び「(旧姓)」については、特例の適用を受けた年分の確定申告書を提出した後に、氏名又は住所を変更している場合に、その確定申告書に記載した氏名又は住所を記載してください。
- (2) 文面中の [ ]欄については、該当する文字を○で囲んでください。

1 面

#### 改正後

改正前

1 面

# 譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書)(土地·建物用)

【令和\_\_\_\_年分】

名簿番号

提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡(売却)による譲渡所得金額の計算用として使用するものです。「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ 【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参考に、契約書や領収書などに基づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要 項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することができます。

#### あなたの

0, 6, 7, 4,			
現住所		フリガナ	
(前住所) (	)	氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡(売却) した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関 与 税 理 士 名

···記載上の注意事項··

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに 1 枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」 とともに提出してください。
- また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して 提出してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得金額の計算欄(3面の [4]各欄の上段)に、その合計額を三段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
- ◆ 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例 の適用を受けない場合
- ……1面・2面・3面
- 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
- ……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合 ……1面・2面・3面・5面

(また、下記の 5面 に○を付してください。)

- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物 (居住用) の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木 骨 モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物 「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和2年分以降用)

譲渡所得の内訳書

(確定申告書付表兼計算明細書) [土地・建物用]

【令和 年分】 名簿番号 提出 枚のうちの

この「譲渡所得の内訳書」は、土地や建物の譲渡(売却)による譲渡所得金額の計算用として 使用するものです。[譲渡所得の申告のしかた (記載例)] (国税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。) を参考に、契約書や領収書などに基 づいて記載してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額 などの必要項目を入力することにより、この計算明細書や確定申告書などを作成することがで きます。

#### あなたの

0) 6 /	- ·/		
現住所		フリガナ	
(前住所)	( )	氏 名	
電話番号 (連絡先)		職業	

※ 譲渡(売却)した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

関 与 税 理 士 名

…記載上の注意事項…

- この「譲渡所得の内訳書」は、一の契約ごとに1枚ずつ使用して記載し、「確定申告書」 とともに提出してください。
- また、譲渡所得の特例の適用を受けるために必要な書類などは、この内訳書に添付して根中してください。
- 長期譲渡所得又は短期譲渡所得のそれぞれごとで、二つ以上の契約がある場合には、いずれか1枚の内訳書の譲渡所得全額の計算欄(3面の「4」各欄の上段)に、その合計額を二段書きで記載してください。
- 譲渡所得の計算に当たっては、適用を受ける特例により、記載する項目が異なります。
- 交換・買換え(代替)の特例、被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例 の適用を受けない場合

……1面・2面・3面

- 交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合
- ……1面・2面・3面(「4」を除く)・4面
- 被相続人の居住用財産に係る譲渡所得の特別控除の特例の適用を受ける場合

·····1面·2面·3面·5面

- 土地建物等の譲渡による譲渡損失の金額については、一定の居住用財産の譲渡損失の金額を除き、他の所得と損益通算することはできません。
- 非業務用建物 (居住用) の償却率は次のとおりです。

区分	木造	木 骨 モルタル	(鉄骨) 鉄筋 コンクリート	金属造①	金属造②
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

(注)「金属造①」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm以下の建物 「金属造②」……軽量鉄骨造のうち骨格材の肉厚が3mm超4mm以下の建物

5面

(令和元年分以降用)

_,	_	
改	īΕ	ᆵ
ᅜ	ш.	月!

2 面		2 面 1 譲渡 (売却) された土地・建物について記載してくが	名簿番号
(1) どこの土地・建物を譲渡 (売却) されましたか。		(1) どこの土地・建物を譲渡(売却)されましたか。	Ce VI <sub>0</sub>
所在地番		所 所在地番	
<u> </u>		在	
也(住居表示)		地 (住居表示)	
(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。		(2) どのような土地・建物をいつ譲渡(売却)されましたか。	
± □宅 地 □ 田 <sup>(実測)</sup> ㎡ 利 用 状 況 売	5 買 契 約 日	土 □宅 地 □ 田 (実測) ㎡ 利 用	<b> </b>
世 □ 韓種地 □ 信地権 □ 信之簿等) m □ 自己の居住用 (居住期間 年 月~ 年 月	年 月 日	□ 雑種地 □ 借地権 □ その他( ) □ 自己の居住用 (居住期間 年 月	年 月 日
	き渡した日	2   1   1   2   2   2   2   2   2   2	
日本の他   日本利用   日本利用   日本利用   日本利用   日本利用   日本利用   日本利用   日本の他 ( )   日本利用   日本の他 ( )	年 月 日	物 □ その他 □ 未利用 □ その他 (	) 年月日
○ 次の欄は、譲渡 (売却) された土地・建物が共有の場合に記載してください。 あなたの持分 共	有者の持分	○ 次の欄は、譲渡 (売却) された土地・建物が共有の場合に あなたの持分	サ右来のは公
サ 有 考 の 住 所 ・ 氏 タ	: 地 建 物	土地建物共有者の住所・	氏 名 <u> </u>
(住所) (氏名)		(住所) (氏名)	
(住所) (氏名)		(住所) (氏名)	
(3) どなたに譲渡 (売却) されましたか。     (4) いくらで譲渡 (売却)	)されましたか。	(3) どなたに譲渡(売却)されましたか。	(4) いくらで譲渡(売却)されましたか。
(所在地) ① 譲渡渡		(所在地)	① 譲渡価額
主 氏 名 職 業 (余 種)	H	主氏名 職業	円
【参考事項】		【 (名 称) (業 種)	
(4.4.c) 1回目 2回目 3回目 未	₹ 収 金	108 208	3回目 未収金
代金の 年月日 年月日 年月日 年月 受領状況	月 日(予定)	代金の 年月日 年月日 年	月日 年月日(予定)
<b>日 日 日</b>	В	受領状況 円 円	н н
カ ま リ に か	ため	買主から頼まれたため	□ 借入金を返済するため
お売りになった       一       他の資産を購入するため       一       その他         理       由       事業等金人を検出するため		お 売 り に な っ た	□ その他
<sup>*±</sup> □ □ 事業資金を捻出するため (		□ 事業資金を捻出するため	( )
「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合などの記 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取得費に加算される相続税の計 計算した金額を3面の「2」の「②取得費」欄の上段に「働×××円」と二段書きで記載してください。 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための資産の譲渡に関する計算明細書 (労)で計算した金額を3面の「4」の「B必要経費」欄の上段に「億×××円」と二段書きで記載してく 4面を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の適用を受ける場合には 法をご確認とださい。 配偶者形性権の目的となっている建物又はその敷地の譲渡など一定の場合は、配偶者居住権に関す 取得費の金額の計算明細書、(確定申告書付表)」(労)で計算した金額を3面の「2」の「②取得費」機に、	算明細書」(※)で (確定申告書付表)」 ください。 は、秘務署に記載方 ・る譲渡所得に係る	「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務の特例」の 「相続税の取得費加算の特例」の適用を受けるときは、「相続財産の取 税庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なま した金額を3面の「2 [の「②取得費」欄の上段に「⑩×××円」と二段書 「保証債務の特例」の適用を受けるときは、「保証債務の履行のための 付表」」(国投庁ホームページ [www.nta.go.jp] からダウンロードでき で計算した金額を3面の「4」の「B必要接費」欄の上段に「億×××円」 4 個を記載される方で、「相続税の取得費加算の特例」や「保証債務	(得費に加算される相続税の計算明細書」(国 b、税務署にも用意してあります。)で計算 書きで記載してください。 資産の譲渡に関する計算明細書(確定申告書 ます。なお、税務署にも用意してあります。) と上段書きで記載してください。

3 面

## 2 譲渡 (売却) された土地・建物の購入 (建築) 代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

購入 価額の内訳 建築 価額の内訳	購入(建築) 9 住 所(所在地)	t ・ 支 払 先 氏 名 (名 称	購建	入 築年月日	購入・建築代金 又は譲渡価額の5%
土 地					Р
					P
					Р
			1.	計	(1) P
建物					P
					Р
					Р
建物の構造	□木造 □木骨モルタル □(鉄骨)銭	失筋 □金属造□その他	4.	計	(D) P

- ※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
- (2) 建物の借却費相当額を計算します。 (3) 取得費を計算します。

(-) /- // // // // // // //							
建物の購入・建築価額(ロ) □ 標 準	償却率	経過年数	償却費相当額(ハ)	2		(1 + (1 - (1 + (1 + (1 + (1 + (1 + (1 +	円
円 × 0.9×	>	× =		取	得費		

- ※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に☑してください。
- ※ 非業務用建物 (居住用) の (ハ) の額は、(ロ) の価額の95%を限度とします (償却率は1面をご覧ください。)。

#### 3 譲渡 (売却) するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払	先	支払年月日	支 払 金 額
見用が生物	住 所 (所在地)	氏 名(名 称)	又级平万日	X 3A 12 11R
仲介手数料				Ħ
収入印紙代				円
				円
				円
※ 修繕費 固定資金	· 卒科かどは譲渡費田にはかりません。		<u> </u>	Д

譲渡費用

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません。

## 4 譲渡所得金額の計算をします。

区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E譲渡所得金額 (C-D)
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期長期	所・措・震	円	円	円	円	円
短期 長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円

- ※ ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面の「6」で計算した内容)を「申告書第三表(分離課稅用)」に転記します。 ※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の
- ※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の 譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。
  整理欄

3 面

#### 2 譲渡 (売却) された土地・建物の購入 (建築) 代金などについて記載してください。

(1) 譲渡(売却)された土地・建物は、どなたから、いつ、いくらで購入(建築)されましたか。

購入 価額	質の内訳	()	購入		築 )	先		支払		W/ \	購入建築	羊月日	購入・建 又は譲渡価	
建 米		住	所 (	所在	地 )		氏	名(	名	称)	姓 米		又は誘波川	観り75%
±	地											٠		円
														円
														円
											小	計	(1)	円
建	物													円
														円
														円
建物σ	構造	□木造□	木骨モル	レタル[	](鉄帽	計)鉄	筋□	金属造	そ <i>0</i>	り他	小	計	(口)	円

- ※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
- (2) 建物の償却費相当額を計算します。

(3) 取得費を計算します。

譲渡費用

(建物の購入・建築価額(ロ) 標準	償却率		経過年数		償却費相当額(ハ)
円 × 0.9×		×		=	円

n)	2	(イ)+(ロ)-(ハ)	円
9	取得費		

- ※ 「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」を参照してください。なお、建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「□標準」に図してください。
- ※ 非業務用建物(居住用)の(ハ)の額は、(ロ)の価額の95%を限度とします(慣却率は1面をご覧ください。)。

#### 3 譲渡 (売却) するために支払った費用について記載してください。

費用の種類	支 払	先	支払年月日	支払金額
其用の性規	住 所 (所在地)	氏 名(名 称)	又仏牛月口	又 拉 並 照
仲介手数料				円
収入印紙代				円
				P.
				_
				円
※ 修繕費 固定資訊	発料などは譲渡費用にはなりません。		(2)	Д

※ 修繕費、固定資産税などは譲渡費用にはなりません

## 4 譲渡所得金額の計算をします。

		<u> </u>				
区分	特例適用 条 文	A 収入金額 (①)	B 必要経費 (②+③)	C 差引金額 (A-B)	D 特別控除額	E譲渡所得金額 (C-D)
短期長期	所・措・震 条の	円	円	円	円	円
短期長期	所・措・震	円	円	円	円	円
短期長期	所・措・震	円	円	円	円	円

- \*\* ここで計算した内容(交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合は、4面[6]で計算した内容)を「申告書第三表 (分離課税用)」に転記します。
- ※ 租税特別措置法第37条の9の特例の適用を受ける場合は、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の 譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」を併せて作成する必要があります。

#### 改正後

#### 改 正 前

#### 4 面

「交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」 この面(4面)は、交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

#### **5 交換・買換(代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。**

物	件	の	所	在	地	種	類	面	積	用	途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
									mi					
													• •	• •
									mi					

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。 取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の	の内容	支払先住所 (所在地) 及び氏名 (名称)	支払年月日	支	払 金	額
±	地					円
						円
						円
建	物					円
						円
						円
4 買	[換(代替			円		

- ※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
- \*\* 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

#### 6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・買換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用買換え(措法36の2)・震災買換え(震法12)など]

区分	4+ (FL) >+ (FL)	F収入金額	G 必 要 経 費	
収用代替	特例適用条文	1-3-4	② × F 1-3	H 譲渡所得金額 (F-G)
上記以外	_ ^	1 - 4	(2+3) × F	
短期 長期	所・措・震系の	円	Ħ	円

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

(E) 10 No	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	TO TO THE SERVICE STATE OF THE	,	
区分	#+ /pl \\ \\ \	J収入金額	K 必 要 経 費	
1) ≦ 4	特例適用条文	①×20% (((a))	(2+3) ×20% (*)	L 譲 渡 所 得 金 額 (J - K)
1) > 4)	_ ^ ^	(1)-4)+4) × 20% (%)	(2+3) × J	
短期 長期	措法条のの	円	P	Ħ

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

4 面

「交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合の譲渡所得の計算」 この面(4面)は、交換・買換え(代替)の特例の適用を受ける場合にのみ記載します。

#### 5 交換・買換(代替)資産として取得された(される)資産について記載してください。

物	件	の	所	在	地	種	類	面	積	用	途	契約(予定)年月日	取得(予定)年月日	使用開始(予定)年月日
									mi					
									mí					

※ 「種類」欄は、宅地・田・畑・建物などと、「用途」欄は、貸付用・居住用・事務所などと記載してください。取得された(される)資産の購入代金など(取得価額)について記載してください。

費用の	内容	支払先住所 (所在地) 及び氏名 (名称)	支払年月日	支 払	金 額
±	地				円
					円
					F
建	物				F.
					F
					F.
④ 買	<b>奐(代</b> 粒	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			FI

- ※ 買換(代替)資産の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。
- ※ 買換(代替)資産をこれから取得される見込みのときは、「買換(代替)資産の明細書」(国税庁ホームページ [www.nta.go.jp]からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)を提出し、その見込額を記載してください。

#### 6 譲渡所得金額の計算をします。

「2面」・「3面」で計算した「①譲渡価額」、「②取得費」、「③譲渡費用」と上記「5」で計算した「④買換(代替)資産・交換取得資産の取得価額の合計額」により、譲渡所得金額の計算をします。

(1) (2)以外の交換・胃換え(代替)の場合[交換(所法58)・収用代替(措法33)・居住用胃換え(措法36の2)・震災胃換え(震法12)など]

(1) (2)	minam Am	(Tell) -> WILL (XX ()) IX(0)	VIII (/II MAGO) ALI ILLY IJA (AC (/II MAGO))	ET MEXICAL (MEMILE) O'C.
区分	4+ /DI >* III	F収入金額	G 必 要 経 費	
収用代替	特例適用	1 - 3 - 4	② × F 1-3	H 譲 渡 所 得 金 額 (F - G)
上記以外	_ ~ ~	1 - 4	(2+3) × F 1	
短 <sub>.</sub> 期 長期	所・措・震	E	P	PI

(2) 特定の事業用資産の買換え・交換(措法37・37の4)などの場合

	3- M(7)3 F(ILL			
区分	性例本田	J収入金額	K 必 要 経 費	
1) ≦ 4)	特例適用	①×20% ((#)	(②+③) ×20% (♥)	L 譲 渡 所 得 金 額 (J - K)
1) > 4)	* *	(1)-4)+4 × 20% (#)	(2+3) × J	(0)
短期長期	措法条のの	H	Ħ	Ħ

※ 上記算式の20%は、一定の場合は25%又は30%となります。

	前
改	

		I							_					5 面
	住 所				- T- 1-1	- D						令	和	年分
氏	カナ 名					番号 格先)					名簿	番号		
				]財産に係る  人の居住用財産										
				量及びその敷										
(1)		リガナ	<b>豕屋</b> 名	(一の建築物)	及ひて	の敷地	等につい		(相続人) 亡年月日	の氏名	なとを	年	月	きさい。 日
相続	死亡の問	寺における(	主所											
人	居(	主期	間			ź	Ę.	月~	,	年		月		
				所	在	地		床面積	責・面積		が相続又は取得した			相続又は遺別 り取得した持く
被相組	続人居住	用家屋	A					a	mi	-			_	
	売人居住		B						mi	-			_	
	他の用に た土地等		©						mi	-				
	特例対象			居住用家屋以外の部 とそれ以外の部		類の計算	などにつ	ついてに 積のうち		D 【参 ド被相続	人から	に (c)	己載して	ください ㎡
		用家屋以外		種 類		離	n	倉	庫				床面	債の合計
建築	物の種類	類・床面		床面積			mi		m			mi	<b>d</b>	m
	)建築物 有 者	フリガ												
		住 注用家屋		/	@ \	(6								
独地		当する部		(b × _a	(a) (+(d)	×								m
				の用に供されてい が被相続人の居(						ていた:	上地であ	った場	場合には	、「特定事由
敷地		they died inchi						LOW IT		をして	いる場	合には	は、相組	売人ごとに
敷地※に(3)	より被相 あなた」	以外の居 を記載し	てく	家屋取得相続) ださい。	人がいる	場合又	はあなた	か適圧	1削譲渡					
敷地 ※に (3) 氏	より被相 あなた! 名など 用家屋	以外の居 を記載し <sub>フリガ:</sub>	てく		人がいる	場合又	はあなた	が適片	11 議。後					
敷地 ※に (3) 氏	より被相 あなた! 名など	以外の居 を記載し <sup>フリガ:</sup> 氏	てく +		人がいる	場合又	はあなた	が適片	]削謙波:					
敷地 ※ (3) 氏居(4) 居(4)	より被相はななど、お名なを屋人の開始の開始の開始の	以外の居しっ氏住の時にお	てく +名 所 け			場合又	はあなた © 敷:		A 家		®	<b>数</b> 地等	I (6	敷地等
敷 ※ (3) 居取 相る	より被相はある。または、おおない。または、またが、またが、最大の開続人間の開続人間の開続人間の開続人間の開続人間の開続人間の関係を表していません。	以外の居 を記載し フリガ: 氏 住	て +名 所 け屋	ださい。							® 素	<b>数地等</b>		敷地等
敷 ※ (3) 居取 相る又	より被相はある。または、おおない。または、またが、またが、最大の開続人間の開続人間の開続人間の開続人間の開続人間の開続人間の関係を表していません。	以外の起った住にいます。	て →名 所 け屋分	ださい。							⑧ 票	牧地等		敷地等

TO.	/\ _=										14	In.	5 面
	住所				emar.	₩ 🗆					【令		年分】
氏	リガナ 名				電話(連絡					(4	<b>占簿番号</b>		
	の面(5	面) は、被	相続。	月財産に係る記 人の居住用財産	に係る譲	渡所得(	の特別控	除の特例	列の適用	を受ける	場合にの	み記載	します。
7 (1)				<b>屋及びその敷</b> (一の建築物)									
被		リガナ		( V)EX 100)	X C	V/3X/6	4,000		年月日	) L L L L L L L L L L L L L L L L L L L	年	月	B
相続	死亡の時	まにおける	住所										
人	居信	主期	間			â	F	月~		年	月		
				ĒЯ	在	地		床面積	・面積				相続又は遺贈 り取得した持分
被相	続人居住	用家屋	A					a	m²				
	続人居住 地の用に		B						mi			_	
	た土地等		©						m²			-	
đ	あった場合	合の被相 象となる	I続人 部分	※)においてそ 居住用家屋以タ とそれ以外の部 ⑤	トの建築	物の種類 質の計算 一団の	類などを [などにつ  土地の面積	記載し いては <sub>債のうち、</sub>	てくださ 、裏面の あなたか	را <sub>،</sub> ۲	事項】に記		
被相	続人居住月	用家屋以名	外の	種 類		離	h	倉	庫			床面	積の合計
建築	物の種類	領・床面	面積	床面積			m²		m²		m	(d)	m²
上記の	の建築物	フリカ											
a =	有 者	住	所										
の別		+ m == =	Ø	1-	(a) (+(d))	× ©	<u>)</u>						m²
被相	目続人居( 也等に該き			(p× a						ていた土地	!であったキ	場合には	、「特定事由
被机敷料	と等に該筆 その土地:	当する部が対象従	分 前居住	の用に供されてい						C 0 - /C 20			
被札敷は※	と等に該当 その土地: より被相	当する部 が対象従前 続人居住所 以外の居	分 前居住 用家屋 住用	の用に供されてい が被相続人の居住 家屋取得相続丿	主の用に供	性されなり	くなる直前	1」となり	ます。		る場合に	は、相	続人ごとに
被州敷地※ に(3)	也等に該 その土地: より被相! あなた! た名など:	当する部 が対象従前 続人居住所 以外の居	分 前居住 用家屋 住用 て	の用に供されてい が被相続人の居住 家屋取得相続丿	主の用に供	性されなり	くなる直前	1」となり	ます。		る場合に	は、相は	続人ごとに
被刺 ※ (3) 居住	也等に該 その土地: より被相! あなた!	当する部 が対象従続 続人居住所 以外の居 を記載し	分前居住用家住用 住用く	の用に供されてい が被相続人の居住 家屋取得相続丿	主の用に供	性されなり	くなる直前	1」となり	ます。		る場合に	は、相は	続人ごとに
被対数 ※ (3) 居住,	と等に該当 その土地: より被相に あななど: 用家屋	当する部が対象征は対対をは、以外の配し、以外の配し、対の配し、対のに、氏には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	分居家住てナ名所	の用に供されてい が被相続人の居住 家屋取得相続丿	主の用に供	場合又	くなる直前	前となりが適用	ます。	としてい	る場合に(		続人ごとに
被敷 ※ (3) 月 住得 組る	を等に該当 その土地によりななた。 あ名な を 屋 人 相続人	当する部 従住 居しが続 以を記っ氏 住 時年用 の居し から おまま おまま かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かい	分 信家 住て ナ名 所 け屋	の用に供されてい が被相続人の居住 家屋取得相続人 ださい。	主の用に使	場合又	くなる直前はあなた	前となりが適用	ます。	としてい			
被敷 ※ (3) F 住得 相る又	也等に該いません。 その土地相はたと、 あ名なをと、 田相にあるなを屋人 時間にある。 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	当する部 従住 居しが続 以を記っ氏 住 時年用 の居し から おまま おまま かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かいまん かい	分 居家 住て ナ名 所 け屋分	の用に供されてい が被相続人の居住 家屋取得相続/ ださい。	主の用に使	場合又	くなる直前はあなた	前となりが適用	ます。	としてい	B 敷地等	Ţ ((	

## 改 正 前

	一卷	+	市	TES!	١
••	465	æ	ᆂ	113	1

○ 2以上の建築物のある一団の土地であった場合(5面の「7」(2)の建築物がある場合)

#### 【計算過程等】 内 訳 | 被相続人 | 左記以外 | 被相続人居住用 | 左記以外 | 定任用家屋 | の建築物 | 家屋の敷地等 | の敷地等 | (特例対象外) | (特例対象) | 合 計 ① 譲渡価額(収入金額) 円 円 円 円 ② 取 得 費 円 円 円 ③譲渡費用 ④ 差引金額 (①-(②+③)) 円 円 円 円 ⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額

※ 「合計」欄の①~⑥の金額を、3面の「4」のA~Dにそれぞれ転記します。 (その他)

円

【建築物の位置関係等】

⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)

#### ⋯【参考事項】⋯

○ 2以上の建築物のある一団の土地であった場合(5面の「7」(2)の建築物がある場合)

【計算過程等】						
			内	訳		
	合 計	被 相 続 人 居住用家屋 (特例対象)	左記以外 の建築物 (特例対象外)	被相続人居住用 家屋の敷地等 (特例対象)	左記以外 の敷地等 (特例対象外)	
① 譲渡価額 (収入金額)	円	円	円		円	
② 取 得 費	円	円	円	F		
③ 譲渡費用	円	円	円	P		
④ 差引金額 (①-(②+③))	円	円	円		円	
<ul><li>⑤ 被相続人居住用家屋 の敷地等に該当する 部分の按分後の額</li></ul>				円	円	
⑥ 特別控除額 (最高3,000万円)	円	円		円		

※ 「合計」欄の①~⑥の金額を、3面の「4」のA~Dにそれぞれ転記します。 (その他)

【建築物の位置関係等】

		様式	56
改 正 後	改正前		
譲渡所得の内訳書(計算明細書)	譲復所得の内訳書(計算明細書)		
課後(D) 行やソバ (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A) (A)	級後の1分ペンコ級を含くは、非効和を含く		
使用目的 この内訳書は、譲渡所得に関する確定中告書の部付書類として使用するものである。	使用目的 この内訳書は、譲渡所得に関する確定申告書の添付書類として使用するものである。		

一連番号 1 面

## /上場株式等に係るい 令和 年分の<sup>所得税及び</sup>の確定申告書付表 (講演損失の損益通 算及び繰越控除用

受付印 住 所 フリガナ (又 は 事業所 事務所 居所など) 氏 名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除) の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当 所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したもの に限ります。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は 3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び 分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、 まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。
- 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算 (赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。)

○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」 がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」 がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額

上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「1面」の「上場株式等」 の①欄の金額)	1	Ħ
上場株式等に係る譲渡損失の金額 (※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「1面」の「上場株式等」の③欄の金額	2	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	3	

# ②構の全額は、租税特別措置法第7条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合については、同期に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(批式等に係る額(対する)がある場合については、同期に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(対する)が表現して、日本機大等の設備の対象機の必要があります。

(2) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等·配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	P.	F
슴 計	申告書第三表()へ	<b>(b)</b>
本年分の損益通算前の分離課税配当 (@ - b) (赤字の場合には0と書いてく		4

(3) 本年分の指益涌算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

-,				
	本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額(③-④) (③欄の全額≤④欄の全額の場合には0と書いてください。) (②の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	(5)	△を付けて、申告書第三表例へ	円
	本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③) (③欄の金額≥④欄の金額の場合には0と書いてください。) (⑴の記載がない場合には、④欄の金額を移記してください。)	6	申告書第三表①へ	

(令和2年分以降用)

書と

提出してくださ

令和 年分の<sup>所得税及び</sup>の確定申告書付表 (iggilf年の損益通 第及び繰越控除用

上場株式等に係るり

1 面

一連番号

住 所 (又 は 事業所 事務所 居所など) 氏 名

この付表は、租税特別措置法第37条の12の2(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)の規定の適用を受ける方が、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の上場株式等に係る配当 所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したもの に限ります。以下「分離課税配当所得等金額」といいます。)の計算上控除(損益通算)するため、又は 3年前の年分以後の上場株式等に係る譲渡損失の金額を本年分の上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び 分離課税配当所得等金額の計算上控除するため、若しくは翌年以後に繰り越すために使用するものです。

- 本年分において、「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、 まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の作成をしてください。
- 1 本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額及び分離課税配当所得等金額の計算
- (赤字の金額は、△を付けないで書きます。2面の2も同じです。) ○ 「①上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合又は「②上場株式等に係る譲渡損失の金額」 がない場合には、(1)の記載は要しません。また、「④本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額」 がない場合には、(2)の記載は要しません。

(1) 太年分の場が通管前の上提供式等に係る譲渡場生の今額

本年ガッガ東西発前の工物体以中に示る成成項人の重視		
上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」 の①欄の金額)	1	Ħ
上場株式等に係る譲渡損失の金額(※) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の1面の「上場株式等」 の③欄の金額)	2	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	3	

※ ②陽の全額は、租投特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(1株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細費)の[1面]の「上場株式等」の3個の活弦費の金額のみを記載します。

(2) 木在分の掲送通管前の分離理税配当所得等全額

・/ 本中ガッカ東亜四昇的マカ州は水が	此当川付守並祝	
種目・所得の生ずる場所	利子等·配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	В	P
合 計	●告書第三表⊕へ	0
本年分の損益通算前の分離課税配当所 (③ - ⑤) (赤字の場合には0と書いてく		4
(注) 利子所得に係る負債の利子は控除でき	ません。	

(3) 本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額又は分離課税配当所得等金額

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③-④) (③欄の金額≦④欄の金額の場合には0と書いてください。) ((2)の記載がない場合には、③欄の金額を移記してください。)	(5)	△を付けて、申告書第三表⊗へ	Ħ
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額(④-③) (③欄の全額≧④欄の全額の場合には0と書いてください。) ((1)の記載がない場合には、④欄の全額を移記してください。)	6	申告書第三表命へ	

(令和元年分以降用)

申

緒に U

提出して くださ

#### 改正後

## 改 正 前

#### 2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのでき なかった上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 <sup>平成</sup> <sup>令和</sup>	(A)(前年分の付表の立機の金額)円	① (上環株式等に係る護療所得等の全額から差し引く部分) 円 (⑥ (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	本年の3年前分の譲渡損失 の金額を翌年以後に繰り越 すことはできません。
本年の 2年前分 <sup>学成</sup> 年分	(B) (前年分の付表の3種の金額)	(E)(上地株式等に係る課業所得等の金額から差し引く部分) ③(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	⑦ (B-F-G) 円
本年の 前年分 <sup>平成</sup> 令和年分	© (前年分の付表の3 欄の金額)	(日)(上場株式等に係る謎波所得等の金額から差し引く部分) (1)(分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	(8) (ⓒ-ℍ-⑴)
の金額から記	   場株式等に係る譲渡所得等   生し引く上場株式等に係る   全額の合計額(①+E+田)	計算明細書の「上場株式等」の定へ	
ら差し引く	離課税配当所得等金額か 上場株式等に係る譲渡損 合計額(E+G+①)	申告書第三表包へ	
翌年以	後に繰り越される上場村 (⑤+⑦	株式等に係る譲渡損失の金額 (+®)	申告書第三表總へ(幸2) 円

※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。

また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前 年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲 渡所得等の金額の計算明細書」の「面」の「上場株式等」の①欄の金額(赤字の場合には、 0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」の合計額を 限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損 失の金額があるときは、分離課税配当所得等金額から控除します。

- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。
- 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の 分離課税配当所得等金額の計算
- 「⑥本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額(※) (⑥-⑩)	12	申告書第三表珍へ	P
--	----	----------	---

- ※ ②欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の②欄の金額が同②欄の金額から控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

#### 2 面 (確定申告書付表)

2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された 上場株式等に係る譲渡 損失の金額	本年分で差し引く上場株式等に係る 譲渡損失の金額(※1)	本年分で差し引くことのでき なかった上場株式等に係る譲 渡損失の金額
本年の 3年前分 <sup>平成</sup> <sup>年分</sup>	(A)(前年分の付表のご欄の金額)円	<ul><li>⑥ 上環核式等に係る濃速所得等の金額から差し引く部分) 円</li><li>⑥ (分離課稅配当所得等金額から差し引く部分)</li></ul>	(本年の3年前分の譲渡損失 の金額を翌年以後に繰り越 すことはできません。
本年の 2年前分 <sup>平成</sup> <sup>年分</sup>	(B) (前年分の付表の※欄の金額)	(予) (上場林式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) (⑤) (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	① (8-E-6) P
本年の 前年分 平成 令和年分	©(前年分の付表の3欄の金額)	<ul><li>(日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)</li></ul>	<b>8</b> (⊚-⊕-①)
の金額から差	場株式等に係る譲渡所得等 差し引く上場株式等に係る 金額の合計額(⑩+億+倍)	計算明細書の「上場株式等」の②へ	
ら差し引く	離課税配当所得等金額か 上場株式等に係る譲渡損 合計額(⑥+⑥+①)	中告書第三表命へ	
翌年以	後に繰り越される上場村(⑤+①	*式等に係る譲渡損失の金額 (+®)	申告書第三表修へ(※2) 円

- ※1 「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除します。また、「本年分で差し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額」内においては、「株式等に係る譲渡預得等の金額の計算明細書」の「1面」の「上場株式等」の①欄の金額(赤字の場合には、0とみなします。)及び「⑥本年分の損益通算後の分離課稅配当所得等金額」の合計額を限度として、まず上場株式等に係る譲渡所得等の金額から控除し、なお控除しきれない損失の金額があるときは、分離課稅配当所得等金額から控除します。
- ※2 本年の3年前分に生じた上場株式等に係る譲渡損失のうち、本年分で差し引くことのできなかった上場株式等に係る譲渡損失の金額を、翌年以後に繰り越して控除することはできません。
- 3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の 分離課税配当所得等金額の計算
- 「⑥本年分の捐益通算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この欄の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した 後の本年分の分離課税配当所得等金額(※) (⑥-⑩)	(12)	申告書第三表づへ	円
---	------	----------	---

- ※ ⑫欄の金額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の☎欄の金額が同⑨欄の金額から控除 しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

の付表は、

さい

0

の付

申

してください

令和\_\_\_年分の 所 得 税 及 び の確定申告書付表 特定投資株式に係る 復興特別所得税 の確定申告書付表 特定投資株式に係る 東 7.5組制を砂管 東 7.5組制を砂管

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の機越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

- 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」の作成をしてください。
- 1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額並びに上場株式等に係る配当所得等の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課稅を選択したものに限ります。以下「分離課稅配当所得金額」といいます。)の計算
- 「①・般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「②上集株式等に係る譲渡所得等の金額」が属字の場合又は「②・特定投資株式 に係る譲渡請失の金額」及び「③・集株式等に係る譲渡所得等の金額」が以場合には、(1)及び②の記載は要しません。また、「② 本年分の報益選算前の分額競技を目前では、「②・「公・「公・「公・「公・「公・「公・「公・「公・「公・「公・「公・」」
- (1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

一般株式等に係る譲渡所得等の金額(機失の金額がない場合にはのと書いてください。) (「桂式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の1夏(の8の金額)	1	P
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合にはOと書いてください。) (特式等に係る譲渡所得の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の1重 の日の金額	2	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合にはOと書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の1面 の②の金額)	3	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) (1株式等に係る譲渡所等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の1面 (のごの金額 (※))	4	

- ※ 価欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相均取引など)がある場合については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額(将式寺に係る諸遼所得等の金額の計算明細書(特定権利行役株式分及び特定投資株式分からも着う)の前面の金の指数書の金額のみを配置します。
- (2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	(5)	Ħ
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	6	

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	Ħ	Р
合 計	(a) 申告書第三表⊕へ	6
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (@-⑥) (赤字の場合には0と書いてください。)		0

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

本年分の損益の計算部の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 特定権利で株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の「裏」の「上線状表」の13種の金額(赤字の場合にはひと書いてください。)	8	P
本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (®−(5)) (⑤欄の金額≧⑤欄の金額の場合にはOと書いてください。)	9	計算明細書の「上場株式等」の窓へ
本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤一⑧) (⑤欄の金額≤⑧欄の金額の場合にはOと書いてください。)	10	△をつけて、申告書第三表(6)へ
本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (⑤欄の金額・⑤欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	10	計算明細書の「上場株式等」の③へ

(令和2年分以降用)

х ш н

$\bigcap$	一連番号	1	_	_
			1	血

令和\_\_\_年分の所得税及びの確定申告書付表 (特定投資株式に係る) 復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る) 資本の計算

及び繰越控除用

この付表は、租税特別措置法第37条の13の2第4項(特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の対象となる株式)に係る譲渡損失の損益の計算)又は第7項(特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除)の規定の適用を受ける方が、使用するものです。

- 本年分において、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」がある方は、この付表を作成する前
- に、まず「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算時間書(特定権利行機株式分及び特定投資株式分がある場合)の作成をしてください。 1 本年分の特定投資株式及び上場株式等に係る配当所得等 の金額(特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分については、分離課税を選択したものに限ります。 以下「分離課稅配当所得等金額」といいます。)の計算
  - 「①・般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡所得等の金額」が黒字の場合文は「②持定投資株式 に係る譲渡消失の金額」及び「③上場株式等に係る譲渡消得等の金額」が黒字の場合文は「②特定投資株式 に係る譲渡消失の金額」及び「④上場株式等に係る譲渡消失の金額」がない場合には、(1)及び②の記載は要しません。また、「⑦ 本年分の報告選算前の分割提投配当所得金金額」がない場合には、(3)の記載は要しません。
- (1) 特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

受付印

住 所

又 は 事業所 事務所

居所など

一般株式等に係る譲渡所得等の金額(個失の金額がない場合にはひと書いてください。) (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明報書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の巨面(の名の金額)	1	Pi
特定投資株式に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合にはOと書いてください。) ((株式等に係る譲渡所等の金額の計算明報書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の11面(の日の金額)	2	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額(損失の金額がない場合にはOと書いてください。) (「軽水等に係る譲渡所得等の金額の計算明報書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の1直 励の金額)	3	
上場株式等に係る譲渡損失の金額(損失の金額がない場合には0と書いてください。) ((株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)」 の1匝 即の三の金額(※)	4	

- ※ ④欄の金額は、租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合については、周項に規定する上場株式等の銀速に係合金額(特本等に係る譲渡所得等の金級の計算明細書(特定権利行使株式分及び特定投資株式分分ある場合)の1面(の一部結婚書の金銀)のみを記載します。
- (2) 本年分の損益通算等前の特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額

本年分の損益の計算前の特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (①欄の金額と②欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	5	Ħ	
本年分の損益通算前の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (③欄の金額と④欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	6		

(3) 本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額

種目・所得の生ずる場所	利子等・配当等の収入金額(税込)	配当所得に係る負債の利子
	PI	Ħ
合 計	(a) 申告書第三表⊕へ	(b)
本年分の損益通算前の分離課税配当所得等金額 (®一面) (赤字の場合には0と書いてください。)		7

(注) 利子所得に係る負債の利子は控除できません。

(4) 本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額

1 .,	the state of the s					
	本年分の損益の計算所の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明報書 (特定場所では成式分及び特定投資株式分がある場合)」 の[面] が上場株式等の3階組の金額((赤字の場合にはのと書いてください。)	8	円			
	本年分の損益の計算後の上場株式等に係る譲渡所得等の金額 (⑧一⑤) (⑤欄の金額≧⑧欄の金額の場合にはOと書いてください。)	9	計算明細書の「上場株式等」の①へ			
	本年分の損益の計算後の特定投資株式に係る譲渡損失の金額(⑤)−⑧) (⑤欄の金額≤⑧欄の金額の場合には0と書いてください。)	10	△をつけて、申告書第三表(4)へ			
	本年分で差し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額 (5欄の金額と8欄の金額のうち、いずれか少ない方の金額)	11)	計算明細書の「上場株式等」の珍へ			

(令和元年分以降用)

2 面

	通算後の上場株式等に係る譲渡 ⑦欄の金額の場合には0と書いてく			12	△をつけて、申告書第三表(19)へ	m
本年分の損益 (⑥欄の金額≥	通算後の分離課税配当所得等金 ⑦欄の金額の場合には0と書いてく	額(⑦ ださい	)— <b>(</b> 6)	13	申告書第三表①へ	
年以後に総	操り越される特定投資株式	及び	上場株式等に係る譲渡損失の会	<b>企額</b> (	の計算	
譲渡損失の生じた年分	前年から繰り越された特定投 資株式及び上場株式等に係る 譲渡損失の金額		分で差し引く特定投資株式及び上場 等に係る譲渡損失の金額(※)	った	分で差し引くことのでき 特定投資株式及び上場株 る譲渡損失の金額	
	<ul><li>⑥ (特定投資株式に係る金額)</li><li>円</li></ul>	G (-	般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分〉円			
本年の 3年前分		8 0	場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分〉		年の3年前分の譲渡損失	
平成 令和 年分	<ul><li>(B) (上場株式等に係る金額)</li></ul>	(1) (I	場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分〉		頃を翌年以後に繰り越す まできません。	= )
		J (5	⇒難課税配当所得等金額から差し引く部分〉	,		/
	© (特定投資株式に係る金額)	(B) (-	一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	14) (	(C-(K-(L))	Ħ
本年の 2年前分		(D) (J	- 場株式等に係る譲進所得等の金額から差し引く部分)			
平成 年分	(D) (上場株式等に係る金額)	Ø (1	場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分〉	15 (	(D-(M-(N))	
		10 G	<b>分離課税配当所得等金額から差し引く部分</b> )			
	(E) (特定投資株式に係る金額)	0 (-	般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	16 (	E-0-P)	
本年の 前年分		® (1	場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分〉			
平成 年分	(庁) (上場株式等に係る金額)	0 (1	場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分〉	10 (	(F-Q-R)	
		(R) (5	<b>分離課税配当所得等金額から差し引く部分</b> )			
	式等に係る譲渡所得等の金額から差 株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (③+(○+(○)+(○))	18	計算明細書の「一般株式等」の多へ			
	式等に係る譲渡所得等の金額から差 未式に係る譲渡損失の金額の合計額 (旧+口+P)	19	計算明細書の「上場株式等」の多へ			
*年分で上場株: ノ引く上場株式	式等に係る譲渡所得等の金額から差 等に係る譲渡損失の金額の合計額 (①+M+Q)	20	計算明細書の「上場株式等」の①へ			_
	(① + (図) + (Ω)	21)	申告書第三表 ④ へ			
翌年以後に繰	10000		上場株式等)に係る譲渡損失の金額	22)	申告書第三表®へ	円
失の金額」のうち 定投資本は、「年の を投資する。 では、「本年に係る では、「本年に修正して、「本年に修正して、「本年に修正して、「本年に修正して、「本年に修正して、「本年に修正して、「本年に修正して、「本年に では では では では では では では では では では	ら患も古い年に生じた金融から順次皮跡 る金額」から先に控除します。 Pで差し引く特定投資株式及び上場株ま の4額。海海県の金額(特定投資株式の 投資株式がある場合)」の「一般材 作には 0 とかなします。)の合計機を得 等は、上場株式等に係る複数所がに係る複数所がに係る複数所がに係る複数所が 額(上場株式等に係るを強別)所によ します。)及び「泡本年分の規密差額」 します。)及び「泡本年分の規密差額」 し、なお控除しきれない損失の金額	t等には は等には 生年な等し は に は に は に は に は に に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の に の の に の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の	渡捕失の金額」は、「前年から繰り越された。 一の毎に「特定投資株式に係る金額」と「土地 各る譲渡消失の金額」は、同一の年に生した 別、内において、持式等に係る譲渡所 の珍頼の金額(※中の場合にはのとみない 工、まず一般株式等に係る譲渡所等の今 から投資します。そして、「前まから繰り越 大、特定投資株式に係る金額を台間・した役の 地質接及出所所等金額」の合計解を登回した役の とさは、外域投資機工所の場合を割削のも とさせた、外面に対していませた。	操株式 前等すの おかれた は し し ま か た り し し ま り し ま り し し し し し し し し し し し し	等に係る金額」がある場合には いら繰り越された特定投資株 金額の計算明細書(特定権等 )及び「上場株式等」の記述 投降し、なお証拠しきれない 特定投資株式及び上場株式 機株式等」の追欄の金額(赤 まず上場株式等に係る譲渡が まず	、「特 び使金失係場等
			員失の金額を控除した後の本年分がない場合には、この機の記載は要し		٨.	
課税配当所得	<b>等金額</b> (※)(⑪ー⑪)	o extens	の金額を控除した後の本年分の分離	23	申告書第三表 ⑲ へ	Ħ
※ 恐欄の金額を	を申告書へ転記するに当たって申告書?	第三表	の恐懼の金額が同び欄の金額から控除しきれ	ない場	合には、税務署にお尋ねくだ	さい。
		v - 1	は、税務署にお尋ねください。			

(5)	本年分の損益通算後の上	場株式等に係る譲渡損失の	)金額又は分離課税配当所得等金額
-----	-------------	--------------	------------------

本年分の損益通算後の上場株式等に係る譲渡損失の金額 (⑥)一⑦) (⑤欄の金額≤⑦欄の金融の場合にはのと書いてください。)	12	△をつけて、申告書第三表⑥へ円	(注)
本年分の損益通算後の分離課税配当所得等金額 (⑦一⑥) (⑥欄の金額≥⑦欄の金額の場合には0と書いてください。)	13	申告書第三表 ⑥ へ	画の個

2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算

譲渡損失の 生じた年分 第渡損失の金額	本年分で差し引く特定投資株式及び上場   株式等に係る譲渡損失の金額(※)	本年分で差し引くことのできなかった特定投資株式及び上場株式等 に係る譲渡損失の金額
<ul><li>(特定投資株式に係る金額) 円本年の3年前分</li></ul>	<ul><li>⑤ (一般株式等に係る健選所得等の金額から差し引く部分) 円</li><li>(上場株式等に係る健選所得等の金額から差し引く部分)</li></ul>	- / 本年の3年前分の譲渡損失の\
平成 年分 日 (上場株式等に係る金額)	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分) ② (分離課税配当所得等金額から差し引く部分)	金額を翌年以後に繰り越すことはできません。
② (特定投資株式に係る金額)	(R) (一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(A) (C)−(C)−(C)
本年の 2年前分 (平成 本人) (D) (上場株式等に係る金舗)	① (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
平成 年分 ① (上場株式等に係る金額)	<ul><li>● (土場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引(部分)</li><li>● (分離課税配当所得等金額から差し引(部分)</li></ul>	(5 (D-M-N)
<ul><li>(特定投資株式に係る金額)</li></ul>	<ul><li>(一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)</li></ul>	(€ (E-O-P)
本年の前年分	P (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	
平成	② (上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差し引く部分)	(f) (F-Q-R)
	R (分離課税配当所得等金額から差し引(部分)	
本年分で一般株式等に係る譲渡所得等の金額から差 し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計額 (⑥+⑥+⑥)	計算明細書の「一般株式等」の⑥へ	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から差 し引く特定投資株式に係る譲渡損失の金額の合計器 (仕+①+②)	計算明細書の「上場株式等」の⑥へ	
本年分で上場株式等に係る譲渡所得等の金額から し引く上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計! (①+®+②)	1 20	
本年分で分離課税配当所得等金額から差し引 上場株式等に係る譲渡損失の金額の合計! (③+⑥+尼)		
翌年以後に繰り越される株式等 (特定投資権 (⑩+①+①+①+①+		即告書第三表 ⑧へ 円 ②②

※「本年分で差し引く特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」は、「前年から繰り越された特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額」のうち最も古い年に生じた金額から順次控除し、同一の早に「特定投資株式に係る金額」と「上場株式等に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に係る金額」がある場合には、「特定投資株式に移る金額」がある場合とは、「特定投資株式にある金額」がある場合に対しませない。

定位資本に1年6年20日、19か2年に受はよす。
また、「本年分で乗し引く特定資料本式が「場棒式等に係る議議例失の金額」は、同一の年に生じた「前年から繰り越された特定投資株式及び 工場状式等に係る協議機大の金額(特定投資株式に係る金額))内においては、「核式等に係る協議規模等の金額の計算明書集(特定権利行役 報点分及び特定投資株式があるを持つ)の「一般体等」のが確認の金額(非中の場合にはひとみなします)。及び「上場株式等」の協会の金額 類(末中の場合にはひとみなします。)の合計板を限定として、まず一般株式等に係る協議所得等の金額から控制し、なお控制しまれない規令 企業があるときは、上場株式等に係る金額)内においては、特定投資株式に係る金額を控制した後の「上場株式等」の必須の金額(末中の場合にはひとみなします。)及び「近本年分の財産過程と関係を受け、ための「上場株式等」の必須の金額(本等の場合にはひとみなします。)及び「近本年分の財産通算体の分譲課役配当所得等金額」の合計板を提供として、まず土場株式等に係る確認が保証の金額が上資税とませ、おお提覧しまれない場段の金額があるときは、分割を発展と目所等金額の合数が上資税とます。

3 前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離課税配当所得等金額 〇「⑬本年分の損益連算後の分離課税配当所得等金額」がない場合には、この棚の記載は要しません。

前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を控除した後の本年分の分離 課税配当所得等金額(※)(珍ー②)	23	申告書第三表 ⑭ へ	Ħ

- ※ ②欄の金額を申告書へ転記するに当たって申告書第三表の②欄の金額が同③欄の金額がら控除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

1 面

# 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

【令和 年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算 する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って 収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所			フリガナ	
(前住所)	(	)	氏 名	
電話番号 (連絡先)	н	職業	関与税理士名 (電 話)	( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

### 1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収	譲渡による収入金額	1	円	P
入金	その他の収入	2		
額	小 計(①+②)	3	申告書第三表②へ	申告書第三表⑦へ
必要経	取得費(取得価額)	4		
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための委託手数料	(5)		
に要した		6		
費用等	小計(④から⑥までの計)	7		
譲	E 管理株式等のみなし度損失の金額(※1) E付けないで書いてください。)	8		
差	引金額(3-7-8)	9		
特要())欄	E投資株式の取得に , た金額の控除(※2) が赤字の場合は0と書いてください。)	10		
(一般株)	所 得 金 額(⑨ − ⑩) 式等について赤字の場合は0と書いてください。) 等について赤字の場合は△を付いて書いてください。)	11)	申告書第三表⑩へ	黒字の場合は申告書第三表70へ
	分で差し引く上場株式等に 繰越損失の金額(※3)	12		申告書第三表92へ
繰越	注控除後の所得金額(※4) (⑪ -⑫)	13	申告書第三表形へ	申告書第三表78へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨まで の各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る全額を括弧書(内書) により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などに

措法 条の 特例適用条文 措法 条の

- よる赤子のみの場合は、申告審第三表の②欄にりを記載します。 本1 「特定管理株式等のみなし誤逐損失の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の 12の2第2項に規定する上場株式等の設施としたことにより生じた損失の金額とみなされるものをいいます。
- ※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一 ※2 色情の金額は、19位と (例の) サイン を打り がけっていたい かいにない という はいます (上場株式等) の間に、9間の金額を限度として控除します。 (上場株式等) の①欄の金額を限度として控除しませます。 (①欄の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、2間側の金額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、2間側の金額が0又は赤字の場合には記載しません。また、20欄の金

額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の②欄の金額が同②欄の金額から控 (令和2年分以降用) 除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

1 面

【令和 年分】

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計 算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	(	)	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)	職業		関与税理士名 (電話)	( )

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

# 1 所得金額の計算

			一般株式等	上場株式等
収	譲渡による収入金額	1	Pi	Н
入金	その他の収入	2		
額	小 計(①+②)	3	申告書第三表受へ	申告書第三表 ②へ
必要経	取得費(取得価額)	4		
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための委託手数料	(5)		
心で要した		6		
費用等	小計(④から⑥までの計)	7		
譲	を管理株式等のみなし渡損失の金額(※1) を付けないで書いてください。)	8		
差	引金額(③-⑦-8)	9		
特別	定投資株式の取得に した金額の控除(※2) bが赤字の場合はOと書いてください。)	10		
(一般株	所 得 金 額(⑨ − ⑩) 式等について赤字の場合は0と書いてください。) は等について赤字の場合は△を付して書いてください。)	11)	申告書第三表個へ	黒字の場合は申告書第三表(65)へ
	分で差し引く上場株式等に を繰越損失の金額(※3)	12		申告書第三表87へ
繰赴	塩控除後の所得金額(※4) (⑪ー⑫)	13	申告書第三表(73へ	申告書第三表で3へ

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨までの各欄については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書) により記載してください。なお、「上場株式等」の①欄の金額が相対取引などに

4+ (D) * (D) 47 **	措法 条の
特例適用条文	措法条の

よる赤子のみの場合は、申告書第三表の修備に0 を記載します。 ※1 「特定管理株式等のみなし課途提供の金額」とは、租税特別措置法第37条の11の2第1項の規定により、同法第37条の 12の2第2項上規定する上場株式等の額渡をしたことに31生じた損失の金額とみなされるものをいいます。

- ※2 ⑩欄の金額は、「特定(新規)中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」で計算した金額に基づき、「一
- ※3 ②欄の全額は、①欄の全額が0又は赤字の場合には記載しません。また、②欄の全額は、①側の全額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、記欄の全額を日度として控除します。
  ※4 ③欄の全額は、①欄の全額を日度として控除し、上場株式等)の①欄の全額が0又は赤字の場合には記載しません。なお、記欄の全額が0又は赤字の場合には記載しません。また、②欄の全額・「製工機
- 額を申告書に転記するに当たって申告書第三表の③欄の金額が同⑨欄の金額から控

除しきれない場合には、税務署にお尋ねください。

(令和元年分以降用)

59

改 正 後

改 正 前

2 面(計算明細書)

# 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徵収税額
源泉口座 簡易口座	証券会社 本 店 支 店 出張所		円	円	Ħ
源泉口座 簡易口座	証券会社 本 店 我 行 支 店 ( ) (				
源泉口座簡易口座	証券会社 本 店 我 行 大 出張所				
源泉口座 簡易口座	証券会社 本 店				
源泉口座簡易口座	証券会社 本 店 表 存 出張所				
合	計(上場株式等(特定口座))	1面①^	1面4~		申告書第二表 「所 得の内訳」 欄へ

# 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取 得 費 (取得価額)	譲渡のた めの委託 手 数 料	取年月	得日
一般株式等 上場株式等			株(口、円)		円	円	円		
一般株式等 ・ 上場株式等									•
一般株式等 ・ 上場株式等									•
一般株式等 上場株式等									•
一般株式等 ・ 上場株式等									
合	<u>a</u> +	-	般 株	式 等	1面①へ	1面4个	1面5へ		
	āſ	上場	株式等(	一般口座)	1面①へ	1面4へ	1面5へ		,

2 面(計算明細書)

# 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取 引 先 (金融商品取引業者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差 引 金 額 (譲渡所得等の金額)	源泉徵収税額
源泉口座簡易口座	銀行出張	)	H	Ħ	Ħ
源泉口座簡易口座		店 店 所 〉			
源泉口座簡易口座	銀行安山	)			
源泉口座簡易口座	銀行出張	店店			
源泉口座 簡易口座		店 店 所 )			
合	計(上場株式等(特定口座))	1面①へ	1面4~		申告書第二表「所 得の内訳」欄へ

# 【参考】 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲渡先 (金融商品 取引業者等)の 所在地・名称等	譲渡による 収入金額	取 得 費 (取得価額)	譲渡のた めの委託 手 数 料	得月日	
一般株式等 ・ 上場株式等			株(口、円)		円	円	円		)
一般株式等 上場株式等								:	)
一般株式等 ・ 上場株式等									)
一般株式等 ・ 上場株式等									)
一般株式等 ・ 上場株式等								:	)
		_	般 株	式 等	1面①へ	1面4へ	1面5へ		/
合	計	上場	株式等(	一般口座)	1面①へ	1面4へ	1面5へ	/	

様式	
----	--

1 面

年分】

60

# 改正後

改正 前

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【令和\_\_\_年分】

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式 (いわゆる税制適格ストック・オブションにより取得した株式) 又は租税特別措置法第37条の13の2及び平成2年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の 対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

住 所 (前住所)	(	)	フリガナ 氏 名	
電話番号 (連絡先)	職業		関与税理士名 (電話) (	)

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

# 1 所得全額の計算

1 面

			一般株式等	内、特定権利 行使株式分	内、特定投資 株式分	内、公開等 特定株式分	上場株式等	内、特定権利 行使株式分	内、公開等 特定株式分
収	譲渡による収入金額	1							
入金	その他の収入	(2)							
額	小計 (①+②)	3	申告書第三表分へ				中告書第三表®へ		
必要経	取 得 費 (取得価額)	4							
必要経費又は譲渡に要した費用等	譲渡のための 委託手数料	(5)							
に要し		6							
た費用等	小 計 (④から⑥までの計)	7							
特度	管理株式等のみなし 度損失の金額(※1) E付けないで書いてください。)	8							
	投資株式の価値喪失の金額 の33個の金額を書いて(ださい。)	9							
差引	金額(3-7-8-9)	10	<b>®</b>		0	0	۵		<b>®</b>
要し	自投資株式の取得に た金額の控除(※2) がますの場合はのと書いて(ださい。)	11)							
	所得金額(⑩一⑪) D場合はムを付けて書いてください。)	(12)	8			В	С		D
	等特定株式の計算(※3) 05で計算した金額を書いて(ださい。)	(13)							
	分で差し引く特定投資株式 る譲渡損失の金額 (※4)	(14)							
本年:	分の損益の計算後の所得金額 (億)一(種) (※5)	(15)	基字の場合は申告書第三数 <i>分</i> 9 へ				黒字の場合は申告書第三表のへ		
	分で差し引く特定投資株式 る繰越損失の金額(※4)	(16)	申告書第三表 92 へ				申告書第三表 宛 へ		
	分で差し引く上場株式等 る繰越損失の金額(※4)	11)					申告書第三表 92 へ		
操越	控除後の所得金額(※6) (⑮ー⑯ー⑪)	(18)	申告書第三表78へ				中告書第三表 (18) へ		

(租稅特別指置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の心から過までの各個については、同項に規定する上場株式等の譲渡に係る金額を括弧書(内書)により記載してください。

特例適用条文

(令和2年分以降用)

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)

【令和

整理番号

この明細書は、租税特別措置法第29条の2に規定する特定権利行使株式(いわゆる税制適格ストック・オブションにより取得した株式) 又は租税特別措置法第37条の3の2及び平成20年改正前租税特別措置法第37条の13の3に規定する特定投資株式(いわゆるエンジェル税制の 対象となる株式)を譲渡した方が使用するものです。

住 所 (前住所)	(	)		フリ 氏	ガナ 名	
電話番号		職業	関	与税	理士名	,

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

# 1 所得金額の計算

(単位:円)

			10012-00000-000	内、特定権利	内 特定护资	内、公開等	100.000.000.000.000.00	内、特定権利	内、公開等
			一般株式等	行使株式分	株式分	特定株式分	上場株式等	行使株式分	特定株式分
収	譲渡による収入金額	1							
入金	その他の収入	2							
額	小計 (①+②)	3	申告書第三表示へ				申告書第三表のへ		
必要経	取 得 費 (取得価額)	4							
必要経費又は譲渡に要した費用	譲渡のための 委託手数料	(5)							
液に悪し		6							
た費用等	小 計 (④から⑥までの計)	7							
譲渡	管理株式等のみなし E損失の金額 (※1) 付けないで書いてください。)	8							
	投資株式の価値喪失の金額 033種の金額を書いてください。)	9							
差引	金額(3-7-8-9)	10	80		8	0	8		*
要し	2 投資株式の取得に た金額の控除(※2) は中の場合はのと書いて(ださい。)	11)							
	F得金額(⑩一⑪) 場合はAを付けて書いてください。)	(12)	8			8	С		0
	等特定株式の計算(※3) の5で計算した金額を書いてください。)	13							
	分で差し引く特定投資株式 る譲渡損失の金額 (※4)	14)							
	分の損益の計算後の所得金額 ((③一(強) (※5)	(15)	最平の場合は中日世界三世(6g) へ				果字の場合は申告書第三表(6) へ		
	プで差し引く特定投資株式 る緑越損失の金額(※4)	16	申告書第三表 83 へ				申告書第三表 ③)へ		
	分で差し引く上場株式等 る緑越損失の金額(※4)	11)					申告書第三表 ⑧ へ		
綠越	控除後の所得金額(※ 6) (⑤一郎一切)	(18)	申告書第三表73へ				申告書第三表 (73) へ		

⑸ 租税特别指直法	第37条の12の2	邪と頃に規定する。	<b>工場株式等の議</b>	液以外の上場体式等0.	2課度(相対取引な)	こ)かめの項
合の「上場株式等」	の①から原まで	の各欄については、	、同項に規定す	る上場株式等の譲渡に	:係る金額を括弧書	(内書) によ
り記載してください						

44 minter mar at	措法_	条の	
特例適用条文	措法	条の	

(令和元年分以降用)

限度として記載します。

<sup>85</sup> 集中の集合のはか、「中継政策」の影響の整理が美す、特別政策制による寿平の金額がない場合は、中音書第三表の色像へりを記記し、「上議権式等」の影像の金額が増加 別引なによる赤中の知の着性は、中春事業工業のが優先へも転記します。 66 機関の金額は、3機の金額が以び出来すの場合には記載しません。また、影像の金額を中告書へ転記するに当たって中告書業三表の記職の金額が同じ機の金額から担保しまれない場合には、民間を指すによるないだされる。

整理欄

限度として記載します。

<sup>※3 「</sup>一般株式等」の珍欄の全額が0又は赤字の場合にはAの全額を、「上場株式等」の珍欄の全額は它の全額が0又は赤字の場合にはCの全額を、2個の5の計算を行わずに記載します。

インドにはないます。 ※4 征機、従職及び行機の金額は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(特定投資株式に係る除産機失の損益の計算及び機械控除用)」で計算した金額に基づき記載します。

整理欄

改正後

改正前

2 面

### 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の区分	取 引(金融商品取引業	先 (者等)	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉微収税額
源泉口座 簡易口座	証券会社 ( )	支店 ()	Ħ	Я	円	F
源泉口座 簡易口座	証券会社	支 店				
合	計(上場株式等(特定口)	奎))	1 1 7 ~	1面④~		申告書第二表「所 得の内訳」模へ

# 3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×②)
株	н	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ

② ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、その時における1株当たりの取得費を転配してください。

#### 4 公開等特定株式に該当する株式物の計算

-	五册守行足怀式[2] 3 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7 3 7	(議後のロ: 下相	4	н	
1	譲渡の時の直前の特定残株数				株
2	平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数				株
3	公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)				株

- 注1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明報書」の「⑦特定残株数」欄の株式数を記載してください。 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課 税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
- ないでは、小畑川とようにあれると思くます。 3 公園博寺学校式に該当する様式のいて、譲渡した株式数が3の株式数を上回る場合には、3の株式数が公園等特定株式に該当する株式数の上限となりますの で、「1面」の「一般株式等」又は「上場株式等」の「内、公園等特定株式分」には、3の株式数に相当する金額のみ配載してください。

#### 公開等特定株式に係る所得金額の計算

Ξ	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「А≧®」の場合	(A-(B÷2))	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
般株式等		(A)÷2)	円 「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の①へ
等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「A <b」の場合< td=""><td></td><td>P</td></b」の場合<>		P
上場	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「⑥≧①」の場合	(©-(D÷2))	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ 円
上場株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「②<①」の場合	(©÷2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ 円

# 6 特定口座以外で譲渡した株式等の明細

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した 株 式 等 の 銘 柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の所 在地・名称等(計)	譲渡による 収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための 委託手数料	取年月	得日(※2)
一般株式等 ・ 上場株式等			株(口、円)		Ħ	PI	P		. )
一般株式等 ・ 上場株式等	* **							( .	. )
			一般株式	t #	1面①へ	1面4~	1 面 5 へ		/
合	āt	J	上場株式等(一	般口座)	1面①へ	1面4~	1面⑤へ	/	

- (注) 同一銘柄の特定権利行使株式のうちに、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。

- ※2 いわゆる税制適格ストック・オブションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になり
- 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

2 面

# 2 申告する特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等の金額の合計

口座の 区 分	取 引 (金融商品取引業者	先 等)		譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び 譲渡に要した 費用の額等	差引金額 (譲渡所得等の金額)	源泉微収税額
源泉口座 簡易口座	証券会社 ( )	支 (	店 )	н	Я	円	Ħ
源泉口座 簡易口座	証券会社()	支 (	店 )				
合	計(上場株式等(特定口座)	)		1面①~	1面④~		申告書第二表「所得の内訳」標へ

# 3 特定投資株式の価値喪失の金額の計算

① 特定残株数	② 1株当たりの取得費	③ 特定投資株式の価値喪失の金額(①×2)	
株	1	9 「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の⑨へ	9

(注 ①及び②は、「株式の異動明細書」の「異動事由」欄の清算結了等の直前の特定残株数と、その時における1株当たりの取得費を転記してください。

4	公開等特定株式に該当する株式数の計算	【譲渡の日: 令	和	年	月	日】
1	譲渡の時の直前の特定残株数					株
2	平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数					株
3	公開等特定株式に該当する株式数 (①又は②のいずれか少ない株式数)					株

- (注) 1 「譲渡の時の直前の特定残株数」は、譲渡の時の直前における「株式の異動明細書」の「②特定残株数」欄の株式数を記載してください。
- 2 「平成12年4月1日から譲渡の日の3年前の日の前日(取得期間)までに払込みにより取得した株式数」は、既に「特定投資株式に係る譲渡所得等の課税の特例」の適用を受けた株式数を除きます。
- 板の何時別の適用を受けて体れ致を得さます。 3 公開等特定株式に該当ちる株式など前さます。 で、「直面の「一般株式等」又は「上埔株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数が公開等特定株式に該当する株式数の上限となりますの で、「直面の「一般株式等」又は「上埔株式等」の「内、公開等特定株式分」には、③の株式数に相当する金額のみ記載してください。

#### 5 公開等特定株式に係る所得金額の計算

		(A)−(B)÷2))	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ
	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「A≥B」の場合		Ħ
般株式等	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「④<⑮」の場合	(A)÷2)	「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③へ 円
上場	「1 所得金額の計算」①欄(所得金額)が「⑥≧①」の場合	(©-(D÷2))	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の①へ 円
場株式等	「1 所得金額の計算」①欄 (所得金額) が「©<®」の場合	(©÷2)	「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の③へ 円

# サウロホルサイをキュナサナケの四個

区分	譲渡年月日 (償還日)	譲渡した 株式等 の銘柄	数量	譲渡先(金融商品 取引業者等)の所 在地・名称等(計)	譲渡による 収入金額	取得費(取得価額)	譲渡のための 委託手数料	取年	月日	得 (※2)
一般株式等 ・ 上場株式等			株(口、円)		Ħ	円	P	(		• 1
一般株式等 ・ 上場株式等								(	•	•
_	*1		一般株式	t #	1面①へ	1面④へ	1面⑤へ			/
合	計	1	場株式等(一	般口座)	1面①へ	1面4~	1面⑤へ	1		

- ② 同一銘柄の特定権利行使株式のうちに、①取締役等の特定株式と取締役等の特定株式以外の特定株式がある場合、②取締役等の特定株式以外の特定株式 で特定新株予約権の行使をした日が異なるものがある場合には、それぞれその銘柄が異なるものとして、これらの株式の別に記載してください。
- ※1 特定権利行使株式について租税特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいました経済表で記載していて租税特別措置法第29条の2の規定によるみなし譲渡課税が行われるときは、次に掲げる区分に応じ次に定める事由のうちいました経済表で記載してくれまし
- ・ 同条第4項の規定によるみなし譲渡・・ 振替口座簿への記載等の解約、振替口座簿への記載等の終す、保管委託の解約、保管委託の終す、管理等信 ボロ解約、管理等信託の終了、贈与、相様、遺贈、低額譲渡
   同条第5項の規定によるみなし譲渡・ 国外転出
- ※2 いわゆる税制適格ストック・オブションにより取得した株式など新株予約権の行使により取得した株式については、その新株予約権の行使の日になり
- 特例の内容又は記載方法については、税務署にお尋ねください。

改正前

# 特定(新規)中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

(	住 所			フリガナ	
	(前住所)	(	)	氏 名	
	電話番号	職業		関与税理士名	
(	(連絡先)	40 米		(電 話)	( )

#### 1 適用する特例の選択

- □ 租税特別措置法第37条の13第1項第\_\_\_号\_\_(特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- □ 租税特別措置法第41条の19 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) (震災特例法 第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される場合を含み ます。以下同じです。)

# 2 その年中の株式の異動の状況

_	~	0744	の作れてい	ノチモ当川リノ	1/
【銘	柄	:		1	

	その年中の	)払込みによる取得の	)状況	4	その年	中の譲	度又は贈与による異	動の状況
年	月 日	株	数	年	月	日	株	数
			株			•		*
•	•			•		•		
合	計	3①欄へ	株	合		計	3②欄へ	*

※ 特定 (新規) 中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記 載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

#### 3 控除対象特定 (新規) 株式の取得に要した金額の計算

1	その年中に払込みにより取得をした特定(新規)株式の数	株
2	その年中に譲渡又は贈与した①の特定(新規)株式と同一銘柄株式の数	株
3	控除対象特定 (新規) 株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) 株
4	①の株式の取得に要した金額	円
5	控除対象特定 (新規) 株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	円

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取 得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金 控除額の計算明細書」の①欄に転記します(控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定 新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。)。

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13 (特定投資株式の取得に要した金額の控除等) 又は第41条の19 (特定新規中小会 社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) の規定の適用を受ける場合に記載します。 〇 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に図してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、そ
- の下線部に該当する号数(令和2年4月1日以後に第2号に該当する場合は、イ又は口のいずれに該当するかの別を含みま す.) を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは 「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」(国投庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。) をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(令和2年分以降用)

R2 11

# 特定(新規)中小会社が発行した株式の 取得に要した金額の控除の明細書

整理番号

(	住 所		フリガナ
	(前住所)	(	氏 名
	電話番号	職業	関与税理士名
(	(連絡先)	94 ×	(雷 話) ( )

#### 1 適用する特例の選択

- □ 租税特別措置法第37条の13第1項第 号(特定投資株式の取得に要した金額の控除等)
- □ 租税特別措置法第41条の19 (特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) (震災特例法 第13条の3(復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例)の規定により適用される場合を含み ます。以下同じです。)

#### 2 その年中の株式の異動の状況

路柄:								
	その年中の	払込みによる取得の∜	<b>代況</b>	4	その年	中の譲渡	度又は贈与による昇	具動の状況
年	月 日	株	数	年	月	日	株	数
			株					
合	計	3①棚へ	株	合		計	3②欄へ	

※ 特定 (新規) 中小会社から発行された「株式異動状況明細書」に、その年の1月1日から12月31日までの異動の状況が記 載されている場合には、この欄は記載する必要はありません。

#### 3 控除対象特定 (新規) 株式の取得に要した金額の計算

0 注意が多いなど、物がの、物をのないに多って重点の計算	
① その年中に払込みにより取得をした特定(新規)株式の数	株
② その年中に譲渡又は贈与した①の特定(新規)株式と同一銘柄株式の数	株
③ 控除対象特定 (新規) 株式の数 (①-②)	(マイナスの場合は0と書いてください) 株
④ ①の株式の取得に要した金額	н
⑤ 控除対象特定 (新規) 株式の取得に要した金額 ((④/①)×③) (※適用対象額)	н

※ 租税特別措置法第37条の13の規定を適用する場合には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の「特定投資株式の取 得に要した金額の控除」欄に、同明細書の「差引金額」欄の金額を限度として、「一般株式等」、「上場株式等」の順に控除します。 なお、租税特別措置法第41条の19の規定を適用する場合には、「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金 控除額の計算明細書」の①欄に転記します(控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、同計算明細書の「2 控除対象特定 新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄も記入します。〉。

#### 記載上の注意事項

- この明細書は、租税特別措置法第37条の13 (特定投資株式の取得に要した金額の控除等) 又は第41条の19 (特定新規中小会 社が発行した株式を取得した場合の課税の特例) の規定の適用を受ける場合に記載します。 〇 「1 適用する特例の選択」は、いずれかの特例の口に区してください。租税特別措置法第37条の13を適用する場合は、そ
- の下線部に該当する号数を記載してください。
- これらの特例の適用を受けた株式を今後譲渡した場合の取得費の金額は、一定の調整計算を行う必要があります。詳しくは 「株式等の譲渡所得等の申告のしかた(記載例)」(国現庁ホームページ【www.nta.go.jo】からダウンロードできます。なお、 税務署にも用意してあります。)をご覧ください。
- 特例の内容又は記載方法についての詳しいことは、税務署にお尋ねください。

(平成 28 年分以降用)

租税

特別

措

条 の

# 改正後

# 改正前

# 【令和 \_\_\_\_年分】

名簿番号

【租税

特別

措

の

(1

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(又は)	フリガナ	電話	( )	
(又 は 事業所 事務所 居所など)	氏 名	番号		

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた (記載例)」(国観庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。 税務署にも用意してあります。) を参照してください。 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

#### 1 譲渡した資産に関する明細

							/	台	計	建	物	J	土地	<b>也・</b> ⁴	借地権		) Ē
資	産	Ø	所	在	地	番			/								
資産	のオ	利用:	伏況	面		積		1				mi				mi	
居		住		期		間	/				年	月 -	~ 年	Ē	月		0
譲渡先	住	所	又(	ま 所	在	地											日新疆
筅	氏	名	又	は	名	称		] /	/								1
譲	渡	契	約	締	結	H				年	月	H		年	月	H	Ι,
譲	渡	L	た	年	月	H		1 /		年	月	H		年	月	H	] 5
資;	産る	を取	得	した	: 時	期		V		年	月	H		年	月	H	1
譲		渡		価		額	1		円			円				円	] ;
取	取		得	価		額	2		円			円				円	
得	償	却	費	相	当	額	3		円			円					1 (
費	差	न्।	(	2 -	- 3	)	4		円			円				円	1
			要し	た	費	用	(5)		円			円				円	
居住	用見		か譲 - ④ -	度損失	もの金	主額	6		円			円				円	

### 2 買い換えた資産に関する明細

→ この金額を「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除のだ 対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

整理欄

	合 計	建	物	土地・借地権
資産の所在地番				
資産の利用状況・利用目的 面 積			mi	mi
買換資産の取得(予定)日		年	月 日	年 月 日
居住の用に供した(供する見込)日			年	月 日
買換資産の取得(予定)価額	円		円	円
買入れた 住所又は所在地 氏名又は名称				
先氏名又は名称				
住宅の取得等に要した住宅借入金 等の金額及びその借入先		(借入先		) 円
関 与 税 理	士 名	EM	<b>数 里</b> 資産記	果税部門 個 人 課 税 部 門

(電話

(令和2年分以降用)

# 【令和 \_\_\_\_年分】

名簿番号

居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住所(スは)	フリガナ	電話	(	)	
又は事務所 国所など	氏 名	番号			

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた (記載例)」(国税庁ホームベージ【www.nta.go.jp】から 法 ダウンロードできます。 税務署にも用意してあります。)を参照してください。 ダウンロードできます。 税務署にも用意してあります。)を参照してください。 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力する 41

ことにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

# 1 譲渡した資産に関する明細

								合	計	建	物	J .		土地・	惜地權	
至	0	所	在	j	也	番										
の利	用	犬況	面			積						m				mi
	住		期			間					年	月 -	_	年	月	
ÈЙ	近 :	又(	よ 戸	ŕ :	在	地										
E :	名	又	は	ź	'n	称		/								
度	契	約	締	i	結	H				年	月	日		年	月	日
度	L	た	年		月	H				年	月	H		年	月	日
を	取	得	し	t	時	期				年	月	H		年	月	日
	渡		価			額	1		円			円				円
取		得	ſi	Ħ		額	2		円			円				円
償	却	費	相	Š	4	額	3		円			円				
差	引	(	2	-	3	)	4		円			円				円
E 1	c }	要	した	: :	費	用	(5)		円			円				円
				失	の金	額	6		円			円				円
	ここを 変を 取 質差に則	住所名契し取渡却引に産に財産に対する	住所名契し取渡却引に産の財産の産の関連を対して、アカカた得費に関する。	住 期 : 所 又 は 形 又 は 形 又 は 接 要 也 た 年 変 し た 年 変 機 個 価 収 得 費 相 置差 引 (② E に 要 し た	住期所名契ははなる。 変変を変した年した。 取では、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、なり、はない。 なり、なり、なり、なり、なり、ない。 なり、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは	住 期	住 期 間 間 に が な は 所 な は 所 な は 所 在 地 を 変 約 締 結 日 日 を 取 得 し た 時 期 額 額 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数 数	住 期 間	住 期 間 : 所 又 は 所 在 地 : 所 又 は 所 在 地 :	住 期 間       : 所 又 は 所 在 地       : 所 又 は 所 在 地       : 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       を 取 得 し た 時 期       渡 価 額 ②       取 役 価 額 ②       関 却 費 相 当 額 ③       差 引 (② - ③) ④       目 に 要 し た 費 用       目財産の譲渡損失の金額 (⑥)       (① - ④ - ⑤)	住 期 問       : 所 又 は 所 在 地       : 所 又 は 所 在 地       : 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 更 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       を 取 得 し た 時 期       渡 価 額 ②       四 時 価 額 ②       度 却 費 相 当 額 ③       差 引 (② - ③ ) ④       日 に 要 し た 費 用 目       日 財産の譲渡損失の金額 ⑥       (⑥ 円	住 期 問       : 所 又 は 所 在 地       : 所 又 は 所 在 地       : 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       を 取 得 し た 時 期       渡 価 額 ①       取 得 価 額 ②       度 却 費 相 当 額 ③       差 引 (② - ③) ①       日 に 要 し た 費 用 目       日 財産の譲渡損失の金額 (⑥)       (① - ④ - ⑤)	住 期 間       ※ 所 又 は 所 在 地       ※ 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       を 取 得 し た 時 期       渡 価 額 ②       取 役 価 額 ②       度 却 費 相 当 額 ③       差 引 (② - ③)       ほ に 要 し た 費 用 目財産の譲渡損失の金額 (⑥)       (① (④ - ⑤)	住 期 問       : 所 又 は 所 在 地       : 所 又 は 所 在 地       : 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       を 取 得 し た 時 期       渡 価 額 ①       取 得 価 額 ②       問 却 費 相 当 額 ③       差 引 (② - ③) ①       目 に 要 し た 費 用 目       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円 円       日 円       日 円       日 円       日 円       日 円       日 円       日 円       日 円       日 円       日 円       日 日 <t< td=""><td>住 期 間       ※ 所 又 は 所 在 地       ※ 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       変 取 得 した 時 期       渡 価 額 ②       取 役 価 額 ②       取 費 相 当 額 ③       差 引 (② - ③)       ほに 要 し た 費 用 目       財産の譲渡損失の金額 (⑥)       (① (○ (○ (⑤))</td><td>住 期 間       ※ 所 又 は 所 在 地       ※ 名 又 は 名 称       ※ 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       ※ 面 額 ①       取 得 価 額 ②       四 円       鷹 却 費 相 当 額 ③       ※ 引 (② - ③) ④       申 に 要 し た 費 用 ⑤       日財産の譲渡損失の金額 ②</td></t<>	住 期 間       ※ 所 又 は 所 在 地       ※ 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       変 取 得 した 時 期       渡 価 額 ②       取 役 価 額 ②       取 費 相 当 額 ③       差 引 (② - ③)       ほに 要 し た 費 用 目       財産の譲渡損失の金額 (⑥)       (① (○ (○ (⑤))	住 期 間       ※ 所 又 は 所 在 地       ※ 名 又 は 名 称       ※ 名 又 は 名 称       変 契 約 締 結 日       変 し た 年 月 日       ※ 面 額 ①       取 得 価 額 ②       四 円       鷹 却 費 相 当 額 ③       ※ 引 (② - ③) ④       申 に 要 し た 費 用 ⑤       日財産の譲渡損失の金額 ②

#### 2 買い換えた資産に関する明細

対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。 土地・借地権 合 計 建 \$勿 資 産 の 所 在 地 番 資産の利用状況・利用目的 面 m² 買換資産の取得(予定)日 月 年 月 H 居住の用に供した(供する見込)日 年 買換資産の取得(予定)価額 円 円 買住所又は所在地 先氏名又は名称 住宅の取得等に要した住宅借入金 (借入先 等の金額及びその借入先 関 与 税 理 士 名

(電話

税務署 資産課税部門 個人課税部 純損失 整理欄

(令和元年分以降用)

## 改正後

# 改正前

### 記載要領等

#### 1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41 条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡損失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

#### 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見 込) 日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入 金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係 る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」 (国税庁 ホームページ [https://www.nta.go.jp] からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してありま す。) の作成が必要となります。
  - ※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲 渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

### 記載要領等

#### 1 使用目的

この明細書は、「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(替法第41 条の5)」の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「居住用財産の譲渡担実の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「居住用財産の譲渡損失の金額(⑥)」の合計欄の金額を基に、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」を使って行います。

## 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「居住の用に供した(供する見込)日」欄には、買い換えた建物を居住の用に供した(供する見 込) 日を記載してください。
- (4) 「住宅の取得等に要した住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、住宅借入 金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、いずれか一の金融機関等に係 る住宅借入金等の金額とその金融機関等名を記載してください。
- (注) 上記(1)又は(2)の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。
  - ※ この特例の内容については、「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」の裏面の「居住用財産の買換え等の場合の譲 渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

1*	<del>_</del> -
₹	Tl.

63

この

申告

改正後

改正前

整理番号

申告

# 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(令和 \_\_\_\_年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住 所	フリガナ	) \
(又は 事業所 単稿所 居所など)	氏 名	この計

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本 年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受 ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰 越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。 詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【https://www.ntagojp】からダウンロードできま す。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

#### 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。) \*\*\*

(「居住用財産の	基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合 益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	1)	Ħ
<ul><li>①の金額以外</li><li>通算後の金額を</li></ul>	象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との 書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない 額を書いてください。)	2	
	例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額 (特定損失額) のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	3	
	失の金額 、申告書B第一表②及び申告書第三表②・③の金額の合計額又は申告書 を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	4	
本年分が青色 申 告 の 場 合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は 総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	(5)	
本年分が白色 申告の場合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	6	
	・ 譲渡損失の繰越基準額 ⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	(7)	
(③の金額と⑦の	り越される居住用財産の譲渡損失の金額       ①金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地 mを超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)       ②企業額       「七鬼等の無償」       「日       (③ の金額)       「日	8	

- ※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合 は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
- ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
- ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の①、②の金額の合計額とします。

(令和2年分以降用)

整理番号

# 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(令和 年分)【租税特別措置法第41条の5用】

住所	フリガナ	
住 所 (又 は 事業所 事務所 店所など)	氏 名	

この計算書は、本年中に行った居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、本 年分において、租税特別措置法第41条の5第1項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受 ける方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5第4項(居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰 越控除の特例)の適用を受けるために、本年分の居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。 詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.ntago.jp】 からダウンロードできます。なお、税務署にも 用意してあります。)をご覧ください。

# 居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

	(赤字の金額は、)	△を付けないで書い`	(くたさい。)
(「居住用財産の	基礎となる居住用財産の譲渡損失の金額 譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(居住用財産の買換え等の場合 益通算及び繰越控除用)」の⑥の合計欄の金額を書いてください。)	1)	円
<ul><li>①の金額以外</li><li>通算後の金額を</li></ul>	象となる土地建物等の醸液所得の金額の合計額 に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との 書いてください(黒字の場合は0と書きます。)。また、①の金額以外にない 額を書いてください。)	2	
	例の対象となる居住用財産の譲渡損失の金額 (特定損失額) のいずれか少ない方の金額を書いてください。)	3	
	失の金額 、申告書B第一表®及び申告書第三表⊗・⑩の金額の合計額又は申告書 を書いてください。なお、純損失の金額がないときは0と書きます。)	4	
本年分が青色 申 告 の 場 合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は 総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	(5)	
本年分が白色 申 告 の 場 合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	6	
	譲渡損失の繰越基準額 ⑥を差し引いた金額(引ききれない場合は0)を書いてください。)	0	
(③の金額と⑦の	り越される居住用財産の譲渡損失の金額       ①金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。ただし、譲渡した土地 mfを超えるときは、次の算式で計算した金額を書いてください。)       ②企額	8	

- ※1 「上記③の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)がある場合 は、「上記③の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記③の金額」より、その黒字の金額が多い場合は0とします。)。
- ※2 「事業所得の金額」とは、申告書B第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
- ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1 損失額又は所得金額」の②、②の金額の合計額とします。

(令和元年分以降用)

R1.11

R2.11

63

#### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成10年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する 譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1 月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のもの を除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期 間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年 の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の 金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得 の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損 失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金 額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産の うちに土地等の面積が500mを超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500mを超える部分に相当する金額を 除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等 の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により 繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
  - 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホーム ページ [https://www.nta.go.jp] 参照)。
  - 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を 超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、 主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある 場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後 3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により減失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有 期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年 の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に 該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。
  - 詳しくは国税庁ホームページ [https://www.nta.go.jp] をご覧ください。

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有 する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。) 又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあ るものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50㎡以上であるもの
- (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積 が50㎡以上であるもの

#### 3 特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特例**の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用) | や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の 対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

#裁控除の特別の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期間内由告書を提出した場合で あって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に 買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添 付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ[https://www.nta.go.jp] のタックスアンサーをご覧いただくか、 税務署にお尋ねください。

### 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

改正前

個人が、平成10年1月1日から令和元年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族等に対する 譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合において、その特定譲渡の日の属する年の前年1 月1日からその特定譲渡をした年の翌年12月31日までの間に、次の2に掲げる買換資産の取得(贈与によるものなど一定のもの を除きます。)をし、その取得をした日の属する年の12月31日において、その買換資産に係る住宅借入金等(契約において償還期 間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)の金額を有し、かつ、その取得をした年 の翌年12月31日までの間に居住の用に供したとき又は供する見込みであるときは、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の 金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得 の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として一定の方法により計算した金額(以下「居住用財産の譲渡損 失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、その年の前年以前3年内の年において生じた純損失の金額(損益通算をしてもなお控除しきれない部分の損失の金 額をいいます。)のうち、その居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの(その居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産の うちに土地等の面積が500mを超えるものが含まれている場合には、その土地等のうち500mを超える部分に相当する金額を 除きます。)として一定の方法により計算した金額を有する場合は、その年分(その年末において買換資産に係る住宅借入金等 の金額を有し、かつ、合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により 繰越控除をすることができます。

- (注) 1 居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
  - 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務と同じです(国税庁ホーム ページ [www.nta.go.ip] 参照)。
  - 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については一定の調整をする必要があります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を 超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を二以上有する場合には、 主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のうちに居住の用以外の用に供している部分がある 場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後 3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により減失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有 期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年 の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7に規定する要件に 該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】 をご覧ください。

特例の適用対象となる「買換資産」とは、個人が居住の用に供する家屋で次に掲げるもの(居住の用に供する家屋を二以上有 する場合には、主として居住の用に供する一の家屋に限ります。)又はその家屋の敷地の用に供する土地等で、国内にあ るものをいいます。

- (1) 一棟の家屋の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積が50m以上であるもの
- (2) 一棟の家屋のうち独立部分を区分所有する場合には、その独立部分の床面積のうちその個人が居住の用に供する部分の床面積

#### 3 特例の適用を受けるための手続等

**損益通算の特別**の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の 対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

**縁越控除の特例**の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限内申告書を提出した場合で あって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)に 買換資産に係る住宅借入金等の残高証明書(原則として、特例の適用を受けようとする年の12月31日現在のもの)などを添 付する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ [www.nta.go.ip] のタックスアンサーをご覧いただくか、税務署に お尋ねください。

改正前

【令和\_\_\_\_年分】

名簿番号

502

# 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

任 所 (A Li 中事所 中衛所 (所のなど)	電話 ( ) 番号
--------------------------------------	-----------

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】 41 からダウンロードできます。税務署にも用意してあります。)を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力するの ことにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

### 【譲渡した資産に関する明細】

関 与 税 理 士 名

(電話

									合	計	建		物		土地	<u>b</u> •	借地相	N.
資	産	0	)	所	在	地	番			9								
資	産の	利月	排	況	面		積	7		/				m				mi
居		1	i.		期		間	/				年		月 ~		年	月	
譲渡	住	所	3	١,	よ所	在	地											
先	氏	2	1	又	は	名	称	/		/								
譲	渡	1	ű	約	締	結	H	/	)			年	月	В		年	月	Н
					前日及びそ			1			(借入先							
5.1. U									1									円
	渡	ı		た	年	月	日	/				年	月	Н		年	月	H
譲					年した			7				年年	月月	H H		年年	月月	
譲資			取					2								-		Н
譲資譲		を	取	得	しか	こ 時	期	2 3						Н		-		В
譲資譲取	産	を	取	得	価価価	こ 時	期額	-			ц			日円		-		B B
譲	産取	を決	取	得	価価相	: i	期額額額額	3			ч			日 円 円		-		B B
譲資譲取得	産取償差	を決	取費	得 費 ③	価価相	i 当 4	期額額額額	3			ч ч			日 円 円		-		B B P

税務署 純損失 整理欄

(令和2年分以降用)

R2.11

【令和\_\_\_年分】

名簿番号

# 特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》 (特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)

住 所	フリガナ	(	)
住 所 (又 は 事業所 原所なと)	氏 名	電話番号	

この明細書の記載に当たっては、「譲渡所得の申告のしかた (記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】か 41 らダウンロードできます。 税務署にも用意してあります。) を参照してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に従って収入金額などの必要項目を入力の することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。 5の2用

# 【譲渡した資産に関する明細】

関 与 税 理 士 名

(電話

			合	7 31	建	书	ŋ	土地・	借地権	
資産の所	在 地	番	1							
資産の利用状況	面	積					mi			m
居 住	期	間	7			年	月 ~	- 年	月	
譲住所又は	よ 所 在	地								
先 氏 名 又	は 名	称								
譲渡契約	締 結	H	7		年	月	H	年	月	В
譲渡契約締結日の 住宅借入金等の金額			① /		(借入先					)
压-6曲八亚寺(7)亚帆	及いての旧。	人允			(					円
	年 月	日			年	月	В	年	月	月 日
	年 月	30000			年年		日日	年年	月月	
譲渡した	年 月	日期	2	Н	10511		1000		200	В
譲渡した 資産を取得 譲渡	年月した時	日 期 額		PJ	10511		Н		200	B
譲渡した 資産を取得 譲渡	年 月した時価	日期額額	2		10511		日 円		200	B B
議 渡 した 資産を取得 譲 渡 取 取 得	年 月 した時 価 価 相 当	日期額額額額	2 3	円	10511		日 円 円		200	B B
議 渡 し た 資 産 を 取 得 議 取 得 償 却 費	年 月 した 時 価 相 当	日期額額額額(1)	2 3 4	円 円	10511		日 円 円		200	日円円

控除の対象となる金額の計算書」の①欄に転記してください。

\$14 Str 199.	資産課税部門	個	人	課	税	åß	17
<b>税務者</b> 整理欄		純(有	損	失()			

(令和元年分以降用)

## 改正後

# 改 正 前

#### 記載要領等

#### 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(指法第41条の5の2)」 の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損 失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住 用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の 合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

#### 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積や金額を記載してください。
- (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、 住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額に ついては、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記 (1) 又は (2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。) の作成が必要となります。
  - ※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

# 記載要領等

#### 1 使用目的

この明細書は、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例(措法第41条の5の2)」 の適用を受ける居住用財産の譲渡について、この特例の計算の基礎となる「特定居住用財産の譲渡損 失の金額」を求めるために使用するものです。

本年分において他の所得と損益通算できる譲渡損失の金額及び翌年以後に繰り越される特定居住 用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、この明細書の「特定居住用財産の譲渡損失の金額(⑦)」の 合計欄の金額を基に、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算 書【租税特別措置法第41条の5の2用】」を使って行います。

### 2 記載に当たっての留意事項

- (1) 居住用財産の譲渡が二以上ある場合には、いずれか一の譲渡を選定して記載してください。
- (2) 譲渡した資産が居住の用とそれ以外の用とに供されていた場合には、居住用部分に対応する面積 や金額を記載してください。
- (3) 「譲渡契約締結日の前日における住宅借入金等の金額及びその借入先」欄の記載に当たっては、 住宅借入金等の金額が二以上の金融機関等からの借入れからなる場合には、住宅借入金等の金額に ついては、その合計額を記載し、借入先欄にはそれぞれの借入先を記載してください。
- (注) 上記(1) 又は(2) の場合、別途「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)」(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。)の作成が必要となります。
  - ※ この特例の内容については、「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】」の裏面の「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ」をご覧ください。

告

改正後

改正前

整理番号		
正性田勺		

告

# 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(令和 年分) 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所	フリガナ	70
(又 は 事業所 事務所 居所など)	氏 名	この計

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のものによる損失の金額があり、その損失の金額について、 本年分において、租税特別措置法第41条の5の2第1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受ける 方及び翌年分以後の各年分において租税特別措置法第41条の5の2第4項(特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除の特 例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。 詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go,jp】からダウンロードで きます。なお、税務署にも用意してあります。)をご覧ください。

# 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

(赤字の金額は、△を付けないで書いてください。) は

(「特定居住用助	基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損 び雑越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	1	Ħ
(①の金額以外 通算後の金額を	像となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との 全書いてください(黒字の場合は 0と書きます。)。また、①の金額以外にない 銀を書いてください。)	2	
渡価額を控除 (「特定居住用財 失の損益通算)	自日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲 とした残額 産の譲渡損失の金額の明細書〈確定申告書付表〉〈特定居住用財産の譲渡損 及び番越登除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除 この場合は 0 と書いてください。)	3	
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額)	4	
	失の金額 申告書 B 第一表極及び申告書第三表帝・孙の金額の合計額又は申告書第四 すいてください。なお、純損失の金額がないときは 0 と書きます。)	(5)	
本年分が青色 申 告 の 場 合	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総合譲渡所得の金額(※3)のうち赤字であるものの合計額(それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。)	6	
本年分が白色 申 告 の 場 合	変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もないときは0と書きます。)	7	
特定居住用財	産の譲渡損失の繰越基準額	(8)	
(⑤から⑥又は(	⑦を差し引いた金額 (引ききれない場合は0)を書いてください。)		
翌年以後に繰	り越される特定居住用財産の譲渡損失の金額	(9)	
(④の金額と80	の金額のいずれか少ない方の金額を書いてください。)		

- ※1 「上記④の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)が ある場合は、「上記④の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記④の金額」より、その黒字の金額が多い場 合は0とします。)。
- ※2 「事業所得の金額」とは、申告書 B 第一表の「所得金額等」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
- ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の①、⑦の金額の合計額とします。

(令和2年分以降用)

R2.11

# 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる 金額の計算書(令和 年分) 【租税特別措置法第41条の5の2用】

住 所	フリガナ	
又 は 事業所 店所など	氏 名	

この計算書は、本年中に行った特定居住用財産の譲渡で一定のおりしょな印式とり参加ののハンハンハンルンル 本年分において、租税特別措置法第41条の5の2部1項(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算の特例)の適用を受けるようにおいて、租税特別措置法第41条の5の2数4項(特定日は日財産の譲渡損失の機遇投際の特別・ 例)の適用を受けるために、本年分の特定居住用財産の譲渡損失の金額を翌年分以後に繰り越す方が使用します。 詳しくは、「譲渡所得の申告のしかた(記載例)」(国税庁ホームページ【www.nta.go,jp】からダウンロードできます。 なお、税務署にも用意してあります。) をご覧ください。

# 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算

	(赤字の金額は、	△を付けない	いで書いてください。
(「特定居住用即	基礎となる特定居住用財産の譲渡損失の金額 対産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損 なび繰越控除用)」の⑦の合計欄の金額を書いてください。)	1	P
(①の金額以外 通算後の金額を	「象となる土地建物等の譲渡所得の金額の合計額 に土地建物等の譲渡所得の金額がある場合は、その金額と①の金額との き書いてください(黒字の場合は 0 と書きます。)。また、①の金額以外にない 金額を書いてください。)	2	
渡価額を控防 (「特定居住用 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	告日の前日における住宅借入金等の金額から特定居住用財産の譲 ました残額 産の譲渡損失の金額の明細書(確定申告書付表)(特定居住用財産の譲渡損 及び減越接除用)」の①から②を控除した金額を書いてください。なお、控除 の場合はひと書いてください。)	3	
	例の対象となる特定居住用財産の譲渡損失の金額(特定損失額)	4	
	失の金額 申告書 B 第一表 ②及び申告書第三表 ⊗・⊗の金額の合計額又は申告書第四	(5)	
本年分が青色	不動産所得の金額、事業所得の金額(※2)、山林所得の金額又は総	(6)	
申告の場合	自蔵版が付けり重観(※3)のプラ小士(めるものの)自計観		
本年分が白色	(それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてくだ		
	日 臨成が1時の重新(※3)のプラか子 くめるもののの月日前 明 (それぞれの所得の金額の赤字のみを合計して、その合計額を書いてください。) 変動所得の損失額及び被災事業用資産の損失額の合計額 (それぞれの損失額の合計額を書いてください。なお、いずれの損失もな		

- ※1 「上記①の金額」は、総合譲渡所得の黒字の金額(特別控除前)又は一時所得の黒字の金額(特別控除後、2分の1前)が ある場合は、「上記①の金額」からその黒字の金額を差し引いた金額とします(「上記①の金額」より、その黒字の金額が多い場 合は0とします。)。
- ※2 「事業所得の金額」とは、申告書 B 第一表の「所得金額」欄の①及び②の金額の合計額をいいます。
- ※3 「総合譲渡所得の金額」は、申告書第四表(損失申告用)の「1損失額又は所得金額」の②、②の金額の合計額とします。

(令和元年分以降用)

65

## 改正後

# 改正前

### 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和3年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その個人の親族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。)をした場合(その特定譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において慣還期間が10年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たしている場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る建免金等の金額の合計額からその譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」といいます。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と損益通算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
  - 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務 と同じです(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】参照)。
  - 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については 一定の調整をする必要があります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を 二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のう ちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により減失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7 に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。
  - 詳しくは国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】をご覧ください。

# 2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の 金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特 定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第 41条の5の2用】」(裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例**の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限 内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の 特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ [https://www.nta.go,jp] のタックスアンサーをご覧いただくか、税務署にお尋ねください。

### 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受けられる方へ

個人が、平成16年1月1日から令和元年12月31日までの間に、次の1に掲げる譲渡資産の譲渡(その 個人の製族に対する譲渡など一定のものを除きます。以下「特定譲渡」といいます。をした場合(その特定 譲渡に係る契約締結日の前日において住宅借入金等(契約において償還期間が10年以上の割賦償還の 方法により返済することとされているものなどに限ります。)を有しているなど一定の要件を満たして いる場合に限ります。)において、その譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の 金額のうち、その特定譲渡をした日の属する年分の分離長期譲渡所得の金額及び分離短期譲渡所得の金 額の計算上控除してもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額(その特定譲渡に 係る契約を締結した日の前日におけるその譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額からその譲渡 資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とします。以下「特定居住用財産の譲渡損失の金額」とい います。)については、一定の要件の下で、その年の他の所得と相答論算をすることができます。

また、損益通算してもなお控除しきれない場合には、その年の翌年以後3年内の各年分(合計所得金額が3,000万円以下である年分に限ります。)の総所得金額等の計算上、一定の方法により繰越控除をすることができます。

- (注) 1 特定居住用財産の譲渡損失の金額の具体的な計算は、裏面の計算書により計算します。
  - 2 住宅借入金等の範囲は、原則として、住宅借入金等特別控除の対象となる借入金又は債務 と同じです(国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】参照)。
  - 3 「純損失の繰越控除」及び「純損失の繰戻し還付制度」の対象となる純損失の金額については 一定の調整をする必要があります。

#### 1 譲渡資産の範囲

特例の適用対象となる「譲渡資産」とは、個人が有する家屋又は土地等でその年の1月1日において所有期間が5年を超えるもののうち次に掲げるものをいいます。

- (1) その個人がその居住の用に供している家屋で国内にあるもの(居住の用に供している家屋を 二以上有する場合には、主として居住の用に供している一の家屋に限ります。また、その家屋のう ちに居住の用以外の用に供している部分がある場合には、居住の用に供している部分に限ります。)
- (2) (1)の家屋でその個人の居住の用に供されなくなったもの(その個人の居住の用に供されなくなった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたものに限ります。)
- (3) (1)又は(2)の家屋及びその家屋の敷地の用に供されている土地等
- (4) (1)の家屋が災害により減失した場合において、その家屋を引き続き所有していたならば、その 年の1月1日における所有期間が5年を超えるその家屋の敷地の用に供されていた土地等(その災 害があった日から同日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間に譲渡されたもの に限ります。)
- (注) 「譲渡資産」が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の7 に規定する要件に該当する場合には、譲渡期限の延長等の特例を受けることができます。詳しくは 国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】をご覧ください。

#### 2 特例の適用を受けるための手続等

損益通算の特例の適用を受けるためには、その年分の確定申告書に「特定居住用財産の譲渡損失の 金額の明細書《確定申告書付表》(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)」や「特 定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第 41条の5の2用】((裏面の計算書)など一定の書類を添付する必要があります。

**繰越控除の特例**の適用を受けるためには、損益通算の特例の適用を受けた年分の所得税につき期限 内申告書を提出した場合であって、その後において連続して確定申告書を提出し、かつ、繰越控除の 特例の適用を受ける年の確定申告書(損失申告用)を提出する必要があります。

この特例に関する詳しいことは、国税庁ホームページ [www.nta.go,jp] のタックスアンサーをご覧いただくか、税務署にお尋ねください。

1 面

改 正 後

改正前

1 面

0

0

計算明細書

告書

緒に提出してくださ

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【令和\_\_\_\_\_年分】

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人の方が、租税特別措置法第37条の9に規定する事業用土地等(以下「事業用土地等」といいます。)の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例」(租税特別置法第37条の9第1項)の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内款書(確定申告書付表業計算明細書)[土地・建物用]」(1面から3面)の作成をしてください。

住 所 (納税地)	(		)	フリガナ 氏 名		
届出書の住所				Д п	(旧氏名:	)
電話番号 (連絡先)		職業(屋号)	( )	関与税理士名 (電話)	(	)

#### 1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記 載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等に係る金額をあん分計算の上、事業用土地等に係る金額のお記載してください。

区分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(4)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イー (ロ+ハ))	ホ 利益金額 の 割 合
短期長期	PI	PI	PI		⊕(Ø÷ <b>0</b> )
短期 長期				0	⊕ (© ÷ <b>0</b> )
短期長期				0	⊗(Ø÷ <b>0</b> )
	事業用土地等の利	益金額の合計額 (①+回-	+(1)		1. 00

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)[土地・建物用]に対応しています。

#### 2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額 の計算上生じた損失の益額(以下ご譲渡損失金額)といいます。)がある場合に、△を付けないで記載してください。 なお、①─②の金額が赤字となる場合は、この特例の適用はありません。

# 譲渡損失金額 ②

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

#### 3 本年公でこの特別の適用を受ける対象生行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等(事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。)について、特例の適用を受ける特件の順番に上から記載してください。

	取得年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	届出書提出 先 税 務 署	
а	年分			m		 税務署	
b	年分			m	a	 税務署	
С	年分			m		 税務署	

- ※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等(適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。)がある場合は、その対象を行取得土地等から先に(a欄に)記載してください。
- ※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
- ※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。
- (2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 年分 (申告年月日) ( ・ ・	申告書提出 先 税 務 署 税務署	特例適用後の対象先行 取得土地等の取得価額
-----------------------	----------------------	--------------------------

※ ●の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」の4の⊕欄(特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額の金額を記載してください。

(令和2年分以降用)

平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした 場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書

【令和\_\_\_\_\_年分】

整理番号

この計算明細書は、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行う個人の方が、租税特別措置法第37条の9に規定する事業用土地等(以下「事業用土地等」といいます。)の譲渡による利益金額について、「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲税の特例」(租税特別憲法第37条の9第1項)の適用を受ける場合に使用するものです。この計算明細書を作成する前に、まず、「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表業計算明細書)[土地・建物用]」(1面から3面)の作成をしてください。

住 所 (納税地)	c		)	フリガナ 氏 名	(旧氏名)	)
電話番号(連絡先)		職業(屋号)	( )	関与税理士名 (電話)	(	)

#### 1 事業用土地等の利益金額を計算します。

「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」で計算した金額のうち、事業用土地等に係る金額のみ記載してください。なお、店舗併用住宅とその敷地を譲渡した場合など、事業用土地等とそれ以外の土地等又は建物等を一括で譲渡している場合は、事業用土地等に保る金額のか記載している場合は、事業用土地等に保る金額のか記載してください。

区分	イ 譲渡価額 (① 譲渡価額)	ロ 取得価額 (② 取得費の(イ)の金額)	ハ 譲渡費用 (③ 譲渡費用)	ニ 利益金額 (イー (ロ+ハ))	ホ 利益金額 の 割 合
短期 長期	PI	PI	Ħ	<b>∅</b> Ħ	⊜(⊕÷0)
短期 長期				0	⊕ (@÷ <b>0</b> )
短期 長期				0	⊗(Ø÷ <b>0</b> )
	事業用土地等の利	益金額の合計額 (①+回-	+(1)		1. 00

※ イ欄、ロ欄及びハ欄のかっこ書きは、譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)[土地・建物用]に対応しています。

# 2 事業用土地等の譲渡以外の土地等又は建物等の譲渡損失金額を記載してください。

事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡があり、当該事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額 の計算上生じた損失の金額(知下、譲渡損失金額)といいます。)がある場合に、△を付けないで記載してください。 なお、**①** 一型の金額が未产となる場合は、この特例の適用はありません。

# 譲渡損失金額 ②

※ 事業用土地等以外の2以上の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それぞれの譲渡損益を合計した後の譲渡損失金額となります。

#### 3 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等について記載してください。

(1) 本年分でこの特例の適用を受ける対象先行取得土地等(事業用土地等の譲渡をした日の属する年の12月31日において所有している先行取得土地等をいい、前年以前においてこの特例を適用し、適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。以下同じです。)について、特例の適用を受ける物件の順番によから記載してくだされ。

		取得 年分	物件の所在地	種類	面積	契約年月日	引渡年月日	届出書提出 先 稅 務 署	出日
	а	年分			m			税務署	 - 8
1	ь	年分			m	3 00		税務署	 0
	С	年分			m			税務署	

- ※ 前年以前に既にこの特例の適用を受けている対象先行取得土地等(適用(減額)後の取得価額が0となったものは除きます。)がある場合は、その対象先行取得土地等から生に(4期に)記載してびさい。
- ※ 平成21年取得分と平成22年取得分の対象先行取得土地等がある場合は、平成21年取得分から先に記載してください。
- ※ 「種類」欄には、宅地・田・畑などと記載してください。
- (2) 上記(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、以下の事項を記載してください。

適用年分 (申告年月日)		申告書提出 先 税 務 署	税務署	特例適用後の対象先行 取得土地等の取得価額	0	円
--------------	--	------------------	-----	--------------------------	---	---

※ ●の金額は、前年以前に提出した「平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に関する計算明細書」の4の回欄(特例適用後の対象先行取得土地等の取得価額)の金額を記載してください。 (令和元年公以降用)

RI.1

〇 この計算明細書は、申告書と一緒に提出してくださ

66

## 改正後

2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した 対象先行取得土地等が前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用 を既に受け、取得価額が減額されているもの)である場合は、a欄(id Φ欄(⑥欄の金額を転記)のみ記載してください。

	取得価額					5	ŧ	1	L.	5	ŧ					+41	~ = =		+ 41 A **	
	の内訳		住	所	(	所	在	E ±	也 )		E	モ 名	( 4	5 称	)	支払	年月1	1	支払金額	
	土地															8	1.0			円
a																	(4)			
a																	•			
		対	象	先	行	取	得	±	地	等	Ø	取	得	価	額			0		
	土地															34		-		
b																9	•			
																	٠			
		対	象	先	行	取	得	±	地	等	Ø	取	得	価	額			6		
	土地															- 1				
c																19	•			
																	٠			
		対	象	先	行	取	得	±	地	等	の	取	得	価	額			0		

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません。)。

### 

	(又は60%)	<ul><li>(赤字の場合は0)</li></ul>	© A と B の う ち 少ない金額	© のうち 適用済み の 金 額	E ○ 一 □ の 金 額	序 対象先行 取得土地等 の取得価額	⑤ 繰延利益金額 ( ⑥ と ⑥ の う ち 少ない金額)	円 特例適用後の 対象先行取得 土 地 等 の 取 ( F ー G )
а	円	円	円		F	日 🛛 の金額 円	<ul><li>(a) 円</li></ul>	円
ь				⑧の金額 円		❸の金額	Ю	
С				③+⑥の金額		●の金額	©	
	H	延利 益	金額の台	計額(@-	+b+e)	0		

- ※ b以下の記載は、「E欄の金額」>「F欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
- ※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、A欄の割合は60%で計算します。
- ※ ①欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の●欄の取得価額又は a ~ c の対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事 業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

区分	③ 収入金額 (1のイの金額)	<ul><li>取得価額+譲渡費用 (1の(ロ+ハ)の金額)</li></ul>	<ul><li>● 繰延利益金額</li><li>(●の金額×1のホの割合)</li></ul>	<ul><li>取譲渡所得の金額</li><li>(3-9-0)</li></ul>
短期	申告書第三表②又は①へ 円	円	円	申告書第三表例又は60へ 円
長期	申告書第三表⑦へ			申告書第三表命へ

- ※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「●繰延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」のホ の○、②、②、○の割合) によって¶の金額をあん分した金額を記載します (同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額を合計した金額による利益金額の割合によりあん分します。)。
- ※ ここで計算した内容を「申告書第三表(分離課税用)」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それらの譲渡に係る金額との合計額を、「申告書第三表(分離課税用)」へ転記する必要があります。
- この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に 関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照して
- また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

# 改正

# 2 面

(3) 1面の3(1)の対象先行取得土地等の購入代金(取得価額)について記載してください。1面の3(1)のa欄に記載した対象先行取得土地等の前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を受けたもの(対象先行取得土地等のうち、前年以前にこの特例の適用を既に受け、取得価額が減離されているもの)である場合は、a欄には登欄(登欄の金額を転記)のみ記載してください。

	取得価額					3	支	ŧ	L	9	ŧ					+41.4		,	+ 41 0 45	
	の内訳		住	所	(	所	在	#	b )		E	E名	( 4	3 称	)	支払:	年月1	1	支払金額	
	土 地																			- 3
a -																•	- 6			
																•	٠			
		対	象	先	行	取	得	±	地	等	の	取	得	価	額			0		
	土地																- 21			
5																				
		対	象	先	行	取	得	±	地	等	0	取	得	価	額			0		
	土 地																10			
																	•			
																0.50	50			
		対	象	先	行	取	得	±	地	等	0	取	得	価	額			0		

※ 対象先行取得土地等の取得の際に支払った仲介手数料などが含まれます(建物等に係る仲介手数料などは含まれません。)。

#### 4 繰延利益金額及び翌年以後の対象先行取得土地等の取得価額を計算します。

	<ul><li>(A)</li><li>① × 80%</li><li>(又は60%)</li></ul>	<ul><li>(ま字の場合は0)</li></ul>	© A と B の う ち 少ない金額	D © の う ち 適 用 済 み の 金 額	<ul><li>(E)</li><li>(C) - (D)</li><li>の 金 額</li></ul>	序 対象先行 取得土地等 の取得価額	⑤ 緑延利益金額 (E)とF) のうち 少ない金額)	H 特例適用後の 対象先行取得 土 地 等 の 取 得 価 額 (F - ⑤)
а	円	円	円		円	●の金額 円	(8) 円	円
ь				⑧の金額 円		❸の金額	Б	
С				○ + ⑤の金額		●の金額	0	
	#	延利 益	金額の台	計額(@-	-b+©)	0		

- ※ b以下の記載は、「E欄の金額」>「E欄の金額」の場合で、複数の対象先行取得土地等がある場合に記載します。
- ※ 3(1)に記載した対象先行取得土地等が平成22年中に取得したもののみである場合、④欄の割合は60%で計算します。
- ※ ①欄の金額が、翌年以後にこの特例を適用する場合の●欄の取得価額又はa~cの対象先行取得土地等を譲渡した際の取得価額となりますので、この計算明細書は大切に保管してください。

#### 5 事業用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額を計算します。

事業用土地等について、1面の「1」に記載した区分(短期又は長期)に応じた区分の欄に記載してください。同一区分の事 業用土地等の譲渡が2以上ある場合においては、それぞれの金額を合計した金額を記載してください。

×	3分	③ 収入金額 (1のイの金額)	<ul><li>取得価額+譲渡費用 (1の(ロ+ハ)の金額)</li></ul>	<ul><li>● 繰延利益金額</li><li>(●の金額×1のホの割合)</li></ul>	① 譲渡所得の金額 (③-⑨-⑩)
短	期	申告書第三表②又は②へ 円	円	m	申告書第三表の又は例へ 円
-	E期	申告書第三表金へ			申告書第三表(1)へ

- ※ 短期と長期の事業用土地等の譲渡がある場合、「●篠延利益金額」欄には、それぞれの区分ごとの利益金額の割合(1面の「1」の木の○、約、○の割合)によって●の金額をあんがした金額を2配します。(同一区分の事業用土地等の譲渡が2以上あり、合計額を記載している場合は、同一区分に係る利益金額の割合によりあん分します。)。
  ※ ここで計算した内容を「申舎書第二歳(分譲課税用)」に転記します。なお、事業用土地等以外の土地等又は建物等の譲渡がある場合は、それのの譲渡に係る金額との合計額を、中舎書第三歳(分別課税用)、不配記でる必要があります。
- この計算明細書の記載に当たっては、「『平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の譲渡所得の課税の特例に 関する計算明細書』の記載例」(国税庁ホームページ【https://www.nta.go.jp】からダウンロードできます。)を参照して
- また、この特例の内容又は記載方法についての詳しいことは税務署にお尋ねください。

(資6-95-A4統一)

関与税理士

年 月 日

整理番号

税整

務理

通信日付印の年月日 確認印 番号確認 身元確認 確認書類

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 成 带署交外 住 所 (国内の居所) 届 フリガナ 出 氏 名 税務署長 個人番号 者 職業 特例適用投資組合契約/第こつ。17用税特別措置は施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。 1 特例適用投資組合契約等の内容 投資組合の名称 投資組合の所在地 1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約 につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用投資組合 特所適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 年月日(年月日) 契約等の要件(※) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及 び第2号に掲げる要件を満たしています。 2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の(1)及び2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合 年月日~年月日年月日~年月日年月日~年月日 (1) 内国法人の特殊関係株主等 ((2)に掲げる者を除く。) (2) 内国法人の特殊関係株主等 % のうち一定の者(注) (注)「一定の者」とは、特別適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。 3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細 譲渡した内国法人の株式又は 出資の銘柄 譲渡した内国法人の株式の数 株 (円) 株 (円) 株 (円) (又は出資の金額) 租税特別措置法施行令第26 株 (円) 株 (円) 条の31第3項各号に掲げる 株式の数(又は出資の金額) 株 (円) 4 その他参考となる事項 関与税理士 電話番号 通信日付印の年月日 確認印 番号確認 身元確認 確認書類 秘盤 個人委号カード / 通知カード・運転免許証

□ 済 その他(

□ 未済

年 月 日

整理番号

務理

署欄

改 正 後

外国組合員の課税所得の特例に関する届出書 ·葡萄受少。 住 所 (国内の居所) 届 フリガナ 出 氏 名 税務署長 個人番号 者 職業 特別適用投資組合契約第2ついて租税特別措置は施行令第26条の31第1項の規定の適用を受けたいので、下記の内容のとおり届出します。 1 特例適用投資組合契約等の内容 投資組合の名称 投資組合の所在地 1 私は、内国法人の株式又は出資の譲渡の時において、特例適用投資組合契約 につき租税特別措置法第41条の21第1項の規定の適用を受けています。 特例適用投資組合 特例適用申告書(及び変更申告書)の提出年月日 年月日(年月日) 契約等の要件(※) 2 私は、投資組合契約につき租税特別措置法施行令第26条の31第1項第1号及 び第2号に掲げる要件を満たしています。 2 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに次の(1)及び(2)に掲げる者が所有している株式等の数等の占める割合 内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合 年月日~年月日年月日~年月日年月日~年月日 (1) 内国法人の特殊関係株主等 ((2)に掲げる者を除く。) (2) 内国法人の特殊関係株主等 のうち一定の者(注) 【注】「一定の者」とは、特例適用投資組合契約等に係る所得税法施行令第281条第4項第3号に掲げる者に該当する者をいいます。 3 譲渡した内国法人の株式又は出資の明細 譲渡した内国法人の株式又は 出資の銘柄 譲渡した内国法人の株式の数 株 (円) 株 (円) 株 (円) (又は出資の金額) 租税特別措置法施行令第26 条の31第3項各号に掲げる 株 (円) 株 (円) 株 (円) 株式の数(又は出資の金額) 4 その他参考となる事項

電話番号

(資 6-95-A4統一)

個人番号カード / 通知カード・運転免許証

その他(

□ 未済

改正前

# 改正前

#### 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

#### 1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」(租税特別措置法施行令第26条の31第 1項)の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有する場合)その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要領を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

(注) 投資組合契約(租税特別排置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。 以下同じです。)につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第 2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書(譲 渡年(譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。)以前3年内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの)の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

#### 2 記載要領

- (1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等(租税特別措置法施行令第26条の31第1項 に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。)によって成立する投資組合(租税特別措置法第 41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。)の名称を記載してください。
- [2] 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約(租税特別措置法施行令第26条の30第2項に規定する特例適用投資組合契約をいいます。)によって成立する投資組合の事務所等所在地(租税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。)又は投資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。
- (3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、 内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの 内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資(これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。)の数 又は金額の占める割合(譲渡年以前3年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前 及び変更後の割合)を記載してください。

「年月日~年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。

- (注) 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日になります。
- (4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)」欄には、 その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式 又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

- (5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及 び電話番号を記載してください。
- (注) この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

# 外国組合員の課税所得の特例に関する届出書

#### 1 使用目的

この届出書は、非居住者が、「外国組合員の課税所得の特例」(租税特別措置法施行令第26条の31第 1項)の適用を受けようとする場合に使用するものです。

この特例は、非居住者が、特例の適用を受けようとする旨、その者の氏名、住所及び個人番号(個人番号を有する場合)その他の一定の事項を記載した届出書を、株式又は出資の譲渡をした日の属する年の翌年3月15日までに、納税地の所轄税務署長に提出している場合に限り適用することになっていますので、次の記載要額を参考としてこの届出書を作成し提出してください。

【注】投資組合契約(租税特別措置法施行令第26条の31第1項に規定する投資組合契約をいいます。 以下同じです。)につき特例の適用を受けようとする場合には、この届出書に同項第1号及び第2号に掲げる要件を満たすものであることを証する事項の記載のある投資組合契約の契約書(譲渡年(譲渡の日の属する年をいいます。以下同じです。)以前3年内に契約の内容の変更があった場合には、変更前及び変更後のもの)の写し及びその翻訳文を添付する必要があります。

#### 2 記載要領

- (1) 「投資組合の名称」欄には、特例適用投資組合契約等(租税特別措置法施行令第26条の31第1項 に規定する特例適用投資組合契約等をいいます。)によって成立する投資組合(租税特別措置法第 41条の21第4項第2号に規定する投資組合をいいます。以下同じです。)の名称を記載してください。
- (2) 「投資組合の所在地」欄には、特例適用投資組合契約(租税特別措置法施行令第26条の30第2項 に規定する特例適用投資組合契約をいいます。)によって成立する投資組合の事務所等所在地(租 税特別措置法施行規則第19条の12第1項第4号イに規定する事務所等所在地をいいます。)又は投 資組合契約によって成立する投資組合の主たる事務所の所在地を記載してください。
- (3) 「内国法人の発行済株式等の総数等のうちに所有している株式等の数等の占める割合」欄には、 内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額のうちに所得税法施行令第281条第1項第4号ロの 内国法人の特殊関係株主等が所有している株式又は出資(これらの者が同条第4項第3号に規定する組合契約に係る同号に掲げる者である場合には、同号の組合財産であるものに限ります。)の数 又は金額の占める割合(譲渡年以前3年内においてその割合の変更があった場合には、その変更前 及び変更後の割合)を記載してください。
  - 「年月日~年月日」欄には、その割合に対応する期間を記載してください。
- 【注】 記載すべき期間の開始日は譲渡年の2年前の1月1日、記載すべき期間の最終日は譲渡年の12月31日にかります。
- (4) 「譲渡した内国法人の株式又は出資の銘柄」及び「譲渡した内国法人の株式の数(又は出資の金額)」の各欄には、この特例の適用を受けようとする非居住者が譲渡したこの特例の適用に係る内国法人の株式又は出資の銘柄及びその銘柄ごとの数又は金額をそれぞれ記載してください。

「租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式の数(又は出資の金額)」欄には、 その内国法人の株式又は出資のうちに租税特別措置法施行令第26条の31第3項各号に掲げる株式 又は出資がある場合に限り、その数又は金額を記載してください。

- (5) 納税管理人を定めている場合には、「その他参考となる事項」欄に、納税管理人の住所、氏名及 び電話番号を記載してください。
- 【注】この届出書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

【令和\_\_\_\_年分】 令

整理番号

(資6-100-A4統一) R2.11

					-
住 所		フリ 氏	ガナ 名		日以後
電話番号	職業	関与税 (電	理士名 話)	( )	日夕車

#### 1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日(又は	国外転出の予定日	国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
■ 国外転出の場合 (所法60条の2)	口 有	■ 国外転出の日 ■ 国外転出の予定日 (瞬組の発用的離ば3月前0日)	年 年 月 日 ( 年 月 日	・年月日 ~年月日 ↓
□ 贈与、相続又は遺贈の 場合(所法60条の3)	口 有	<ul><li>■贈与の日</li><li>■相続開始の日</li></ul>	年 月 日	· <sup>年</sup> <sup>月</sup> <sup>日</sup>

## 2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

区分	氏 名	住所 (又は居所)
□ 受贈者 □ 相続人・受遺者		
□ 受贈者 □ 相続人・受遺者		

#### 3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

U 1434		-00010000000000000000000000000000000000	2 42 C 47 0 C 40 W 77 20 20 7	T M.	THE HAY 13		
	所名	导区分	① 収入金額 (産金等決済に係る利益又は損失の額)	2	取得費		差引金額(①-②)
	事業	所得 (営業等)	等) 円 円		円		
総合	雑用	所得 (その他)					
総合課税	総合譲渡	短期					
-	渡	長期					
分	一般	株式等の譲渡					
分離課税	上場	株式等の譲渡					
税		先物取引					

<sup>(</sup>注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得板及が復興特別所積板の計算を行います。 たお、所得投送第13条の2第1項又は第13条の3第1項第1とは第2年以投ごさる情報度から特別の適用を受ける場合は、「3」

# 4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

	所行	导区分	① 収入金額 (産金等決済に係る利益又は損失の額)	2	取得費	差引金額(①-②)
	事業	所得(営業等)	円		円	PI
総合	雑月	所得 (その他)				
総合課税	総合	短期				
	総合譲渡	長期				
分	一般	株式等の譲渡				
分離課税	上場	株式等の譲渡				
税		先物取引				

<sup>(</sup>注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金 額は納税猶予の特例の対象となりません。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる 対象資産の明細書(兼納税猶予の特例の適用を受ける場合 の対象資産の明細書) 《確定申告書付表》

【令和\_\_\_年分】〒

整理番号

年 月 フリガナ 住 所 一日以後国际 氏 名 電話番号 関与税理士名 職業 (連絡先) (電話)

### 1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日(又は	(国外転出の予定日)	国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
□ 国外転出の場合 (所法60条の2)	口 有	□ 国外転出の日 □ 国外転出の予定日 (個種語の発用が認用で3月前8日)	年 月 日 年 月 日 年 月 日	・年月日 :
□ 贈与、相続又は遺贈の 場合 (所法60条の3)	口 有	□ 贈与の日 □ 相続開始の日	年 月 日 年 月 日	~年月日 ・年月日 ~年月日

### 2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所(又は居所)

区分	氏 名	住所(又は居所)	
□ 受贈者 □ 相続人・受遺者	27		
□ 受贈者			
□ 相続人・受潰者			

#### 3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

	所得	区分	① 収入金額 (差金等決該に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①-②)
32835	事業所	事業所得(営業等) 円		Щ	H
総合課税	雑所得 (その他)				
課	総合 譲渡 長期				
100	設定	長期			
	一般株	式等の譲渡			
分離課税	上場株式等の譲渡 先物取引				
456					

<sup>(</sup>注) 所再模法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなき れる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所容と合覧して所容移及び援助特別所容板の計取を行います。 たは、所存程度第13条の3第1項は12第13条の3第1項指しては第2項に関連する前段数やの時間の適用を受ける場合は、「3」

# 4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

	所得	区分	① 収入金額 (差量等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費		差引金額(①-②)
事業所得(営業等)		斤得 (営業等)	円		H	円
総合	雑所	得 (その他)				
総合課税	総合	變 短期				
176	総合譲渡	長期				
	一般棋	た式等の譲渡				
分雕課税	分 職 上場株式等の譲渡					
杨	先	<b>心物取引</b>				1

<sup>(</sup>注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税額予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金 額は納税猶予の特例の対象となりません。

の金額が納税猶予の特例の対象となります。

の金額が納税猶予の特例の対象となります。

# 改正前

# 【国外転出時課税(所法60条の2)用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)

					氏名		
重 類	銘柄等	数量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分
				円	円		総合 (事・雑・譲(長・短 分離(一般・上場・気
							総合 (事・雑・譲(長・短 分離(一般・上場・気)
							総合 (事・雑・課(長・知 分離(一般・上場・気
							総合 (事・雑・譲(長・知 分離(一般・上場・気)
							総合 (事・雑・誰(長・知 分離(一般・上場・先)
							総合 (事・雑・課(長・別 分離(一般・上場・別
							総合 (事・雑・譲(長・気 分離(一般・上場・気
							総合 (事・雑・誰(長・気 分離(一般・上場・気
							総合 (事・雑・譲(長・児 分離(一般・上場・児
							総合 (事・雑・課 (長・気
							分離 (一般・上場・先 総合 (事・雑・譲(長・気
							分離(一般・上場・先 総合 (事・雑・譲(長・坂
							分離(一般・上場・先 総合 (事・雑・課(長・別
							分離 (一般・上場・先 総合 (事・雑・譲 (長・気
							分離 (一般・上場・先 総合 (事・雑・譲 (長・別
							分離(一般・上場・先 総合 (事・雑・課(長・別
							分離 (一般・上場・先 総合 (事・雑・課 (長・児
							分離 (一般・上場・先 総合 (事・雑・課 (長・気
							分離(一般・上場・気 総合 (事・雑・譲(長・気
				(A)			分離(一般・上場・気

<sup>(</sup>注) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第37条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

# 《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を	D	※ ⑩≥1億円で、かつ、国外転出の目前10年以内における国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をする場
締結している対象資産の価額等の合計額		ける国内任任期間かる牛起の場合、国外転出をする場合の譲渡所得等の特例(所法60条の2)」の適用があり
(「5のA」+「6のB」+「7のC」)		ます。

# 【国外転出時課税(所法 60 条の2)用】

5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)

					氏名		
種 類	銘柄等	数量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分
				H		н	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一数・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)
		āt		A			

<sup>(</sup>注) 課程方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」構の金額の合計額及び「取得費、欄の金額の合計額を「3」 に記載します。なお、上記の対象資産が、所得税法第137条の2第1項の規定の適用を受ける場合の適用資産となります。

# 《1億円の判定》

国外転出の時に有している又は契約を	
締結している対象資産の価額等の合計額	ける国内在住期間が5年超の場合、「国外転出をするも
([50A] + [60B] + [70C])	合の譲渡所得等の特例 (所法60条の2)」の適用があり

# 改正後

# 改正前

#### 【国外転出時課税(所法60条の2)用】

6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))

価額等 種類 銘柄等 数量 所 在 取得費 取得等年月日 所得区分 (収入金額) 減額又は取消の有無 移転等の日 総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(-後・上場・先物) 減額・取消 総合 (事・雑・譲(長・短)) ( 移転等の日 分離 (一般·上樓·克物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・) . . 分離 (一般・上場・発物) 減額・取消 総合 (事・雑・譲(長・短)) ( 移転等の日 分離 (-長·上鳴·先物) 減額・取消 総合 (事・雑・譲(長・短)) ( 移転等の日 分離(一般・上場・先物) 減額・取消 総合 (事・雑・線(長・坂)) (・・・ 分離 (-後・上等・元物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・) . . 分離 (-最·上場·光物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・) 分離 (一長・上鳴・気物) 減額・取消 総合 (車・雑・譲(長・短)) 移転等の日 分離 (-版·上場·元物) 減額・取消 移転等の日 総合 (事・雑・譲(長・短)) 100 分離 (-最·上場·先物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・ 分離 (一般・上導・先物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・) . . 分離(一般・上導・見物) 減額・取消 総合 (事・雑・譲(長・短)) ( 移転等の日 ... 分離 (一般・上場・発物) 減額・取消 総合 (事・雑・譲(長・短)) 移転等の日 分離 (-最·上場·克物) 減額・取消 総合 移転等の目 (事・道・道 (長・短)) (・・・) . . 分離 (一般・上導・先物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・ 分離(-最・上海・見物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・) . . 分離 (一般・上番・気物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・ . . 分離 (一長・上場・気物) 減額・取消 総合 (事・雑・譲(長・短)) 移転等の日 分離(一長・上毛・元物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・誰・譲(長・短)) (・・・) . . 分離(一般・上導・支物) 減額・取消 計

#### 【国外転出時課税(所法60条の2)用】

6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))

						_		
種 類	銘柄等	数量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の有無
				FI	円		総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上場・先限)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・課(長・短)) 分離(一般・上場・発物	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上者・先物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上看・光樹)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上集・発物	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上耳・光性)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上看・光樹)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上看・先物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上環・光限)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・課(長・短)) 分離(一長・上編・光報)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・講(長・短)) 分離(一長・上耳・光樹)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・光樹)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・課(長・短)) 分離(一般・上編・発物	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上場・見物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・光物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一長・上場・見物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一世・上場・光物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・光物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一世・上場・先物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
		8+		(B)				

<sup>(</sup>注1) 所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」を○で囲んだもの)がある場合の®

<sup>(</sup>注1) 所得股法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」を○で囲んだもの)がある場合の⑪の金額は、その適用前の金額により計算します。
(注2) 罷投が危 (総合・分割)及び所得ながたまたに「価額等(収入金額)欄の金額(所得股法第60条の2第9項において準用する同条第9項の規定の適用があるもの(「減額」を○で囲んだもの)は、その適用税の金額)の合計報を14,に記載します。なお、所得報と第60条の2第6項の規定により適度又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を○で囲んだもの)は、記載しません。

<sup>(</sup>ELL) 所付を広知の25×2 年3 年3年に入事。 (年間する日本35年の及底で必慮用かめらもの (1歳組)を(ソで開んたもの)がある場合の場の金額により背長します。 (注2) 課税方法(総合・分離)及び所程を分に応じた「価額等(収入金額)類の金額(所得技法第0条の2第9年において専用・ 同条第8項の規定の適用があるもの(1歳額)をつて関ルだもの)は、その適用後の金額の合計額及び「収得費」額の金額の合 計額を「4」に記載します。なお、所得保法第0条の2 第5年頃の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとよれるの(1版 消」を〇で囲んだもの)は、記載しません。

# 改 正 前

# 【国外転出時課税(所法60条の2)用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(譲渡による所得が非課税のもの)

					Τ'	
種 類	銘柄等	数量	所 在	価額等	取得費	取得等年月日
				F	ч н	
				©		

<sup>(</sup>注) 租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

# 【国外転出時課税(所法60条の2)用】

7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (譲渡による所得が非課税のもの)

重類	銘柄等	数量	所 在	価額等	±	取得費	取得等年月日
里 現	五州守	数里	P/T 1±	加强。			取符守干月口
					四	円	
							• •
		計			C		

<sup>(</sup>はは 租税押券/押庫は分別まかりまなどの規定により譲渡による所得が非課税又は担失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

# 改正後

# 改正前

【国外転出(贈与)時課税(所法60条の3)用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)

氏名 (贈与者) 氏名 (受贈者) 移転等の日及び 種類 銘柄等 数量 所 在 取得費 取得等年月日 所得区分 減額又は取消の有無 (収入金額) ① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの 総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物) 総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離 (一般・上場・先物) 総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離 (一般・上場・先物) 総合 (事・雑・譲 (長・短)) 分離(一般・上場・先物) 総合 (事・雑・譲 (長・短)) 分離 (一般・上場・先物) ② 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、非居住者である受贈者が確定申告期限までに 移転等したもの (下記③を除く。) 総合 (事・雑・譲 (長・短)) 分離 (一般・上場・先物) 減額・取消 総合 移転等の日 (事・雑・譲(長・短)) (・・・) 分離(-張・上場・熱) 減額・取消 総合 (事・雑・譲 (長・短)) 移転等の日 分離 (一般・上場・先物) 減額・取消 ③ 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの 81

- (注1) 課税方法 (総合・分離) 及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「値額等(収入金額)欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用 贈与資産となります。
- 期与資産となります。
  (注2) ②の身検食器について、所得税法第60条の3第10項の規定において専用する同条第8項の規定の適用があるもの (「練額」を○
  で囲んだもの)がある場合の③の金額は、その適用前の金額により計算します。
  (注3) 課税方法 (総合・分階) 及び門務任分に応じて、②の対象資産に係る「価額等(収入金額)」欄の金額 (所得税法第60条の3第
  10項の規定において専用する同条第3項の規定の適用があるもの (「減額」を○で囲んだもの) は、その適用接の金額)の合計額
  及び「液律費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全でが
  なかったものとされるもの (「取前」を○回風んだもの)は、記載しません。
  (注4) ③については、組役特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非環化又は損失がないものとみたされるものに
- ついて記載し、当該「価額等(収入金額)」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

# 《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を	C	※ ©≥1億円で、かつ、贈与の目前10年以内における贈与者の国
締結している対象資産の価額等の合計額		※ ©≥1億円で、かつ、贈与の目前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(所法60条の3)」の適用があり
$(\lceil 5 \sigma(A) \mid + \lceil 6 \sigma(B) \mid)$		#±.

【国外転出(贈与)時課税(所法60条の3)用】

					氏名(贈与	(者		
					氏名(受則	曾者)		
種 類	銘柄等	数量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及で 減額又は取消の有利
1	非居住者	である受贈	曽者に移転し	た対象資産のうち、	下記②及び	③以外のも	, o	
				A	円		総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・大助)	
						9.5	総合 (事・雑・膳(長・短)) 分離(一番・上場・見物)	
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一最・上場・元物)	
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一能・上場・気物)	
								1 /
						* *	総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一番・上場・生物)	/
				した対象資産のうち、 )	非居住者で		(事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)	関限までに
			曽者に移転し 己③を除く。		非居住者で		(事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)	移転等の日
					非居住者で	ある受贈者	(事・雑・譲(長・短) 分離(一部・は申・気物) が確定申告其 総合 (事・雑・譲(長・短)	移転等の日 (・・ 減額・取消 移転等の日
					非居住者では	ある受贈者	(事・雑・譲(長・短)) 分離(一番・上導・無助) が確定申告事 総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一番・上場・乗動) 総合 (事・雑・譲(長・短))	移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日
移	転等した	もの(下詣	己③を除く。			ある受贈者 · · ·	(本・後・後・後・後) 分離(-日・4年・地) が確定申告期 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地)	移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日
移	転等した	もの(下詣	己③を除く。			ある受贈者 · · ·	(本・後・後・後・後) 分離(-日・4年・地) が確定申告期 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地)	移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日
移	転等した	もの(下詣	己③を除く。			ある受贈者 · · ·	(本・後・後・後・後) 分離(-日・4年・地) が確定申告期 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地)	移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日 (・・・ 減額・取消 移転等の日
移	転等した	もの(下詣	己③を除く。			ある受贈者	(本・後・後・後・後) 分離(-日・4年・地) が確定申告期 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地) 総合 (本・後・後・短) 分離(-日・4年・地)	移転等の日 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

- (注1) 課税方法(接合・分離)及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「販代費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用 贈与資産となります。 (注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」を○
- で囲んだもの)がある場合の多の金額は、その適用前の金額により計算します。 (注3) 課税力法(総合・分離)及び所有限分にむじ、②の対象資金に採る「価額等(収入金額)。欄の金額(所有税法第60条の3第 1回の処理において単元で同様系第4項処理の適用があるもの(「減額」を○で囲んだもの)は、その適用後の金額)の合計額 10月の東定において単用すの両があり4の東定の適用かめるもの(「戦制」をごご問んだちの)は、その適用後の登制」の合計報 及び「軍代費」側の金額の合計額を「4」に記載します。大は、所得根法海жみの3第6項の東定により譲渡又は決済の全が なかったものときれるもの(「取消」を○で関んだもの)は、記載しません。 (注4) ②については、租税特別指置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非議税又は租火がないものとみなされるものに ついて記載し、当該「価値等(収入金額)、機の金額及び「原役費」機の金額は「3」及び「4」のいずれにも数量しません。

#### 《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を 締結している対象資産の価額等の合計額 (「5の係」+「6の®」)	C	※ ©き1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国 内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移 低した場合の譲渡所得等の特例(所法60条の3)」の適用があります。
--	---	---

改 正 前

【国外転出(贈与)時課税(所法 60 条の3)用】

6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (「5」以外のもの)

種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等
				P.
				B

【国外転出(贈与)時課税(所法 60 条の3)用】

6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (「5」以外のもの)

			氏名 (贈与者)	
種 類	銘柄等	数量	所 在	価額等
				E
		計		B

# 改正後

# 改正前

## 【国外転出(相続)時課税(所法60条の3)用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)

				している対象民産	氏名 (被相組			
					氏名(相続人	(等)		
種類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の有無
1	非居住者	である相様	続人等に移転し	た対象資産のう	ち、下記②及び	び③以外の	もの	
				円	PI		総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一服・上場・先別)	/
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一服・上唱・先物)	
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)	
							総合 (事・雑・譲 (長・短)) 分離 (一般・上場・先物)	
			続人等に移転し (下記③を除く	た対象資産のう。)	ち、非居住者で	である相線	長人等が確定に	申告期限ま
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一級・上項・先別)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一服・上場・先別)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一級・上場・先別)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
③ 非居住者である相続人等に移転した対象資産のうち、譲渡による所得が非課税のもの								
	,	計		<b>(A)</b>				

- (注1) 課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用
- 相談等資産となります。
  (注2) ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」を○
- (注2) ②の対象資産について、所得税益務の条の3第10項の規定において専用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」をつ で関ルだもの)がある場合の公の金額は、2・の適用前の金額により計算します。 (注3) 課税方法(総合・分額)及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「値額等(収入金額)」欄の金額(所得税法務の金の3第 10項の規定において専用する同条第8項規定の適用があるもの(「減額」をCで関ルだもの」は、その適用係の金額の合合計額 及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。たむ、所得税法務の条の3第6項の規定により譲渡又は決済の金でが なかったものとされるもの「収削」をCで関ルだもの」は、記載しません。 (注4) ②については、銀税等別措置法第37条の15などの規定により譲渡により解析が非環収とは根欠がないものとがした。
- ついて記載し、当該「価額等(収入金額)」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。
- (注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

#### 《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を 締結している対象資産の価額等の合計額 (「5の④」+「6の圓」)	C	※ ⑥≥ 1億円で、かつ、相続開始の目前10年以内における接種 統人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に 資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(所法60条の3)」の違 用があります。
---	---	---

※ 所得税法第 151 条の5 (遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例) の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号	遺産分割等の年月日	年 日 日
返注が前寺の争出	(所令第273条の2第 号)	返注が前号の十万百	T // H

#### 【国外転出(相続)時課税(所法60条の3)用】

5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)

つ 怕統	寺の時に	目している	メは契約を締結	している対象質座の	り明細(非居任	百でめる相	続人寺に移転	したもの)
					氏名(被相級	(人)		
					氏名(相続人	(等)		
種類	銘柄等	数量	所 在	価額等 (収入金額)	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減額又は取消の有無
1	非居住者	である相様	続人等に移転し	た対象資産のう	ち、下記②及び	び③以外の	もの	
				円	PI		総合 (事・雑・課(長・短)) 分離(一般・上場・発)	/
							総合 (事・雑・課(長・短)) 分離(一級・上項・先物)	
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・効)	
							総合 (事・雑・課(長・短)) 分離(一般・上者・元物)	
			続人等に移転し (下記③を除く	た対象資産のう。	ち、非居住者で	である相続	人等が確定	申告期限ま
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・先物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・譲(長・短)) 分離(一般・上場・共物)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
							総合 (事・雑・課(長・短)) 分離(-扱・上場・発)	移転等の日 (・・・) 減額・取消
3	非居住者	である相	続人等に移転し	た対象資産のう	ち、譲渡によ	る所得が非	課税のもの	
		÷1		<b>(A)</b>				
		計						

- (注1) 選税方法 (総合・分離) 及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」 欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用
- 棚の金額の合計額を「3」に設備します。なお、①の対象資産が、所得税は高33条の3第2項の規定の適用を受ける場合の適用 相総等資産とります。 (注2) ②の対象資産について、所得税法節の来の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「減額」をつ で関ルだもの)がある場合のの金額は、その適用前の金額により計算します。 (注3) 課税方法、総合・分離)及び所税区分にじて、②の対象資産に係る「値額等(収入金額)網の金額(所得税法等の8の3等 10項の規定において開ロする場を第8の規定の適用があるもの(「減額」をつで関ルだもの)は、その適用係金額)の合計額 及び「取得費!棚の金額の合計額を「4」に記載します。たお、所得税法第の条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全でが たかったものとされるもの(収削)をつび用したもの(工業)と、基準しません。 (注4) ②については、無税特別情報法第3条の15などの規定により譲渡による所得が非課限又は損済がないものとみなされるものに これて予定し、当該の報答(収入を)を対象に関ルを参加と、関係の機能のでは無数。
- ついて記載し、当該「価額等(収入金額)」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。
- (注5) 対象資産を取得した非居住者である相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成します。

### 《1億円の判定》

相続等の時に有している又は契約を	② ※ ○≥1億円で、かつ、相続開始の日前10年以内における被相 続人の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に
締結している対象資産の価額等の合計額	税人の国内住住州向かる平地の場合、「電子寺により非店住有に 資産が移転した場合の譲渡所得等の特例(所法60条の3)」の適
$(\lceil 5 O(R) \rfloor + \lceil 6 O(R) \rfloor)$	田水生 自 走市

# ※ 所得税法第 151 条の5 (遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例) の適用がある場合

遺産分割等の事由	所法第 151 条の 6 第 1 項第 号	遺産分割等の年月日	年 月 日
	(所令第273条の2第 号)	Lame Transfer (Transfer	

# 改 正 前

【国外転出(相続)時課税(所法 60 条の3)用】

6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)

			氏名(被相続人)	
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等
				Р
		āt		B

【国外転出(相続)時課税(所法 60 条の3)用】

6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)

			氏名(被相続人)	
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等
				PI
		計		8

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書 (兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

#### 1 使用目的

この明細書は、所得股法郭の条の2第1項から第3項まで(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例) 又は第60 条の3第1項から第3項まで(動与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用が ある場合に使用するものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又 は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用が ある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添付すべき対象資産の明細を兼ねています。

#### 2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の目前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出 (所得稅法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相総開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納稅管理人の届出(国稅通則法第17条第2項の規定による納稅管理人の届出をいいます。)をとないで国外転出の日前に確定中代書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。)

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入 国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研 究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含みません。

- (2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所 (又は居所)」は、所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1項に規定する有価証券等(以下「有価証券等」といいます。)、同条第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未決済信用取引等」といいます。)、以口局条第3項に規定する未決済デリバティブ取引、以い、ます。) (以下、これらを「対象資産」といいます。)の参なを受けた受贈者又は相続人等(相続人及び受遺者をいいます。以下同じです。)の別に応じてチェック(相続人又は受遺者の別は〇で囲みます。)するとともに、受贈者又は相縁人等の氏名及び作所(父は良所)を記載してください。
- (注) 住所 (又は居所) は、外国の住所 (又は居所) を記載してください。
- (3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 固外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」の①又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相談人等に移転したもの)」の①に記載した対象資産に係る下記(5)年に従い記載した課税方法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「理件費」欄の金額の合計額を記載してください。
- (4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (確定申告期限までに移転等したもの (「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (非居住者である受贈者に移転したもの)」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (非居住者である相続人等に移転したもの)」の②に記載した対象資産に係る下記ら手に従い記載した課後力法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」側の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を $\bigcirc$ で囲んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項又は第60条の3第10項の規定において準用する 同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだ もの)については、その適用後の金額(「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額)の合計 都をお謝します 国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書 (兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)《確定申告書付表》

#### 1 使用目的

この明細書は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)》又は第60条の3第1項から第3項まで、贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)の規定の適用がある場合とは他日よるものです。

なお、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又 は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用が ある場合の納税猶予》の規定の適用を受けるために申告書に添けすべき対象資産の明細を兼ねています。

#### 2 記載要領等

(1) 「1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」の「国外転出等の日(又は国外転出の予定日)」欄には、これらの特例の適用に係る国外転出(所得根法第60条の2第1項に規定する国外転出をいいます。以下同じです。)の日、贈与の日又は相総開始の日(以下、これらを「国外転出等の日」といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通別法第17条第2項の規定による納税管理人の届出といいます。)を記載します。なお、納税管理人の届出(国税通別法第17条第2項の規定による納税管理人の届出といいます。)をたないで国外転出の日前に確定申告書を提出する場合は、国外転出の予定日を記載します。

また、「国外転出等の日前10年以内における国内在住期間」欄について、この場合の国内在住期間には、出入 国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格(外交、教授、芸術、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、短期滞在、留学等)で在留していた期間その他一定の期間は含みません。

- (2) 「2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受騰者又は相続人等の氏名及び住所 (又は居所)」は、所得役法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用がある場合に、同法第60条の2第1 項に規定する有価証券等(以下「有価証券等)といいます。)、同業第2項に規定する未決済信用取引等(以下「未 決済信用取引等」といいます。)又は同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引(以下「未決済デリバティ ブ取引」といいます。)以下、これらを「対象資産」といいます。)の移転を受けた受勝者又は相続人等(相続人及び受適者をいいます。)以下にです。)の別に応じてチェック(相続人又は受適者の別は○で囲みます。)するとともに、受酬者又は相続人等の氏名及び住所(又は助所)を記載してください。
- (注) 住所 (又は居所) は、外国の住所 (又は居所) を記載してください。
- (3) 「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」には、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受障者に移転したもの)」の①又は「5 相談等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相総人等に移転したもの)」の①に記載した対象資産の明細(非居住者でのあ相総人等に移転したもの)」の①に記載した対象資産に係る下記(5) 年に従い記載した課税力法(総合・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計網の合計網の合計網を対応してください。
- (4) 「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」には、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」の②又は「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相談人等に移転したもの)」の②に記載した対象資産に係る下記与手に従い記載した課後式とは含・分離)及び所得区分に応じた「価額等(収入金額)」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を記載してください。

なお、所得税法第60条の2第6項又は第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの(「取消」を $\bigcirc$ で開んだもの)については、記載しません。

また、所得税法第60条の 2 第 9 項において準用する同条第 8 項又は第60条の 3 第10項の規定において準用する 同条第 9 項の規定の適用があるもの (「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだ もの) については、その適用後の金額 (「価額等(収入金額)」欄においてかっこ書により記載した金額) の合計 額を記載します。

# 改 正 前

#### (5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」は、

「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には 対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の持分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

口 「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「○○建設」、「個人向け国債(固定5年)第○回」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ 「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

二 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に 開設された口座に係る振替口座庫に記載者しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金 融高取引業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してくださ い

ホ 「価額等(収入金額)」欄

この欄には、国外転出の時における有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時において未決済信 用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当 する金額(以下「価額等」といいます。)を記載します。ただし、所得税送第60条の2第1項から第3項まで の規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日(同日後に取得又は契約の締結をした場合はその 取得又は契約の締結の時)の価額等による場合は、その価額等を記載します。

へ 「取得費」 様

この欄には、対象資産に係る購入の代価(購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用が ある場合には、その費用の額を加算した金額)等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委 託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法 (総合・分離) 及び所得区分について、該当するものを○で 組みます。

(6) 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記15に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等(収入金額)」欄

所得侵法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は 取消の有無」欄において、「減額」を○で囲んだもの) については、その適用前の金額を記載するとともに、そ の適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式(一般株式等に該当)1,000株(@1,000円)を所有しており、そのうち国 外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株(@900円)で譲渡し、<u>所得税法第60条の2 第</u> <u>9 項において準用する回条第8項の規定の適用がある場合は、「5</u> 国外転出の時に有している又は契約を確立 せている対象資産の明細(60,000円、取得費:○○円、取得等年月日:○・○・○、所得区分:分離 (一般)」と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期 限までに移転等したもの(「7」を除る。))」には、「種類:株式、終附等:A社、数量:400株、所在:○○、 価額等(収入金額): 下段400,000円、比段(360,000円)、取得費:○○円、取得等年月日:○・○・○、所得 区分:分離(一般)、移転等の日及で減額以ば取消の有無:移転等の日○・○・○、減額)と記載等とます。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

(5) 「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「6」及び「7」以外のもの)」は、

「6」及び「7」以外の対象資産について、次の区分に応じて以下のとおり記載します。

イ 「種類」欄

この欄には、対象資産の種類を記載します。

(例) 「株式」、「投資信託」、「公社債」、「匿名組合契約の出資の特分」、「未決済信用取引」、「未決済デリバティブ取引」など

口「銘柄等」欄

この欄には、対象資産の銘柄等を記載します。

(例) 「○○建設」、「個人向け国債(固定5年)第○回」、「○○ファンド」、「東証TOPIX」など

ハ「数量」欄

この欄には、対象資産の株数、額面金額、口数等を記載します。

二 「所在」欄

この欄には、対象資産の所在を記載します。なお、対象資産が金融商品取引業者等の営業所又は事業所に 開設された口座に係る振替口座解に記載者しくは記録がされ、又は保管の委託がされている場合は、その金 厳密も取り業者等の名称及び本支店名を記載し、それ以外の場合は、発行会社等の所在地を記載してくださ い

ホ 「価額等(収入金額)」欄

この欄には、国外転出の時における有価証券等の価額に相当する金額又は国外転出の時において未決済信 用取引等若しくは未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして算出した利益の額又は損失の額に相当 する金額(以下「価額等」といいます。)を記載します。ただし、所得税法第60条の2第1項から第3項まで の規定により、国外転出の予定日から起算して3月前の日(同日後に取得又は契約の締結をした場合はその 取得とは契約の締結の時)の価額等による場合は、その価額等を記載します。

へ 「取得費」欄

この欄には、対象資産に係る購入の代価(購入手数料、その他その対象資産の購入のために要した費用が ある場合には、その費用の額を加算した金額)等を記載します。ただし、対象資産の譲渡のために要する委 託手数料等はありませんので、記載しません。

ト 「取得等年月日」欄

この欄には、対象資産の取得又は取引開始の年月日を記載します。

チ 「所得区分」欄

この欄は、対象資産の価額等に係る課税方法 (総合・分離) 及び所得区分について、該当するものを○で 囲みます。

(6) 「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告期限までに移転等したもの(「7」を除く。))」は、譲渡若しくは決済又は贈与などにより対象資産が移転等し、確定申告期限までに有しないこととなった場合に、その対象資産について、上記15に準じて記載するほか、以下のとおり記載します。

イ 「価額等(収入金額)」欄

所得税法第60条の2第9項において準用する同条第8項の規定の適用があるもの(「移転等の日及び減額又は 取消の有無」欄において、「減額」を〇で囲んだもの)については、その適用前の金額を記載するとともに、そ の適用後の金額をその上部にかっこ書で記載します。

例えば、国外転出の時にA社株式 (一般株式等に該当) 1,000株 (@1,000円) を所有しており、そのうち国 外転出の日の属する年分の確定申告期限までにA社株式を400株 (@900円) で譲渡し、<u>所得税法第60条の2第 9 項において準用する同条第8 項の規定の適用がある場合</u>は、「5 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (「6」及び「了」以外のもの)」には、「種類・株式、銘柄等:A社、数金:600株、所在:○○、価額等(収入金額):600,000円、取得費:○○円、取得等年月日:○・○・○、所得区分:分離(一般)と記載等し、「6 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(確定申告明限までに移転等したもの(「7」を除く。))」には、「種類:株式、銘柄等:A社、数量:400米、所在:○○、価額等(収入金額):下段400,000円、上段(360,000円)、取得費:○○円、取得等年月日:○・○・○、所得区分:分離(一般)、移転等の日及び終知又は取消の有無:移転等の日○・○・○、減額」と記載等します。

ロ 「移転等の日及び減額又は取消の有無」欄

この欄には、確定申告期限までに対象資産を移転等した日を記載します。

# 改正前

なお、所得税法第60条の 2 第 9 項において準用する同条第 8 項の規定の適用があるものについては、「減額」を $\bigcirc$ で囲み、同条第 6 項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を $\bigcirc$ で囲みませ、

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(譲渡による所得が非課税のもの)」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記15に準じて記載します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる 対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載し ません。

(8) 「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」 及び「6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記(5)から 「7)までに準じて記載します。

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (非居住者である受贈者に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

(9) 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (非居住者である相続人等に移転した もの)」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細 (「5」以外のもの)」は、 上記(5)から(7)までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等(収入金額)及び取得費に法定相続分を乗じた金額を「価額等(収入金額)」欄及び「取得費」欄に記載します。

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得税法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、「森 所得税法第151条の5 (遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例)の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法 (第 904 条の 2 (寄与分) を 除く。)の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って非居住者に移転が あったものとして所得侵法第 60 条の3 第 1 項から第 3 項までの規定の適 用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該 分割により非居住者に移転した対象資産が当該相続分又は包括遺贈の割合 に従って非居住者に移転したものとされた対象資産と異なることとなった こと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第787条 (認知の訴え) 又は第892条から第894条まで (推定相続人 の廃除等) の規定による認知、相蔵人の廃除又はその取消しに関する裁判 の確定、同法第884条 (相続回復請求権) に規定する相続の回復、同法第 919条第2項 (相談の承認及び放棄・敷固し及び取消し) の規定による相続 の放棄の取消しその他の事由により相談人に異動を生じたこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 2 号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えにつ	所法第151条の6第1項第4号
いての判決があったこと。	(所令第 273 条の 2 第 1 号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 4 号 (所令第 273 条の 2 第 2 号)

たお、所得税法第60条の2第9項において専用する同条第8項の規定の適用があるものについては、「減額」 を○で囲み、同条第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるものについては、「取消」を ○で囲みます。

(7) 「7 国外転出の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(譲渡による所得が非課税のもの)」は、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて、上記51に悔じてお願します。

なお、「価額等」欄の金額及び「取得費」欄の金額については、「3 譲渡又は決済があったものとみなされる 対象資産の収入金額等」及び「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」のいずれにも記載し ません。

(8) 「5. 贈与の詩に有している又は契約を轉結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」及び「6. 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、上記55から(7)までに第じて記載しませ、

なお、「5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である受贈者に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である受贈者の氏名も記載してください。

|9| 「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転した もの)」及び「6 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(「5」以外のもの)」は、 上記(5)から(7)までに準じて記載します。

なお、未分割の対象資産がある場合は、「数量」欄の余部に法定相続分を記載するとともに、対象資産の価額等(収入金額)及び取得費に法定相続分を乗した金額を「価額等(収入金額)」欄及び「取得費」欄に記載しませ、

また、「5 相続等の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細(非居住者である相続人等に移転したもの)」には、対象資産を取得した非居住者である相続人等の氏名も記載するとともに、その相続人等が複数いる場合は、その相続人等ごとに作成してください。

(注) 所得侵法第151条の5第1項から第3項まで《遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例》の規定の適用がある場合には、(巻 所得後法第151条の5 (遺産分割等があった場合の期限後申告等の特例)の適用がある場合」の「遺産分割等の事由」欄に、次の遺産分割等の事由に応じて、次のとおり記載するとともに、「遺産分割等の年月日」欄には、当該遺金分割等の申前が生じた年月日を記載します。

	記載する条文 相続開始の日		
遺産分割等の事由			
APPENDING YORK NEW YORK CACHOLE	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以後	
相談又は連端に係る対象資産について、民法(第 90 条の 2 (第 を分)を除く。の規定による相談分又は包括遺贈の割合に従 つて非居住者に移転があったものとして所得税法第 60 条の3 第 1 項から第 3 項末での規定の適用がされていた場合におい て、その後当該特役資産の労削が行われ、当等分割により未算 住者に移転した対象資産が当該相談分又は包括遺贈の割合に 逆のて非配住者に移転したものとされた対象資産と異なるこ ととなったこと	所法第151条の6第1項第1号		
売菓第787 条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推 連相終人の廃除等)の規定による認知、相談人の廃除又はその 改積しに関する裁判の確定、同世第898条(相談の実践及び 公理記する相談の回復、同法第919条第2項(相談の来談及び 公理記する相談の回復、同法第919条第2項(相談の来談及び 公理の事件により相談人に異婚を生たこと。	所法第 151 条の	6第1項第2号	
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき 額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号		
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号	所法第151条の6第1項第3号	
日続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関	所法第151条の6第1項第5号	所法第151条の6第1項第4号	
する訴えについての判決があったこと。	(所令第273条の2第1号)	(所令第273条の2第1号	
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号	所法第 151 条の 6 第 1 項第 4 号	
THE PARTY OF THE P	(所令第273条の2第2号)	(所令第273条の2第2号	

# 改正前

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【令和\_\_\_\_年分】 [令和\_\_\_\_年分】 [令和\_\_\_\_

 
 住所
 フリガナ 氏 名

 電話番号 (連絡先)
 職業
 関与税理士名 (電話) (

		資産等について国外転出 ものとした場合における		
		事業 (営業等)	1	
所得金額	総	雑	2	
	合課	総合譲渡・一時	3	
	税	申告書B第一表②から⑥ 対応分 計	4	
		総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	(5)	
		申告書第三表@から@ 対応分 計	6	
		一般株式等の譲渡	7	
	分離課税	分		
		先物取引	(10)	
		申告書B第三表®@ 対応分 計	(1)	
戸		ら差し引かれる金額 告書B第一表② )	12	
		⑤ 対応分	(13)	, 000
課税		⑥ 対応分	(14)	, 000
され		⑦⑧ 対応分	(15)	, 000
る所得		⑨ 対応分	(16)	, 000
金額		⑩ 対応分	(17)	, 000
		① 対応分	(18)	, 000
		⑬ 対応分	19	
***		14 対応分	20	
税金の		⑤ 対応分	21)	
計算		16 対応分	2	
9P		⑪ 対応分	23	

	⑲から⑳までの合計	25	
	所得税額から差し引かれる金額 (申告書B第一表②から参対応分計)	26	
£34	差引所得税額 (⑤一⑤)	27	
祝金	災害減免額	28	
税金の計算	再差引所得税額(基準所得税額) (②一③)	29	
	復興特別所得税額 (20×2.1%)	30	
	所得税及び復興特別所得税の額 (②+③)	31)	
	外国税額控除等	32	

納税猶予税額の計算							
表面一個一面)の金額	A						
②) の金額	B						
税額等 (A-B) (※)	C	00					
一表の欄の金額	D	00					
©< D… ©の金額		00					
©≧D…Dの金額	1 1	00					
	表第一条一① の全額 ②) の 金額 税額等 (3-8) (※) 一表①欄の 金額 ©< D…©の金額	表6-8-(i) の金額 (A) (2) の金額 (B) 税額等(A-8)(※)(C) (C) (C) (D) (C) (D) (E) (D) (E) (D) (E) (D) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E) (E					

>><	〇の大田銀い。 巨の大田銀い。 巨の一部 には、	m

申告期限までに納付する金額					
D-E	00				

○ 遺産分割等があ	り修正申	告を	する場合		
遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)				
遺産分割等の事由が 生 じた年月日		年	月	H	
確定申告における納税	猶予税額	G		00	
増加する納税猶予税額	H		00		

<sup>(</sup>注) 
Pの金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

® 対応分

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る 納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

住 所		フリガナ 氏 名		
電話番号	職業	関与税理士名 (電 話)	( )	

		① 対応分 図 対応分	20		H-		猶予税額(		(H)	
算			-		-	じた年	・月 日 ける納税3	<b>抽</b> 予段類	(G)	
金の計		(B) 対応分	20			<b>全分割等の</b>			年	月
税金		(i) 対応分	20		遺症	<b>全分割等</b>	の事由			06第1項 条の2第
		(1) 対応分	19		0	遺産分	割等があ	り修正申	告を	する場合
_		<ul><li>即 対応分</li></ul>	18	, 000	L	(	D-E		(F)	
報 .		(ii) 対応分	17	, 000	$\vdash$			までに納	付する	5 金額
る所得金		⑦⑧ 対応分 ⑨ 対応分		, 000	※ ©の金額が負の場合は零			// ) -		
れる				, 000	C≥D…Dの金額		·			
眯税され		⑥ 対応分		, 000	納税猶予税額		-	©の金額	Ē	
課		⑤ 対応分		, 000	申告書B第一表⑰欄の金額			D		
F	所得から差し引かれる金額 (申告書B第一表図)		12		納税	猶予分の所得	₽税額等(A)−	B) (*)	©	
		申告書B第三表@@ 対応分	11)		(3)-32) の金額			B		
		先物取引	10		(1	申告書B第	一表配一個	の金額	A	
	課税	上場株式等の配当等	9		L	納税猶予税額の計算			ļ.	
	分離	上場株式等の譲渡	8		_					
所得金額		一般株式等の譲渡				外	国税額控	除	32)	
		申告書第三表のからの 対応分 計				所得税及び復興特別所得税の額 (②+⑩)		得税の額	31)	
所		総合課税の所得金額 計 (①+②+③+④)	5		31-		復興特別所得税額 (29×2.1%)			
	税	申告書B第一表②から⑥ 対応分	4		計算	再差引所行	6引所得税額(基準所得税額) (②一四)			
	合課	総合譲渡・一時			税金の	5	災害減免	額	28	
	総				E24	ž	差引所得税: (図-図)	801	27)	
		事業 (営業等)	1			(申告書B	から差し引た 第一表色から回	対応分 計)	26	
	ない	ものとした場合におけ	る本年先	の税金の計算	ı		5回まで	> 1.1 H.I	25	

(注) ① の金額が申告期限までに納付する金額となりますので、ご注意ください。

69

# 改 正 前

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る 納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

#### 1 使用目的

この計算書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

#### 2 記載要領等

# (1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等 (ILL) について国外転出時課税制度 (ILL2) の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算、欄には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書 (兼納税納予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書) (確定申告書付表)」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

- (注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用贈与資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。
- (注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

#### (2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

### イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産分割等の事由	記載する条文
相続又は遺贈に係る対象資産について、民法 (第 904 条の2 (寄与分)を除く。)の規定による相様を力なは包括遺贈の割合に従って非単任者に移転があったものとして所得役法第 60 条の3第1項から第3項までの規定の適用がされていた場合において、その後当該対象資産の分割が行われ、当該分割により非民任者に移転した対象資産が当該申続分又は包括遺贈の割合に従って非居任者に移転したものとされた対象資産と異なることとなったこと。	所法第151条の6第1項第1号
民法第 787 条 (認知の訴え) 又は第 892 条から第 894 条まで (権定相総人 の廃除等) の規定による認知、組織人の廃除以往その政情以に関する裁判 の確定、同法第 884 条 (相談回復請未権) に規定する相談の回復、同法第 919 条第 9 項 (相談の承認及び政策の固及び取消し) の規定による相談 の放棄の取消しその他の事由により相談人に募集を生じたこと。	所法第151条の6第1項第2号
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第3号
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関する訴えについての判決があったこと。	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第1号)
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第 151 条の 6 第 1 項第 4 号 (所令第 273 条の 2 第 2 号)

ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間 に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る 納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

#### 1 使用目的

この計算書は、所得税法第137条の2第1項《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第137条の3第1項若しくは第2項《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》の適用を受ける場合に、納税猶予分の所得税額等の計算をするために使用するものです。

#### 2 記載要領等

# (1) 「適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算」欄

「適用資産等 (EL) について国外転出時課税制度 (EL2) の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算 機には、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書 (維納税籍子の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書) (確定申告書付表)」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」に記載されている金額を含めずに所得税及び復興特別所得税の額を計算した場合の所得金額等を記載します。

- (注1) この場合の「適用資産等」は、所得税法第137条の2第1項に規定する「適用資産」、同法第137条の3第1項に規定する「適用費を資産」又は同条第2項に規定する「適用相続等資産」をいいます。
- (注2) この場合の「国外転出時課税制度」は、所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の3第1項から第3項までの規定をいいます。

#### (2) 「遺産分割等があり修正申告をする場合」欄

所得税法第151条の6第1項《遺産分割等があった場合の修正申告の特例》の規定により修正申告をする場合にのみ記載します。

#### イ 「遺産分割等の事由」欄

遺産分割等の事由の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

遺産力刊寺の事団の区方に応じて、これでれたの	これが比較しより。			
	記載す	る条文		
遺産分割等の事由	相続開	始の日		
	令和元年6月30日以前	令和元年7月1日以後		
料総又は連際に係る対象資産について、民法(第 904 条の2 (第	所法第151条の6第1項第1号			
民法第787条(認知の訴え)又は第892条から第894条まで(推定相談人の接除等)の設定による認知、相談人の廃除文はその 取消しに関する裁判の確定、国法第88条(相談の政策として に規定する相談の回復、同法第919条第2項(相談の承認及び放棄の報題日後収算10の規定による相談の原数の政策の取消しその概例との規定による相談の放棄の取消しその他の事由により相談人に頻繁を生じたこと。	所法第 151 条の	6第1項第2号		
遺留分による減殺の請求に基づき返還すべき、又は弁償すべき 額が確定したこと。	所法第151条の6第1項第3号	_		
遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があったこと。	所法第151条の6第1項第4号	所法第151条の6第1項第3号		
相続又は遺贈により取得した財産についての権利の帰属に関	所法第151条の6第1項第5号	所法第151条の6第1項第4号		
する訴えについての判決があったこと。	(所令第273条の2第1号)	(所令第 273 条の 2 第 1 号)		
条件付の遺贈について、条件が成就したこと。	所法第151条の6第1項第5号 (所令第273条の2第2号)	所法第151条の6第1項第4号 (所令第273条の2第2号)		

#### ロ 「遺産分割等の事由が生じた年月日」欄

遺産分割等の事由が生じた年月日を記載します。

#### ハ 「確定申告における納税猶予税額」欄

確定申告における納税猶予税額を記載します。なお、当該確定申告から当該修正申告までの間 に、適用相続等資産の譲渡がある場合などについては、税務署にお尋ねください。

# 改 正 前

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

**************************************						
	納税者	住 所 又は居所	〒 - (Te	ι -		)
	(代表	フリガナ 氏 名				<b>(B)</b>
	者)	納税地		ι -	-	)
令和年月日提出	納税管	住 所	〒 - (Tie	ı -		)
	理人	フリガナ 氏 名				<b>(iii)</b>
に係る期限の延長(5年延長)を生	受け7	<b>たいので、その</b>	<b>≦</b> 及び下記のとおり届出をします。 記			
			所得税の(準)確定申告書に関する事 成・令和年月日提出			
	_	日 国外転出	・ 贈与 ・ 相続開始 合和年月日)			
3 帰国予定日 令和年月_	1	日 帰国予定	・ 帰国予定なし			
4 所得税法第137条の3第1項 ・ 第1項の適用を受けてい			受けている場合の受贈者又は被相続	人(遺贈者	•)	
住所又は居所 ・ 第2項の適用を受けてい。			氏名 		-	
住所又は居所			氏名		_	
5 その他参考となる事項						

関与税理士	(8)				<b>註番号</b>		
						·	
	この棚には	税整務理	通信日付印の年月日	確認印	整	理番号	(名 簿 番 号)
	この棚には 書かないで ください。	搭欄	年 月 日		I		

(資 6 -102-A 4 統一) R2.11

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

· 新署是办会								
	納稅	住 所 又は居所	〒 -		(Tel	_	_	)
***************************************	税者(代	フリガナ 氏 名			(			<b>B</b>
	長 表者)	納税地	〒 -		(Tex.		_	)
令和年月		任 所	〒 -		(222	_	_	
	管理人	フリガナ						®
			記					
1 特例の適用を受け								
平成·令和年 2 国外転出、贈与又			成・分和年_	Я	日提出	<b>比名</b>		_
平成・令和年	三月	日 国外転出	• 贈与 •	相続開始				
(遺産分割等の	事由が生じた	年月日:平成・	令和年	月	_目)			
3 帰国予定日								
令和年	月	日 帰国予定	<ul><li>帰国予定なし</li></ul>	-				
4 所得税法第137条の	つ3第1項又に	は第2項の適用を	:受けている場合	の受贈者又	は被相続人	(遺贈者)		
<ul> <li>第1項の適用を</li> </ul>	受けている場							
住所又は居所				氏名	í		-	
<ul> <li>第2項の適用を</li> </ul>		n - bellinger		pt. A	,			
11/11人は店所				17.3			-	
5 その他参考となる	東頂							

関与税理士	(6)	電話番号	

この棚には 一税	整	通信日付	印の	年月日	確認印		**	理	番	号		(2	名 簿	番	号)	
この棚には 書かないで ください。	機	年	Л	B			1									

(資 6 - 102 - A 4 統一) R1.11

# 改正前

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

#### 1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の2 第 1 項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税額予》又は第 137 条の3 第 1 項背しくは第 2 項(頭 5 等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税額 予 ) の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相総開始の日(以下「国外転出等の日」といいます。) から5 年を経過する日 <sup>(12)</sup> の型 日以後 4 か月を経過する日まで納税を 第 7 されている方が、その納税の 第 7 に係る 期限を国外転出等の日から 10 年を経過する日 <sup>(13)</sup> の型 日以後 4 か月を経過する日まで延長を 1 が、その納税の 新 7 により 1 になってす。

なお、この届出書は国外転出等の日から5年を経過する日(同日前に、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等 の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日)までに提出する必要があります。ただし、同法 第 151 条の5第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、当該提 出期限までに提出する必要があります。

(注) 5年(又は10年)を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

#### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者(代表者)」欄

### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者 (代表者) が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者(代表者)が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文(※1及び※2)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	<b>※</b> 1	<b>※</b> 2
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第137条の <u>2</u> 第 <u>1</u> 項	同条第 <u>2</u> 項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の <u>3</u> 第 <u>1</u> 項	同条第3項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の <u>3</u> 第 <u>2</u> 項	同条第3項

# (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得侵法第 151 条の5 第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「帰国予定日」欄

非居住者である2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、 それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

#### (7) 「所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人(遺贈者)」欄

所得税法第 137 条の3 第1 項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者(もらった方)の氏名及び住所若しくは居所を 記載します。同条第2 項の適用を受けている場合は、相続(又は遺贈)に係る被相続人(又は遺贈者)の氏名及び亡くなった 時における住所又は居所を記載します。

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の期限延長届出書

#### 1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項 《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅額予》 又は第 137 条の 3 第 1 項 港 C くは第 2 項 《聞中等により非思住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特別の適用がある場合の納稅額予 の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相総開始の日 (以下「国外転出等の日」といいます。)から 5 年を経過する日 <sup>GD</sup> の翌日以後 4 月を経過する日まで納稅を贈予されている方が、その納稅の猶予に係る期限を国外転出等の日から 10 年を経過する 日 <sup>GD</sup> の翌日以後 4 月を経過する日まで延長したい場合に、納稅地の所稼稅務署長に提出するものです。

なお、この届出書は国外転出等の日から5年を経過する日 (同日前に、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国 等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日の前日)までに提出する必要があります。ただし、同 法第 151 条の5第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、当該 提出期限までに提出する必要があります。

(注) 5年(又は10年)を経過する日までに、帰国等の場合、受贈者等帰国等の場合又は相続人帰国等の場合に該当することとなった場合には、その該当することとなった日となります。

#### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者(代表者)」欄

所得税法施行令第266条の3第13項(同令第266条の2第10項及び第266条の3第19項により準用する場合を含みます。) の規定により、2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出する ことになりますので、「納税者(代表者) 欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付 表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予 付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者(代表者)が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者(代表者)が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文(※1及び※2)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	<b>※</b> 1	<b>※</b> 2
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の <u>2</u> 第 <u>1</u> 項	同条第2項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の <u>3</u> 第 <u>1</u> 項	同条第3項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	所得税法第 137 条の3第2項	同条第3項

### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。また、所得侵法第 151 条の5第1項の規定による期限後申告書の提出期限が相続開始の日から5年を経過する日後である方については、( ) 内に遺産分割等の事由が生じた年月日も記載します。

なお、国外転出、贈与、相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「帰国予定日」相

非居住者である2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、「5 その他参考となる事項」欄等に、 それぞれの方の帰国予定年月日が分かるよう適宜記載してください。

# (7) 「所得税法第137条の3第1項又は第2項の適用を受けている場合の受贈者又は被相続人(遺贈者)」欄

所得模法第137条の3第1項の適用を受けている場合は、贈与に係る受贈者(もらった方)の氏名及び住所若しくは居所を記載します。同条第2項の適用を受けている場合は、相続(又は遺贈)に係る被相続人(又は遺贈者)の氏名及び亡くなった時における住所又は居所を記載します。

# 改正前

### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	納税者	住 所 又は居所	Ŧ	-	(Tel		_	)
	者 (代表者)	フリガナ 氏 名						®
	(者)	納税地	Ŧ	-	(Tel		_	)
令和年月日提出	納税管	住 所	Ŧ	-	(Tel	_	_	)
	官理人	フリガナ 氏 名						<b>®</b>

所得税法第137条の\_\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>®1</sup>の適用を受けていますが、令和\_\_\_\_\_年<sup>®2</sup>12月31日現在において有し又 は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の額予を受けたいので、同条第\_\_\_\_\_\_項<sup>®3</sup>の規定 により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日

- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所 住所\_\_\_\_
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

- 5 令和\_\_\_\_\_年章212月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等 付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

関与税理士 @ 電話番号

この欄にはし	税整	通信日付印の年月日	確認印	整理番号	(名 簿 番 号)
書かないで ください。	務理	通信日付印の年月日 年 月 日			

(資 6-103-1-A 4 統一) R2.11

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
(	納税者	住 所 又は居所	〒 - (Tin	
	者 (代表者)	フリガナ 氏 名		<b>®</b>
	者	納税地	⊤ - (Ta	)
令和年月日提出	納税管	住 所	〒 - (Tin	)
	理人	フリガナ 氏 名		(8)

所得税法第137条の\_\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項 $^{\pm 1}$ の適用を受けていますが、令和\_\_\_\_\_年 $^{\pm 2}$ 12月31日現在において有し又は契約を締結している同項の適用資産等につき、引き続き納税の猶予を受けたいので、同条第\_\_\_\_\_\_項 $^{\pm 3}$ の規定により、その旨及び下記のとおり届出をします。

記

1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項

2 国外転出、贈与又は相続開始の日

- 3 所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所 住所
- 4 納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額

令和\_\_\_\_\_\_年<sup>※2</sup>12月31日現在 \_\_\_\_\_\_\_円

- 5 令和\_\_\_\_\_年幸212月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等 付表「適用資産等の明細」のとおり
- 6 その他参考となる事項

関与税理士 ⑩ 電話番号

この棚には	税整	通信日付印の年月日 年 月 日	確認印	整理番号	(名 簿 番 号)
書かないで	<b>粉理</b> 署欄	年 月 日			

(資 6-103-1-A 4 統一) R1.11

# 改正前

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

#### 1 使用日的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項 指しくは第 2 項(卿 5 等により 非民住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税額 予 )の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相総開始の日(以下「国外転出等の日」といいます。)から 5 年(又は 10 年)を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納税を顕すされている方(頒予承継和総人を含みます。)が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定中告期限から納税の 猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現住において有し又は契約を締結している適用資産等 <sup>20</sup> にっき、引き続き納税の 劉予を受けたい場合に、納税池の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年12月31日の属する年の翌年3月15日までに提出する必要があります。

(注) 所得税法第137条の2第1項に規定する適用資産、同法第137条の3第1項に規定する適用贈与資産又は同条第2項に規定する適用能装等資産をいいます。

#### 2 記載要領等(付表「適用資産等の明細」を含みます。)

#### (1) 「納税者(代表者)」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項(同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。) の規定により、2 人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合は、原則、各相続人の連署により提出することになりますので、「納稅者(代表者)」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納稅額予 付表」に記載し、この届出書と併せて提出してください。

#### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者(代表者)が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

# (3) 「納税管理人」欄

納税者(代表者)が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文(※1、※2及び※3)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	<b>%</b> 1	<b>※</b> 2	×3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	提出期限の	第 <u>6</u> 項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の <u>3</u> 第 <u>1</u> 項	属する年の	第7項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	前 年	第7項

# (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

### (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの届出書を提出する場合(建署により提出しない場合も含みます。以下同じです。) は続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額いかかる合き制金の金融制でおりましてください。

#### (8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の提出期限の展する年の前年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転 出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書 (兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明 細勢) (確定中告事付表)) に準じて記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続開始の時の金額を記載し、「備考」欄には「角模法第60条の2第11項又は 第60条の3第12項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体 的に記載してください。

### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予の継続適用届出書

#### 1 使用目的

この届出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項 (国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項若しくは第 2 項 (贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予 の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相核開始の目 (以下「国外転出等の日」といいます。)から 5 年 (又は 10 年)を 総動する日の翌日以後 4 月を経動する日まで納税を猶予されている方 (猶予承維相核人を含みます。)が、同法第 137 条の 2 第 6 項又は第 137 条の 3 第 7 項の規定により、国外転出等の日が属する年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告期限から納税の猶予の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用設定等。 四 につき、引き続き納税の 都子の期限が確定するまでの間、毎年 12 月 31 日現在において有し又は契約を締結している適用設定等。 四 につき、引き続き納税の 私といる場合に、納税地の所轄税務署長に提出するものです。この届出書のほか、付表「適用資産等の明細」も併せて提出してください。

なお、この届出書は、上記の間、毎年12月31日の属する年の翌年3月15日までに提出する必要があります。

(注) 所得税法第137条の2第1項に規定する適用資産、同法第137条の3第1項に規定する適用贈与資産又は同条第2項に規定する適用相総等資産をいいます。

#### 2 記載要領等(付表「適用資産等の明細」を含みます。)

#### (1) 「納税者(代表者)」欄

#### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者 (代表者) が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄 に納税地を記載します。

# (3) 「納税管理人」欄

納税者 (代表者) が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所任地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文(※1、※2及び※3)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	<b>※</b> 1	<b>※</b> 2	<b>※</b> 3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	提出期限の	第 <u>6</u> 項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第1項	属する年の	第7項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	前年	第7項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合の国外転出の時における国内の住所」欄

所得税法第137条の2第1項の適用を受けている場合は、適用を受けた方の国外転出の時における国内の住所を記載します。

### (7) 「納税の猶予を受けている所得税及び復興特別所得税の額」欄

2人以上の相総人又はその新程管型人がこの届出書を提出する場合(建署により提出しない場合も合みます。以下同じです。) は、相続人の方が承継した系継後のそれぞれの所得税及び復興特別所得税の額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の額(いわゆる合計額)を記載してください。

### (8) 付表「適用資産等の明細」

この届出書の掲出期限の属する年の前年12月31日現在において有し又は契約を締結している適用資産等について、「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書(維納税酬予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書)(確定申告書付表)」に単して記載してください。

なお、「価額等」欄には国外転出、贈与又は相続関始の時の金額を記載し、「備考」欄には所得税法第 60 条の 2 第 11 項又は 第 6 余の 3 第 12 項の規定に掲げる事由より、引き続き所有していたものとみなされた適用資産等について、その事由を具体 的に記載してください。

# 改 正 前

(	納税		所 は居所	₹		-			(Tel			
	者 (代表		ガナ 名									
	者)	納:	税地	Ŧ		-			(Tel.			
令和年月日提	納出税		所	Ŧ		-				_		
	管理人	フリ	リガナ 名						(Ты.			
所得税法第137条の第 で、所得税法施行令第266条の_  1 特例の適用を受けた年分 平成・令和年分 2 国外転出、贈与又は相続 平成・命和年 3 現在、納税が額子されて	の所得 開始の _月	税及び後 税 日 日	項 <sup>※3</sup> の対 复興特別 務署 平 国外転出	見定によ 記 所得税の 成・令和_	り、準	下記の ) 確定 年	: おり携 申告書に 月	出しま に関す Fi	ます。			
で、所得保法施行令第266条の 1 特例の適用を受けた年分 平成・舎和 年分 2 国外転出、贈与又は相続 平成・合和 年 3 現在、約税が躺予されて (1) 現在の納税躺予期限	の所得 開始の _月_ いる所 令和	税及び後 一税 日 一日 一月 得税及て	項素3の対 夏興特別 務署 事 国外転出 ド復興特	見定によ記 所得税の成・令和_ 別所得利	り、準増与の金円	下記の ) 確定 年 - 格 額等	: おり抜 申告書に 月 続開始	- 出しま - 二 - 円 - 円 - 円 - 円	ます。	氏名		
で、所得限法施行令第266条の 1 特例の適用を受けた年分 平成・舎和 年分 2 国外転出、贈与又は相続 平成・合和 年 3 現在、納税が躺予されて (1) 現在の納税納予期限 (2) 現在、納税が躺予され 4 納税額予期限の一部確定	の所得 開始の 月 い 令 い る う れ る す る が る れ る ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ	税及び後 一段 日 一月 得税及て 年 の の の の の の の の の の の の の	項率3の対 复興特別 国外転出 ド復興特 E とび復興特	見定によ 記 所得税の は、令和_ り別所得利 別所得利 別別所得利	り、準増与金円税の金	下記のと ・ 年 ・ 等 ・ 額 等 ・ 額 等	: おり抜 申告書に 月 続開始	- 出しま - 二 - 円 - 円 - 円 - 円	ます。	氏名		
で、所得保法施行令第266条の 1 特例の適用を受けた年分 平成・舎和 年分 2 国外転出、贈与又は相続 平成・舎和 年 3 現在、納税が躺子されて (1) 現在の納税納予期限 (2) 現在、納税が躺子され	の所得 開始の 下の でする かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう かっこう	院及び後 日 日 日 日 日 得税及て 年 所得税及 7 日 日 の 1 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	項素3の対 夏興特別 国外転出 ド復興特 上 と で復興特 年 上 で復興特	見定によ 記 所得税の 成・令和 日別所得利 月別所得利 月月	り、 準 増 与 金 日 の 金 日	下記のと ・ 年 ・ 等 ・ 額 等 ・ 額 等	: おり携 申告書( 月 :続開始	- 出しま - 二 - 円 - 円 - 円 - 円	ます。	氏名		
で、所得模法施行令第266条の 1 特例の適用を受けた年分 平成・令和 年分 2 国外転出、贈与又は相続 平成・令和 年 3 現在、納稅が額予されて (1) 現在の納稅額予が期限 (2) 現在、納稅が額予され (1) 確定する納稅額予期限 (1) 確定する納稅額予期限 (2) 確定する新稅額予期限 (3) 確定する所得稅及び後 (3) 確定する所得稅及び後	の所得のの所得のの所得のの所得のの所得のの所用のの所和のの所のの所のの所のの所のの所のの所のの所のの所のの所のの所の例例ののでは、	院及び後 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	項率3の対 夏興特別 国外転出 が復興特 上 を変変 の の の の の の の の の の の の の	見定によれています。 記 所得税の 成・令和 別所得利 別所得利 別所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	り、 準 増 与 免 日 関 する 日 間 する	下記の ) 確定 ・ 有 ・ 額等 ・ 額等 ・ 額等 ・ 報	・おり携 事告書。 事の表現所が		る事項	氏名		
で、所得模法施行令第266条の 1 特例の適用を受けた年分 平成・令和 年分 2 国外転出、贈与又は相続 平成・令和 年 3 現在、納稅が額予されて (1) 現在の納稅。額予期限 (2) 現在、納稅が額予され 4 納稅額予期限の一部確定 (1) 確定する納稅額予期限 (2) 確定する納稅額予期限	第一条 の の 所得 の の 所得 の の 所得 の の 所 の の の の の の	税及び後 税	項率3の対 夏興特別 国外転出 ドアトランで復興 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の 大変の	見定によれています。 記 所得税の 成・令和 別所得利 別所得利 別所 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	り、 準 増 与 免 日 関 する 日 間 する	下記の ) 確定 ・ 有 ・ 額等 ・ 額等 ・ 額等 ・ 報	・おり携 事告書。 事の表現所が		る事項	氏名		
で、所得模法施行令第266条の 1 特例の適用を受けた年分 平成・令和 年) 2 国外転出、贈与又は相続 平成・令和 年 3 現在、納稅が新子されて (1) 現在の納稅納予期限 (2) 現在、納稅が猶子される 4 納稅納予期限の一部確定 (1) 確定する納稅納予期限 (2) 確定する納稅納予期限 (2) 確定する所得稅及び後 付表1「納稅納予期	第 の	等	項 <sup>幸3</sup> の対 更	規定による記  「所得税ののでは、日本のでは	り、 準 増 与 金 日 間 を 額 日 都 で また こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	<ul> <li>下記のと</li> <li>)確定</li> <li>・ 有額等</li> <li>額額等</li> <li>事項</li> <li>本年月日</li> </ul>	・おり携 申告書は 一月 一月 円 円 計算書」	に関す: のと:	ます。 る事項 『	天名 <b></b> 円	取	

この概には 割がないで くだがい	通信日付印の年月日			確認印		整理番号	(名簿番号)
	年	月	日				

# 国 外 転 出 を す る 場 合 の 譲 渡 所 得 等 の 特 例 等 に 係 る 納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

7	_		<del>T</del>						
	納税者	住 又は居	所	-		(Tel			)
	者 (代表者)	フリガ 氏							<b>(B)</b>
	者)	納 税	地	-		(Tel			)
令和年月日提出	納税	住	所	-		(Tra			)
	管理人	フリガ 氏	-			(III			(B)
で、所得税法施行令第266条の	第	项		こより、下記の	とおり提出	します。			
			記						
1 特例の適用を受けた年分の	听得和	見及び復興	特別所得	税の(準)確定	官申告書に関	する事項			
平成・令和年分		税務	署 平成・令	和年	月	日提出	氏名		
2 国外転出、贈与又は相続開	始のE	1							
平成・令和年月		日 国	外転出	贈与 •	相続開始				
3 現在、納税が猶予されてい	る所律	— }税及び後	[興特別所	得税の金額等					
(1) 現在の納税猶予期限	令和_	年	月						
(2) 現在、納税が猶予されて	ハる戸	F得税及び	『復興特別	所得税の金額			円		
4 納税猶予期限の一部確定す	る所律	- 税及び後	[興特別所	得税の金額等					
(1) 確定する納税猶予期限	令和	n4	E月	E					
(2) 確定する所得税及び復興(	特別原	F得税の金	≥額		_円				
(3) 確定する所得税及び復興	特別原	F得税の金	2額の計算	に関する事項					
	の一音			の金額に関する	る計算書」の	とおり			
付表 1 「納税猶予期限			1 ém						
(4) 一部確定事由が発生した				Distribution of the		- DE	desi Ade	HFs 40	1. 30.
				譲渡等年月日	一部確定事由	価	額等円	取	計 費

関与税理士	•	電話番号	
-------	---	------	--

(資 6-104-1-A 4 統一) R1.11

#### 改正後

# 改正前

# 国外 転 出 を す る 場 合 の 譲 渡 所 得 等 の 特 例 等 に 係 る 納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

#### 1 使用目的

この卵細書は、所得税注第 137 条の2 第 1項 (国列転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予) 又は第 37 条の3 第 1項名しく第2 9項 (頭与等により非思性者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予) の適用を受け、それぞれ国外転出、関与支は相総開始の日 (以下 「国外転出等の日」といいます。)か5 年(以は10 年)を経過する日の翌日以後4か月を経過する日まで納稅を第子されている方が、同注第 137 条の2 第 1項に規定する調子基準日、第 137 条の3 第 1項に規定する調子基準日、第 137 条の3 第 1項に規定する調子基準日又は均余第 2項に規定する相談等調了基準日までに、同法第 137 条の2 第 5 項の申由 (四1) 又は第 137 条の3 第 6 可の申由 (四2) 以下 「一部確定事由」といいます。)が生じた場合に、それぞれ得及協信で含金条の2 第 5 項又は第 266 条の3 第 12 項の規定により納稅地の所轄稅務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表1 「納稅雖予期限の一部確定する所務稅等の金額に関する計算書」も併せて提出してください(付表2 「納稅雖予期限の一部確定事由が発生」と適用を確定等の問題。を使用 1 下場を入せ、付表9 1 未得取りに対する

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税 (以下「所得税等」といいます。) を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

- (注1) 所得税法第137条の2第1項の納税猶予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡(一定のみなし譲渡を含みます。)、決済又は贈与をした場合をいいます。
- (注2) 所得税法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非屈住者の方又は同条第2項の納税養予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡(一定のみなし譲渡を含みます。)、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税猶予の場合は、相続開始の日から5年を経過する日までにその相続に係る非居住者である受 贈者、相談人又は受護者の方が死亡し、適用資産等の一部が相談。保定承認に係るものに限ります。)又は遺贈(包括遺贈のうち限定系 別に係るものと思ります。)とより終末に上継令人変生れます。

#### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者 (代表者)」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項(同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。) の規定により、2 人以上の相談人又はその納稅管理人がこの明維新を提出する場合は、原則、各相談人の連署により提出することになりますので、「納稅者(代表者)」欄には、相談人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納稅類等 付表」に記載し、この明維書と併せて提出してください。

# (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者(代表者)が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者 (代表者) が納税管理人を適任している場合に記載します。納稅管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文(※1、※2及び※3)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	<b>*</b> 1	₩2	※3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の2第1項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の <u>3</u> 第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

# (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の制能人又はその制度管理人がこの刺繍を提出する場合 企業により提出しない場合も含みます。)は、相能人の が示確した未確接のそれぞれの所得段及び復興特別所得段の金額ではなく、未確前の所得段及び復興特別所得段の金額(いわ める合計額)を記載してください。下記77においても同じです。

#### (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

「「1 確定する納税猶予期限」欄は、上記1の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、令和2年6月1 日に適用資産等を譲渡した場合は、令和2年10月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これ らの日の毎日が即とみなられます。

「2)確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表 1 「納税猶予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「40 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。た だし、一部確定事由が発生した適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税 銀予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の制細。を使用してください。

#### 国外 転 出 を す る 場 合 の 譲 渡 所 得 等 の 特 例 等 に 係 る 納税猶予期限の一部確定事由が生じた場合の適用資産等の明細書

#### 1 使用目的

この明細書は、所発根法第 137 条の2 第 1 項 [国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税選予》又は第 137 条の3 第 1 項料しくは第 2 項 (贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税選予) の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相総関係の日 (以下 [国外転出等の日) といいます。)から5 年 (又は10 年) を経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の2 第 1 項に規定する調子基準日、第 137 条の3 第 1 項に規定する贈与調子基準日又は同条第 2 項に規定する相談等請了基準日までに、同法第 137 条の2 第 5 項 事由 ロコンは第 137 条の3 第 6 項の事由 ロコン (以下 一部確定事由) といいます。)がまじた場合に、それぞれ所得技施官行第 266 条の2 第 5 項又は第 266 条の3 第 12 項の規定により納税地の所轄税務署長に提出するものです。この明細書のほか、付表 1 「納税第 予期限の一部確定する所得税等の金能に関する計算書」も併せて提出してください。(付表 2 「納税猶予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の明細)を使用した場合は、付表 2 も提出してください。)

また、この明細書を提出するほか、上記事由により納税猶予期限が一部確定する所得税及び復興特別所得税と納税が猶予されていた期間に応じた利子税(以下「所得税等」といいます。)を納付する必要があります。

なお、この明細書の提出及び所得税等の納付は、上記事由が生じた日から4か月を経過する日までに行う必要があります。

- (注1) 所得根法第137条の2第1項の納税難予の適用を受けている方が、適用資産等の譲渡(一定のみなし譲渡を含みます。)、決済又は贈与をした場合をいいます。
- (注2) 所得般法第137条の3第1項に規定する贈与を受けた非配件者の方又は同条第2項の納税贈予の適用を受けた相続人である非居住者の方が、適用資産等の譲渡(一定のみなし譲渡を含みます。)、決済又は贈与をした場合をいいます。

なお、所得税法第137条の3第2項の納税額予の場合は、相談開始の日から5年を秘過する日までにその相談に係る非財往者である受 関者、制能人又は受護者の方が死亡し、適用資産等の一部が相談(限定承認に係るものに限ります。)又は遺贈(包括遺贈のうち根定承 認に係るものに限ります。)により移転した場合も含まれます。

#### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者(代表者)」欄

所得税法施行令第 266 条の 3 第 13 項(同令第 266 条の 2 第 10 項及び第 266 条の 3 第 19 項により準用する場合を含みます。) の規定により、2 人以上の相続人又はその解税管理人がこの明細書を提出する場合は、原則、各相続人の選挙により提出することになりますので、「納税者(代表者)」欄には、相続人のうち代表者の方について記載し、代表者以外の方については、付表「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税第十 付表」に記載し、この明細書と併せて提出してください。

# (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納侵者(代表者)が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### 3) 「納税管理人」欄

納税者(代表者)が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文(※1、※2及び※3)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	*1	※2	<b>※</b> 3
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第 137 条の <u>2</u> 第 <u>1</u> 項	同条第5項	第266条の2第5項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の <u>3</u> 第1項	同条第6項	第266条の3第12項
相談又仕清晰により所得解法第60多の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項	同条第6項	第266条の3第12項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

# (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの明細書を提出する場合(建署により提出しない場合も含みます。)は、相続人の 方が承維した承継後のそれぞれの所得税及が復興分削所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額(いわ ゆる合計額)を記載してください、下記ににおいても同じです。

#### (7) 「納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

(1) 確定する動を除予期限、観点、上記1の事由が生じた日から4か月を経過する日となります。例えば、令和元年7月1日に適用資産等を誘渡した場合は、令和元年11月1日となります。この期限が土曜日、日曜日、休日等に当たるときは、これらの日の翌日が期限とみなされます。

「(2) 確定する所得税及び復興特別所得税の金額」欄は、付表 1 「納税額予期限の一部確定する所得税等の金額に関する計算書」で計算し転記してください。

「44) 一部確定事由が発生した適用資産等の明細」欄は、一部確定事由が生じた適用資産等について記載してください。た だし、一部確定事由が生じた適用資産等の銘柄等が複数ある場合は、適宜の欄に「付表2のとおり」と記載し、付表2「納税 額予期限の一部確定事由が発生した適用資産等の期間」を使用してください。

#### 付表 1

	納税猶予期限の一部確定	とす	1
--	-------------	----	---

所得税等の金額に関する計算書

納税者 (代表者) の氏名

所得税法第137条の\_\_\_\_\_第\_\_\_\_項<sup>幸1</sup>の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税 の金額のうち、同条\_\_\_\_\_項<sup>※2</sup>の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期 限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額(「4 納税猶予期限の一部確定する 所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額)のとおりです。

※ 上記事由の生じた日によりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに 作成してください。

年

#### 1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

平成・令和

月

B

2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における <u>納税が猶予された</u> 所得税及び復興特別所得税の金額 $^{(E1)}$	1		п	
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の 金額の合計額	2		円	
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額(①-②)	3	明細書 3(2)~	円	

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その 申告又は更正後の金額になります。

#### 3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額 (****)	4	円
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の 3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分に おける所得稅及び復興特別所得稅の金額 <sup>(33)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生 した適用資産等をあめ、既に納稅猶予期限の一部確定事由が発生している適用資産 等については、 <u>建度又は決済があったものとして</u> 同年分における所得稅及び復興得 特別所得稅の金額を計算します。	5	В
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額(④-⑤) (④の金額(⑤)の金額 の場合には、0 と書いてください。)	6	H

- (注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その 申告又は更正後の金額になります。
- (注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税額予分の所得税及び復興特別所 得税の額の計算書」を利用して計算してください。

# 4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額(③-⑥)		明細書 4(2)へ	円
(③の金額<⑥の金額 の場合には、0 と書いてください。)	7		
(100 円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)			

(資6-104-2-A4統一) R2.11

#### 付表1

#### 納税猶予期限の一部確定する

所得税等の金額に関する計算書

納税者(代表者)の氏名

所得税法第137条の\_\_\_\_\_\_第\_\_\_\_\_項章1の規定により、現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税 の金額のうち、同条\_\_\_\_項※2の規定により、同項の事由が生じた日から4か月を経過する日をもって納税猶予期 限の確定する所得税及び復興特別所得税の金額は、この計算書で計算した金額(「4 納税猶予期限の一部確定する 所得税及び復興特別所得税の金額」の「⑦」欄の金額)のとおりです。

※ 上記事由の生じた日によりそれぞれ一部確定する納税猶予期限が異なりますので、この計算書は、上記事由の生じた日ごとに 作成してください。

#### 1 納税猶予期限の一部確定事由が発生した年月日

令和 年 月 日

#### 2 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における <u>納税が猶予された</u> 所得税及び復興特別所得税の金額 (※1)	1		円
①のうち、既に納税猶予期限の一部確定している所得税及び復興特別所得税の 金額の合計額	2		PI
現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額(①一②)	3	明細書 3(2)〜	円

(注1) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その 申告又は更正後の金額になります。

#### 3 引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額

特例を受けた年分における所得税及び復興特別所得税の金額(注注)	4	P
適用資産等について所得税法第60条の2第1項から第3項まで及び同法第60条の 3第1項から第3項までの規定の適用がないものとした場合の特例を受けた年分に おける所得税及び復興特別所得税の金額( <sup>183)</sup> 。この場合、今回一部確定事由が発生 した適用資産等を含め、既に納税基予期限の一部確定事由が発生している適用資産 等については、 <u>速速又は決済があったものとして</u> 同年分における所得税及び復興得 特別所得税の金額を計算します。	(5)	P
引き続き納税が猶予される所得税及び復興特別所得税の金額(④一⑤) (④の金額<⑤の金額 の場合には、0 と書いてください。)	6	F

- (注2) 特例を受けた年分の所得税及び復興特別所得税について修正申告を行っている又は更正が行われている場合は、その 申告又は更正後の金額になります。
- (注3) この金額の計算に当たっては、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所 得税の額の計算書」を利用して計算してください。

# 4 納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額

	納税猶予期限の一部確定する所得税及び復興特別所得税の金額(③一⑥) (③の金額<⑥の金額 の場合には、0と書いてください。) (100 円未満の端数がある場合には、その端数金額は切り捨ててください。)	7	明細書 4(2)へ	円)
_		+		$\overline{}$

(資 6-104-2-A 4 統一) R1.11

# 改 正 前

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表

(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

_					
(1)	納税地	(〒 - )	(〒 - )	(〒 - )	(〒 - )
(1)	H1 10C AE	(Tin )	(In )	(In )	(Tin )
(2)	上記(1)の区分	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等	住所地・居所地・事業所等
	上記(1)以外の	(〒 - )	(〒 - )	(₹ - )	(〒 - )
(3)		(Tin )	(Tin )	(Tet )	(Th )
		フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(4)	氏 名	(8)	(8)	(F)	(8)
(5)	生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・令和			
10)		年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
(6)	個 人 番 号	l	l		
(7)	職業				
(8)	屋 号	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
	法施行地外の				
(9)	住所又は居所				
(10)	出国 (予定) 年月日	令和 年 月 日			
(11)		令和 年 月 日			
	国内で生じる	事業・不動産・給与・譲渡	事業・不動産・給与・譲渡	事業・不動産・給与・譲渡	事業・不動産・給与・譲渡
(12)	所得内容	( )	( )	( )	( )
(13)					
,	11100 [2-20]	(Tat )	(In )	(lin )	(Ta )
		フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
(14)	納税管理人の氏名	(9)	<b>a</b>	(F)	(9)
(15)	その他				
*	整理欄(記載不要)				
		<u> </u>			
977	整 理 番 号	0	0	0	0
18	番号確認 身元確認	□ 済	□ 済 □ 未済	□ 済	□ 済 □ 未済
B	唯 認 書 類	個人番号カード/ 通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/ 通知カード・運転免許証 その他()	個人番号カード/ 通知カード・選帳免許証 その他()	個人番号カード/ 通知カード・運転免許証 その他()
2	補 完				
11					

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表

(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

Т			( <del>-</del> - )		(〒 -	)	(〒 -	)	(〒 -	)
1	1)	納税地	( - )		(T -	,		,	(T -	,
	_,		(Tin	- )	(Tit	- )	(Tin	- )	(Tin	- )
(	2)	上記(1)の区分	住所地・居所地・	事業所等	住所地・居	所地・事業所等	住所地・居所	地・事業所等	住所地・居住	<b>折地・事業所等</b>
	3)	上記(1)以外の	(〒 - )		(〒 -	)	(〒 -	)	(〒 -	)
l'	O <sub>7</sub>	住所地・事業所等	(Tm	- )	(Tit -	- )	(Tin -	- )	(Tit	- )
Г			フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
(	4)	氏 名		<b>®</b>		(8)		(8)		®
1	5)	生年月日	大正・昭和・平	成・令和		ロ・平成・令和	大正 ・ 昭和			<ul> <li>平成 · 令和</li> </ul>
F	_		年 月	日生	4pt	月 日生	4r.	月 日生	4s	月 日生
(	6)	個 人 番 号		<u> </u>						
(	7)	職業								
(	8)	屋号	フリガナ		フリガナ		フリガナ		フリガナ	
Г		法施行地外の								
1	9)	住所又は居所								
(	10)	出国 (予定) 年月日	平成 年 月	FI FI	平成 令和	. 月 日	平成 年	月 日	平成 令和 年	月 日
Ó	11)	帰国予定年月日	VIT cits	Н Н	平成 令和	月日	平成 年 令和	月 日	平成 年	月 日
6	12)	国内で生じる	事業・不動産・給	与・譲渡	事業・不動	産・給与・譲渡	事業・不動産	・給与・譲渡	事業・不動画	首・給与・譲渡
Ľ,	14	所 得 内 容	(	)	(	)	(	)	(	)
0	13)	納税管理人の住所								
┝			(Tim -	- )	(Tin -	- )	(Tin -	- )	(Tin - フリガナ	- )
0	14)	納税管理人の氏名	79,47	<b>®</b>	29,47	(B)	79,47	<b>®</b>	,,,,,	100
0	15)	そ の 他								
	*	整理欄(記載不要)								
	整	理 番 号	0		0		0		0	
	番	号確認 身元確認		済		口游口未济		□ 済		口游口未済
ķ	碓	退害類	個人番号カード/ 通知カー  その他(		個人番号カード/ その他(	通知カード・選転免許証 )	個人番号カード/ 通り その他(		個人番号カード/ その他(	通知カード・運転免許証 )
Ħ.									1	

(資6-120-A4統一) R1.11

#### 改正後

# 改正前

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表

(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

#### 1 使用目的

この付表は、所得模法第60条の3 (贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例)、第137条の2 (国外転出をする場合の譲渡所得等の特例)の適用がある場合の前税猶予》又は第137条の3 (贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

#### 2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に 記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない (複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない指置を選する) など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13 納税管理人の住所」欄及び「10 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

# 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る所得税・消費税の納税管理人の届出書付表

(2人以上の方が上記届出書を連署により提出する場合)

#### 1 使用目的

この付表は、所得税法第60条の3 《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例》、第137条の2《国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税額予》又は第137条の3 《贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税額予》の規定の適用に関し、所得税・消費税の納税管理人の届出書を「2人以上の方の連署」により税務署長に提出する場合に、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の付表として使用するものです。

#### 2 記載要領等

「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の書き方に準じて記載してください。

この場合、この付表により届出を行う納税者の方についても、「所得税・消費税の納税管理人の届出書」の「1 納税管理人」に 記載される方を納税管理人として届出を行うことになりますので注意してください。

この付表の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない指置を講する)など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

また、「13」 納税管理人の住所」欄及び「14」 納税管理人の氏名」欄については、既に「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し、納税管理人を定めている方のみ記載します。

なお、納税管理人を解任したときは、連署によらずに納税者ごとに「所得税・消費税の納税管理人の解任届出書」を提出してください。

改	正	前
---	---	---

	この棚ごは 書かないで ください。			整理番号	(名簿番号)
国力	↑転出をする場	今の譲渡	近得年の特別	在1-	
	る納税猶予を全			-	
	住 所	Ŧ	-		
	納 又は居所 税者			(Tel ·	
	(代 氏 名				(6)
	表者納税地	Ŧ	-		
		   <del> </del>	-	(Tet ·	
令和	納住所管			(Tet ·	
	理 フリガナ 人 氏 名				Œ
1 特例の適用を受けた年分の所	所得税及び復興特別	川所得税の	(準)確定申告書	に関する事項	
1 特例の適用を受けた年分の月 平成・令和年分					
平成·令和年分 2 国外転出、贈与又は相続開始	税務署 台の日	平成・合和	年月_	日提出 氏名	
平成·令和年分 2 国外転出、贈与又は相続開始 平成·令和年月		平成・令和 出 ・ 贈	年月_ 与 ・ 相続開	日提出 氏名	
平成・令和	税務署 台の日 日 国外転 5所得税及び復興料	平成・令和 出 ・ 贈 寺別所得税の	年月_ 与 ・ 相続開 り金額等	日提出 氏名	
平成·令和年分 2 国外転出、贈与又は相続開始 平成·令和年月		平成・令和 出 ・ 贈 <b></b> ・ 月	年月_ 与 ・ 相続開 り金額等 _日	日提出 氏名	
平成・令和		平成・令和 出 ・ 贈	年月_ 与 ・ 相続開 の金額等 日 見の金額	—————————————————————————————————————	
平成・令和	税務署  6の日  日 国外転  5所得税及び復興4  今和  年  へる所得税及び復興特別所	平成・令和 出 ・ 贈	年月_ 与 ・ 相続開 の金額等 日 見の金額	—————————————————————————————————————	
平成・令和	税務署  6の日  日 国外転  5所得税及び復興4  今和  年  へる所得税及び復興特別所	平成・令和 出 ・ 贈	年月_ 与 ・ 相続開 の金額等 日 見の金額	—————————————————————————————————————	
平成・令和	税務署  6の日  日 国外転  5所得税及び復興4  今和  年  へる所得税及び復興特別所	平成・令和 出 ・ 贈	年月_ 与 ・ 相続開 の金額等 日 見の金額	—————————————————————————————————————	
平成・令和	税務署  6の日  日 国外転  5所得税及び復興4  今和  年  へる所得税及び復興特別所	平成・令和 出 ・ 贈	年月_ 与 ・ 相続開 の金額等 日 見の金額	—————————————————————————————————————	
平成・令和	税務署  6の日  日 国外転  5所得税及び復興4  今和  年  へる所得税及び復興特別所	平成・令和 出 ・ 贈	年月_ 与 ・ 相続開 の金額等 日 見の金額	—————————————————————————————————————	

(資6-106-A4統一) R2.11

この棚には 】		整理番号	(名簿番号)
この棚には 書かないで ください			

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に 係る納税猶予を全部取りやめる場合の由出書

	納税者	住 所 又は居所	₹ -	(Tel		)
**************************************	者(代表者)	フリガナ 氏 名				<b>a</b>
	(者)	納税地	₸ -	(Tel		)
令和年月日提出	納税管	住 所	〒 -	(Tel		)
	理人	フリガナ 氏 名				<b>(iii)</b>

復興特別所得税の全部について納付し、納税猶予を取りやめたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 特例の適用を受けた年分の所得税及び復興特別所得税の(準)確定申告書に関する事項
- 2 国外転出、贈与又は相続開始の日

平成・令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 国外転出 ・ 贈与 ・ 相続開始

- 3 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等
- (1) 現在の納税猶予期限 令和\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日
- (2) 現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額 \_\_\_\_\_\_円
- 4 納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税を納付する日
  - 令和\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日
- 5 その他参考となる事項

関与税理士 @ 電話番号

(資6-106-A4統一) R1.11

# 改正前

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に 係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

#### 1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予》又は第 137 条の 3 第 1 項 清しくは第 2 項(贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納稅猶予》の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相稅開始の日(以下「国外転出等の日」といいます。)から 5 年(又は 10 年)を経過する日の翌日以後 4 か月を経過する日まで納稅を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 項に規定する請了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する贈与満了基準日 又は同条第 2 項に規定する相総等満了基準日前に、辦予されている所得稅及び復興特別介格(の全部について納稅猶予を取りやめる場合は、納稅地の所轄稅務署長に提出するものです。納稅猶予を取りやめる場合は、務予されている所稅稅及び復興特別所得稅の全額の納付が必要です(一部について納稅猶予を取りやめることはできません。)。

なお、箱子されている所得税及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税剤予の期限が確定し、納税剤予が終了すること となります。この場合、所得税法第60条の2第10項及び第153条の2第3項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

#### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者(代表者)」欄

#### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者(代表者)が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者 (代表者) が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

# (4) 「適用条文(※)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	*
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の <u>2</u> 第 <u>1</u> 項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の <u>3</u> 第 <u>1</u> 項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の金額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得稅及び 復興特別所得稅の金額ではなく、承維前の所得稅及び復興特別所得稅の金額(いわゆる合計額)を記載してください。

#### (7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利予税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載 してください。

#### 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に 係る納税猶予を全部取りやめる場合の申出書

#### 1 使用目的

この申出書は、所得税法第 137 条の 2 第 1 項 (国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税額予) 又は第 137 条の 3 第 1 項 指しては第 2 項 (間 字等により 非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税額 予) の適用を受け、それぞれ国外転出、贈与又は相総関始の日 (以下「国外転出等の日」といいます。) から 5 年 (又は 10 年) を 経過する日の翌日以後 4 月を経過する日まで納税を猶予されている方が、同法第 137 条の 2 第 1 頃に規定する調了基準日、第 137 条の 3 第 1 項に規定する調子基準日又は同条第 2 項に規定する相続等演了基準日前に、幾予されている所得税及び後與特別所税の金額について納税額予を取りやめる場合は、新税地の所轄税務署長に提出するものです。 納税額予を取りやめる場合は、新税地の所轄税務署長に提出するものです。 納税額予を取りやめるよとはできません。)。

なお、幾予されている所得段及び復興特別所得税の全額の納付があった時に納税幾予の期限が確定し、納税幾予が終了すること となります。この場合、所得税法第60条の2第10項及び第153条の2第3項《国外転出をした者が帰国をした場合等の更正の請求の特例》の規定を適用することはできません。

また、納税が猶予されていた期間に応じた利子税も納付する必要があります。詳しくは納税地の所轄税務署にお尋ねください。

#### 2 記載要領等

#### (1) 「納税者(代表者)」欄

#### (2) 「住所又は居所」及び「納税地」欄

納税者 (代表者) が国内に住所又は居所を有しない場合は、「住所又は居所」欄に国外における住所又は居所を、「納税地」欄 に納税地を記載します。

#### (3) 「納税管理人」欄

納税者(代表者)が納税管理人を選任している場合に記載します。納税管理人が法人の場合、「住所」欄には本店又は主たる 事務所の所在地を、「氏名」欄には法人名及び代表者等氏名をそれぞれ記載します。

#### (4) 「適用条文(※)」欄

当初適用を受けた特例の区分に応じて、それぞれ次のとおり記載します。

当初適用特例	*
所得税法第60条の2第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の <u>2</u> 第 <u>1</u> 項
贈与により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の <u>3</u> 第 <u>1</u> 項
相続又は遺贈により所得税法第60条の3第1項から第3項までの規定の適用を受けた方	第137条の3第2項

#### (5) 「国外転出、贈与又は相続開始の日」欄

国外転出等の日を記載します。

なお、国外転出、贈与又は相続開始のうち、該当するものを○で囲みます。

#### (6) 「現在、納税が猶予されている所得税及び復興特別所得税の額等」欄

2人以上の相続人又はその納税管理人がこの申出書を提出する場合は、相続人の方が承継した承継後のそれぞれの所得税及び 復興特別所得税の金額ではなく、承継前の所得税及び復興特別所得税の金額(いわゆる合計額)を記載してください。

#### (7) 「その他参考となる事項」欄

事前に納税地の所轄税務署で相談し納税猶予の取りやめに係る利子税の額がお分かりになる場合は、その金額をこの欄に記載 してください。

		様式	76
改 正 後	改正前		
	(新規)		
【令和 年分】			
17. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14. 14			
配偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書《確定申告書付表》			
住所			
氏 名 電話番号 (電話 )			
「1」及び「2」の欄において、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した場合における配偶者居住権 又は敷地利用権の取得費を計算します。 -			
1 配偶者居住権又は敷地利用権を取得した時における建物又は土地の取得費の額のうち、配偶者居住権の			
又は敷地利用権の価額に相当する金額に対応する部分の金額 配偶者居住権 敷地利用権 明			
被相続人の氏名及び相続開始年月日 (被相続人 )( 年 月 日相続開始) 書			
配偶者居住権又は敷地利用権の取得年月日 ① 年 月 日			
① の時に建物又は土地を譲渡したとした ならば取得費の額として計算される金額 ② ② B) - (C) 円 (A) 円 由 告			
書 配偶者居住権又は敷地利用権の相続税評価額 ③ 円 円			
配偶者居住権付建物又はその敷地の相級税評価額 ④ 円 円 緒			
取得の時における面観に招当する金銀に対応する部分の金組 (②×③ / (③ + ④)) (5 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
②の金額の計算 て			
土 地 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円			
小 計 (A) 用			
建物			
н			
建物の構造 □木造 □木骨モルタル □ (鉄骨) 鉄筋 □金属造 □その他 小計 (B) 円 (※ 土地や建物の取得の際に支払った仲介手数料や非業務用資産に係る登記費用などが含まれます。			
《建物の機和費相当額の計算》 (B)の金額			
□ 標 準			
円     ×     0.9     ×     =     円       ※ 建物の標準的な建築価額による建物の取得価額の計算をしたものは、「口標準」にごしてください。			
※ 非業務用建物(居住用)の(C)の額は、(B)の価額の95%を限度とします。			
2 配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した場合における配偶者居住権又は敷地利用権の取得費 配偶者居住権 敷地利用権			
消滅年月日⑥ 年月日			
⑤ の 金 額(M PD 用のABBER) ⑦ 円 円			
①から⑥(取得から消滅)までの將關の年数 ⑧ 年			
配偶者居住権の存続年数 ⑨ 年 (平均余命・設定期間) 取得費の計算上控除する金額 の 円 円			
(⑦×⑧/⑨) (⊕/⊕∞₩6±1 ← 4±.5 ) (₩			
取得費 (⑦ - ⑩ ) ⑪			
配偶者居住権又は敷地利用権の消滅による譲渡所得の申告の場合は、①欄の金額を 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表) 【総合譲渡用】の②欄へ合計して転記します。			
(資 6 −125 − A 4 統一) 82.11			
82.11			

 $\overline{\phantom{a}}$ 

る建物又はその敷他の用に供される土地を取得し、その建物又は土地を 〇 〇 〇 ○ 協議した場合 (上記14)に掲げる場合)	(新規)	の
記偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書 (確定申告書付表)    日本語は、次の1からはまでに掲げる場合に対する場所所の金額の計算明細書 (確定申告書付表)    日本語は、大り森科した起席者居住権又は敷絶利用権が消滅した場合 (音科形法等の 条項3 項)    追慮性、大り森科した起席者居住権の目的となっている地物又はその寒地の用に供えれる土地を譲渡した場合 (所)    金額2第70	記偶者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)	記儀者居住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)  ・
## 語の	開書書屋住権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)  記より取得した配偶者的性能又は物態利用限が開放した場合、所得報告第の東第3項  能により取得した配偶者的性能又は物態利用限が開放した場合、所得報告第の東第3項  都より取得した配偶者的性能の目的となっている建物又はその物態の用に供される土地を譲渡した場合 (所 第3項)  能により取得した配偶者的性細の目的となっている建物又はその物態の用に供される土地を、配偶者的性能又 項別はした場合、何時程以起所合第1回 参わ2 第3 7 3回)  理想は上場合、何時程以起所合第1回 参わ2 第3 7 3回)  理想は上場合、「明報では日本の主な会」とは、正規者が建場の目的となっている建物の物態の用に供される土地をそ (日報に基づき使用する種材を対象に、主としては、土地の上にでする種材を含まます。 には、この対象的の対象に対象には同じ、主なるで、1 2 3 1 4 5 6 6 2 2 3 4 5 5 6 2 2 3 4 5 5 6 2 2 3 4 5 5 6 2 2 3 4 5 5 6 2 2 3 4 5 5 6 2 2 2 3 4 5 5 6 2 2 2 3 4 5 5 6 2 2 2 2 3 4 5 5 6 2 2 2 2 3 4 5 5 6 2 2 2 2 2 2 3 4 5 5 6 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	議会 整性権に関する譲渡所得に係る取得費の金額の計算明細書(確定申告書付表)  新は、次の13から利までに振びる場合における原頭所得の金額の計算り細書 により取得した延囲者的は強又は変地利用物が開致した場合(所得股法等の参加の正成される上地を開びした場合(所得股法等の修力を対している場合)に対している場合に表面の情報となっている場合の正式との変地の正式とおして地を発し、近年の保証と応導の何能のはためている場合の正式との変地の正式と対していません。配偶者的は確又に可認した場合(所得股法等)で得限とた場合(所得股法等)をあってはです。 地域の最近にお助しての特別な場合であっている場合となっている場合との地域の可に成される土地を表現し、地域の関係にお助した場合、「特別なは、国際の限金に対して、別等の場合となる。 地域の最近によい、一般の原因に関係したなっている場合とのでいる場合は「国際の限の情報の対しの正式される土地を表現し、地域の関係によいて、影響が開始のために、とはおいる場合とは、とは、自然が自然を持ち続います。とは、主要が自然を持ち続います。とはは、自然が自然を表すれて、記述によったが自然を持ち込みと、上記といの場合は「国際の限の情報の対したと」には、比較したける場合を含まれて、現場の関係の対した。と、記述の場合は「国際の限の情報の対したと、上記といる場合は「国際の限の情報の対したと、上記といる場合は「国際の限の情報の対したと、上記といる場合は「国際の限の情報の対したと、上記といる場合は、特別は「国際の限の情報の対したと、上記といる場合は、特別は「国際の限の情報の対したと、「国際の限を対している場合とない」に関係的では、「国際の限を対している場合とない」に関係的では、「国際の限を対している場合とない」に関係的では、「国際の限を対している場合とない」に関係した場合には、自然を対しましている。場合とは、「国際の限を対しているといる場合とない」に関係した場合には、自然を対しましている。場合とない。  「国際により取得した性を関係した場合となっている場合とない」に対したとは関係には関係の対したとつている場面とないに対している場合とない。  「国際により取得したとは関係しているのでは、といるのでは、自然を対しませい。」  「国際により取得したけ、とは関係しているのでは、といるのでは、自然を対しませい。」  「国際の正に対したるとは、国際の限を対しませい。」  「国際の正に対したると、関係の限を対しませいます」に表しているのでは、これとも、国際の限を対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限には、可能の限に対しているのでは、国際の限に対しているのでは、国際の限には、国
までに掲げる場合における鎮奥所得の金額の計算上部除する取得費を計算するために使用  個番部仕権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合(所  調番部仕権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を、配偶者配住権又  した場合(所得税法施行令第109 条の2 第 5 項以は第 5 項。  ・ その配偶器の性機の目的となっている建物文はその敷地の用に供される土地を、	議会に推する場合における議践所得の金額の計算上認論する取得機を計算するために使用 顕著版住権の目的となっている建物又はその衆地の用に供される土地を譲渡した場合(所 個番級住権の目的となっている建物又はその衆地の用に供される土地を、配偶者版住権又 した場合(所得税品施行令第100条の2第7項 関係し、 (所得税品施行令第100条の2第7項 関係し、 (所得税品施行令第100条の2第7項 関係し、 (所得税品施行令第100条の2第7項 関係し、 (配別)には、土地のりにはでも権利を合かます。 最初は、 (配別)には、土地のりにはでも権利を含かます。 最初のは公に、上述り場合には、 (配別)の場合( (配別)の場合の間に供される土地をを となる様のといます。また。「土地」には、土地の上に存する権利を含かます。 制御のお公に、上流り場合には、 (配別)の場合( (配別)中別書けるとかます。 場合の場合権( (企)を書書付表報計類明報的 (土地・建物用)」をそれぞれ作成し、申告書 建立に掲げる場合には、 作成する必要はありません。 場合、 (配別を促住権の目的となっている建物又はその衆地の間に供される土地を増与、 相談又 が定じ、 (記載する場所)( (この計算明報書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を 区 分 た配偶者保住権の目的となっている建物又は、 (の計算明報書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を 区 分 た配偶者保住権の目的となっている建物又 地と議院とし場合に起こりには様が多場合) た配偶者保住権の目的となっている建物と 地と議院とし場合にと記りには様が多場合) して、 (のまなりに継ばる場合) はな、 (配偶者保住権の目的となっている建物又 地と、 (配偶者保住権の目的となっている建物又 地と、 (記載を対しまり)となっている建物又 地と、 (記載を対しまり)となっている建物又 地と議院とし場合の目的となっている建物又 地と、 (記載を対しまり)となっている建物又 地と、 (記載を対しまり)となっている建物と 地と議院とし場合の目的となっている建物と 地と、 (記載を対しまり)となっている建物と 地と (記述は、(記述は、)とは、は、(記述は、)とは、(記述は、)とは、(記述は、)とは、(記述は、)	議会に指する場合における顕微所得の金額の計算上間新する取得を計算するために使用 顕著的性能の目的となっている他物文はその東地の別に供えれる土地を譲渡した場合(所 頻素的性能の目的となっている他物文はその東地の別に供えれる土地を譲渡した場合(所 現金の機能が自然の目的となっている他物文はその東地の別に供えれる土地を取得し、 の所得処地域行金額の第つ2第7項 動物は、有限数などは変観が21元。大心を対所得股連第 の条第1項第1号に掲する助り、 動物は、目前数 2次 「夏間」とは、大心を対所得股連第 の条第1項第1号に掲する助り、 動物は、目前数 2次 「夏間」とは、大地の上に存する維砂を含みます。 環境のおはた、上記の場合は「国際部分の事業の (現金市舎財政) 【他・台部別別】を、 帯の内訳書・(確定中告別付表験計算別細数)【土地・地物別】をそれぞ紅作成し、申告書 までに掲げる場合には、作成する必要はありません。 場合、、高端者的仕様の目的となっている他物文はその敷地の別に供される土地を増加。 までに掲げる場合には、作成する必要はありません。 場合、、高端者的仕様の目的となっている他物文はその敷地の別に供される土地を贈り、相談文 「金融者的仕様の目的となっている他物文はその敷めの別に供される土地を贈り、相談文 「金融者的仕様の目的となっている地物文 は一般に表現を同様に対したとかでいる地物文 「金融者の仕様の目的となっている地物文 「金融者の仕様の目的となっている地域文 「金融者の仕様の目的となっている地域文 「金融者の仕様の目的となっている地域文 「金融者の仕様の目的となっている地域文 「金融者の基本の基本の基本の基本の基本の基本の基本の基本の基本の基本の基本の基本の基本の
り取得した配偶者居住権又は敷煙利用権が消滅した場合(所得股法第 60 条第 3 項) り取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合(所 30 の取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を 4 元偶者居住権又 3 九た 保に譲渡した場合(所得股法施行令第 160 条の 2 第 5 項 双 2 第 5 項 4 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元 3 元	り取得した配偶者俗住権又は敷地利用権が消滅した場合(所得税法第の 条第3項) り取得した配偶者俗住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供きれる土地を譲渡した場合(所 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	り取得した企業者的住権又は物性利用権が消滅した場合(将得税法等の条第3項)  り取得した監測者的住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供きれる土地を譲渡した場合(所  別 り取得した監測者的住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供きれる土地を、配偶者的住権又 して後に高級した場合(所得税は施行等 100 条の2第57項とは第6項)  「今の保持者、全の機能等の任何を担当施行等 100 条の2第57項  別において、開始(開発)とは、電影 25 3 3 4 5 6 1 2 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 3 4 5 6 1 3 3 3 3 3 5 6 1 3 3 3 3 3 3 5 6 1 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3
第二より取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合(所 第2年) 第二より取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を、配偶者居住権又 が開放した経に譲渡した場合(所得成比施行金第1回 乗の2第3項以は第6項) 最後全行る居住者が、その配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を取得し、 世地を譲渡した場合(所得成比施行金第1回 参の2第7項) 即開報において、「駒歩」、目様記」又は「建物」とは、それぞれ所得限決済の条第1項第1項:掲げる贈与、 理問をいいます。 明確解において、「駒歩」 同相検」とは、延期者官住権の目的となっている建物の制造の用に供される土地をそ 程程に基づき使用する保険でいます。また、行生地、には、土地の上に介する権利を含みます。 都には、20計算期積率のはかに、上記10場合は「譲渡所得の中限で「確定単告表付表」(総合譲渡用1]。を、 での場合は「部族所得の中限書(確定単告書付表維持事別補書)【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書 名を要があります。 地域・ 都は、次の口から返注でに掲げる場合には、作業する必要はありません。 50を取得を上では場合 場よ、次の口から返注でに掲げる場合には、作業する必要はありません。 50を取得を上では、 第75 場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相様文 後日とたとを とこれては悪がる場合)。 区 分 主選際により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 をの用に考えれる土地を、配偶者居住権の目的となっている建物又 をの用に考えれる土地を保護を日権の目的となっている建物又 をの用に考えれる土地を最終した場合に記ましてに掲げる場合)。 「1 2 3 4 4 5 6 6 1 2 2 3 4 5 6 6 1 2 2 2 3 4 5 5 6 1 2 2 2 3 4 5 5 6 1 2 2 2 3 4 5 5 6 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	際により取得した無期者報任権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を譲渡した場合(所第29項)  龍により取得した配偶者報任権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を、配偶者報任権又 「何報した機に海賊」と場合(何時税は施行令第100条の2第5項又は第6項例 ・ 世地を譲渡した場合(何時税は施行令第100条の2第5項又は第6項例 ・ 明期によいます。「明期には施行令第100条の2第5項又は第6項例 ・ 明期によいます。「明期には施行令第100条の2第7項 ・ 明期によいます。「明期には上地の時になっている建物の敷地の用に供される土地を受け、 ・ 世権は「基プを使用する権利ないます。また。七十地、には、土地の上に存する権利を含みます。 ・ 世権は「基プを使用する権利ないます。また。七十地、日は、土地の上に存する権利を含みます。 ・ 世籍は「基プを使用する権利ないます。また。七十地・には、土地の上に存する権利を含みます。 ・ 中部は、土のが関連の対心に、上地のが場合には、自動をは全分表す。 ・ 中部は、土のが関連の対心に、上地のが場合には、中部等  るを要があります。 ・ 「の場で保持をの事者付ま被対策明細節」【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書  るを要があります。 ・ 「の場で保持権の事務とは、作業する必要はありません。 ののを政権をといる場合とは、企業を提出を明明をの明めにつき対極を支払わなかったとき  場がる場合において、配割者保持権の目的となっている建物文はその敷地の用に供される土地を贈与、相談文  数はしたとき	際により取得した配偶者的性地の目的となっている建物文はその敷地の用に供きれる土地を譲渡した場合(所 第29項) 第24項人の配偶者的性地の目的となっている建物文はその敷地の用に供きれる土地を、配偶者的仕権文 が連載した他に譲渡した場合(所得税と施行令第100条の2第5項文は第6項) 能を有する保住者が、その配偶者的性地の目的となっている建物文はその敷地の用に供きれる土地を取得し、 世界を譲収した場合(所得税と施行等100条の2 第7項) 明確的とはって、「物物は用地」とは、配偶者居住地の目的となっている建物の敷地の用に供きれる土地をを 程制に基づき使用する権限をよいます。また、「土場」には、土地の上に存むる権利を含みます。 第21年、大きが使用する権利をよいます。また、「土場」には、土地の上に存むる権利を含みます。 第21年、大きが使用する権利をよいます。また、「土場」には、土地の上に存むる権利を含みます。 第21年、大きが使用する権利をよいます。また、「土場」には、土地の目に存むる権利を含みます。 第21年、大きが使用が展示の場合、また、「地域」とは、土地の目に存むる権利を含みます。 第21年、大きが使用を利用をの決定、といまでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが
版した後に3歳をした場合 (所得校志施行会語 109 条の2 第5 項以上策の2 第 5 項以上 20 2 第 5 項以上を必要の 1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 1 1 2 3 3 4 5 6 1 1 2 3 3 4 5 6 1 1 2 3 3 4 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 3 5 5 6 1 1 2 3 5 5 6 1 1 2 3 5 5 6 1 1 2 3 5 5 5 6 1 1 2 3 5 5 5 6 1 1 2 3 5 5 5 6 1 1 2 3 5 5 5 6 1 1	版上、投送工業院した場合(何得稅退結合等)的多分の支援方項文は第6項) 「十字も居住者が、その配偶者的住権の目的となっている建物文はその敷他の用に供される土地を取得し、 協議はした場合(何得稅退結合者)の条分の第7年別 「場にはおいて、「原仲」、「相談」又は「遺頭」とは、それぞれ所得稅法第の条第1項第1号に掲げる関サ、 といいます。 「場にはあいて、「放他利用箱」とは、配偶者居住権の目的となっている建物の敷他の用に供される土地をそ に基づき使用する権利をもいます。また。「土地」には、土地の上に存する権利を含みます。 ま、この計算明確からいた。、こ近10場合は「協議の所わか成業 確定中告書付款」は合金議費用]」を、 場合は「高級所得か内設計書」係定中告書付支継計算明細部】【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書 要35名ります。  会 一次の(1から23までに掲げる場合には、作款する必要はありません。 と仮得費とする場合 の場合において、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅につき対係を支払わなかったとき の場合において、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅につき対係を支払わなかったとき の場合において、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅にしたとさ までに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を  区 分 常により取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した。 に思考する場合 により取得した配偶者居住権の目的となっている建物文 にに携する事金機能と場合と記』では、日本の主義の大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	版上 校に連載した場合 (所得税比無行令第190条の2第5項文注費630) 「市る保存水力、その配解が保日地の目的かとかっている建物文注をの敷他の用に供きれる土地を取得し、経験域上と場合 (所得税比無行令第190条の2第7項) 「請求は3次で、「開かり」、「開始 又は「直贈)とは、それで担所得税比第90条第1項第1号に能力る関係、といいます。 「認定は7次で、「関連利用権」とは、配属者管任権の目的となっている建物が敷地の用に供きれる土地をそに基本 支援時間をいたがに、上記10場合は「譲渡時得の呼吸器 (確定中書書付表) 【場合譲渡則】を、場合は「譲渡所得の内容書 (確定申告書付表) 【場合譲渡則】を、場合は「譲渡所得の内容書 (確定申告書付表) 其他・建物用】」をとれぞれ作成し、申告書 級があります。  (次の1)から別までに掲げる場合には、作業する必要はありません。 と配理者として過度が高度では、作業する必要はありません。 と配理者として場合の場合において、配偶者的任権の目的となっている建物文はその敷地の用に供きれる土地を解析。  (正場する場合にないて、配偶者的任権の目的となっている建物文はその敷地の用に供される土地を開与、有能交 とことを までに掲げる場合に応じて、「記載する箇所」(この計算判制書の「1」から「6」)に○印の付きれた箇所を  (正場する基本と経験した配偶者的任権の目的となっている建物文 にに掲する場合とないて、配偶者の発化性線の目的となっている建物文 にに掲する土地を譲渡した場合には、日本信息に記述する場合と、企業を得り仕様の目のとなっている建物文 にはらまれる土地を譲渡した場合には、日本信息には
います。  において、「敷地利用権」とは、配偶者居住権の目的となっている建物の敷地の用に供される土地をそ 基づき使用する権利をいいます。また、「土地」には、土地の上に存する権利を含みます。 この計算期期限のほかに、上記110の場合は「誘速所得の対象書(確定申告書付表)【書合誘速用】』を、合は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表維計算期補書)【土地・建物用】』をそれぞれ作成し、申告書 があります。  たの11から33までに掲げる場合には、作成する必要はありません。 段音費とする場合 場合において、配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき 場合において、配偶者居住権又自的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続又 ととき  でに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を  区分  こはり取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した 2、19 取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した 2、2 19 取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 ととき と表さる土地を認識した場合(上記12に掲げる場合)  こより取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 に集される土地を、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅と  こより取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 と場合(上記13に掲げる場合)  ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	います。 において、「敷他利用権」とは、配偶者居住権の目的となっている建物の敷他の用に供される土地をそ 基子を使用する権利をいいます。また、「土地」には、土地の上に作する権利を含みます。 この計算判理書のほかに、上記11の場合は「譲渡所得の中収書 (確定中告書付表) 【総合譲渡刑】」を、合は「譲渡所得の中訳書 (確定申告書付表) 【他の建渡所得の中訳書 (確定申告書付表) 【一般・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書 いるります。  次の11から選までに掲する場合には、作成する必要はありません。 促得者とする場合 場合において、配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払かなかったとき 場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相談又 ととき  でに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」に〇中の付された箇所を  区 分  こより取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した 「銀方方場合」 こより取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 に供される土地を譲渡した場合に記12に掲げる場合) こより取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 に供される土地を譲渡した場合と記2に掲げる場合) の こまり取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 に関される土地を譲渡した場合となっている建物又 出場でした記13に掲げる場合) の こまり取得した砂磨が開発の目的となっている建物又 に関される土地を報料し、その建物文は土地を に記14に「掲げる場合) の こまは、尾偶者居住権の設定された年月日を記載してください。 と述り相様の取得年月日、欄には、配偶者居住権の設定された年月日を記載してください。 とは実施を利用権の取得年月日、欄には、配偶者居住権の設定された年月日を記載してください。 とは実施を利用権の取得年月日、欄には、配偶者居住権が設定された年月日を記載してください。 とは実施を利用権の取得年月日 欄には、配偶者居住権が設定された年月日を記載してください。 とは実施を利用権の取得年日日 欄には、配偶者居住権が設定された年月日を記載してください。	います。 において、「敷地利用権」とは、配偶者居住権の目的となっている虚物の敷地の用に供される土地をそ 基子支援用する権利をいいます。また。「土地」には、土地の上に存する権利を含みます。 この計算期間からはかに、上起口の場合は「譲渡所得の吟泉書」(観定甲告港付表)【総合譲渡用】」を、 含は「譲渡所得の吟泉書」(郷定甲告港付表 維計算明報書)【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、中告書 があります。  次の口から返までに掲する場合には、作成する必要はありません。 総費とする場合 場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相談又 ととき  でに掲げる居分にない、「記載する箇所」(この計算明報書の「1」から「6」)に〇印の付された箇所を  「この、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本の、日本
にでの場合は「確範所得の内訳書(確定申告書付表報計算明細書)【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書 する必要があります。  2 い場合  書館は、次の11から31までに掲げる場合には、作成する必要はありません。  2 5 %を収積得とする場合  2 掲載する場合において、配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき  2 掲載する場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続又  1 1 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 4 5 6 6 2 3 5 6 6 2 6 6 2 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6 6 2 6	正での場合は「譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書  7名 必要があります。  24 場合  高期は、次の江から33までに掲げる場合には、作成する必要はありません。  75 %を取得得とする場合  港制する場合において、配偶者居住権又は数地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき  「掲げる場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続又  取得したとき  「区分 」  「正確財とあり、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を  とさい。  区分	までの場合は「議談所得の吟訳書(確定申告書付表報計算明細書)【土地・建物用】」をそれぞれ作成し、申告書 する必要があります。  2. 146
<ul> <li>次の目から30までに掲げる場合には、仲歳する必要はありません。</li> <li>金取得程とする場合</li> <li>る場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続文したとき</li> <li>ままでに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を</li> <li>な</li></ul>	、次の月から3度でに掲げる場合には、作成する必要はありません。 を取得費とする場合 る場合において、配解者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき る場合において、配解者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき もまでに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を までに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を  「基本とき 「記載する場合」 「国におり取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した」 「日に掲げる場合」 「関により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 用に供えれる土地を譲渡した場合(上記112に掲げる場合) 「関により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 用に供えれる土地を譲渡した場合(上記112に掲げる場合) 「関により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 用に供えれる土地を譲渡した場合(上記12に掲げる場合) 「日本に対して出ている生物と、配偶者居住権の政治に任務の目的となってい の敷地の用に供される土地を取得し、その建物又は土地を 「(上記 1]3に掲げる場合 「本記 大田 1 (本記 1 (本	、次の月から3度でに掲げる場合には、作成する必要はありません。 を取得費とする場合 る場合において、配解者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき る場合において、配解者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相談又 はたとき までに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に〇印の付された箇所を 、
5場合において、配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき 場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続又 たとき  正に掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に〇印の付された箇所を  区 分	5場合において、配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき 場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続又 たとき  までに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に〇印の付された箇所を 区分  1 2 3 4 5 6  により取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 に供される土地を譲渡した場合に記し「2に掲げる場合) により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 に供される土地を譲渡した場合に記し「2に掲げる場合) にはされる土地を譲渡した場合に記し「2に掲げる場合」 にはされる土地を譲渡した場合に記し「2に掲げる場合) にはされる土地を譲渡した場合に記し「2に掲げる場合」 にはされる土地を取得と仕権の目的となっている建物又 にはまれる土地を取得とは大き物目制権が消滅	5場合において、配偶者居住権又は敷地利用権の消滅につき対価を支払わなかったとき  場合において、配偶者居住権の目的となっている建物又はその敷地の用に供される土地を贈与、相続又  たとき  までに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に〇印の付された箇所を  区分  1 2 3 4 5 6   和より取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した  に場より取得した配偶者居住権の目的となっている建物又  に供される土地を譲渡した場合に記じに定掲げる場合)  により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又  に供される土地を譲渡した場合に記じに起げる場合)  にはまれる土地を譲渡した場合に記じに定掲げる場合)  にはまれる土地を譲渡した場合に記しに返掲がる場合)  にはまれる土地を取得した場合は程文は敷地利用権が消滅  に場合は「記は「記は「記は「3は「3は「3は「3は「3」は「3」は「3」は「3」は「3」は「3」は「3」
及のイから二までに掲する医分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に〇印の付された箇所をしてください。  区 分	ROイから二までに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付きれた箇所を てください。  区分	のイから二までに掲げる区分に応じ、「記載する箇所」(この計算明細書の「1」から「6」)に○印の付された箇所を てください。  区 分  相談又は遺幣により取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した 合 (上記1日に掲げる場合) 相談又は遺幣により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 その敷地の用に映される土地会・配偶者居住権の目的となっている建物又 その敷地の用に映される土地会・配偶者居住権の目的となっている建物又 を火地の用に映される土地会・配偶者居住権の目的となっている建物又 を火地の用に映される土地会・配偶者居住権の目的となっている建物又 を火地の用に映される土地会・配偶者居住権の目的となってい 建物又はその敷地の用に供される土地会・配偶者居住権の目的となってい 建物及はその敷地の用に供される土地を取得し、その建物又は土地会 適した場合(上記1日に掲げる場合) 相配人の氏名及び料総研与年月日。欄には、配偶者居住権の設定に係る相様又は遺幣に係る被相総人の氏名及び料総 月日を記載してください。 配偶者居住権で選挙に対してが高い、この機者居住権が設定された年月日を記載してください。 、配偶者居住権が設定された年月日とは、それぞれ次に掲げる年月日をいいます。 定の分解によって隠場者居住権を取得するものとされたとき 連修の分解は、下で開場者居住権を取得するものとされたとき 連修の分解に、不信職者居住権を取得するものとされたとき 連修の分解に大て行された時 「機の名居住権が遺憾の目的とされたとき 相談開係の時 「②の解に生物の対とされたとき 相談開係の時 「②の解に生物の工は土地会議職としたとしたならば取得費の額として計算される金額「欄には、配偶者居住権については 金額の計算、欄の(3) (つの金額を、敷地利用権については 金額の計算、欄の(3) (の) 金額をそれぞれ記載してく
	送 分 1 2 3 4 5 6 (上記1日に掲げる場合)	
#総文は遺離により取得した配偶者居住権又は敷地利用権が消滅した 今 住記1(18:地所の場合)  株文は遺離により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 その敷地の用に供される土地を譲渡した場合(上記1)(2に掲示する場合)  総政は遺離により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又 で敷地の用に供される土地を譲渡した場合(上記1)(2に掲示する場合)  の敷地の用に供される土地を、配偶者居住権又は敷地利用権が消滅  の変し、網度した場合(上記1)(3に掲示る場合)  に確定官任権を有する居住者が、その配偶者居住権の目的となってい 建物又はその敷地の用に供される土地を取得し、その建物又は土地を 後した場合(上記1)(4)に掲示る場合)	は終文に連薦により取得した配偶者居住権収は敷地利用権が消滅した 今日に111に掲げる場合)	日絵文は連響により取得した配偶者昭住権又は敷地利用権が消滅した 今 (上記 11以上物で3倍分)  精定文は連弾により取得した配偶者昭住権の目的となっている建物又  をの敷地の用に供きれる土地を譲渡した場合(上記 12に1数17る場合)  日総文は連弾により取得した配偶者昭住権の目的となっている建物又  を吹彫地の用に供きれる土地を企業性した場合(上記 12に1数17る場合)  日本総式は連弾により取得した配偶者昭和 18世紀 12は1数地利用機が消滅  を総ご譲渡した場合(上記 13に1場下る場合)  「2個者昭住権を介する居住者が、その配偶者昭住権の目的となってい  建物文はその敷地の用に供きれる土地を取得し、その建物文は土地を  度した場合(上記 14に1場下る場合)  日本記載してください。  「2個者昭住権では無がお場合日期間には、配偶者昭住権の設定に係る相談文は連弾に係る被相総人の氏名及び相談相信  自由を記載してください。  「2個者昭住権では敷地利用権の取得年月日」欄には、配偶者昭住権が設定された年月日を記載してください。  配偶者昭住権が対変された年月日とは、それぞれ次に掲げる年月日を記載してください。  配偶者昭住権が対変された年月日とは、それぞれ次に掲げる年月日を記載してください。  第四名日権権が20世別日的とされたとき 相談開始の時  即の第二位の企業の大きしたとからとないとき。連進の分割が行れなた時  明常昭住権が20世別日からとされたとき 相談開始の時  Dの際に建物文は土地を金譲返したとしたらば、取得集の額として計算される金額」欄には、配偶者昭住権については 金額の計算、欄の40一位の金額を、敷地利用権については 金額の計算、欄の40一位の金額を、敷地利用権については 金額の計算、欄の40一位の金額を、敷地利用権については 金額の計算、欄の40一位の金額をそれぞれ記載してく
相続又は連繫により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその整地の用に供きれる土地を譲渡した場合(上記112に北海する場合) 日	#純文江連際により取得した配偶者的任権の目的となっている建物文 注を必動他の用に供される土地を譲渡した場合(L記 1 (2に掲げる場合) 和蔵文江連際により取得した配偶者的任権の目的となっている建物文 社の敷他の用に供される土地を、配網者房住権文は敷地利用権が消滅 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	相談文注遺際により取得した配場者段目権の目的となっている建物文 その敷地の用に供される土地を譲渡した場合(上記・12に掲げる場合) 相談文注遺際により取得した配場者段目権の目的となっている建物文 その敷地の用に供される土地を、産興者段日権又は敷地利用権が消滅  た後に譲渡した場合(上記・13に場げる場合) 経験文はその敷地の用に供される土地を取得し、その建物支は土地を 遠した場合(上記・14に掲げる場合) 相談人の氏名及で用総野が毎年月 月 欄には、配偶者居日権の設定に係る相談文は遺贈に係る被相続人の氏名及で用談  月日を記載してください。 配偶者居住権の設定された年月日とは、そんぞれ次に掲げる年月日をいめます。 に優庸者居住権が設定された年月日とは、そんぞれ次に掲げる年月日をいまます。 「企偶者居住権が設定された年月日とは、そんぞれ次に掲げる年月日をいちます。」 「企偶者居住権を取得するものとされたとき」建産の分割が行われた時 「個者居任権が適盟の目的とされたとき」建産の分割が行われた時 「個者居任権が適盟の目的とされたとき」相続関係の時 「②の時に基物文は土地を譲渡したとしたならば取得費の額として計算される金額」欄には、配偶者居住権については 金額の計算、欄の30-(こ)の金額を、敷地利用権については ②の金額の計算、欄の(30)-(こ)の金額と、敷地利用権については ②の金額の計算、欄の(30)-(こ)の金額と、敷地利用権については
相談又は遺贈により取得した配偶者居住権の目的となっている建物又はその党地の別に供される土地を、配偶者居住権の目的となっている建物工と歴史地の別に明される土地を、配偶者居住権の目的となっている建物又はその党地の別に供される土地を取得し、その建物又は土地を ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	相能又は遺憾により取得した配偶者留住権の目的となっている建物又  その敷地の用に供される土地を、配偶者居住権又は敷地的川積が消滅  た後に譲難した場合(上記1812・掘りる。  庭陽者居住権を有する居住者が、その配偶者居住権の目的となってい  建物又はその敷地の川に供される土地を取得し、その建物又は土地を  峻した場合(上記1812・掘りる場合)  按附続人の氏名及び相範閉始年月日 欄には、配偶者居住権の設定に係る相談又は遺贈に係る被相続人の氏名及び相談  時日を記載してください。  「庭偶者居住権又は敷地利用構の政得年月日」欄には、配偶者居住権の設定に係る相談又は遺贈に係る被相続人の氏名及び相談  5、配偶者居住権では敷地利用権の政得年月日」欄には、配偶者居住権が設定された年月日を記載してください。  5、配偶者居住権が設定された年月日とは、それぞれ次に掲げる年月日をいいます。	相談又は遺獣により取得した配偶者臣住権の目的となっている建物又 その党地の用に助される土地を、配偶者的住権又は党地毎利用指が消滅
譲渡した場合 (上記14)に掲する場合)	送籍物又はその敷地の川に供される土地を取得し、その植物又は土地を ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	建物文はその敷地の用に供される土地を販得し、その建物文は土地を 強した場合(上記141に掲げる場合) 現日を記載してください。 配偶者居住権の政党に係る複合用は 配偶者居住権の政党に係る被相続人の氏名及び相談 配偶者居住権の政党をれた年月日とは、それぞれ次に掲げる年日のをいます。 に優庸者居住権の設定された年月日とは、それぞれ次に掲げる年日のといます。 達の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき 遺産の分割が行われた時 個者居住権が遺跡の目的とされたとき 相続開始の時 (の時に建物文は土地を譲渡したとしたならば取得費の額として計算される金額」欄には、配偶者居住権については 金額の計算、欄の(3) ((のの金額を、敷地利用権については「②の金額の計算」欄の(3) の金額をそれぞれ記載してく
	時日を記載してください。 売臨者居住権工は敷地利用権の政得年月日   欄には、配偶者居住権が設定された年月日を記載してください。 3、配偶者居住権が設定された年月日とは、それぞれ次に掲げる年月日をいいます。	月日全記載してください。  配偶者智任権又は党地利用権の政得年月日   欄には、配偶者別任権が設定された年月日を記載してください。 、 配偶者智任権の設定された年月日とは、それぞれ次に掲げる年月日をいいます。  達の分割によって配偶者居住権を取得するものとされたとき 遺産の分割が行われた時 (個者召任権が遺跡の月的とされたとき 相続開始の時 (の時に基物文は土地を譲渡したとしたならば取得費の額として計算される金額」欄には、配偶者居住権については 金額の計算。欄の30-(の)の金額を、製地利用権については「②の金額の計算」欄の(3)の金額をそれぞれ記載してく

改	正	後

改	īΕ	台
ᅜ	ᄠ	丽

平成 令和——年分	分 特定路線価設定申出書 整理簿 ※
税務署長 令和年月日	申 出 者 住所(所在地) (納稅義務者)
	氏名(名称)
	路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を 特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。
1 特定路線価の設定を必 要とする理由	□ 相続税申告のため (相続開始日年月日) 被相続人 住所 氏名 職業 □ 贈与税申告のため (受贈日年月日)
2 評価する土地等及び特 定路線価を設定する道路 の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり
3 添付資料	(1) 物件案内図 (住宅地図の写し) (2) 地形図(公図、実測図の写し) (3) 写真 撮影日年_月_日 (4) その他 [
4 連絡先	〒 住 所
	氏 名

(資9	-29-	- A 4	統一	)

Tf -4		整理簿
平成 令和—— <sup>年分</sup>	特定路線価設定申出書	
令和年月日	申 出 者 住所(所在地)(納稅義務者)	
	氏名(名称)	
	職業(業種)電話番号	
	路線価の設定されていない道路のみに接してい 特定路線価の設定について、次のとおり申し出	
1 特定路線価の設定を必	□ 相続税申告のため(相続開始日	年月日)
要とする理由	被相続人 住所	
	氏名	
	職業	
	□ 贈与税申告のため(受贈日年_	月日)
2 評価する土地等及び特 定路線価を設定する道路 の所在地、状況等	「別紙 特定路線価により評価する土地価を設定する道路の所在地、状況等の明細	
3 添付資料	(1) 物件案内図(住宅地図の写し)	
	(2) 地形図(公図、実測図の写し)	
	(3) 写真 撮影日年月日	
	(4) その他 (	)
4 連絡先	Ŧ	
	住 所	
	氏 名	
100000	職業電話番号	
5 送付先	□ 申出者に送付	
21170	□ 連絡先に送付	

# 改 正 前

#### (裏)

#### 記載方法等

この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価(特定路線価)の設定を申し出るときに使用します。

- 1 この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接して いる土地等を評価することが必要な場合に提出してください。
- 2 この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 3 「特定路線価により評価する土地等」、「特定路線価を設定する道路」及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」の状況等がわかる資料(物件案内図、地形図、写真等)を添付してください。



- 4 「特定路線価により評価する土地等」及び「特定路線価を設定する道路」の所在地、状況等 については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在 地、状況等の明細書」に記載してください。
- (1) 「土地等の所在地(住居表示)」欄には、「特定路線価により評価する土地等」の所在地を 画地ごとに記載してください。
- (2) 「土地等の利用者名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用者名、利用状況及び 地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地(自用地)」、「宅地(貸地)」 などと記載してください。
- (3)「道路の所在地」欄は、「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
- (4) 「道路の幅員及び奥行」欄には、「特定路線価を設定する道路」の幅員及び「特定路線 価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」からその土地等の最も奥まで の奥行距離を記載してください。
- (5) 「舗装の状況」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- (6) 「道路の連続性」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- (7) 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。
- (8)「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものにレ点を付してください。各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び「特定路線価を設定する道路」にはないが、引込距離約50m程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。
- (9) 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域(例 えば、第1種低層住居専用地域等)、建蔵率及び容積率を記載してください。
- (10)「その他(参考事項)」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。
- (注)この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。

#### (裏)

#### 記載方法等

この申出書は、課税の対象となる路線価地域内に存する土地等について、その土地等に接している道路に路線価が設定されていないため、路線価を基に評価することができない場合に、その土地等を評価するための路線価(特定路線価)の設定を申し出るときに使用します。

- 1 この申出書は、相続税、贈与税の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接して いる土地等を評価することが必要な場合に提出してください。
- 2 この申出書は、原則として、納税地を所轄する税務署に提出してください。
- 3 「特定路線価により評価する土地等」、「特定路線価を設定する道路」及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」の状況等がわかる資料(物件案内図、地形図、写真等)を添付してください。



- 4 「特定路線価により評価する土地等」及び「特定路線価を設定する道路」の所在地、状況等 については、「別紙 特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在 地、状況等の明細書」に記載してください。
- (1) 「土地等の所在地(住居表示)」欄には、「特定路線価により評価する土地等」の所在地を 画地ごとに記載してください。
- (2) 「土地等の利用者名、利用状況及び地積」欄には、その土地等の利用者名、利用状況及び 地積を記載してください。土地等の利用状況については、「宅地(自用地)」、「宅地(貸地)」 などと記載してください。
- (3) 「道路の所在地」欄は、「特定路線価を設定する道路」の所在地の地番を記載してください。
- (4)「道路の幅員及び奥行」欄には、「特定路線価を設定する道路」の幅員及び「特定路線価を設定する道路に接続する路線価の設定されている路線」からその土地等の最も奥までの奥行距離を記載してください。
- (5) 「舗装の状況」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- (6) 「道路の連続性」欄は、該当するものにレ点を付してください。
- (7) 「道路のこう配」欄には、傾斜度を記載してください。
- (8) 「上水道」、「下水道」、「都市ガス」欄は、該当するものにレ点を付してください。各欄の「引込み可能」とは、「特定路線価を設定する道路」に上下水道、都市ガスが敷設されている場合及び「特定路線価を設定する道路」にはないが、引込距離約50m程度のもので、容易に引込み可能な場合をいいます。
- (9) 「用途地域等の制限」欄には、その土地等の存する地域の都市計画法による用途地域(例 えば、第1種低層住居専用地域等)、建蔵率及び容積率を記載してください。
- (10)「その他(参考事項)」欄には、上記以外に土地の価格に影響を及ぼすと認められる事項がある場合に記載してください。
- (注)この申出書を提出した場合でも、路線価を基に課税の対象となる土地等を評価することができるときには、特定路線価を設定しないことになりますので留意してください。

改 正 後	改正前
平成・令和年分 特定路線価設定申出書 使用目的 この申出書は、路線価地域内において、相続税又は贈与税の課税対象となる、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要がある場合において、納税義務者から税務署長に対し、その土地等を評価するための路線価(特定路線価)の設定の申出をするために使用するものである。	平成・令和年分 特定路線価設定申出書 使用目的 この申出書は、路線価地域内において、相続税又は贈与税の課税対象となる、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要がある場合において、納税義務者から税務署長に対し、その土地等を評価するための路線価(特定路線価)の設定の申出をするために使用するものである。

				様式	
	改 正	後		改 正 前	
				(新規)	
必要経費不算入対価等	の明細書	受贈者、相続人 受遺者)の氏名 者、被相続人の氏名	入力 確認 ※ ※		
1 判定期間	Mpr J 1	a. (grande)			
(1) 届出又は申請書の提品	出に係る事由が生じた日	令和 年	月 日		
(2) (1)の日以前5年以内の	の期間(判定期間)	(自) 令和 年 (至) 令和 年			
2 上記1の判定期間におい	て特別関係者へ支払った金額	領の内訳 (注2)			
(1) 特別関係者に支払をし	た給料賃金の内訳**	_			
年分	支払を受けた者の氏名	青色事業専従者	支給額		
		該当・非該当	Р		
		該当・非該当			
	合 計		1		
	<b>逆者給与に該当するものの合</b>		2		
	等に該当する給料賃金の額(		3		
を受けた者ごとに、その合			、支払をした年分及び支払		
	た上記(1)以外の対価の内訳		支払額		
支払日・・・	で払を受けた者の氏名 	費目	又拉領		
1 1 1					
		1			
		+			
	合 計		<b>(4)</b>		

		様式	78
改 正 後	改正前		
	(新規)		
(裏)			
1 使用目的			
この明細書は、次の明細書又は申請書に係る必要経費不算人対価等の計算をするために使用し、これら			
の書類に添付して提出してください。			
○ 事業用資産に係る事業に関する明細書(免除届出用)			
2 記載要領等			
(1) 「必要経費不算入対価等」とは、特例事業受贈者・相続人等の特別関係者が特例事業受贈者・相続人			
等から支払を受けた対価又は給与の金額であって、所得税法第56条又は第57条の規定により、その事			
業に係る事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるもの以外のものをいいます。			
(2) 「特別関係者」とは、次に掲げる者をいいます。			
イ 特例事業受贈者・相続人等の親族			
ロ 特例事業受贈者・相続人等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者			
ハ 特例事業受贈者・相続人等の使用人			
ニ 特例事業受贈者・相続人等から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者(ハに掲げ			
る者を除きます。)			
ホ ハに掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族			
へ 次に掲げる会社			
(イ) 特例事業受贈者・相続人等(イからホに掲げる者を含みます。以下同じです。) が有する会社の			
株式等(株式又は出資をいいます。以下同じです。)に係る議決権の数の合計が、当該会社に係る			
総株主等議決権数 (総株主 (株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を			
行使することができない株主を除きます。) 又は総社員の議決権の総数をいいます。(ヮ)及び(ハ)に			
おいて同じです。)の百分の五十を超える数である場合における当該会社			
(ロ) 特例事業受贈者・相続人等及び(イ)に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決権の数の			
合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合における当該			
他の会社			
(ハ) 特例事業受贈者・相続人等及び(イ)又は(ロ)に掲げる会社が有する他の会社の株式等に係る議決			
権の数の合計が、当該他の会社に係る総株主等議決権数の百分の五十を超える数である場合にお			
ける当該他の会社			
(注1) 1(1)の日の5年前の応当日の翌日を記載してください。			
(注2) 特例(受贈)事業用資産に係る事業に従事する使用人(上記(2)イ及びロに掲げる者を除きます。)			
に支払をした給料賃金は、必要経費不算入対価等に該当しませんので、記載を要しません。			

(資 15-1-1-A4 統一)

<u>ਦ</u>	文 正 後
一( 税務署 ) 受付印 )	
	_税の更正の請求書
	(前 納 税 地
	T 住所又は 所 在 地
令和年月日提出	納 税 地
	フリガナ 氏名 又 は 名 称
	個人番号又は法人番号
	(法人等の場合) 代表者等氏名
	職業電話番号
1 東アの魅力の特色した。水中生力は深	知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる
の生じたことを知った日 平成 令和  年分	
2. 申告又は通知に係る課税標準、税額及 次葉のとおり	び更正後の課税標準、税額等
3. 添付した書類	
a Trotthe by The	
4. 更正の請求をする理由	
5. 更正の請求をするに至った事情の詳細	1、その他参考となるべき事項
4 SPACEMENT AND A PRIME SECTION AS A	<u>₩</u> 1-7-ЩΛ
6. 速行を	空する場合 2 ゆうちょ銀行の貯金口船ご振込みを希望する。 本店・支店 貯金口座の記号番号 —
受けよ 銀 行 うとす 金庫・組合	本店・支店 貯金口座の記号番号 — — — — — — — — — — — — — — — — — —
る 銀 行	_本所・支所 3 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

\_預金 口座番号\_

	後の東ての幸事書
	税の更正の請求書
税 務署 長	(前納税地
	T 住 所 又 は 所 在 地
令和年月日提出	納 税 地
	フリガナ 氏名又は 名 称
	個人番号又は法人番号
	(註人等の場合) 代表者等氏名
	職 業電話番号
平成 令和 年分 2. 申告又は通知に係る課税標準、税	平成
令和 ———	————————————————————————————————————
令和	————————————————————————————————————
<ul> <li>キカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	令和 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
<ul><li>令和 キカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	令和 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
<ul> <li>キカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	令和 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
<ul> <li>キカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	帝和 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――
中部	令和 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――

改 正 前

79

# 改正前

#### 書きかた

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又 は「贈与税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記 入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞ れ記入してください。

なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税 地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入して ください

なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してくださ

5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12 桁)を、法人等の場合は法 人番号(13 桁)を記入してください。

なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写 により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番 号の取扱いには十分ご注意ください。

- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求ので きる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。
- (例) 平成(令和)○○年分相続税申告書 平成(令和)○○年分相続税決定通知書

平成(令和)○○年○月○日提出

平成(令和)○○年○月○日遺産分割

- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
- (例) 相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○,○○○円の評 価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至 った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してくだ さい。

預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座 に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

- (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
  - 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してくださ
- (2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
  - 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
- (3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
  - 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
- (注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添 付する必要があります。

# 書きかた

- 1 ※印欄には、記入しないでください。
- 2 見出しの「 税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又 は「贈与税」と記入してください。
- 3 「住所又は所在地(納税地)」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記 入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞ れ記入してください。

なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税 地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入して ください。

なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してくださ

5 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号(12 桁)を、法人等の場合は法 人番号(13 桁)を記入してください。

なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない(複写 により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる)など、個人番 号の取扱いには十分ご注意ください。

- 6 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求ので きる事由の生じたことを知った目」欄は、例えば、次のように記入してください。
- (例) 平成(令和)○○年分相続税申告書

平成(令和)○○年○月○日提出

平成(令和)○○年分相続税決定通知書

平成(令和)○○年○月○日遺産分割

- 7 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
- (例) 相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○、○○○円の評 価誤りがあった。
- 8 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至 った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 9 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してくだ さい

預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座(ご本人名義の口座 に限ります。)に還付金が直接振り込まれ、大変便利ですので、是非ご利用ください。

- (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合
- 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してくださ
- (2) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合
  - 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。
- (3) 郵便局等の窓口で受取を希望する場合
  - 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。
- (注) この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添 付する必要があります。

改 正 前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相 続 税 一 付 表 2)

租税特別措置法第70条の7の2(非上場株式等についての相続税の 納税額予及び免除)及び同法第70条の7の4(非上場株式等の贈与者 が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人 の算出税額等の計算明細表

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基	づく課税遺産	総額」等の計算										
	区		分		申告 (更正・決定)	额	請	求	額			
① 対象 (相続) 非上	:場株式等の価質	H				Ħ			P			
② 経営承維相続人等 金額	序及び経営相続	承継受贈者(以下「経営承継人	」という。)に係る債務及び葬	式費用の								
③ 経営承継人が相続	を又は遺贈により	り取得した財産の価額										
④ 控除未済債務額	(D+2-3) a	D金額(赤字の場合は O)										
⑤ 特定価額(①-④	)(1,000円未記	<b>満切捨て)(赤字の場合は0)</b>				,000			, 000			
⑥ 特定価額の20%に	に相当する金額	(⑤×20%) (1,000円未満切捨	(T)			,000			, 000			
⑦ 経営承継人以外の	の相続人等の課程	受価格の合計額				, 000			, 000			
⑧ 基礎控除額				基礎控除額 ,000					,000		, (	000, 000
③ 特定価額に基づく	く課税適産総額(⑤+⑦-⑧)					,000			, 000			
⑩ 特定価額の20%に	:相当する金額	こ基づく課税遺産総額 (⑥+⑦	)-(8)			,000			, 000			
(2)「特定価額に基	づく相続税の	総額」等の計算 (請求額)										
(i)	12	特定価額に基づく	相続税の総額の計算	特定価額	の20%に相当する金額	配基	づく相続税	の総督	の計算			
法定相続人の氏名	法定相続分	⑤法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑥2)	④相続税の総額の基礎となる税額	砂法定相線	を分に応ずる取得金額 (面×位)	6相	統税の総額の	基礎と	なる税額			
		P	円		FI				P			
		,000			,000	_						
		,			,							
		,000			,000							
		,000			,000							
		,000			,000							
法定相続分の合計	1	①相続税の総額(国の合計額)	00	®相続税(	の総額(国の合計額)				00			

# 2 株式等納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・決定)額	請	求	額	7
<ul><li>① 経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の贈 控除額を差し引いた額</li></ul>	与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与税額	PI			P	퓌
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額(1の⑰×1の雹 (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前に						]
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の	加算金額 (②×20%)					
a (②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字	の場合は0)					٦
<ul><li>④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算 (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前に</li></ul>	出税額(1のB×1の⑥/1の(⑥+⑦)) こおける申告書第8の2表等の同欄の金額)					1
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割	加算が行われる場合の加算金額 (④×20%)					
b (④+⑤-暦年課税分の贈与税額控除額) の金額(赤字	の場合は0)					
c 経営承継人の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合は	0)					7
⑥ (①+a-b-c)の金額(赤字の場合は0)						1
⑦ (a-b-⑥) の金額(赤字の場合はO)						
⑧ 対象(相続) 非上場株式等に係る会社が2社以上ある場	合の会社ごとの株式等納税猶予税額					7
イ (会社名) に係る株式等納税額	情予税額(⑦×イの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)	00			00	0
	背予税額(⑦×ロの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨で)	00			00	0
ハ (会社名) に係る株式等納税署	等子税額(⑦×ハの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)	00			00	0
③ 株式等納税猶予税額(⑦の金額(100円未満切捨て)又に	は③の金額の合計額)	00			00	0

(資15-1-3-2-A4統一)

成31年

沙丘

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相 続 税 - 付 表 2)

租税特別措置法第70条の7の2(非上場株式等についての相続税の 納税額予及び免除)及び同法第70条の7の4(非上場株式等の贈与者 が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除)の適用を受けている人 の算出税額等の計算明細表

1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基	づく課税遺産	総額」等の計算							
	区		分		申告 (更正・決定)	P(F)	請	求	
① 対象 (相続) 非上	場株式等の価額	ij.				H			-
② 経営承継相続人等 金額	及び経営相続	承継受贈者(以下「経営承継人	」という。)に係る債務及び葬	式費用の					
③ 経営承継人が相続	又は遺贈により	取得した財産の価額							
④ 控除未済債務額(	(1)+(2)-(3) o	O 金額(赤字の場合はO)							
⑤ 特定価額 (①-④	) (1,000円未満	葛切捨て)(赤字の場合は0)							
⑥ 特定価額の20%に	相当する金額	(⑤×20%) (1,000円未満切捨	て)						
⑦ 経営承継人以外の	相続人等の課種	見価格の合計額							
⑧ 基礎控除額									
⑨ 特定価額に基づく	課税遺産総額	(5+7-8)							
⑩ 特定価額の20%に	相当する金額に	- 基づく課税遺産総額 (⑥+⑦	-(8)						
(2)「特定価額に基	づく相続税の	総額」等の計算 (請求額)							
0	12	特定価額に基づく料	目続税の総額の計算	特定価額	の20%に相当する全額	質に基	づく相続税	の総額	質の計算
法定相続人の氏名	法定相統分	②法定相続分に応ずる取得金額 (③×②)	貸相続税の総額の基礎となる税額		E分に応ずる取得金額 (10×12)	@#	聴視の総額の	高礎と	なる税額
		PI 000	Ħ		PI 000				
		000			000	Н			
		000			000	$\vdash$			

# 法定相続分の合計 1 (2 株式等納税猶予税額の計算

②相続税の総額(④の合計額)

区		分	申告 (更正・決定) 額	請	求	額
<ul><li>① 経営承継人の税額控除額 控除額を差し引いた額</li></ul>	(の合計と相続時精算課税分の贈与税額	控除額の合計から暦年課税分の贈与税額	PI			P
	(継人の算出税額(1の⑰×1の⑤/1の額」欄については更正の請求前における。					
③ 特定価額に基づき相続税	額の2割加算が行われる場合の加算金	額 (②×20%)				
a (②+③-暦年課税分の	・贈与税額控除額)の金額( <b>赤字の場合</b>	(\$0)				
<ul><li>④ 特定価額の20%に相当す (「申告(更正・決定)」</li></ul>	る金額に基づく経営承継人の算出税額 額」欄については更正の請求前における	(1の®×1の⑥/1の(⑥+⑦)) 5申告書第8の2表等の同欄の金額)				
⑤ 特定価額の20%に相当す	る金額に基づき相続税額の2割加算が	行われる場合の加算金額 (④×20%)				
<b>b</b> (④+⑤-暦年課税分の	贈与税額控除額)の金額(赤字の場合	(\$0)				
<ul><li>経営承継人の課税価格に</li></ul>	基づく算出税額( <b>赤字の場合は0</b> )					
⑤ (①+a-b-c) の金	額(赤字の場合は0)					
⑦ (a-b-⑥) の金額	(赤字の場合は0)					
⑧ 対象(相続) 非上場株式	等に係る会社が2社以上ある場合の会	社ごとの株式等納税猶予税額				
イ (会社名)	に係る株式等納税猶予税額	<ul><li>(⑦×イの株式等に係る価額/1の①)</li><li>(100円未満切捨て)</li></ul>				
口 (会社名)	に係る株式等納税猶予税額	(⑦×ロの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)				
ハ (会社名)	に係る株式等納税猶予税額	<ul><li>(⑦×ハの株式等に係る価額/1の①)</li><li>(100円未満切捨て)</li></ul>				
⑨ 株式等納税猶予税額(イ	+=+1)					

00 ⑥相続税の総額(⑥の合計額)

(資15-1-3-2-A4統一)

# 改 正 前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相 続 税 - 付 表 2の2)

租税特別措置法第70条の7の6(非上場株式等についての相続税の 納税額予及び免除の特例)及び同注第70条の7の8(非上場株式等の 特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除の特例)の適 用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税	遺産総額」等の計算						
	区 分		申告 (更正·			求	額
① 特例対象 (相続) 非上場株	式等の価額			円			F
<ul><li>② 特例経営承継相続人等及び び葬式費用の金額</li></ul>	特例経営相続承継受贈者(以下「特例経営承継	人」という。)に係る債務及					
③ 特例経営承継人が相続又は	豊勝により取得した財産の価額						
<ul><li>     控除未済債務額(①+②-</li></ul>	③) の金額(赤字の場合はO)						
⑤ 特定価額 (①-④) (1,000	円未満切捨て)(赤字の場合は0)			, 000			, 000
⑥ 特例経営承継人以外の相続	人等の課税価格の合計額			, 000	, 000		
⑦ 基礎控除額			, 000, 000			, 00	00, 000
⑧ 特定価額に基づく課税遺産	<b>②額 (⑤+⑥−⑦)</b>			, 000			, 000
(2)「特定価額に基づく相続	税の総額」等の計算(請求額)						
③ 法定相続人の氏名	00	特定価額	Eに基づく相続	税の総額の	計算		
	法定相続分	⑩法定相続分に応ずるII (⑧×⑩)	<b>改得金額</b>	G相続	見の総額の基	礎となる	税額
			, 000				F
			, 000				
			, 000				
			,000				
			, 000				

# 法定相続分の合計 2 特例株式等納税猶予税額の計算

区	分	申告(更正・	<ul><li>決定)額</li></ul>	請	求	額	
<ul><li>特例経営承継人の税額控除額の合計と相続時精算課税分の 税額控除額を差し引いた額</li></ul>	贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与		円				P
② 特定価額に基づく特例経営承継人の算出税額(1の母×1の (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前にお	(⑤/1の(⑤+⑥)) ける申告書第8の2の2表の同欄の金額)						
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算	¥金額 (②×20%)						
a (②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字の場	<b>場合は</b> 0)						
b 特例経営承継人の課税価格に基づく算出税額 (赤字の場合)	to)						
<ul><li>④ (①+a-b) の金額(赤字の場合はO)</li></ul>							
⑤ (a-④) の金額 (赤字の場合はO)							
<ul><li>特例対象(相続)非上場株式等に係る会社が2社以上ある場</li></ul>	合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額						
イ (会社名) に係る特例株式等納税額予	·税額(⑤×イの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)		00				0
ロ (会社名) に係る特例株式等納税難予	・税額(⑤×ロの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)		00			-	(
ハ (会社名) に係る特例株式等納税籍予	·税額(⑤×ハの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)		00				(
⑦ 特例株式等納税猶予税額(⑤の金額(100円未満切捨て)又	は⑥の金額の合計額)		00				0

⑤相続税の総額(⑥の合計額)

(資15-1-3-3-A4統一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相 続 税 - 付 表 2の2)

租税特別措置法第70条の7の6(非上場株式等についての相続税の 納税額予及び免除の特例)及び同法第70条の708(非上場株式等の 特例贈与者が死亡した場合の相続税の納税額予及び免除の特例)の適 用を受けている人の算出税額等の計算明細表

1 特例株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1) 「特定価額に基づく課税遺産	総額」等の計算						
×	分		申告(更正・	決定)額	計	求	額
① 特例対象 (相続) 非上場株式等	の価額			円			F
<ul><li>② 特例経営承継相続人等及び特例 び葬式費用の金額</li></ul>	経営相続承継受贈者(以下「特例経営承継)	し」という。)に係る債務及					
③ 特例経営承継人が相続又は遺贈	により取得した財産の価額						
<ul><li>・ 控除未済債務額(①+②-③)</li></ul>	の全額(赤字の場合は0)						
⑤ 特定価額 (①-④) (1,000円未	英切捨て)(赤字の場合はO)						
⑥ 特例経営承継人以外の相続人等	の課税価格の合計額						
⑦ 基礎控除額							
⑧ 特定価額に基づく課税遺産総額	(5+6-7)						
(2)「特定価額に基づく相続税の	の総額」等の計算 (請求額)		•				
(9) 法定相続人の氏名	0	特定価額	5に基づく相続	税の総額の	計算		
	法定相続分	⑪法定相続分に応ずる (⑧×⑩)	取得金額	(2484t4	見の総額の基础	遊とな	る税額
			PI 000				F
			000				
			000				
			000				
			000				
法定相続分の合計	1	◎相続税の総額(②の)	合計額)				00

#### 2 特例株式等納税猶予税額の計算

K		分	申告	(更正・沙	(定) 翁	i	請	求	額
<ol> <li>特例経営承継人の税額控 税額控除額を差し引いた額</li> </ol>	除額の合計と相続時精算課税分	の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の贈与			F	P			F
<ul><li>② 特定価額に基づく特例経 (「申告(更正・決定)者</li></ul>	営承継人の算出税額(1の邸×1 町 欄については更正の請求前に	の⑤/1の(⑤+⑥)) おける申告書第8の2の2表の同欄の金額)							
③ 特定価額に基づき相続税	額の2割加算が行われる場合の力	n算金額 (②×20%)							
a (②+③-暦年課税分の)	着与税額控除額)の金額( <b>赤字の</b>	の場合は0)							
b 特例経営承継人の課税価	格に基づく算出税額( <b>赤字の場</b> 合	<b>合は0</b> )							
<ul><li>④ (①+a-b) の金額(</li></ul>	赤字の場合は0)								
⑤ (a-④)の金額(赤字	の場合は0)								
⑥ 特例対象 (相続) 非上場	株式等に係る会社が2社以上ある	る場合の会社ごとの特例株式等納税猶予税額							
イ (会社名)	に係る特例株式等納税業	背予税額(⑤×イの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)							
口 (会社名)	に係る特例株式等納税第	当予税額(⑤×ロの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)							
ハ (会社名)	に係る特例株式等納税業	骨予税額(⑤×ハの株式等に係る価額/1の①) (100円未満切捨て)							
⑦ 特例株式等納税猶予税額	(イ+ロ+ハ)					Π			

(資15-1-3-3-A4統一)

# 改 正 前

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相 続 税 - 付 表6)

租税特別措置法第70条の6の10(個人の事業用資産についての相 続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算 明細表

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算

区	分		申告(更正・	決定)額	請求	· ##
① 特例事業用資産の価額				PI		P
② 特例事業相続人等に係る特定債務額						
③ 特定価額(①-②)(1,000円未満切捨て)(赤字の場合はO)				, 000		
<ul><li>特例事業相続人等以外の相続人等の課</li></ul>		, 000		, 000		
⑤ 基礎控除額			,000,000		, 000, 000	
⑤ 特定価額に基づく課税適産総額(③+④−⑤)				,000		
(2)「特定価額に基づく相続税の総額	」等の計算 (請求額)					
⑦ 法定相続人の氏名	3 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算				
法定相続人の氏名	法定相视分	<ul><li>⑨法定相続分に応ずる: (⑥×⑧)</li></ul>	⑨法定相続分に応ずる取得金額 (⑥×⑧)		その総額の基礎とな	なる税額
			, 000			F
			,000			
			,000			
			, 000			
			, 000			
法定相続分の合計	1	①相続税の総額(⑩の合計額)				00

#### 2 事業用資産納税猶予税額の計算

区	分	申告 (更正・決定) 額	請	求	額
<ul><li>① 特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税分の 贈与税額控除額を差し引いた額</li></ul>	即増与税額控除額の合計から暦年課税分の	Pi			A
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額(1の⑪×1・ (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前にお	の③/1の(③+④)) ける申告書第8の6表の同欄の金額)				
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算	金額 (②×20%)				
a (②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額( <b>赤字の場</b>	合は0)				
b 特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額(赤字の場合	は0)				
④ (①+a-b) の金額(赤字の場合はO)					
③ 事業用資産納税猶予税額 (a - ④) の金額 (赤字の場合はO	)	00			00

(資15-1-3-7-A4統一)

次葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等 (相 続 税 - 付 表6)

租税特別措置法第70条の6の10(個人の事業用資産についての相 続税の納税猶予及び免除)の適用を受けている人の算出税額等の計算 明細表

1 事業用資産納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算

(1)「特定価額に基づく	課税遺産総額」等の計算				
	区	分		申告 (更正・決定) 額	請求額
① 特例事業用資産の価額				FI	
② 特例事業相続人等に係る	6特定債務額				
③ 特定価額(①-②)(1,	000円未満切捨て)(赤字の場	合は0)			
④ 特例事業相続人等以外の	の相続人等の課税価格の合計部	í			
⑤ 基礎控除額					
⑥ 特定価額に基づく課税3	<b>貴産総額 (3+4−5)</b>				
(2)「特定価額に基づく	相続税の総額」等の計算(	請求額)			
7	8		特定価額	Eに基づく相続税の総額の	の計算

# 協定相続人の氏名 事実価額に基づく相談便の総額の計算 (固定電報を力に安する教育金額 (個)ス (個) (0)ス (個) 内 (00) (00)

# 2 事業用資産納税猶予税額の計算

区	分	申告	(更正	· 決定)	額	請	求	額
<ul><li>① 特例事業相続人等の税額控除額の合計と相続時精算課税 贈与税額控除額を差し引いた額</li></ul>	分の贈与税額控除額の合計から暦年課税分の				Ħ			F
② 特定価額に基づく特例事業相続人等の算出税額(1の⑪) (「申告(更正・決定)額」欄については更正の請求前に	< 1 の③/1 の(③+④)) おける申告書第8 の 6 表等の同欄の金額							
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の	加算金額 (②×20%)							
a (②+③-暦年課税分の贈与税額控除額)の金額(赤字6	の場合は0)							
b 特例事業相続人等の課税価格に基づく算出税額(赤字の)	場合は0)							
<ul><li>④ (①+a-b) の金額(赤字の場合は0)</li></ul>								
⑤ 事業用資産納税猶予税額 (a - ④) の金額 (赤字の場合)	±0)							

(資15-1-3-7-A4統一)

改 正 前

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 2 )

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて

いる場合の計算明細書

		区 分		申告(更正·決定)額	請求額
	住宅	E取得等資金の合計額 1	32)	円	P.
	住宅	E取得等資金の合計額 2	33		
	非	住宅資金非課税限度額	34)		
住宅	課税	平成 27 年分から令和元年分までの贈与 税の申告で非課税の適用を受けた金額	35		
取得	限度	住宅資金非課税限度額の残額 (③一③)	36		
等	額の	特別住宅資金非課税限度額	37)		
資金	計	令和元年分の贈与税の申告で非課税 の適用を受けた金額(注)	38		
の非	算	特別住宅資金非課税限度額の残額 (⑦一級)	39		
課	贈 を 受ける	22のうち非課税の適用を受ける金額	40		
税分	の非課別	③のうち非課税の適用を受ける金額	<b>4</b> 1)		
	の算 適用	非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑩+⑪)	42		
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	②のうち課税価格に算入される金額 (②一④)	43		
	課税価格に	③のうち課税価格に算入される金額 (③一④)	44		
		1			

(注) 令和元年分の贈与税の申告で住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。

(資 15-1-4-3-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 2 )

住宅取得等資金の非課税の適用を受けて

いる場合の計算明細書

	区分		申告(更正·決定)額	請	求	額	
	住宅取得等資金の合計額1	32)	円				円
	住宅取得等資金の合計額2	33)					
	住宅資金非課税限度額	34)					
住字	平成 27 年分から 30 年分までの贈与税 の申告で非課税の適用を受けた金額	35					
取	住宅資金非課税限度額の残額 (鉛ー③)	36					
等	特別住宅資金非課税限度額	37)					
資金							
の非							
親税	②のうち非課税の適用を受ける金額	40					
分	③のうち非課税の適用を受ける金額	(11)					
	非課税の適用を受ける金額の合計額 (⑩+⑪)	42					
	②のうち課税価格に算入される金額 (②一④)	43					
	③のうち課税価格に算入される金額 (③一④)	44					

(資 15-1-4-3-A4統一)

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈与税一付表3)

震災に係る住宅取得等資金の非課税の

適用を受けている場合の計算明細書

		区 分		申告(更正·決定)額	請求額
	住宅	E取得等資金の合計額 1	45	円	P.
	住宅	E取得等資金の合計額 2	46		
(震災	非	住宅資金非課税限度額	47)		
(震災特例法の)	課税	平成 27 年分から令和元年分までの贈与 税の申告で震災非課税の適用を受けた 金額	48		
住宅	限度	住宅資金非課税限度額の残額 (①一®)	49		
取	額の	特別住宅資金非課税限度額	50		
得等	計	令和元年分の贈与税の申告で震災非 課税の適用を受けた金額(注)	51)		
資金	算	特別住宅資金非課税限度額の残額 (⑩-⑤)	52		
の非	贈与受ける 別	⑥のうち非課税の適用を受ける金額	(3)		
課	の非課税計	⑥のうち非課税の適用を受ける金額	54		
税分	の 算 適 用	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③+⑤)	55		
	贈与税の課税価格に算入される金額の計算	⑥のうち課税価格に算入される金額 (⑥一③)	56		
	役債格に	(船のうち課税価格に算入される金額 (船-(駅))	67		

(注) 合和元年分の贈与税の申告で震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額のうち、 平成31年4月1日以後に住宅用の家屋の新築等に係る契約を締結して震災に係る住宅取得等資金の非課税の適用を受けた金額を記入してください。 〒和2年分田

次 葉

申告に係る課税価格等及び更正の請求による課税価格等

(贈 与 税 - 付 表 3)

震災に係る住宅取得等資金の非課税の

適用を受けている場合の計算明細書

	区 分		申告(更正·決定)額	請	求	額	
	住宅取得等資金の合計額1	45	PI				F
	住宅取得等資金の合計額2	46					
(震災性	住宅資金非課税限度額	47					
(震災特例法の)	平成27年分から30年分までの贈与税の 申告で震災非課税の適用を受けた金額	48					
住宅	住宅資金非課税限度額の残額 (①⑱)	49					
取	特別住宅資金非課税限度額	50					
得等							
資金							
金の	⑥のうち非課税の適用を受ける金額	63)					
非課	⑥のうち非課税の適用を受ける金額	(54)					
税分	非課税の適用を受ける金額の合計額 (③+⑤))	(55)					
/s	⑤のうち課税価格に算入される金額 (⑥→⑥)	56					
	(船のうち課税価格に算入される金額 (船-(船))	<b>57</b>					

(資 15-1-4-4-A 4 統一)

(資 15-1-4-4-A 4 統一)